

特集1：ジュネーブ諸条約成立70周年 1949-2019

【特別寄稿】ジュネーブ諸条約成立の舞台裏と今日的意義——一九四九年の条約成立七〇周年を記念して フランソワ・ブニョン  
 国際人道法の発展に対する赤十字国際委員会の貢献——「コメンタリー」の役割を中心に……………新井 京 17  
 公設武装漁民と文民の保護……………山本勝也 32  
 国連安全保障理事会による文民の保護……………上野友也 42  
 報告…ルワンダ・ジェノサイド下の赤十字——二五年目の人道……………齊藤彰彦 51  
 ……国際医療救援活動と連携した国際人道法普及ストラテジーの可能性……………益田 充 63

特集2：被爆75年の広島・長崎から

若い世代へいかに伝承するか——被爆七五年の広島・長崎からのメッセージ……………滝川卓男 71  
 あの日と今をつなぐ——リニューアルオープンした広島平和記念資料館……………古川善也 87  
 広島赤十字・原爆病院の歴史と被爆者支援について……………平野明喜 97  
 原子爆弾と日本の形成外科の誕生——形態異常とハンディキャップ……………グレゴール・マリヒ／ロビン・クープランド／ステイプ・ドネリー／ジョニー・ネーメ 105  
 化学・生物・原子力等（CBRN）災害に対する赤十字国際委員会（ICRC）の人道対応の枠組み……………

◆評論…コントの「人道教」がめざしたもの——実証主義哲学者が夢みた理想社会……………井上忠男 120

特集3：ナイチンゲール生誕200年

ナイチンゲールが残した知られざる八つの業績……………金井一薫 131  
 フローレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナン——その類似点と相違点……………ピエール・ボワシエ 143  
 ◆歴史探訪…デュナン——カステイリオーネの六日間——パラッツォ・ボンドニ・パストリオ財団の記録から……………森 正尚 160  
 ◆トピックス…東京パラリンピックと赤十字語学奉仕団……………畑 厚彦 172  
 ◆赤十字と歴史…首都直下地震に備える——日赤災害救護史最大の「関東大震災」に学べ……………山澤将人 175  
 ……近代における赤十字看護婦生徒の災害救護活動……………吉川龍子 185  
 ◆インタビュー…日赤看護婦・戦時救護活動 病院船と横須賀海軍通信学校での救護……………  
 ——故高橋とよ氏（旧姓 渡辺）の戦時救護活動……………  
 ◆エッセイ…国際赤十字・赤新月社連盟アフリカ地域事務所での二年間を振り返って……………永積健太郎 205

編集後記……………212

## 【特別寄稿】

## ジュネーヴ諸条約成立の舞台裏と今日的意義

フランソワ・ブニオン

——一九四九年の条約成立七〇周年を記念して

元赤十字国際委員会理事

訳：齊藤彰彦（IHS 研究員）

一九四九年八月二日、五九カ国の代表が四つの改訂条約、また新たなジュネーヴ諸条約を正式に採択した。それから昨年、七〇周年を迎えた。これらの諸条約は、採択から七〇年後の現在もお効力を持ち、現代の国際人道法の基盤でありつづけている。一九四九年のジュネーヴ諸条約の採択を記念することは、我々に次のような問いを提起する。

なぜ第二次世界大戦後にジュネーヴ諸条約の改正が必要と思われたのか。交渉の争点は何であり、重要な問題は何かだったか。主な成果と残された課題は何だったか。ジュネーヴ諸条約の履行における主要な問題は何かだったか。一九四九年のジュネーヴ諸条約の今日的意義は何であり、また将来的課題は何なのか。これらの疑問を以下で扱ってみたい。



## 1 なぜ第二次世界大戦後にジュネーヴ諸条約を改訂する必要があったのか。

傷病兵と捕虜を保護する一九二九年のジュネーヴ諸条約は第二次世界大戦中、数百万もの犠牲者を保護した。しかし、その法的枠組みの欠陥は劇的な結果を招いた。戦間期における赤十字国際委員会（ICRC）の努力にも拘わらず、戦

時に敵対国の権力内にある文民を保護する条約は採択されていなかった。その結果はよく知られている。つまり、大量殺戮、大量追放、ジェノサイドであった。

さらにソ連は、一九二九年の外交会議に参加せず、一九二九年の捕虜条約への加盟を拒否した。その拒否は、ナチスドイツが赤軍の捕虜のいかなる人道的保護も拒否するという態度を招いた。この事例は同様に、以下のような結果を迎えたことで知られている。つまり、飢餓、寒さ、医療の欠如、虐待、略式処刑により、囚われたソビエト捕虜三〇〇万人の命が奪われたことである。

日本は一九二九年の外交会議に参加していたが、一九二九年捕虜条約の批准を拒否した。これもまた重大な結果をもたらした。

これらの理由から、現代の国際人道法、また後年の条約改訂の起点ともなった一八六四年八月二日の最初のジュネーヴ条約採択を主導したICRCは、一九二九年ジュネーヴ諸条約の改訂に着手する決定を行い、その改訂作業を加速した。こうした思いは明らかに多くの国々の共有するところだった。

## 2 交渉の重要テーマは何だったか、その主要な課題は何だったのか。

ICRCは、第二次世界大戦の終結を待たずに一九二九年のジュネーヴ諸条約の改訂に向けた協議を開始した。一九四五年二月一五日付の覚書は、そのための協議を開始し、政府及び各国赤十字・赤新月社に対し協力を求めることが記されている。戦間期の紛争と第二次世界大戦の教訓をもとに、ICRCは次の三つの主要な目的を掲げた。

- (1)戦時における文民保護の新たな条約を採択すること。しかし、これは戦時の過酷な六年間には全く欠落していた。
- (2)非国際的武力紛争の犠牲者を保護するためのいくつかの規定を採択すること。これはロシア、スペイン内戦時には著しく欠落していた。
- (3)条約の履行確保のための新たな監視メカニズムを設けること。

初期の協議をもとにICRCは、陸戦の傷病兵、難船者捕虜、及び敵国の権力内にある文民を保護する四つの改訂

条約及び新条約を起草した。

これらの草案はまず一九四六年八月にジュネーヴで開催された各国赤十字社準備会合に付され、次いで一九四七年四月にジュネーヴで開催された政府専門家会議に、さらに一九四八年八月にストックホルムで開催された第一七回赤十字国際会議に付託された。

ストックホルム会議は、草案を条文ごとに審議し、軽微な修正を加えてこれを承認した。会議はまた、これらの草案、とりわけ文民保護の新たな条約は、世界の人民の深甚なる希望に応えるものであることを宣言し、また、すべての政府ができるだけ速やかに外交会議に参集し、いま正に承認された条文の採択と署名を行うことを勧告した。

ICRCは、ストックホルム会議での発言を考慮してこれらの条約草案を改訂し、この送付を受けたジュネーヴ条約の寄託国であるスイス政府は、全ての政府にこれを回送し、翌年に開催される外交会議への参加を呼びかけた。外交会議の開始は一九四九年四月二日とされた。

外交会議は四カ月でその任務を終えた。今日の状況からみれば、それはほとんど奇跡のように思われる。

一九四九年八月二日、三つの改訂条約と一つの新たな条約が正式に採択された。以下の四つの条約である。

- (1) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約(第一条約)
- (2) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約(第二条約)
- (3) 捕虜の待遇に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約(第三条約)
- (4) 戦時における文民の保護に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約(第四条約)

ICRCが準備作業をハイペースで進めたことは明らかである。なぜだったのか。それには主に二つの理由があった。

第一にICRCは、戦勝国間の対立がすぐにまた第三次世界大戦を招きかねないことを懸念し、文民の戦争犠牲者の保護のための新たな条約が採択される前に、再び戦争が起るかもしれないことを恐れていた。そのために可及的速やかな準備作業に入ることを決断したのだった。

第二に、第二次世界大戦時に戦争犠牲者のための活動を大きく発展させたにもかかわらず、また、一九四四年二月のノーベル平和賞受賞にもかかわらず、ICRCは終戦

後、自らが被告席に立たされていることに気づいた。ICRCは、ドイツ、イタリア等で武器を取ったパルチザンを保護できなかったことを非難された。ICRCにはドイツの手中にあったソビエト捕虜の運命に責任があった。ICRCはナチスの迫害、強制収容所とジェノサイドを公に非難しなかつたことの責任を問われたのだ。

非難の旗手であったソ連は、ICRCを糾弾し、純粹かつ単純にICRCへの圧力を主張し、その任務と責任を赤十字社連盟へ移譲することを求めた。これらの攻撃に直面し、ICRCは自らに支持者がいらないことに気づいた。ICRCのためにモスクワとの関係を脅かす覚悟のある国などなかつたのである。

早急にジュネーヴ諸条約の改訂作業を進め、できるだけ迅速に着実な成果を生むように主導することで、ICRCは自らの有用性をアピールしようとした。それはICRCの生存戦略でもあった。

さらにICRCは、第二次世界大戦後の紛争を、条約草案の試金石として用いることができた。一九四八年の第一次アラブ・イスラエル紛争時に設置され、エルサレムの人々に避難場所を提供した中立地帯はその一例である。ICRCはエルサレムに中立地帯を設置する法的根拠として、こ

れに関する条文草案を用いた。逆にICRCは現場での経験に照らし条文草案を改訂した。その結果が第四条約の第一四条、第一五条である。

すべての準備作業を終えたICRCは、一九四九年の外交会議に専門家として臨んだ。ICRCの法律家は、提案された条文についてコメントを加え、専門家として交渉に参加することができた。実際、ICRCはしばしば与えられた技術的役割を超えて、議論に影響を及ぼすことができた。軍事占領下にあった日本は、その準備作業に参加しなかつた。日本は外交会議において占領当局とともにオブザーバーとして参加したに過ぎなかつた。日本は外交会議に参加しなかつたが、一九五三年四月二日、留保なしでこの新たな諸条約を批准した。

### 3 主な成果と残された課題

一九四九年の外交会議の成果、または残された課題は何だったのか。主な成果は戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約(第四条約)の採択であつたことは疑いない。

第二の成果は非国際的武力紛争に適用される一九四九年の四条約に共通する第三条(共通三条)の採択である。

一九四九年以降に生じた武力紛争の圧倒的多数が非国際的武力紛争であることから、この条文は一九四九年のジュネーヴ諸条約の他の条文すべてとほとんど同じくらい重要な役割を果たしたといえるだろう。

第三の成果は、利益保護国、すなわち自国の利益の保護と敵国の権力内にある自国民の保護を委任する中立国による監視メカニズムを設けたことである。

しかし、多くの場合紛争当事者は利益保護国を指名しなかったことから、この監視メカニズムは期待外れに終わった。他方でICRCは、一九四九年の外交会議での期待以上に、この分野での自らの役割を拡大させた。

実際、一九四九年の諸条約は、戦争犠牲者保護のためのICRCの活動に法的基盤を与えた。この新たな条約がICRCに付与した権限は厳密に定義されたが、これによりICRCに法的基盤を与え、多大なイニシアティブを發揮することを可能にし、活動領域を格段に拡大させることができた。同時に、この新たな条約は、軍隊の衛生活動の補助機関としての立場であれ、文民たる住民の救済活動においてであれ、戦時における各国赤十字・赤新月社の活動にも基盤を与えるものとなった。

一九四九年の外交会議の主な欠陥は、敵対行為に関する

ての際限のない一覧を作成するのも容易である。しかしそれは混乱しか招かない。そこで私はこの七〇年間に生じた二つの問題に焦点を当てたい。つまり、以下の問題である。

- (1) 戦争犠牲者の保護に関する法と敵対行為に関する法との間の不均衡
- (2) 非植民地闘争と新たな紛争形態

すでに指摘したように、軍の要員の傷者および病者、難船者、捕虜、敵国の権力内にある文民の保護に関する法は、第二次世界大戦以降、全面改訂され、更新された。このプロセスは、一九四九年のジュネーヴ諸条約の採択をもって頂点に達した。他方で、敵対行為に関する法、つまり戦闘の方法・手段を規制する諸規則は、一九四九年の外交会議ではほとんど触れられなかった。

敵対行為の影響から文民たる住民を保護する諸規則を更新する必要性に気づいたICRCは、専門家集団の力を借りて、戦時における文民たる住民が被る危険の制限のための規則草案と呼ばれる野心的なプロジェクトを立ち上げた。それは事実上、「五番目のジュネーヴ条約」とも言えるもので、戦争の影響から文民たる住民を保護する基本原則

る法、つまり、戦闘の方法・手段を規制する諸規則の改訂を実現できなかったことであり、とりわけ核兵器の合法性・違法性の問題に関する明確な態度を打ち出さなかったことにある。広島への原爆投下から四年後、空戦を規制する諸規則は、基本的に地球が主流であった時代に採択された一九〇七年のハーグ条約の規定だった。とりわけソ連は、一九四九年の外交会議が核兵器の合法性に関する議論を拒否したことを繰り返し非難した。

今日、一九六カ国が一九四九年のジュネーヴ諸条約を批准しており、国際社会のすべての構成員を拘束している。一九四九年の諸条約が普遍的に受け入れられていること、また国家実行の観点からも、これらの諸条約は国際慣習法を体現するものとして広く承認されている。その慣習的性格に鑑みれば、これらの条約は、それを破棄するかもしれない国をも拘束し続けることになるだろう。——そうした破棄などありそうにないことではあるが。

#### 4 一九四九年のジュネーヴ諸条約の履行確保における主な課題は何だったのか。

一九四九年の諸条約の履行確保において直面した問題の長文の一覧を作成するのは容易である。同様に違反につい

を回復することを目的とし、それはまさに第二次世界大戦中には恐るべきほどの違反行為が生じたもので、かつ、ニュルンベルグ法廷がこれらの違反を非難することで回復することに失敗したものであった。規則草案の第一条は、その有害な影響——とりわけ、焼夷、化学、生物、放射線又はその他物質の拡散に起因する影響——が、予測不能なほどの程度に拡散し、又は空間的、時間的に、それを使用した者の制御から離れることで、文民たる住民を危険にさらす兵器の使用を禁じた。これは核兵器の使用禁止に匹敵するものだった。そのことが計画案の失敗を招いたのである。ICRCはこの計画案を一九五七年一〇月にニューデリーで開催された第一九回赤十字国際会議に付託した。計画案は文字通り、米国とソ連の不誠実な結託により瓦解した。この挫折はICRCに長引く影響を与え、ICRCは以後長らく、新たな法典化を試みることはなかった。

一九六八年五月、テヘランで開催された国連主催の人権に関する国際会議で風向きが変わり、会議は国連事務総長に対し、ジュネーヴ諸条約の改訂を主導するよう求めた。テヘラン会議の決議を知らされたICRCは、風向きの変化を感じた。この決議は二つの問いをICRCに突きつけた。

(1) ICRRCはジュネーヴ諸条約の改訂を行うという任務を国連に受け渡すべきか、それとも一八六四年八月二二日の最初のジュネーヴ諸条約の採択以来担ってきた国際人道法の発展の分野における主導権を取り戻すべきか。

(2) 一九四九年のジュネーヴ諸条約は、テヘラン会議の決議を受けて改訂することで破棄すべきか。それとも諸条約はそのまま残り、ジュネーヴ諸条約に追加する議定書の採択を目的とすべきか。

第一の問いについて、ICRCは、国際人道法の発展の分野で国連が役割を担うことは人道法の政治化を招きかねないことを確信し、この分野でのICRCの伝統的な役割を取り戻すよう努めるべきだと考えた。このことは、一九六九年九月にイスタンブールで開催された第二一回赤十字国際会議に国際人道法の再確認と発展のための重要な報告が付託され、この枠組みに対する各国赤十字・赤新月社と諸国の支持を得ることで実現した。

第二の問いについては、ICRCは冷戦で深く分裂した国際社会が、新たないかなる条約にも合意する確証がない

ことから、一九四九年のジュネーヴ諸条約を改訂することは狂気の沙汰だと考えた。ジュネーヴ諸条約の改訂を付議し、代わりとなる新たな条約の採択に失敗すれば、ジュネーヴ諸条約の権威自体が失墜するという大きなリスクがあった。

協議と交渉のプロセスは、一九四九年の諸条約の採択時と極めて似通ったものだったが、そこには数多くの諸国と各国赤十字社が加わり、およそ一〇年の歳月が費やされることになった。その際の重要課題、そして主な反論の骨子は何だったか。

基本的には、核兵器の問題と民族解放闘争の法的地位の二つの問題が議論の中心を占めた。事前協議の段階から米国とその他の核兵器保有国は、自らの安全保障政策の要諦と考える核兵器の合法性に関する議論には参加しないことを表明した。

これらの諸国が参加しない交渉は無意味であったことから、妥協点を見い出す必要があった。ICRCが準備した追加議定書草案の検討のため、国際人道法の再確認と発展に関する外交会議に先立ちジュネーヴで開催された一九七四年から一九七七年の非公式協議の結果、核兵器の合法性の問題は外交会議の議題としないことが合意された。

他方、外交会議の重要議題でもあった敵対行為の影響からの文民たる住民の保護に関する諸規則は、核兵器を含むすべての兵器に適用されるものであることも合意された。このことは、核兵器そのものに議定書は言及していないものの、一九九六年七月八日の「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する勧告的意見の中で国際司法裁判所が第一追加議定書の諸規定に大きく依拠したことの理由でもある。

第二の点、民族解放闘争の法的地位については植民地国と第三世界の諸国との間で強い対立が生じた。植民地国はその支配地を自らの国家領域の一部と考えた。したがってこれらの植民地で生じたいかなる紛争も国際人道法が適用されない純粹な国内事項であり、共通三条のみが適用される非国際的武力紛争であるとみなした。拘束された戦闘員には捕虜(第三条約の保護は付与されなかった。これは、例えばアルジェリア戦争時(一九五四―一九六二)のフランスの態度であり、ケニアのマウマウの反乱時(一九五二―一九五九)の英国の態度であった。

国連憲章や数多の総会決議に定められた人民の自決権に基づき、第三世界の諸国は、被植民地の人民は宗主国とは別の法人格を有するのであり、そのために民族解放闘争は国際的武力紛争と認めるべきである——つまり一九四九年

のジュネーヴ諸条約全体が適用される紛争であり、共通三条のみが適用される非国際的武力紛争ではない——と主張した。

この問題は、国際人道法の再確認と発展に関する外交会議の第一会期の議論の中心となり、最終的に第一追加議定書第一条四項の採択により決着した。つまり同条は、「民族自決権を行使して植民地支配、外国の占領、人種差別体制に対する人民の闘争を、国際的武力紛争と認めたのである。四つの長い会期の後、外交会議は一九四九年のジュネーヴ諸条約に対する一九七七年六月八日の二つの追加議定書を採用した。それらは、国際的武力紛争に適用される第一追加議定書と非国際的武力紛争に適用される第二追加議定書である。

追加議定書の主な成果は、敵対行為に関する法の徹底した改訂と更新であり、他方で、その法的枠組みに民族解放闘争という新たな形態の紛争を取り込んだことである。

今日までに一七四カ国が第一追加議定書に、一六八カ国が第二追加議定書を批准している。敵対行為に関する第一追加議定書の規定は国際慣習法を反映したものであり、それが国際的・非国際的武力紛争の双方に適用されるもので

あることは広く受け入れられている。そのため、これらの規定は、第一追加議定書の批准の有無にかかわらず国際社会の構成員全てを拘束している。なお、日本は一九七七年の追加議定書の採択に導いた交渉に参加し、二〇〇四年八月三十一日に二つの追加議定書を批准している。

## 5 一九四九年のジュネーヴ諸条約の今日的意義と将来的課題は何か。

ここで現在と未来に視点を向け、一九四九年のジュネーヴ諸条約が今日直面している主な課題と将来への展望を明らかにしてみたい。近年の武力紛争を観察すれば主に三つの課題を挙げることができる。

第一に、戦闘員と文民との区別の不明確さである。ここ数十年で国際人道法の基本原則の一つであるこの「区別」はしばしば侵食されている。

文民が敵対行為に参加する場合、または戦闘員が自らを文民たる住民と区別しない場合、我々はこうした不明確さが生じる事態を目にしている。この不明確な線引きはまた、対人地雷やクラスター弾といった軍事要員と文民を区別しない兵器の使用の結果に由来するものである。また明らか

にこのことは、化学・生物兵器、核兵器についても同様の

ことが言えるだろう。第二の課題は、ここ七〇年間で生じ、今日の武力紛争の大半を占める非国際的武力紛争に適用可能な法についてである。

一九四九年のジュネーヴ諸条約と一九七七年の第一追加議定書が法的には国際的武力紛争にしか適用されない一方、一九四九年のジュネーヴ諸条約共通第三条と第二追加議定書は明確に非国際的武力紛争への適用を目的としている。ジュネーヴ諸条約並びに追加議定書全体での六〇〇以上の条文のうち、非国際的武力紛争にかかる規則は二九カ条に過ぎない。

そのため、法的枠組みとこれらの法の適用が期待される実際の状況の間には乖離がある。つまり、その主な課題とは、非国際的武力紛争に適用される法を発展させることであり、人道法のより良い履行のために鍵となる要素とは、拘束された戦闘員に対して、それが政府軍の要員か敵対する武装勢力の要員かを問わず、合理的な程度の人道的保護と適切な司法的保障を与えることである。非国際的武力紛争に参加する戦闘員が単に戦闘に参加したという事実だけで、拘束時に——多くの国では死刑を含む——最大限の刑罰が課されると理解する限り、彼らに戦争の法と慣習を尊重し

ようとするインセンティブは生まれない。もし単に敵対行為に参加しただけで最大限の刑罰が科せられるのであれば、実際問題、戦争犯罪など抑止できないだろう。しかし、国家が、自国の排他的管轄権内にあると考える事態を規制するような法の発展を受け入れるかどうかは疑わしい。

より確かなアプローチは、二〇〇一年二月二日に採択された特定通常兵器使用禁止制限条約改訂第一条が指摘するもので、つまりそれは、国際的武力紛争と非国際的武力紛争に同一の基準を設けることである。結局は、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷の上訴審が、有名なタジツチ事件で明らかにしたように、国際的武力紛争において非人道的とみなされる戦闘の方法・手段が、非国際的武力紛争では人道的であるということではできないのである。

第三の課題は、——本棚に美しい一連の諸規則を置いておくだけで、それが現場で守られなければ意味はない——という、履行確保に関する課題である。この課題はとりわけ、テロリズムやテロとの戦いが特徴づけるような環境において重要である。

テロリズムはそれ自体で、文民たる住民の間に恐怖を広めることを主目的とした行為または暴力の威嚇を明確に禁ずる国際人道法の根本的な否定である。しかし、いかな

る制限も留保もせずにテロリズムを非難する一方で、テロとの戦いの最中に行われた人道法、人権法の違反も我々は無視することはできない。そうした違反は明らかに、テロリストの新たな増殖によるテロリストネットワークの拡大をもたらし、テロリズムを克服する可能性を阻害してしま

うのである。我々の世代の主な課題は、——四〇年前に一九七七年の二つの追加議定書を採択した世代にとってもそうであったように——、我々が今日目にする暴力の新たな形態を法的枠組みの中に取り込む術を見いだすことであり、この法的枠組みは国際人道法だけが提供できるものである。無制限の暴力に対して歯止めをかける方法はこれ以外にない。

## 結論

一九四九年のジュネーヴ諸条約の採択は、多くの点において、第二次世界大戦中のナチスドイツの恐怖に対する国際社会の対応として認識できるものである。これらの諸条約は、七〇年前の採択時から人道法の基盤となり、人道法における全ての事後の発展は、一九四九年のジュネーヴ諸条約の上に築き上げられてきた。不運にも生じてしまっ

た違反に対し、一九四九年のジュネーヴ諸条約は数百万もの命を救い、世界中の戦争犠牲者にとって、無制限の暴力、恣意的な待遇、虐待からの保護の盾として認知されてきた。

世界中の多くの場所で生じる今日の武力紛争、そして深い溝により断絶した国際社会、いたるところで再興するナシオナリズム、それらは過去七〇年間と同様、不運にも明日もまたジュネーヴ諸条約が必要とされているという事実を予見するものと言えるだろう。

さらに、戦争はその長さがどうであれ、ある段階において終止符を打たなければならぬし、かつて敵であった者同士との和解のための道筋を見出さなければならぬ。彼らは残虐でありうるが、然るべき時を経て、忠義による戦いから生じた負傷者や不正の回復が図られなければならない。他方、報復やテロ攻撃から生じる苦痛、死は許容されるものではなく、平和と和解への途上においても、負傷者を生み、克服できない障碍となるだろう。国際人道法を尊重することとは、戦いの最中であっても、平和への見通しを保ち続ける一つの方法である。その採択時の七〇年前にそうだったように、一九四九年のジュネーヴ諸条約は今日においてもその道筋を示し続けている。

特集1…ジュネーヴ諸条約成立70周年

1949-2019

## 国際人道法の発展に対する赤十字国際委員会の貢献

——「コメンタリー」の役割を中心に

新井 京

同志社大学教授

はじめに

赤十字国際委員会(ICRC)は、一八六四年の赤十字条約以来、国際人道法の発展の中核を担っており、その功績と権威により、国際人道法の守護神(guardian)、唱道者(promoter)、主要な推進力(main driving force)などと評されている。本稿は、このようなICRCの国際人道法の発展に対する貢献の一つとして、一九四九年のジュネーヴ諸条約および一九七七年の追加議定書の解釈適用と事後的発展に対してICRCが果たした役割について検討することを目的とする。特に、二〇一六年以降、改訂版の刊行が進んでいることもふまえて、ICRCのジュネーヴ諸条約および

追加議定書のコメンタリーが果たした役割の一端を、いくつかの具体的例を通じて考察してみたい。

### 1 ICRCによるコメンタリー 編さんの意義<sup>1</sup>

ジュネーヴ諸条約が採択された直後から、ICRCは同条約のコメンタリーの作成を開始した<sup>2</sup>。その成果は一九五二年の第一条約コメンタリーから始まり、一九五八年の第二条約コメンタリーと第四条約コメンタリーを経て、一九六〇年の第三条約コメンタリーで完結した。また、



一九七七年の二つの追加議定書が採択された後も、これら議定書のコメントリーが作成され、一九八六年に出版されている(仏語版)。

一九四九年条約についてICRCがこの作業を担当することは、同委員会がジュネーヴ諸条約の起草に永年携わってきたことから「自然に」決定された<sup>3</sup>。しかし、そのはしがきにおいて明らかにされているように、このコメントリーは、ICRCの出版物ではあるものの、あくまでもジャン・ピクテを中心とした執筆者の個人的な著作物である(ピクテのコメントリー)<sup>4</sup>と敬意を込めて呼ばれるのには、そのような含意もある。そして、ICRCの従来の見解通りに、ジュネーヴ諸条約の真正な解釈(authentic interpretation)は締約国によって示されるべきものであることが確認されている<sup>5</sup>。同じ姿勢は、追加議定書のコメントリーでも見られ、コメントリーは「学術的研究であって、ICRCの公式見解を普及するものではない」とされている<sup>6</sup>。

しかし、一九五二年の出版以降、ICRCによるジュネーヴ諸条約のコメントリーは、一九七七年の二つの追加議定書に関するコメントリーとともに、「権威ある(authoriative)コメントリー」として言及されており<sup>7</sup>、アメリカ合衆国連邦最高裁も、引用する際に「誤って」「公式(official)コメント

タリー」と呼んでその権威を強調した<sup>8</sup>。このような評価は、ICRCも自認するようになっていく。二〇一六年に発表された改訂版第一条約コメントリー(以下、改訂版と呼ぶ)では、一九五二年と六〇年のICRCコメントリー(以下、旧版と呼ぶ)がジュネーヴ諸条約と追加議定書の「広く尊重されてきた権威的な」解釈として認められるようになってきたと述べ、序文では、ICRC委員長のマウアーが「本コメントリーは、ICRCによる人道法の解釈を示すものである(傍点引用者)」と明言している<sup>9</sup>。

旧版コメントリーは、一九四九年のジュネーヴ諸条約の起草を支えたピクテを中心としたICRC法務部のスタッフたちが、条約の起草過程や背景を解説することにより、各条文の解釈を助けるという目的があった。旧版のそのような意義は、多くの国家実行や判例において支持されてきた。条約法に関するウィーン条約三二条および三二条が規定する「解釈規則」に沿って言えば、条約の「文脈」および「趣旨目的」、さらに「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情」の最も権威ある証拠として参照されているのである。しかし、時間の経過にともなう、かかる権威あるコメントリーにもアップデートの必要が生じた。そこで編さんされることになった改訂版コメントリーは、ジュネーヴ

諸条約および追加議定書採択以降の国家実行や、各国・機関による解釈を反映することを目的としている。再び条約

法条約の文言によれば、「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」(三二条三項b号)を集成する作業でもある。この一連の過程は、旧版コメントリーが広く諸国家や国際機関に参照され、その解釈と実行が再集成されて改訂版コメントリーとなるという規範的発展のサイクルである。このようなサイクルこそが、国際人道法の発展に対してICRCが果たしてきた貢献そのものであるということができる<sup>10</sup>。しかし他方で、旧版が原則として起草過程の忠実な解説であるのに対して、改訂版は国家実行や判例を「分析」するという異質な作業を伴っており、それゆえ、締約国の批判にさらされることにもなる。

なお、二〇一九年秋の本稿執筆時において、改訂版コメントリーは第一条約と第二条約の二冊が刊行されている。本来であれば、第三条約、第四条約、二つの追加議定書に関するコメントリーの改訂を踏まえた総括的評価が必要であるが、本稿では、以下、すでに公刊された改訂版コメントリーのうち、第一と第四条約すべてに関係する、共通二条および共通三条について、すなわち武力紛争の定義問題

に関するコメントリーの記述とその意義に焦点を絞ることとする。

## 2 ICRCコメントリーが国際人道法の発展に及ぼした具体的影響

### (1) 国際的武力紛争(一AC)の定義

ジュネーヴ諸条約共通二条は、「この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について適用する」と規定したが、ここでいう武力紛争とは何かを定義しなかった。旧版コメントリーによると、この条文は国際人道法の適用範囲の画期的な拡張である。この展開は、第二次世界大戦以前からICRCが問題にしてきた「宣戦なき事実上の戦争」に条約適用を拡大するというICRCの政策に依拠している。その観点から言えば、ジュネーヴ諸条約共通二条において「武力紛争」の語が定義されなかったことは、条約上の義務を回避するための敷衍概念の濫用を防ぎ、保護のギャップを塞ぐため、意図的な選択だったと解される<sup>11</sup>。旧版コメントリーは、そのような濫用を可能な限り排除するため、武力紛争の語を最大限拡張して「定義」<sup>12</sup>している。すなわち、

「二国家間に生じる紛争 (dispute) であり、軍隊の介入に至るものは、いかなるものも武力紛争である。…当該紛争がどれだけ長期間続くか、どれだけ殺傷が行われているかはここでは問題ではない。」<sup>15</sup>

このような、「無定義」による概念の最大化の方針は、国際的武力紛争 (IAC) に関する限りは、諸国家の実行や判例に踏襲されているように思われる。<sup>16</sup> 例えば、旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) のタディッチ事件では、「(国際的) 武力紛争は、国家間において軍隊が使用されればいつでも存在する」と述べていること<sup>17</sup>、ならびに一九七七年の第一追加議定書および一九九八年の国際刑事裁判所規程においても IAC の定義は存在しないことは、いずれも旧版コメントリーが示す「政策」を反映したものである。

ところが、改訂版コメントリーは、旧版コメントリーを起源とするこのアプローチが「狭すぎる」解釈だとして疑問視し、拡大的な解釈を示した。つまり、「旧版が示した定義では、少なくとも二カ国が軍隊を介入させなければ、武力紛争が生じないことになり」、一国が他国に対して「一方的に」武力を行使するケースは、ジュネーヴ諸条約による人道的保護の必要性が生じているにも拘わらず、IAC に

は含まれないことになるためである。<sup>18</sup> このような状況で生じうる保護のギャップを塞ぐため、改訂版コメントリーによれば、IAC は「A 国が B 国に対して、B 国の同意無く武力を行使すれば、B 国が直接武力による抵抗を見せなくても十分に存在する」。さらに A 国による「B 国の領域そのもの、文民たる住民および民用物」に限定した武力行使であり、B 国軍隊が介入せず、B 国軍隊やその国家機構に影響を及ぼさないような事例、また、近年問題となるケースとしては、「A 国と B 国内の非国家主体 (B 国との関係が薄いもの)」との軍事衝突の場合にも IAC が存在することになる。<sup>19</sup>

この新しい解釈は、しばしば国家実行との不整合が指摘されうる。例えば、アメリカはシリアにおいて、二〇一七年にシリア軍の化学兵器関連施設を空爆するまでは、もっぱらダイシユなどの非国家主体を対象を限定した軍事作戦を行っていた。シリアはアメリカの武力行使に同意していないが、政治的な思惑から、関係国は一律に国家間武力紛争が発生しているとの評価を巧妙に避けていた。<sup>20</sup> 類似の事例として、対テロ戦争の文脈におけるアメリカによるイエメンやパキスタンなどでの作戦、トルコによるイラク北部とシリアにおける作戦、コロンビアによるエクアドルに

おける作戦についても、同様の指摘ができる。

改訂版コメントリーの基準によれば、このようなケースでも、アメリカシリア間の国際的武力紛争が存在することになる。もちろん、一九四九年以来の一貫した理解によれば、武力紛争は事実に基づいて客観的に存在するものであり、関係国の意思はこの認定に影響を及ぼすものではない。先に述べたタディッチ事件も、旧版コメントリーとは異なり、IAC は「国家間において軍隊が使用される場合に存在すると述べており、必ずしも二カ国以上の軍隊の衝突を想定していないとも解しうる。<sup>21</sup> その意味では、改訂版コメントリーの記述は現実の国際人道法の発展に沿ったものであるとも評価できる。

しかしながら、改訂版コメントリーによるこのような IAC 概念の解釈は多くの反発を招いた。<sup>22</sup> 少なくとも、旧版コメントリーが示唆する通り、一国の他国に対する「一方的」武力行使がジュネーヴ諸条約採択時には共通二条上の IAC として想定されていなかったとすれば、改訂版コメントリーの主張する解釈は、ジュネーヴ諸条約に対する「後に生じた慣行」としての裏付けを必要とする。しかし、そのような慣行が、条約法条約の解釈規則が求める「当事国の合意」を得ていると言えるかどうか疑問の余地はある。

## (2) 非国際的武力紛争の定義

ジュネーヴ諸条約共通三条が適用される「国際的性質を有しない武力紛争」についても、旧版コメントリーは共通二条上の IAC についてと同様の立場を取っているように思われる。旧版コメントリーが指摘するように、共通三条の適用される状況に関しては、ジュネーヴ諸条約の起草過程において一貫して議論があった。一定の構成要件を挙げて定義することが常に反論を呼んだため、共通三条の条文には最終的に定義は一切含まれなかった。旧版コメントリーも、起草過程において諸国から出された定義案をもとに、「国際的性質を有しない武力紛争」の「便宜的基準」を例示的に列挙した。<sup>23</sup> しかし諸国のそのような提案は、共通三条が締約国を拘束する広範な義務 場合によってはジュネーヴ諸条約の全体の適用を伴うことを怖れて、その適用範囲を制限する目的で行われたものであった。むしろ、最終的な共通三条は、コメントリーによれば、「可能な限り広く適用されなければならない」のであり、「その規定内容は非常に制限されているため、国家が反徒を制圧する権利を制限するものではなく、また反徒の権威をいささかなりとも高めるものではない。本条はただ、本条約が署名されるよりもずっと

と前から、すでに文明国において本質的なものとして承認され、国内法に取り入れられた規則の尊重を要求するのみである」と指摘されている。共通三条の規律は非常に基本的であるため、特に適用の敷居を規定するまでもないという「無定義による概念の最大化」の趣旨である。<sup>54</sup>

その後、諸国は一九七七年の第二追加議定書の適用範囲を確定する特別な目的で、すなわちジュネーヴ諸条約共通三条の適用範囲には影響を及ぼさない範囲で、同議定書一条一項においてN I A Cの一部を定義した。しかし、共通三条の適用範囲について大きな影響を及ぼしたのは、むしろタデイチ事件以降のICTY判例である。タデイチ事件中間判決において、ICTY控訴裁判部は、N I A Cは「政府と組織された武装集団の間で、またはそのような武装集団相互の間で長期間の武力を用いた暴力行為が存在する場合はいつでも存在すると定義した<sup>55</sup>。この「長期間の」という基準は、後の判例で「一定の烈度(激しさ)」を要件とするものであると補足された<sup>56</sup>。この烈度と組織性の二つの要件については、ICRCも改訂版コメンタリーにおいて、「(旧版の)コメンタリーが列挙した『便宜的指標』の中から、二つの要素が最も適切な考慮要素だと考えられるようになった」と追認している<sup>57</sup>。すなわち、ICTYの示し

た二要件は、共通三条に関する締約国の慣行を、特にジュネーヴ諸条約採択「直後」<sup>28</sup>から見られる一貫した実行を反映したものだ」と説明しているのである。I A Cの場合と違ってN I A Cにおいて特にこのような敷居が導入されたのは、ICTYの説明によれば、第二追加議定書一条二項が武力紛争にはあたらぬと明言する「暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態」とN I A Cとを区別するためである<sup>29</sup>。このようなN I A Cの定義はICC規程八条二項においてもそのまま採用されている。

ただし、旧版コメンタリーが強調する「適用対象を定義する必要すらない」ほどに基本的な保障という共通三条の意義からみると、改訂版コメンタリーが烈度と組織性の二要件を追認して共通三条の適用の敷居として提示しているのは不適切なようにも思われる。ICTYが承認したように、今日では、N I A Cに適用される慣習法上の国際人道法規則が広範に存在するとされる。烈度と組織性の二要件は、共通三条そのものが課す基本的な保障の適用の敷居としてではなく、共通三条を含むそのような広範な慣習法規則の適用対象としてのN I A Cを定義する要件として、定着をみたとも考えられる。そうすると、非常に低い敷居(旧

版コメンタリーの言葉によれば、「山賊行為の類」に対処するような状況すら含む)により適用される共通三条の規定そのものは、如何なる状況においても保障されなければならない最低限度の人道の基準として、N I A Cの法とは別の意義を持ち始めていると言えるのかもしれない。

### (3) 越境的非国際的武力紛争

N I A Cの定義に関して、ICRCのコメンタリーが及ぼした影響として今日的により重要なのは、「国際的性質を有しない武力紛争」が、非国家主体に対する「越境的」攻撃をも含むのかどうかという議論である。この問題は、二〇〇一年の大規模テロ事件を契機として行われたアメリカとアフガニスタン所在のテロ組織「アルカイダ」との間の武力紛争の分類、および適用法規の決定に関連して議論を引き起こした。このような国境を越えた国家と非国家主体との間の紛争は、介入国(アメリカ)と領域国(アフガニスタン)との間の国際的武力紛争の一部と見なされ得ない限りI A Cには該当しないが、他方で、従来専ら「国内的」武力紛争を意味するものと理解されてきたN I A Cと見なしてよいかが不明だったからである。

この点を論じた改訂版コメンタリーによれば、共通三条

起草時には、同条が適用される「国際的性質を有しない武力紛争」を「国内的」なN I A Cとして理解することが一般的だったと指摘される<sup>30</sup>。実際に旧版コメンタリーにおいても、共通三条が適用される「国際的性質を有さない武力紛争」の意味について、以下のような記述がある。すなわち、

「共通三条が予定している武力紛争とは、『軍隊』が対決して『敵対行為』という特徴を有する武力紛争であり、要するに、国家間の戦争と同様の性質をもつ紛争であるが、**一・国家の内側で発生しているものでなければならぬ。**(傍点引用者)」<sup>31</sup>

ところが、二〇〇六年にアメリカ合衆国連邦最高裁が下したハムダン対ラムズフェルド事件判決は、「『国際的性質を有しない』という語は、文字通りの意味を帯びる」、すなわちN I A Cとは「国家間の武力紛争の補集合(原文ではcontradistinction)」であり、国家間武力紛争(I A C)以外の全ての武力紛争を含むとの判断を示した<sup>32</sup>。この結論にあたって、同裁判所は旧版コメンタリーの記述に依拠している。一つは、前々節でも触れた「(共通三条は)可能な限り広く適用されなければならない」という記述であり、もう一

つは、共通三条の起草過程において「共通三条を特に内戦（Civil war）、植民地紛争、宗教戦争」に適用するとした条件が削除されたと指摘する部分である。<sup>33</sup>

しかし、この推論は、旧版コメントリーの全体の趣旨と大きくずれているのみならず、明らかに記述の「ご都合主義的取捨選択」を行っている。すなわち、一つには、旧版コメントリーでは、「本条は可能な限り広く適用されなければならない」という記述に続けて、右に述べたように、共通三条の紛争はIACと同様の性質を有するが「一国家の内側で発生している」ものでなければならぬと強調する記述が続く。また、国内的紛争を想起させる「内戦」などへの言及が削除されたのも、「例示列挙が詳細であればあるほど、それにあたらぬことを根拠に条約の不適用が主張されうること」が懸念されたからであり、地理的制限を撤廃することを目的とするものではなかったとされる。<sup>34</sup>

ハムダン対ラムズフェルド事件判決で示されたこのようなコメントリーの「恣意的誤読」は、判旨の説得力を大きく削ぐものである。<sup>35</sup>しかし、この理解は、その後、アメリカ軍のマニユアルにも採用され<sup>36</sup>、またいち早くICRC内部での解釈として採用され<sup>37</sup>、普及定着したように思われる。

この問題について、改訂版コメントリーは興味深い分析

点では、このような理解を支持する国家実行が見られるようになっていると付け加える。

改訂版コメントリーの右の記述は、ウィーン条約法条約の解釈規則に則った共通三条の「解釈」の展開である。ただし、改訂版コメントリーは、合衆国最高裁の推論とは異なり、共通三条の採択当初にはそのような解釈が想定されていたことが前記を前提としている。そのため、ここで示された目的論的解釈も共通三条の本来の意味を導き出すというよりは、「発展的」解釈の試みである。最後の部分で、このような読み方を条約法条約が言うところの「後に生じた慣行」として理解し、そうした慣行が生じつつある（または「締約国の合意」を形成しつつある）ことを示唆しているのは、そのためであろう。

旧版コメントリーの「誤読」に基づく国家実行を、新しい慣行として改訂版コメントリーが評価しているのは皮肉な展開であるが、逆説的に旧版コメントリーの法的権威を如実に示している事例とも言えよう。またこのようなことが可能になったのは、「新しい慣行」が保護のギャップを塞ぐという、共通三条の本来の趣旨に合致していたからでもある。

をしている。<sup>38</sup> 第一に、先述の通り、ジュネーヴ諸条約が採択された当時の理解は、共通三条は専ら国内的なN I A Cに適用されることが想定されていたことを確認する。しかし、近年の議論を受けて、共通三条の「異なる読み方」も可能だとする。つまり「締約国の一の領域内に生ずる」という文言は「非締約国の領域内で生じる紛争」には共通三条の適用がないことを強調するものであり、N I A Cが必ず地理的に一国の領域内に限定されるべきことを求めているのではないとの解釈の余地を示す。また、共通三条の起草過程において、当初の草案に含まれていた「締約国の一」または「二以上」の領域内に生ずる「武力紛争」という表現から、理由は不明ながら「または二以上」の語が削除され最終的な表現となったことにも言及する。ここから、改訂版コメントリーは、共通三条の「文言の意味」と「起草過程」がいずれも曖昧な結論しか導き得ないため、共通三条の「趣旨及び目的」に依拠しようとする。改訂版コメントリーによると、同条の趣旨及び目的は「敵対行為に直接参加しない者に最低限の保護を与えること」であること、その趣旨目的は、N I A Cが「一国家の領域内に限定されることを必要としないため、共通三条が越境的なN I A Cにも適用されうることを示唆されると結論する。そして、改訂版コメントリー執筆の時

#### (4)非国際的武力紛争の国際化要件

最後に、ある国の政府軍と非国家武装組織とが争うN I A Cに対して外国が武装組織を支援するため介入することであるN I A Cが国際化する際の要件（紛争国際化要件）に関する議論において、ICRCコメントリーが果たした役割についても触れておこう。

このようなN I A Cの国際化について、ジュネーヴ諸条約および追加議定書そのものは特に直接の規定を置いていないわけではなく、旧版のコメントリーにおいても言及はない。他方で、N I A C国際化の要件を精緻化し、発展させたのはICTYの判例である。まず、タディッチ事件控訴裁判部判決は、「ある国の領域内で国内的武力紛争が生じている状況において、(ii)当該国内的武力紛争のいずれかの当事者が他国のために行動している場合に、当該紛争は国際的なものになる」と述べ<sup>39</sup>、さらにそのためには介入国が武装組織に対して「単なる資金および装備の提供を超えて、軍事活動の一般的計画を調整し支援することによって『全般的支配』を及ぼす必要」があるとした<sup>40</sup>。この判断の前提段階において、ジュネーヴ諸条約の旧版コメントリーが参照された。

第一に、国家が武装組織のような「他者」を通じて武力紛

争を行いうることの根拠として、ジュネーヴ第四条約二九条に関する旧版コメンタリーが参照された。同条は、紛争当事国の「機関(organ)」の行為に関して当事国自体が負う責任について規定する。旧版コメンタリーはこの点について、かかる「機関」には、特に占領地域においては、「被占領国国籍の現地雇用の機関」、「現地当局」、または「傀儡政権」が含まれるとする起草者の意思を確認した<sup>41</sup>。ICTYはこのような記述を根拠に、「外国が事実上の組織または機関を通じて外国領域で活動している状況」をIACであると判断しているのである<sup>42</sup>。

第二に、「全般的支配」という外国による支配のあり方についても、第三条約の旧版コメンタリーが参照されている。紛争国際化要件を検討した際のICTY控訴裁判部の出発点は、捕虜資格が認められるため、ある要員が属する「組織的抵抗運動団体を含む」民兵隊及び義勇隊が紛争当事国とどのような関係を有するべきかという第三条約四条二項柱書の語句、すなわち「紛争当事国に属する(Parties to the conflict)」との文言であった<sup>43</sup>。控訴裁判部は、この文言が明確ではないため旧版コメンタリーの記述を参照した。同裁判部によれば、コメンタリーもこの点で明確ではないが、そこで言及された第二次世界大戦時の実行など

に基づき、「国家は自らが支援する非正規軍の行為についても法的に責任を負うべきだという広範な合意がある」と指摘された<sup>44</sup>。この点は、「紛争を国際化するために必要とされる外国によるコントロール」(紛争国際化要件)と、「当該国が非国家主体の行為について国際責任を負う際に求められるコントロール」(行為帰属要件)とは、程度において同一でなければならぬと述べた同裁判部の判断に大きな影響を及ぼしたと考えられる。

このICTYが判示した「全般的支配」基準は、二〇〇七年の国際司法裁判所ジェノサイド条約適用事件<sup>45</sup>において、国家責任法上の行為帰属要件としては否定された。しかしその一方で、NIAAC国際化の要件としては、国際刑事法廷の判例上用いられ続け、定着したと考えられる<sup>46</sup>。このような「断片化」的状况を受けて、学説上は、行為帰属要件と紛争国際化要件とが、ICJが示唆するように異なってもよいのか、またはICTYがタディッチ事件で述べたように同一であるべきかについて議論が続いてきた<sup>47</sup>。

この問題は、ICRCの改訂版コメンタリーにおいても検討されている。ここでは、全般的支配要件がNIAACを国際化する要件として妥当であることを確認するだけでなく、国家責任法上の行為帰属要件としても妥当すること

が主張されている<sup>48</sup>。このようにICRCが、ICTYの示した「全般的支配を前提とした紛争国際化要件と行為帰属要件の機能上の同一化(functional equivalence)」を、ジェノサイド条約適用事件判決にもかかわらず、そして国際法上の議論を再燃させることが確実であるにもかかわらず再確認しているのは、驚くべきことかもしれない。しかし改訂版コメンタリーによると、この主張は、「介入国が、武装集団を自国のために戦わせながら、国際人道法から生じる義務と国際責任を回避することを防止」しなければならず、「ある行為がIACの法に規律されるものの国家には帰属しない」という保護と責任の「ギャップ」は避けなければならぬという保護の必要性に基づくとされる<sup>49</sup>。

紛争国際化要件に関連して、改訂版コメンタリーは、国際人道法の分野にとどまらない広範な論争を引き起こしている見解を示した。もっともICRCのコメンタリーの役割を考えると、この記述によってICRCが国家責任法に関する新たな一般の見解を示そうとしているというよりは、ジュネーヴ諸条約および追加議定書が適用されるIACの文脈において、他国に所在する武装集団に対する外国のコントロールに関連する行為帰属の特別法が存在すると主張しているに過ぎないとも考えられる。そのような国際人道

法の違反に関してのみ適用される特別法が存在することは、残余規則としての性質を持つ国家責任法の体系と矛盾することはないと考えられる。しかし、NIAACの国際化要件そのものは、ジュネーヴ諸条約共通二条および第一追加議定書一条三項に関する「後に生じた慣行」である。ICRCは、さらに、国際化されたNIAACにおける介入国の国家責任に関する特別法の規則が存在することを主張しようとしている。そうであるならば、改訂版コメンタリーにおいて「保護と責任のギャップ」を埋める必要があるという以外に、かかる発展的解釈を支える根拠がほとんど示されていない点が危惧される<sup>50</sup>。

以上の展開は、ジュネーヴ諸条約そのものと旧版コメンタリーが想定していなかった問題について、実行と判例の積み重ねによって生じた新たな慣行を改訂版コメンタリーが追認し、加えてその慣行を越えた規則の存在をさらに「先駆的に」主張しようとしている例と言えるだろう。

## 結 語

ICRCの旧版コメンタリーは、以上紹介した問題にとどまらず、より広く一九四九年以降の国際人道法の発展に

影響を及ぼしたと考えられる。そのような影響力を持ち得た原因は、何よりも、各国家および各裁判所が、旧版コメントリーをジュネーブ諸条約および追加議定書に関して解釈上の問題が生じた際に「第一に参照すべきもの」として敬意を払ってきたからである。その敬意は、ICRCが国際人道法条約の形成過程に一貫して関与してきたこと、また日常的に、ICRCが国際人道法上自らに課されたマンデートを実行する過程で、それら条約の信頼に値する解釈を積み重ねてきた実績に基づくものである<sup>26</sup>。

ジュネーブ諸条約と追加議定書が採択された後に生じた慣行」を反映し、「アップデートされた」改訂版コメントリーも、それと同様の敬意を払われ、旧版コメントリーと同様に「権威あるもの」として評価されることが期待される<sup>27</sup>。

ICRCは、そのような後に生じた締約国の「慣行」を集成するための資源と権威を備えた機関である。しかし他方で、近年では、より積極的 (pro-active) な国際人道法の規範形成・発展にも関与するようになってきている<sup>28</sup>。そうした作業が必要とされるICRCのイニシアティブと、右のようなICRCコメントリーが果たすべき役割とが混同されていないかどうか、注意していく必要があるだろう。

- 12 *Law*, Cambridge University Press, 2017, pp.237-239, 241-242.
- 12 用語法について正確を期するならば、ジュネーブ諸条約が採択され、コメントリーが執筆される過程では、「国際人道法」という語は出現してゐない。少なくとも今日と同じ意味では使われておらず、ICRCも単に「ジュネーブ諸条約」と表現してゐる(この点、拙稿『世界法から人道法へ：藤田久一先生の『国際人道法』観』『国際法研究』二二二(二〇一四年)二七頁以降参照)。ただし、本項では後の用語法との連続性の観点から、一九四九年前後の作業に関して議論する際にも一律に「国際人道法」との表現を用いることとする。
- 13 *Pictet's Commentary*, Vol.1, p.32.
- 14 ただし「このように示されてゐるのは、最大限まで概念を拡張する試みであつて、国際人道法適用の敷居の本来的な意味での定義ではない」。
- 15 *Pictet's Commentary*, Vol.1, p.32.
- 16 D. Akande, “Classification of Armed Conflicts: Relevant Legal Concepts,” in E. Winshurst (ed.), *International Law and the Classification of Conflicts*, Oxford University Press, 2012, pp.32, 41-42. ただし「昨今の学説上の議論では、国際的武力紛争の概念に一定の列度(激し)の敷居を導入しようとするものがあるが (International Law Association Committee on the Use of Force, Final Report on the Meaning of ‘Armed Conflict’ in International Law Conference Report, The Hague, 2010, p.26ff) 国家実行に合致しない立法論であらうと思われる。しかも、ICRCの言う条文(ジュネーブ諸条約共通二条)の立法趣旨とも矛盾している。この点、浅田正彦「国際法における『武力紛争』の概念：国際的武力紛争における武力紛争法適用の敷居

## 注

- 1 ICRCによるジュネーブ諸条約等のコメントリーの編纂は、ICRC規程 (Statutes of the International Committee of the Red Cross) (二〇一七年二月二日改正) 四条一項 (a) がICRCのマンデートとして挙げる「武力紛争に適用される国際人道法の理解と知識の普及に務めること」および「国際人道法の発展に備えること」にちなみとされる。
- 2 *Commentary on the Geneva Conventions of 12 August 1949* [Pictet's Commentary], Vol.1, 1952, p.7.
- 3 *Pictet's Commentary*, Vol.1, p.7.
- 4 W. H. Parks, “Pictet's Commentaries,” *ICRC, Studies and essays in international humanitarian law and Red Cross principles in honour of Jean Pictet*, Nijhoff (1984), pp.495-497.
- 5 *Pictet's Commentary*, Vol.1, p.7.
- 6 *ICRC, Commentary on the additional protocols of 8 June 1977*, Nijhoff, 1987, Foreword (xiii).
- 7 *Prosecutor v. Dusko Tadic*, IT-94-I-A, Judgement, 15 July 1999 [Tadic Appeals], para. 93.
- 8 Hamdan v. Rumsfeld, 548 U.S. 557, 631 (2006).
- 9 *ICRC, Commentary on the First Geneva Convention* [New Commentary], Cambridge University Press, 2016, p.2, para.3.
- 10 *New Commentary*, xii.
- 11 R. Geiß & A. Zimmermann, “The International Committee of the Red Cross: A Unique Actor in the Field of International Humanitarian Law Creation and Progressive Development,” in R. Geiß, A. Zimmermann & S. Hauner (eds), *Humanizing the Laws of War: The Red Cross and the Development of International Humanitarian Law*, Cambridge University Press, 2017, pp.237-239, 241-242.
- 12 *Law*, Cambridge University Press, 2017, pp.237-239, 241-242.
- 12 用語法について正確を期するならば、ジュネーブ諸条約が採択され、コメントリーが執筆される過程では、「国際人道法」という語は出現してゐない。少なくとも今日と同じ意味では使われておらず、ICRCも単に「ジュネーブ諸条約」と表現してゐる(この点、拙稿『世界法から人道法へ：藤田久一先生の『国際人道法』観』『国際法研究』二二二(二〇一四年)二七頁以降参照)。ただし、本項では後の用語法との連続性の観点から、一九四九年前後の作業に関して議論する際にも一律に「国際人道法」との表現を用いることとする。
- 13 *Pictet's Commentary*, Vol.1, p.32.
- 14 ただし「このように示されてゐるのは、最大限まで概念を拡張する試みであつて、国際人道法適用の敷居の本来的な意味での定義ではない」。
- 15 *Pictet's Commentary*, Vol.1, p.32.
- 16 D. Akande, “Classification of Armed Conflicts: Relevant Legal Concepts,” in E. Winshurst (ed.), *International Law and the Classification of Conflicts*, Oxford University Press, 2012, pp.32, 41-42. ただし「昨今の学説上の議論では、国際的武力紛争の概念に一定の列度(激し)の敷居を導入しようとするものがあるが (International Law Association Committee on the Use of Force, Final Report on the Meaning of ‘Armed Conflict’ in International Law Conference Report, The Hague, 2010, p.26ff) 国家実行に合致しない立法論であらうと思われる。しかも、ICRCの言う条文(ジュネーブ諸条約共通二条)の立法趣旨とも矛盾している。この点、浅田正彦「国際法における『武力紛争』の概念：国際的武力紛争における武力紛争法適用の敷居
- 17 *Prosecutor v. Dusko Tadic*, Case No IT-94-I-AR72, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, 2 October 1995 [Tadic, Jurisdiction] para.70.
- 18 *New Commentary*, para.222.
- 19 *New Commentary*, para.223.
- 20 *RULAC, International Armed Conflicts in Syria*, <http://www.ruleoflaw.org/browse/conflicts/international-armed-conflict-in-syria#collapse3aaccord> [last access 10 October 2019].
- 21 Adil Ahmad Haque, Between the Law of Force and the Law of Armed Conflict, <https://www.justsecurity.org/33515/law-force-law-armed-conflict/>, 13 October 2016 [last access, 10 October 2019].
- 22 例として、T.D. Gill, “Classifying the Conflict in Syria,” *International Law Studies*, Vol.92(2016), p.366ff.
- 23 *Pictet's Commentary*, pp.49-50.
- 24 上の立場は、*共産党の反乱* 例として、*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, *Merits, Judgment*, I.C.J. Reports, 1986, p.14, p.113, para.218 参照。
- 25 *Tadic*, Jurisdiction, para.70.
- 26 *Prosecutor v. Ramush Haradinaj et al*, Case No. IT-04-84-T, Judgment, 3 April 2008, para. 49.
- 27 *New Commentary*, para.421.
- 28 改訂版コメントリーが、最初の事例として挙げるのはICRC自体の招集した一九六二年度の委員会の報告書である。*New Commentary*, para.425.

- 29 Prosecutor v. Delalic et al., Case No. IT-96-21-T, Judgment, 16 November 1998, para.184.
- 30 New Commentary, paras.455, 465.
- 31 旧版コメンタリーは、一九五二年の第一条約コメンタリー以降、一九六〇年に最後の第三条約コメンタリーが出版されるまでの間に、各条約に共通の条項について多少の記述が変化している。この記述は、一九五八年出版の第四条約コメンタリーで付け加えられたもの。Pictet's Commentary, Volume IV, 1958, p.36.
- 32 Handan v. Rumsfeld, pp.628-630.
- 33 Pictet's Commentary, Vol.1, pp.42-43.
- 34 川岸伸『シオニズム諸条約共通第三条の成立過程…シオニズム外交会議以前をめぐって』『静岡大学法政研究』二〇巻二号(二〇一五年)二六五～二六六頁。注一一九; M. Milanovic, "Lessons for Human Rights and Humanitarian Law in the War on Terror: Comparing Hamdan and the Israeli *Targeted Killings* Case," *International Review of the Red Cross*, Vol.89, No.2 (866) (2007), p.379.
- 35 拙稿『テロとの戦争』における武力紛争の存在とその性質』『国法法学』六一巻一号(二〇〇九年)二七〇～二九頁。
- 36 United States, Department of Defense, *Law of War Manual*, 2015, section 3.3.1.
- 37 J. Pejic, "Terrorist Acts and Groups: A Role for International Law," *British Year Book of International Law*, Vol.75 (2004), p.86.
- 38 New Commentary, paras.465-471.
- 39 Tadic Appeals, para.84.
- 40 Tadic Appeals, para.131.
- 41 Pictet's Commentary, Vol.4., pp.211-212.
- 42 出題は、この時点で、タリバン事件の第一審裁判部の判断は、48 No. Prosecutor v. Dusko Tadic, Case No. IT-94-1-T, Judgment, 7 May 1997, para.584.
- 43 Tadic Appeals, para.92.
- 44 Tadic Appeals, para.93.
- 45 *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, I.C.J. Reports: 2007*, p. 43.
- 46 T. Ferraro, "The ICRC's legal position on the notion of armed conflict involving foreign intervention and on determining the IHL applicable to this type of conflict," *International Review of the Red Cross*, Vol.97, No.3 (900) (2015), p.1237.
- 47 M. Milanovic, "The Applicability of the Conventions to 'Transnational' and 'Mixed' Conflicts," A. Clapham, P. Gaeta, M. Sassoli (eds.), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary* (OUP, 2015), p.36 [MN 31]; D. Carron, "When is a conflict international? Time for new control tests in IHL," *International Review of the Red Cross*, Vol.98, No.3 (903), (2016), p.1026.
- 48 New Commentary, para.271.
- 49 New Commentary, para.273.
- 50 New Commentary, para.271.
- 51 拙稿『改訂版コメンタリーのこの部分の記述の問題点に関する記述』拙稿『プロキシ(Proxy)を通じた占領』片田他編『実証の国際法字の継承 安藤仁介先生追悼』(信山社、二〇一九年)九〇七～九四四頁を参照のこと。
- 52 Geiß & Zimmermann, op.cit, pp.238-239.

- 53 例えば、改訂版コメンタリー刊行後の以下のような国際刑事裁判所の判例では、旧版コメンタリーと比較すべき(比肩する)ものとして、改訂版コメンタリーが引用されている。Prosecutor v. Bosco Ntangada, Case No. ICC-01/04-02/06-1707, Second decision on the Defence's challenge to the jurisdiction of the Court in respect of Counts 6 and 9, 4 January 2017, para.50; Prosecutor v. Bosco Ntangada, Case No. ICC-01/04-02/06-1707, Judgment, 8 July 2019, para.701.
- 54 例えば、その代表的な例として、近年大きな法的議論を巻き起こしたICCによる次のような作業が注目される。J.M. Henckaerts & L. Doswald-Beck, Customary International Humanitarian Law, Cambridge University Press, 2005; N. Melzer (ed), *Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities Under International Humanitarian Law*, 2009. これらのプロジェクトの規範論的な評価については Geiß & Zimmermann, op.cit., pp.233-237, 239-240 を参照。

## 公設武装漁民と文民の保護

山本勝也

防衛省統合幕僚学校第一教官室長

### はじめに

近年、人間社会のあらゆる場面において人間の活動を代替する「無人システム」、「無人機」の活躍の場が飛躍的に拡大している。特に安全保障の分野においては、単に省人化・省力化するのみならず、生身の兵士に代わり、DIII(退屈)、Dirty(汚い)、『Dangerous(危険)、Deep(深い)の四つの「D任務」を遂行する手段として無人システムの活用が拡大している。とりわけ、情報通信技術の進歩に伴い、様々なメディアを通じて一般市民にとっても「戦場の見える化」が進んだ陸上戦闘においては、人道主義の高まりとともに、自国軍兵士をリスクから遠ざけるための手段として無人システムの活

用が拡大してきた。

一方で、市民の目にはなかなか触れる機会のない、陸地から遠く離れた海の上では、人命リスクの回避とは真逆の状況が生起していることを、多くの人々は気づいていない。それは海上民兵などと呼ばれている国家権力の一機能として活動する武装した漁船・漁民のことである。「漁民」と「武装」という二つの言葉がリンクすることに、今日の日本社会では違和感を覚えるかもしれない。しかしながら、たとえば隣国の中国には漁民と漁船が武装して国家権力として機能する民兵制度が存在する。

本稿では、このような国家権力として機能する武装漁民の制度が中国のみに見られる特異なものではないと言うことを明らかにするとともに、このような制度を看過することが招く古くて新しい懸念、文民保護に対するリスクについて考察するものである。

なお、本稿では議論の対象である国家権力として機能する武装漁民の制度を、「公設武装漁民」という耳慣れない用語で呼ぶことにする。その理由は、次項で述べるように、「民兵」なる用語の持つイメージ(非国家主体による武装集団)を払しょくして、国家(あるいは中央政府指導の下での地方政府)によって公式に設定された武装組織であることを強調するためである。

### 中国の海上民兵

国家権力の一部として機能する公設による武装漁民の代表例として挙げられるのが、中国の海上民兵である。<sup>2)</sup>

通常、国際社会において「民兵(Militia)」と呼ばれるものは、国家が保有する正規の軍勢力・軍隊ではない組織を指す場合が多い。例えば革命や独立を企図する反政府勢力や民族・宗教団体によって組織された、いわゆる非国家主体

による武装グループであることが一般的である。しかしながら、中国における「民兵(Militia)」は、それら非国家主体によるものではなく、人民解放軍や武装警察部隊とともに中華人民共和国の軍勢力の一部分を構成する組織であることを憲法はじめ国内法令によって明確に規定された国家権力の一部である。最近では中国の海上民兵を、人民解放軍海軍、武装警察海警艦隊(中国海警)と並ぶ第三の海軍力(The Third Sea Force)と呼んでいる。<sup>3)</sup>

国共内戦をはじめ建国時期の主要作戦に参戦した民兵部隊は、中華人民共和国の建国物語の重要な一部分である。中華人民共和国成立後も、一九七四年の西沙諸島周辺で生起した南ベトナム(当時)との武力衝突の際にはトロール漁船を主力とする海上民兵が参戦した。中国では、「人民戦争(People's War)」と呼ばれる、戦闘員と非戦闘員の区別のない、戦時と平時の区別のない戦いの方が中華人民共和国と中国共産党のレガシーであると位置づけられており、近年では、中国社会のあらゆる分野において「軍民融合」が強く提唱され、この民兵制度はその象徴的制度的の一つであると言える。<sup>4)</sup>

中国では、海上民兵を「兵と民との二つの身分を併せ持つ存在であり、海洋権益防護のために行動し、軍事的プレ

ゼンスを強化するとともに、対立の強度や敏感度をコントロールし、有事の際には真つ先に使用するとともに全過程において用いられる「軍事力」<sup>5</sup>として位置付けている。また、中国の「兵役法」によれば、現役部隊及び予備役部隊に属さない全ての一八歳から三五歳までの男子は民兵組織に参加することが規定されているとともに、「国防動員法」によって六〇歳以下の男子と五五歳以下の女子も動員されることになっている。

最近では二〇〇九年に南シナ海において米海軍の「インペカブル」に対する航行妨害、ベトナムやフィリピン漁船への衝突・沈没事案等に中国の海上民兵が関わっていたと言われている。

### ベトナムの海上民兵自衛隊

国家権力の一部として機能する公設武装漁民は、中国の専売特許ではない。

ベトナムには、国家を守るために全国民を動員することを意味する「全人民戦争 (people's war and all people's national defense)」の原則があり、その中心的な信条は敵に対して非対称戦を行う能力である。この考え方は一三世紀のモンゴ

ル軍のベトナム侵略に対する抵抗にまで遡り、二〇世紀のフランス、米國、中国の軍隊を撃退した成功体験に依るものであり、陸上における戦闘力を補完する組織として民兵自衛隊 (Militia and Self-Defense Force) がベトナムの軍事力の一部として組織されてきた。

このような歴史を背景として、近年の南シナ海における中国の海上民兵や攻撃的な中国漁民の活動に対して、ベトナム漁民の生活と国益を守ることを目的に、ベトナムは中国の手法を模倣した組織の育成と強化を始めている<sup>6</sup>。そこで二〇〇九年には「民兵・自衛隊法」を改正して、海軍や日本の海上保安庁に相当する沿岸警備隊、日本の水産庁に相当する漁業監視部隊に加えて、約八〇〇〇隻の漁船からなる「海上民兵自衛隊 (Militia and Self-Defense Force)」と呼ばれる漁民等で構成された軽武装組織による活動を合法化した<sup>7</sup>。

中国のメディアでは、こうしたベトナム海上民兵自衛隊の活動は海軍や沿岸警備隊の「目と耳」の役割を果たすだけでなく、中国の漁民を攻撃するなど海洋紛争の最前線に躍り出るものであると報じている<sup>8</sup>。

備隊を補完することにある<sup>9</sup>。

二〇一九年現在、Maritime CAFGUの具体的な活動状況については報じられておらず、実際に活動が開始されているかは不明である。

### The Third Sea Force

建国期の物語が中国と類似しているベトナム以外にも、国家権力の一部として漁民の武装化を図る国がある。

二〇一六年、フィリピンが領海を防衛する海軍や沿岸警備隊の活動を補完することを目的として漁船を派遣する考えのあることが報じられた。次いで二〇一八年には、新たな Maritime CAFGU (Civilian Armed Forces Geographical Unit) の実働に向けた四五日間に及ぶ基礎的な軍事訓練を含む教育が始まったことが確認されている<sup>10</sup>。

元来、CAFGUは、フィリピン国内における反政府勢力に対処するための軽武装組織として一九八七年に創設された経緯があり、フィリピン国軍によって管理され、その作戦統制下にある。CAFGUの要員は国軍の予備役要員により、地域レベル、企業単位で構成された武装した自警組織であり、フィリピン国内における反政府勢力による攻撃に対して、国軍や警察部隊とともに地域住民の安全を守ってきたという歴史がある。このような自警団的な制度が海上にも拡大してきた主たる要因は、南シナ海における関係国公船や漁船の行動への対抗手段として、海軍や沿岸警

中国の海上民兵、ベトナムの海上民兵自衛隊、フィリピンの Maritime CAFGU などの公設武装漁民は、その出自はいずれも異なるものの、それぞれの国内事情を反映して国内、特に陸上における軍隊や警察力を補完するための自警団的な武装組織に端を発している。海上における国家権力行使の手段として自国漁民等を活用することは、海洋の歴史や海戦史を紐解いてみると理解できないこともない<sup>11</sup>。公設武装漁民が国家権力の一部として軍事活動や法執行活動に従事することそれ自体は、国際慣習上許される限りにおいて、それを否定や非難をする権利を他国は有していない。

一方で、武力紛争時に軍隊の一部として商船や漁船等が軍事活動を行うこともジュネーブ諸条約で許容されている。さらに、二〇〇九年に、ICRCが示した「敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針」<sup>12</sup>では、「武装集

団 (organized armed groups) を、「(前略)その他の組織された武装集団は、主に文民たる住民から構成員を採用し、国の軍隊と同一の手段、規模及び練度を持つわけではないものの、紛争当事者のために敵対行為を行うに十分なほど軍事面で組織化されている集団」と定義している。この定義に基づけば、公設武装漁民として活動している限り、その構成員である漁民は武装集団の構成員となる。その結果として、武装集団の構成員である公設武装漁民は、「常に軍事目標」と見なされる可能性がある。また、「文民も組織的・継続的に敵対行為を行う場合は、組織された武装集団の構成員と同様に常時軍事目標となる」ことから公設武装漁民ではないその他の漁民も、彼らと共に行動している限り軍事目標とされる場合がある。

本稿で公設武装漁民を取り上げる問題点は大きく二つ挙げられる。その一つは、公設武装漁民の活動の曖昧性であり、二つ目は公設武装漁民が活動する舞台である。

## 活動の曖昧性

問題はこのような公設武装漁民の活動が、一瞥してそれ

以外の漁民の行動と容易に識別できないような曖昧な状態にある点にある。こうした公設武装漁民の活動の曖昧性は中国の海上民兵に限ったものではなく、前述の中国報道による批判が正しければ、中国の海上民兵活動を模倣したとされるベトナムの海上民兵自衛隊などにも類似した曖昧性を伴っていると推定することが妥当である。

曖昧性の第一は、活動が平素から有事にかけてシームレスであるということにある。例えば中国の場合、平時・有事の区別なく、適時にあるいは長期間にわたり漁民が民兵として動員され、海軍艦艇への物資の輸送支援や警戒・監視のほか、離島の警備、石油掘削装置等の護衛など、周辺国との係争海域における中国の主権を主張する手段としての民兵活動に従事していることである。彼らに直面する相手によっては敵対行動の前兆とみられるおそれもあり、外部から見ると漁民であるのか民兵であるのかどちらにも判断しかねるグレーな段階に見えてしまうことである。

次いで、最も注目すべき曖昧性は、無辜の漁民と公設武装漁民との識別が容易ではないことである。例えば中国の場合、民兵による他国の漁船や海上法執行活動へのハラスメントであると相手に受け取られる行為が、民兵を示す標識を掲げずに平素の漁民の服装のままで行われてい

ることが多い。

二〇〇九年の「インペカブル」に対するハラスメントも、その行為が民兵によるものであることは、事案の発生後しばらくしてオドム (Jonathan G. Odum) 米海軍中佐らの詳細な研究を経て明らかにされた<sup>14</sup>。このような外見上曖昧な中国の海上民兵を、二〇一四年のウクライナ危機に登場した反政府武装勢力、いわゆる「リトル・グリーンメン (Little Green Men)」になぞらえて「リトル・ブルーメン (Little Blue Men)」と呼びたい<sup>15</sup>。

## 活動の舞台は国際公共財

海洋はたとえ領海であっても、完全な国家主権の下にある陸上の領土と異なる国際法上の地位にある。陸上にひかれた国境線は、それによって領土と主権・管轄権の及ぶ範囲を明確に一致させている。これに対して国連海洋法条約で定める海洋は、領土の外側に領海、接続水域、排他的経済水域 (EEZ)、大陸棚と広がり、それぞれの海域に応じた沿岸国が有する相応の権利とともに、その他の国にもグラーデーションのように一定の権利が認められている国際公共財 (Global Commons) である。その上、その一定の権利、具

体的には、領海における外国艦船の無害通航、EEZを含む国際水域における航行の自由の原則など、それらの解釈は必ずしも一致していない点が未だに存在する。

こうした陸上とは異なる国際慣習の下で、あらゆる海域において国籍の異なる船舶が混在するのが海洋である。また、領有権をめぐる対立が無い場合にあっても、領有権から派生する領海、EEZ、大陸棚等に関する主張や経済権益などの対立が存在し、このようなそれぞれの主権(的権利)や経済権益などの主張が競合する海域に、主張の異なる双方の軍艦、政府公船や漁船などが同時に存在・混在することは珍しいことではない。こうした海域における主張の異なる両者の存在が、偶発的、突発的な衝突を引き金として、国家間の軍事的対立に至ることもある。

このように、公設武装漁民が活動する海洋は、些細な出来事が容易に国際問題に転化する舞台であり、完全な主権の下にある領土の中で国内問題として位置付けられる陸上における自警団の活動とは根本的に異なることを理解する必要がある。つまり、日本の漁船や商船が利用するこのような国際公共財は、同時に公設武装漁民の活動の場でもあり、決して他人事と言えるものではない。

## 国際公共財における曖昧な活動がもたらすリスク

前項二つの問題は次のようなリスクを国際社会にもたらす恐れが強い。

その第一は、公設武装漁民とその他の無辜の一般漁民との識別が困難であるがゆえに、それら無辜の一般漁船や漁民の安全が損なわれることにある。

国際人道法では、本来、非戦闘員である漁民と漁船は、たとえ武力紛争状態になっても守られるべき存在とされている。前述の通り、漁民や漁船を戦闘行為に用いた場合、それらは軍事目標とされる。その結果、それらとの識別が困難な真正な漁民が巻き添えになるおそれが増大する、つまり国際法が期待している文民としての保護が弱体化することにつながる。

その第二は、ミラーイメージがもたらすエスカレーションラダーの上昇である。

ミラーイメージとは、相手の行動や感情を自分のそれと同じようなもの、あるいはそうなるものと思ひ込むことである。全ての漁船が海上民兵としての動員対象となっている中国の漁民などのように、漁船の武装や動員に備えた

準備をすることが自然状態であると認識している社会では、往々にして他国の漁民も自分たちと同様に武装していると考えていたとしても不思議ではない。そのため、対立の対象となる相手船舶も武装していると見ることで、非武装の対象の場合と比較して武器の使用のハードルが下がるであろうことは理解に難くない。また、相手の漁船を「リトル・ブルーメン」ではないかと疑うことにより必要以上の強硬な手段を講じるおそれもあり得るだろう。

もちろん、クラスカ (Kruska) 米海軍大学教授たちも指摘しているとおり<sup>16</sup>、これまで公設武装漁民は、軍艦同士の対立や海上法執行機関同士の前段階として、エスカレーションラダー上昇を抑制させる手段であると考えられてきた。事実、前述の「インペカブル」への海上民兵の航行妨害が、国家間の武力衝突に発展しなかったのは、米国が努めて慎重かつ抑制的に対応したことによる。しかし、当時、米国が妨害行為を働く中国船舶に対して自衛のための反撃行動をとっていたならば、乗船していた漁民が米中軍事衝突における最初の犠牲者となっていた可能性は否定できない。

そもそも公設武装漁民が The Third Sea Force であるならば、軍艦の行動と同様な国家意思の発露としての行動であ

ると言う点で、軍艦と公設武装漁民という手段こそ違え、国家意思の発露であることでは等しく、エスカレーションラダーは上がらないとする判断は危いかもれない。したがって、海軍や海上法執行機関に代わって、国家と国家の権益の衝突、最初に外国との権益に直面する矢面に公設武装漁民を配置すること自体をもって、抑制的行動であると見るのは不適切であろう。それ以上に、漁業を本来の生業とする彼らを最前線に立たせることは、本来の意味での「抑止」、「懲罰的抑止」どころか「拒否的抑止」の機能すら果たしているとは言いがたい。現にフィリピンの漁民の中には、「民兵として訓練することは漁民を危険にさらし、フィリピン漁民に対して中国がより攻撃的になる。」と懸念を述べる者もいる<sup>17</sup>。漁民に武器を持たせて国益の最前線に配置する状態は、「人間の盾」であると言えなくもない。

## まとめに代えて

高度に人権・人道意識が進んでいる成熟した民主主義社会では、二一世紀の武力紛争に自国の漁民や漁船を軍事力の一部として利用することは想定しがたい。だからといって安穩としていて良いわけではない。艦艇や航空機あるい

は無人システムといった従来の海軍力や海上法執行能力を整備するよりも、相対的に人命のほうが無価値であると考えられる国がもしあるとすれば、公設武装漁民の制度はコストパフォーマンスに優れた安全保障政策であるとして採用公算が高いことは疑いない。しかし、こうした政策選択は国際社会が一致して希求している国際人道法の的確な履行に対する脅威となり得るということを見落としてはならない。

二度の大戦を含む数々の戦争の歴史を踏まえて、戦闘員と非戦闘員を明確に分けて非戦闘員への被害の局限に最善の努力を重ねてきた国際社会の歩みを後退させてはならない。国際社会は国家による漁民の武装について人道主義の視点から議論を深めていくことが緊要であろう。

さもなければ、後世において我々が不作為の罪を問われることになりかねない。

※本論文で述べている見解は、執筆者個人のものであり、所属する組織を代表するものではない。

## 注

1 Joint Doctrine Note 2/11, *The UK Approach to Unmanned Aircraft Systems*, 2011, para 307-311

- 2 拙著「中国の海上民兵と人道」『海外事情』第六七巻二二号、二〇一九年三月、六九―八四頁。
- 3 Andrew S. Erickson, “Understanding China’s Third Sea Force: The maritime Militia,” *Harvard Fairbank Center Blog Post*, 8 September, 2017, <https://medium.com/fairbank-center/understanding-chinas-third-sea-force-the-maritime-militia-228a2bfbbedd>, accessed by 17 September, 2019.
- 4 吳曉波「習近平強軍思想相關人民戰爭新境界(習近平の強軍思想が人民戦争の新たな境地を切り開く)」『中国国防網』二〇一七年一月二〇日、[http://www.mod.gov.cn/jmsd/2017-11/30/content\\_4798607.htm](http://www.mod.gov.cn/jmsd/2017-11/30/content_4798607.htm)、令和元年九月一六日アクセス。
- 5 王露「推動軍民融合深度發展(軍民融合の更なる発展を進めよ)」『中国共産党新聞網』二〇一七年一月二二日、<http://theory.people.com.cn/n1/2017/1121/c40531-29657926.html>、令和元年九月一六日アクセス。
- 6 鄭凌晨「發揮好航海海上民兵優勢 打好軍民融合攻堅戰(海上民兵の長所を發揮し、軍民が融合して手堅く勝ち抜く)」『中国海軍網』、[http://navy.81.cn/content/2016-10/31/content\\_7334774.htm](http://navy.81.cn/content/2016-10/31/content_7334774.htm)、令和元年九月一六日アクセス。
- 7 阮文陽「順南県建設一支強大的海上民兵自衛力量(順南県が強大な海上民兵自衛力を建設した)」『ベトナム国防省全民国防雜誌』、二〇一九年一月、<http://tapdhiqptd.vn/Sites/print.aspx?newid=1307>、令和元年九月一六日アクセス。
- 8 DEREK GROSSMAN & NGUYEN NHAT ANH, “DECIPHERING VIETNAM’S EVOLVING MILITARY DOCTRINE IN THE SOUTH CHINA SEA,” *CJIS*, MAY 11, 2018, <https://amti.csis.org/deciphering-vietnams-doctrine-south-china-sea/>, accessed by September 16, 2019.
- 9 Zhang Tao, “Feature: Be aware of guns on Vietnamese fishing boats,” *China Military Online*, [http://english.chinamil.com.cn/news-channels/pda-daily-commentary/2016-04/14/content\\_7006595.htm](http://english.chinamil.com.cn/news-channels/pda-daily-commentary/2016-04/14/content_7006595.htm), 14 April, 2016, accessed by 16 September, 2019.
- 10 Allan Macatuno, “Fishermen won’t join sea militia,” *Inquirer*, 28 June, 2016, <https://newsinfo.inquirer.net/792749/fishermen-wont-join-sea-militia>, accessed by 16 September, 2019.
- 11 Villamor Visaya, Jr., “New CAFGU members pledge to guard Batanes islands,” *Philippine News Agency*, 10 December, 2018, <https://www.pna.gov.ph/articles/1056213>, accessed by 18 September, 2019.
- 12 Rafael M. Alunan III, “The Chinese Maritime Militia: To Take A Stand,” 17 July, 2017, <https://www.bworldonline.com/the-chinese-maritime-militia/>, accessed by 18 September, 2019.
- 13 近年の海上の歴史とは異なり、海の世界には未だに海軍と海上法執行機関とが未分化である国が多い。英国では海上法執行権は伝統的に海軍が担っているという有名な事だ。また、国家間の対立よりも薬物を含む密輸出入、密漁、不法移民などの国家的問題となっている。国家の海軍はこれらの主要任務が法執行活動であることが多く。
- 14 Nils Melzer, “Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law,” *ICRC*, February 2009, <https://www.icrc.org/en/doc/assets/files/other/icrc-002-0990.pdf>, accessed by 9 September, 2019.
- 15 Jonathan G. Odom, “The ‘True Lies’ of the Impeccable Incident: What Really Happened, Who Disregarded International Law, and Why Every Nation (Outside of China) Should Be Concerned,” *Michigan State Journal of International Law*, Vol 18.3, 2009.
- 16 James Stavridis, “Maritime Hybrid Warfare is Coming,” *U.S. Naval Institute*, December, 2016, <https://www.usni.org/magazines/proceedings/2016-12-0/maritime-hybrid-warfare-coming>, 16 September, 2019.
- 17 シェームス・クラスカ、マイケル・モンテイ、「中国の海上民兵と国際法」『島嶼研究ジャーナル』第七巻一号(二〇一七年一〇月)、八八―一〇六頁。
- 18 Allan Macatuno, “Fishermen won’t join sea militia,” *Inquirer*, 28 June, 2016, <https://newsinfo.inquirer.net/792749/fishermen-wont-join-sea-militia>, accessed by 16 September, 2019.

## 国連安全保障理事会による文民の保護

上野友也

岐阜大学教育学部准教授

### はじめに

冷戦終結以後の武力紛争において文民の被害が増大した

ことに対して、国連安全保障理事会は、文民の保護に関する決議を採択するようになった。一般的に、国連安全保障理事会は、個別の戦争や武力紛争に対して決議を採択するのであるが、昨今では、安全保障に関するテーマ別の決議を採択することも増えてきた。とくに、文民の保護に関する決議を数多く採択するに至っている。国連安全保障理事会は、人間の生命と安全に対する脅威を国際の平和と安全の問題に位置づけ、このような脅威に対抗するために、平和維持活動に対して文民を保護するための任務を与えてき

### 1 文民の保護に関する決議の採択

(1) 国連安全保障理事会における議論—議長声明一九九〇/六  
一九九〇年は、戦時における文民の保護に関する条約（ジュネーヴ条約）が署名された五〇周年にあたり、陸戦の法規慣例に関する条約（ハーグ条約）の署名から一〇〇年目にあたる年であった。一九九〇年代の武力紛争と人道危機を回顧すると、国際社会が依然として条約の理念から遠い状況

にあることを思い知らされる年であった。国連安全保障理事会が文民の保護に向けて一歩を進めたのは、まさにこの年である。

一九九九年二月二二日、国連安全保障理事会は、武力紛争における文民の保護に関する公式会合（第三九七七回会合）を開催した。この会合には、赤十字国際委員会委員長コルネリオ・ソマルガ（Cornelio Sommaruga）、国連児童基金事務局長キャロル・ベラミー（Carol Bellamy）、子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表オラフ・オトゥヌ（Olaf Otunnu）の三名が参加し、文民の保護の重要性を理事国に訴えた。この会合を開催するためにリーダーシップを発揮したのが、人間の安全保障を推進してきた議長国カナダであった。議長声明のなかで、武力紛争における文民に対する意図的な攻撃を非難し、すべての紛争当事国に国際人道法や国際人権法などの国際法を遵守するように要請している。<sup>3</sup>

一九九九年九月八日、国連事務総長は、国連安全保障理事会に対して文民の保護に関する報告書を提出した。<sup>4</sup> 十七日、国連安全保障理事会は、この報告の内容を反映した決議案（S/一九九〇/九八二）を全会一致で採択し、文民の保護に関する決議二二六五（一九九〇）が成立した。<sup>3</sup>

### (2) 決議の目的

それでは、国連安全保障理事会による文民の保護は、どのような危害から誰を保護しようとするものであるのか。どのようにして保護を実現するのであるか。これについて、国連安全保障理事会決議二二六五（一九九〇）以降の決議を参照して明らかにしていきたい。

国連安全保障理事会は、これまでに決議二二六五（一九九〇）を含めて文民の保護に関する一一の決議を採択している。文民の一般的な保護に関する決議には、三つの種類の規定がある。第一は、文民に対する暴力の禁止、第二は、文民の保護に関する条約などの遵守、第三は、文民の保護に関する履行の方法についてである。

### (3) 文民に対する暴力の禁止

国連安全保障理事会は、決議二二六五（一九九〇）において、文民に対する暴力や条約によって保護されている民有物への破壊を非難した。<sup>4</sup> 国際人道法では、戦闘員ではない文民に対する攻撃を禁止しているだけでなく、病院などの文民施設に対する攻撃も禁止している。決議二二六六（二〇〇〇）では、文民たる住民やその他の住民に対する攻撃や、難民や国内避難民が置かれている危険な状況が、国際の平和と



安全に対する脅威となりうると規定し、より踏み込んだ内容になっている。<sup>5)</sup>これは、国連安全保障理事会が文民や難民に対する暴力を脅威として認定した場合、非軍事的・軍事的強制措置を發動することが可能なることを意味する。また、決議一六七四(二〇〇六)では、とりわけ深刻な問題として、拷問やそれ以外の禁止された処遇、ジェンダーに基づく暴力や性暴力、子どもに対する暴力、子ども兵士の徴兵と徴用、人身取引、強制移動、人道支援に対する意図的な妨害があげられている。<sup>6)</sup>

(4) 文民の保護に関する条約などの遵守

決議一二六五(一九九九)では、すべての紛争当事者に対して、国際人道法、国際人権法、国際難民法を遵守するよう求めている。<sup>7)</sup> 決議一二九六(二〇〇〇)では、国連安全保障理事会として人道支援のための三原則(人道・中立・公平)の重要性を認めた。<sup>8)</sup> また、決議一二九六(二〇〇〇)は、武力紛争における国際人道法と国際人権法に対する組織的かつ凶悪で広範囲にわたる暴力が、国際の平和と安全に対する脅威となりうると規定した。<sup>9)</sup> 決議一五〇二(二〇〇三)では、このような文民に対する暴力を行使した犯罪者に対する訴追を加盟国に求め、国連職員に対する犯罪を処罰する

ために、国連と受入国とのあいだで、国連および関連職員の安全に関する条約の規定を活用することを求めている。<sup>10)</sup> 注目すべきなのは、決議一六七四(二〇〇六)である。この決議において、国連安全保障理事会は、二〇〇五年の世界サミット成果文書に盛り込まれた保護する責任に関する規定を再確認している。<sup>11)</sup> このことは、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪に該当する暴力は、軍事介入の正当化の理由になりうることを意味している。実際のところ、保護する責任は、国連安全保障理事会決議一九七三(二〇一一)において言及され、リビアに対する北大西洋条約機構による空爆を正当化することになったといわれる。<sup>12)</sup>

(5) 文民の保護に関する履行の方法

決議一二六五(一九九九)には、文民の保護に関する履行の方法として六つの方法があげられている。第一は、人道支援のアクセスの確保である。<sup>13)</sup> 紛争当事者のなかには、敵対する勢力への人道支援を妨害する場合があります、このときには、人道支援を必要とする人びとのもとに援助物資が届かないことになってしまう。そのため、人道支援のアクセスを確保するために、紛争当事者を説得するだけでなく、

国連平和維持活動や多国籍軍などの強制力を用いる必要が出てくる。第二は、人道支援職員の安全確保である。<sup>14)</sup> 紛争当事者が人道支援の活動を妨害する際に、意図的に人道支援機関の職員に対して暴力を行使する場合がある。このときには、無防備な人道支援機関の職員は安全を確保するために活動を停止するほか、国連平和維持活動や多国籍軍などの軍隊や護衛を利用して、活動の安全を確保する必要がある。第三は、国連平和維持活動の任務に文民の保護を盛り込むことである。<sup>15)</sup> 人道支援のアクセスの確保、人道支援機関の職員の安全確保だけでなく、文民自身の安全を確保するために、国連平和維持活動が活動するということがある。これについては、次節で検討していくことにしよう。第四は、国連平和維持活動における訓練である。<sup>16)</sup> 国連平和維持活動に従事する軍隊、警察、文民職員が国際人道法などの国際規範に関する訓練を受けることで、効果的な文民の保護活動を実現しようとするものである。<sup>17)</sup> 第五は、経済制裁による文民への否定的な効果の緩和である。<sup>18)</sup> 国連安全保障理事会が経済制裁を国家に科した場合に、その制裁を科された国家の国民は経済的な苦境に追い込まれてしまい、文民の保護の理念に反する結果となってしまう。そのため、今日では、特定の政治指導者や軍指導者などに対する海外

資産の凍結といったスマート・サンクションが行われる。第六は、小火器の規制である。<sup>19)</sup> 紛争地域において安価な武器が流通し、紛争当事者がそのような武器を用いて文民を殺害していく。紛争地域に対する経済制裁の一つとして武器禁輸措置がとられるのであるが、その実効性を高める必要がある。

決議一二九六(二〇〇〇)では、人道支援のアクセスに対する妨害行為が、国際の平和と安全に対する脅威となりうることを規定された。<sup>20)</sup> 国連安全保障理事会が、このような行為を脅威として認定することになれば、強制措置の発動につながることを意味する。決議一六七四(二〇〇六)では、国連平和維持活動の文民保護の役割として、文民に対する物理的な保護、人道支援の配給の促進、難民や国内避難民の帰還に向けた安全な環境の整備があげられている。<sup>21)</sup>

## 2 国連平和維持活動と文民の保護

### — 導入

これまで国連安全保障理事会決議において、どのような暴力が禁止され、どのような規範を遵守し、どのような法によって文民を保護するのかという三点についてみてきた。

そのような決議のなかでは、文民を保護する手段として国連平和維持活動を活用し、平和維持活動に文民を保護させる方法が提案されていた。文民の保護に関する国連安全保障理事会決議二二六五(一九九九年)が採択されてはじめて、国連平和維持活動の任務に文民の保護が盛り込まれたのが、決議二二七〇(一九九九年)であった。これは、国連シエラレオネミッション(United Nations Mission in Sierra Leone: UNAMSIL)を創設するための決議である。

この決議からわかることは、国連平和維持活動によってあらゆる文民を保護するのではなく、四つの条件を考慮して文民の保護が実施されるということである。第一は、物理的な暴力による急迫な脅威の存在である。このような暴力がない場合には、国連平和維持活動は文民を保護する必要はないとされた。第二は、国連平和維持活動の能力と展開する地域によって文民の保護の対象が決まるということである。国連平和維持活動が紛争当事者と大規模な戦闘状態に陥った場合には、文民を保護することは困難であるし、展開地域以外のところでの文民の保護も不可能だからである。第三は、政府の責任の強調である。政府が文民の保護に第一の責任を負うのであって、それが困難な場合に国連平和維持活動が用いられることになる。第四は、国連憲章

第七章による必要な行動(necessary action)によって、これらの任務を遂行することである。国連憲章第七章による措置となるので、国連平和維持部隊が自衛のためだけでなく、文民の保護を目的としていけば武力の行使が認められることもある。このように限定が置かれながらも、国連平和維持活動における文民保護の任務が認められるようになってきた。このような文民保護の任務は、多くの国連平和維持活動において採用されているものであり、また、前述した四条件がおおよそ踏襲されている。

### 3 国連平和維持活動と文民の保護

#### — 展開

これまで、国連安全保障理事会決議をみることにより、国連安全保障理事会がどのように文民の保護を実現しようとしてきたのかを明らかにしてきた。ここからは、このような決議を実際にはどのように運用しているのかをみていきたい。

#### (1) 実践

国連平和維持活動は、多様な活動を通じて文民の保護の任務を遂行している。たとえば、紛争当事者などとの対話

と政治的なアドヴォカシー活動によって行われる。それには、和解の支援、和平合意の仲介、政府とのリエゾンの構築、地域での紛争の解決といった手法が用いられる。また、巡視や武器の使用によって文民を攻撃から守るだけでなく、法の支配を構築し、治安部門改革を実施することで安全な環境を構築して文民を保護する。さらに、国の機関が人権を促進し、人権を尊重する能力を高め、子どもや性暴力やジェンダーに基づく暴力をなくす能力構築を支援する。このように文民の保護は、総合的な取り組みの中で達成されるものと考えられている。

#### (2) 安全地域と文民保護サイト

国連平和維持活動が文民を保護するのは展開地域とされるが、具体的にはどのような場所なのであろうか。一九九〇年代の武力紛争と軍事介入においては、国連安全保障理事会が特定の地域を安全地域として承認し、その場所における文民を保護しようとした。たとえば、ボスニアでは、スレブレニツァやサライェヴォなどの都市を安全地域に指定した。しかし、スレブレニツァはセルビア人勢力の攻勢によって陥落し、多くの男性や少年が殺害されたのであった。ルワンダにおいては、ルワンダ南西部が人

道保護区に指定され、ツチ人の報復を恐れたフツ人が避難していたが、その政治的中立性には疑問が呈された。

多くの国内避難民や難民が避難場所としていたのは、国連難民高等弁務官事務所や国際NGO/現地NGOが設営するキャンプであった。しかし、国連やNGOには、国内避難民や難民に対する暴力を阻止し、キャンプの治安を維持することは困難である。そのような援助機関は、強制的手段を保持していないからである。ザイルでのルワンダ難民キャンプは、その典型例であった。このようなキャンプの治安は、現地の政府が責任を負うものとされているが、実際には政府軍が紛争当事者の一つであることは少なくなく、そのような軍隊の力を借りることも中立性の観点からみて課題が残されていた。

一九九九年以降、多くの国連平和維持活動において文民の保護に関する任務が課せられ、文民を暴力から保護するだけでなく、武装解除などを通じて文民に対する暴力手段を制限し、治安維持部門を改革することで文民にとって安全な環境を確保しようとした。このような国連平和維持活動の取り組みの中で、特殊な文民の保護の形態をとっているのが、国連南スーダン派遣団(UNMISS)である。

国連南スーダン派遣団の宿营地に武装勢力から逃れた国

内避難民が殺到し、宿营地自体が避難所となり、そこで文民の保護が行われている。一般的には、平和維持活動の宿营地の外で文民を保護するのであるが、南スーダンにおいては、宿营地の内でも文民を保護している。それを文民保護サイト(DOC sites)という。二〇一九年七月時点で、六か所のサイトに約一八万人が宿营地で保護されている。<sup>21)</sup>

文民保護サイトと一般的なキャンプとの相違点は、以下の三つである。第一に、文民保護サイトは、法的な保護の対象となる。国連と紛争当事国とのあいだで、地位協定(Status of Forces Agreements: S O F A)が締結されているので、国連平和維持活動の宿营地には、紛争当事国が侵害できず、国連の許可なしに紛争当事国の軍人や役人が立ち入ることを制限できる。一般的なキャンプの場合、そのような法的な保護はないので、紛争当事国の関係者が出入りすることを制限できない。このようなことから、文民保護サイトは、文民の保護により適しているといえよう。<sup>22)</sup>

第二は、文民保護サイトの統治機能は、国連平和維持活動にある。国連と紛争当事国のあいだの地位協定によって、国連平和維持活動の宿营地の管理は、紛争当事国によって侵害されない。そのため、文民保護サイトにおける治安の維持や法の支配は、国連平和維持活動の責任となる。一般

的なキャンプでもみられるような性暴力などの犯罪行為は、文民保護サイトにおいて、国連平和維持活動が対処することになる。一般的なキャンプにおいては、管轄権が紛争当事国にあるので国連平和維持活動がこのような犯罪行為を取り締まることは困難である。そのため、文民保護サイトは、国連平和維持活動が治安の維持や法の支配に責任を負うことから、文民の保護にとってより有益である。<sup>23)</sup>

第三は、文民保護サイト内外の移動は、国連平和維持活動が管理する。一般的なキャンプでは、キャンプに入ることも出ることも制限がありながらも比較的自由である。紛争当事国の軍隊や警察がキャンプを管理している場合には、キャンプの内外の移動が管理されることになる。一方、文民保護サイトでは、国連平和維持活動がその管理を行う。国連平和維持活動は、武装勢力などのサイトへの侵入を阻止するために、サイトへの人の移動を管理する。それにより、文民保護サイトの治安を維持することができ、文民保護にも有益な効果をもたらす。<sup>24)</sup>

しかし、このような文民保護サイトに対しては、人道支援機関から問題がいくつか指摘されている。第一に、国連平和維持活動の判断によって、文民保護サイト内の支援の水準が決められてしまう。国連南スーダン派遣団は、国内

避難民が文民保護サイトに来たり、居続けたりしないように支援の水準を低くしていると人道支援機関の職員が指摘している。また、国連平和維持活動によって人道支援活動が制限されることもあり、サイトが文民の保護にとってどれほど有益なものであるのか疑問が呈されている。<sup>25)</sup>

第二に、文民保護サイトへの避難が、国連平和維持活動によって拒否されることがある。国連平和維持活動が移動の管理を行っているので、安全を求めて避難してくる人びとを受け入れない判断をすることがある。国連南スーダン派遣団のガイドラインによれば、戦闘がないか、物理的な暴力の脅威がない場合には、人びとのサイトへの受け入れを拒むことができる。<sup>26)</sup> 前述したように、国連平和維持活動の文民保護の任務は決議に基づいており、物理的な暴力による急迫な脅威の存在がなければ文民保護の任務は必要ないと言われた。ただし、暴力の脅威がなくても、食料や住宅などの生存に必要な物資がない場合でさえも、サイトへの入場が拒否されるおそれがあり、その場合に文民の保護の理念は達成できるのか疑問が残る。<sup>27)</sup>

国連安全保障理事会は、文民の保護に関する決議を採択してきた。決議一二六五(一九九九)では、文民の保護に関する一般的な指針が示された。決議二二九六(二〇〇〇)では、文民たる住民やその他の住民に対する攻撃、難民や国内避難民が置かれている危険な状況などが、国際の平和と安全に対する脅威を構成しうることが指摘され、文民の保護を目的とした強制措置の発動の可能性が開けた。それにより、文民の保護のための履行手段として、国連平和維持活動が用いられることが一般的になってきた。その実践の一つの形態が、国連南スーダン支援団が実施している文民保護サイトである。文民保護サイトでの実践を考察することにより、現実には、急迫な脅威が存在している一部の文民を保護し、サイト内での生活水準を下げるなど、決議一二六五(一九九九)が想定していた構想からの乖離がみられた。

文民を保護するために国連平和維持活動などの軍事的な活動がどれほど有効であるのか。国連安全保障理事会が文民の保護に乗り出している状況において、国連難民高等弁務官事務所による難民や国内避難民の保護の役割はどのようになるのであろうか。このような国連難民高等弁務官事務所、国際赤十字、国際NGO/現地NGOによる文民の保護と、国連平和維持活動による文民の保護はどのような

関係になり、両者はどのような関係を構築するべきであろうか。決議二二六五（一九九九）が採択されて二十年になるが、誰がどのように文民を保護したら効果的であるのか、そこには、誰がどのように文民を保護するべきなのか。このような問題が解決されることなく依然として残されている。

注

- 1 S/PRST/1999/6, 12 February 1999.
- 2 S/1999/957, 8 September 1999.
- 3 S/1999/981, 17 September 1999; S/RES/1265, 17 September 1999.
- 4 S/RES/1265, 17 September 1999, para. 1.
- 5 S/RES/1296, 19 April 2000, para. 5.
- 6 S/RES/1674, 28 April 2006, para. 5.
- 7 S/RES/1265, 17 September 1999, para. 4.
- 8 *Ibid.*, para. 11.
- 9 *Ibid.*, para. 5.
- 10 S/RES/1674, 28 April 2006, para. 5 (a).
- 11 *Ibid.*, para. 4; A/RES/60/1, 24 October 2005, paras 138-139.
- 12 S/RES/1973, 17 March 2011.
- 13 S/RES/1265, 17 September 1999, para. 7.
- 14 *Ibid.*, para. 8.
- 15 *Ibid.*, para. 11.
- 16 *Ibid.*, para. 14.
- 17 *Ibid.*, para. 16.

- 18 *Ibid.*, para. 17.
- 19 S/RES/1296, 19 April 2000, para. 8.
- 20 S/RES/1674, 28 April 2006, para. 16.
- 21 United Nations Mission in South Sudan – Communications & Public Information Section, *POC Update*, 22 July 2019.
- 22 Norwegian Refugee Council, *Protection of Civilians Sites: Lessons from South Sudan for Future Operations*, 2017, pp. 22-23.
- 23 *Ibid.*, p. 24.
- 24 *Ibid.*, p. 26.
- 25 *Ibid.*, p. 24.
- 26 United Nations, Supplemental Guidance No. 3 to the UNMISS Guidelines on Civilians Seeking Protection at UNMISS Bases (2013).
- 27 Norwegian Refugee Council, *Protection of Civilians Sites*, p. 25.

報告

# ルワンダ・ジェノサイド下の赤十字

——二五年目の人道

齊藤彰彦

はじめに ——一九九四年ルワンダ・ジェノサイドから二五年

ルワンダの首都キガリにあるルワンダ赤十字社本社の敷地内に小さな石碑がある。そこにはこう刻まれている。

*In memory of Rwanda Red Cross Staff and Volunteers, unaccompanied children and neighbours of the Centre Social Educatif et d'Hebergement de la Croix-Rouge de Belgiquee died during the 1994 Genocide against Tutsi*  
 ツチに対する「一九九四年のジェノサイド（大量虐殺）」で亡くなったベルギー赤十字社社会教育センターの赤十字スタッフ、ボランティヤ、孤児と近隣の人々を追悼して



石碑には亡くなったルワンダ赤十字職員、孤児など計 65 人の名前が刻まれている

©Akihiko SAITO

日本赤十字社事業局国際部企画課企画係長・IHS 研究員

一九九四年四月から六月にかけての一〇〇日間でおよそ八〇万人以上の人々が命を落としたジェノサイドから二五年。人口増加を続けるルワンダは今、ジェノサイド後に生まれた若い世代が国の活力となり、アフリカ諸国の中でも際立った経済成長を遂げている。しかし他方で、未だに多くの人が貧困ライン以下の生活を送るという現実もある。ルワンダ赤十字社は毎年四月に冒頭の碑を囲んで追悼行事を行っているが、赤十字に限らず四月から六月の三か月間は国全体が喪に服す雰囲気覆われるという。そうした環境下で一九六四年に設立された同社は、ジェノサイド以前から今日に至るまで、必ずしも経済成長の恩恵に浴していないコミュニティの貧困層やジェノサイド生存者(サバイバー)といった周縁部の人々に対する人道支援活動を行ってきた。

本稿はこの二五年という節目の年を機に、当時のジェノサイドの渦中にあつた赤十字の姿に今一度迫ろうとするものである。具体的には、当時の関係者の証言などを通じてながらジェノサイド概史を振り返り、その上で、ジェノサイド下で赤十字がどのような立ち位置にあつたのか、またその後、現在のルワンダ赤十字社がどのような活動に従事し

ているのかを俯瞰する。総じて言えば、「忘れられた虐殺」そして「人道の失敗」などとよばれたジェノサイドが二五年という時の中で残してきた足跡の中から、今日の人道支援活動にとつていかなる示唆が得られるのかを探究してみた。

### ジェノサイド——「ある民族であること」を理由に殺すこと

ジェノサイドとは何か、なぜルワンダでの出来事がそう呼ばれるのか。一九四八年に国連で採択された「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約(いわゆる「ジェノサイド条約」)<sup>1</sup>によれば、ジェノサイドとは「民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部を集団それ自体として破壊する意図をもって行われる行為」を指す(第二条)。ルワンダ人は大きく分けて人口の約八割以上を占める「フツ(Futu)」、一割超を占める「ツチ(Tutsi)」、一割未満の「トゥワ(Twa)」という三つの民族集団から構成されているが、ルワンダ・ジェノサイドは、当時国内にいたツチの四分の三が殺されたとされる<sup>2</sup>事実からそう呼ばれている。ただし実際にはツチ以外の人々の犠牲も認定されており<sup>3</sup>、のちに設置されたルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)もジェノサ

イドの構成要件を審議する際、「集団の全部または一部を集団それ自体として破壊する」事実そのものではなく、その「意図」をもってジェノサイドが成立することを示している(従って理論上は、たった一人の犠牲者でもジェノサイド罪が成立する余地がある)<sup>4</sup>。

ルワンダ・ジェノサイドのはじまりは一般的に次のように説明される。一九九四年四月六日二〇時三〇分ごろ、フツ系のハビヤリマナ大統領が乗った大統領機が何者かにより撃墜され、これが引き金となって、翌四月七日から、略奪、レイプ、そして虐殺——ある特定の民族集団に属しているということだけを理由に殺すこと——がルワンダ全土を覆った。当時同国には、一九九三年八月に政府軍と反政府勢力ルワンダ愛国戦線(RPF)が締結した和平協定(アルーシャ協定)の履行監視のため、二五〇〇人の国連PKOのUNAMIR(国連ルワンダ支援団)が駐在していた。しかし当時の参加部隊であつたベルギー軍の兵士一〇名が殺害されたこと等が引き金となり、UNAMIRは急速にその規模を縮小、一時は三〇〇人以下にまで落ち込んだ。同じく赤十字も安全上の理由から最低限のスタッフを残し、国外へ退避せざるを得なくなった。そうした厳しい環境下で、

赤十字国際委員会(ICRC)とルワンダ赤十字社は負傷者の搬送と医療活動を継続した。しかし、当時のICRC駐ルワンダ代表のフィリップ・ガイヤール(Philippe Gallard)に言わせれば、この紛争は国際人道法が想定しているような「敵を無力化させ、捕虜として捉えるようなものではなく、鉅で人々を殺すことそのものが目的であつた」<sup>5</sup>。そこには国際人道法の理念——負傷した人間はもはや敵ではなく、一人の人間として人道的に扱わなければならない——が立ち入る隙など全くなかった。このことを同氏は「一ミリの人道」と喩えた。

### 救えば敵になる「——ただ殺すこと」の中の「中立」

「数キロメートルにわたってはびこる恐怖の中にあるのはたった「一メートル」の人道だけだつた。その一ミリの人道を守ることに、我々の命をかけるというのは果たして値することだろうか?」<sup>6</sup>

フィリップ・ガイヤールはICRCの首席代表としてジェノサイド以前から同国で活動していた。ICRCは

一九六四年に設立されたルワンダ赤十字社とともに、危機の間、同国にとどまった唯一の人道機関であった。

同じジェノサイドの渦中にあったUNAMIRのカナダ人司令官ロメオ・ダレール(Romeo Dallaire)の手記「悪魔との握手…ルワンダにおける人道の失敗」(Shaken Hands with the Devil: The Failure of Humanity in Rwanda)からは、停戦監視、和平構築支援を目的として同国に部隊が駐在していたにも関わらずジェノサイドを止められなかった彼の葛藤、彼が目にしたアフリカに対する国際社会の無関心、そして命を奪われた数多の無辜の人々の「魂の叫び」が生々しく描写されている。彼が言う「人道の失敗」とは、「私が悟ったのは、いかなる戦略的、資源的価値もない七、八〇〇万人のアフリカ黒人の小国の窮状に対し、国際社会が根本的に無関心なこと」であった。UNAMIRの失敗は後のPKO活動の見直しを勧告する国連ブラヒミ報告書や、カナダ政府主導の「保護する責任(自国民を保護する意思・能力のない国家に変わって国際社会が介入する論理)」をめぐる議論を生む契機ともなった。そうした彼の手記の端々には、介入に躊躇する国際社会が坐視する中で、虐殺の現場を奔走する彼の葛藤やそのそばで活動する赤十字の姿が垣間見える。

境なき医師団は撤退、赤十字の難民支援物資は民兵により略奪され、双方の紛争当事者の治安状況の悪化と生命の保証の欠如により、ICRCは今日、ルワンダでの活動を中止し、今のところ彼らの病院で待機するしかない。<sup>10</sup>「フィリップ・ガイヤールとICRCの努力、そして国境なき医師団、カナダ人医師、ソマリアでの経験をもつジェームズ・オルビンスキーの支援により、ジェノサイドの最中でも病院は機能を続けていた。しかし、その犠牲は小さくはなかった。紛争終結までに、赤十字で働いていた五六人のルワンダ人が殺され、何人かの白人医師、看護師が負傷し、何百人ものルワンダ人の負傷者が救急車から引きずり降ろされ、その場で殺された。町の中心部に向かう途中に、私は白い赤十字のバンが道に横転し、弾丸で蜂の巣にされているのを見た」<sup>11</sup>。また、ガイヤールも「ラジオミルコリン自由放送(Radio Television Libre des Mille Collines, RTLM)は、赤十字が負傷者を装って敵を搬送している」と報じた。赤十字病院に負傷者を搬送していた救急車が民兵に襲われ、結果、六名の市民が殺された<sup>12</sup>。「人道的な中立とは、すべての犠牲者の側に寄り添うこと。もしその犠牲者がある特定のカテゴリーに属する人(※ツチの人々)だったとすれば、我々が敵から疑いの目を向けられることは不可避である。ジェノサイドの

ダレールは次のように記している。

「RPFは自身の支配下で支援配分を統制しなければならぬと主張した。その結果、NGOは直接的に競争遂行を支持することになった。つまり、支援の大半が前線のRPFの食糧になったのである。他方、RGF(ルワンダ政府軍)側の人道支援はRGFの支配下での自由な活動が許されていた赤十字により提供されるものに限られていた。しかし援助を試みる他のNGOは攻撃の対象となり、負傷し、道路封鎖で強奪されたりして、彼らの安全を保障するすべはないように思われた」。「この赤十字職員は現地住民であり、(武装勢力からの)要求に翻弄されていた。私は彼らに対して、とても勇気があり、赤十字がルワンダのどの地域でも援助を行うことができることに非常に感銘を受けた、と伝えた」。

もちろん、ジェノサイド渦中の赤十字が決して無傷であったわけではない。四月下旬のダレールの報告では、「ブタレ(※ルワンダ南部の主要都市の一つ)での大虐殺により、国



ジェノサイド当時、学校だった「ムランビ技術学校」では避難した約四万五千人の人々が殺害された。現在ではムランビ虐殺記念館として犠牲者の遺品や遺骨の一部が展示されている

©Akihiko SAITO

渦中で誰が中立でいられるだろうか？」と語っている。

### メディア——人を殺すとき、救うとき

ルワンダ・ジェノサイドはその現地でのリアルタイムの状況が、とりわけ欧米の多くのメディアによって取り上げられた稀有な例でもあった。それはメディアにオープンな環境を作り出し、国際社会の良心に訴えて事態の打開を図ろうとするダレールの戦略、そしてまた赤十字の希望でもあった。これについてガイヤールは次のように回想している。

「ジェノサイド渦中、我々はルワンダの惨状を国際社会に訴え続けた。BBCはキガリにいる我々にジェノサイドの実態についてインタビューした。どのくらいの人々が命を落としているのか？ある時には少なくとも見積もって二五万人の人々が殺されている。その翌週には少なくとも五〇万。五月初旬、再び同じ問いかけをされたとき、私は答えた。『五〇万を超えて我々は数えるのを止めた。』質問が繰り返されることはもはやなかった。』<sup>14</sup>

そうした最中、ルワンダ国内では「神の声」ともいわれるほどの主要メディアであったラジオ——ラジオ局RTLMは、無力なUNAMIRを嘲笑するメッセージを繰り返し、憎しみにあふれた扇動的な言動により人々の憎悪——敵を殺すこと——を焚き付けていた。他方で次のようなエピソードもガイヤールは語っている。『ICRCは負傷者を装って敵の隠れ蓑となっている、RTLMはそう報じ続けた。我々はあらゆる方面に説明し、抗議し、ジュネーブ経由でこの事態を西洋メディアに取り上げてもらうよう働きかけた。結果はすぐに現れた』<sup>15</sup>自らの正統性保持のためにもそうしたネガティブなイメージを払拭したいルワンダ政府は、赤十字の役割と負傷者の権利を認めた。以後「キガリ内で赤十字の救急車は自由に移動できるようになった」とガイヤールは回想している。<sup>16</sup>

なお、ICTRが二〇〇三年一月に扱った「メディア事件(The Media case)」では、RTLMの上のような行いをジェノサイドの「扇動(incitement)」と認定し、その被疑者の一人を「銃、鉞、その他のいかなる凶器も用いずに、彼は無垢の数千もの人々を殺害した」と断じた。<sup>17</sup>「ヘイトスピーチ」と「表現の自由」の緊張関係が頻繁に論じられるようになった。

た昨今においても、それはある時には国際社会の最重要犯罪の一つ「ジェノサイド」になりうること——「言葉の力で人を殺すこと」もまた「ジェノサイド」であること——を示した示唆に富んだ判決だといえるだろう。

### 国際人道法——無意味だったか？

ルワンダはジェノサイド以前から、ジュネーブ諸条約(一九四九並びに二つの追加議定書(一九七七)、そして上に述べたジェノサイド条約(一九四八)の締約国であった。さらに興味深いことに、ジェノサイド前年の一九九三年七月八日、第一追加議定書第九〇条に基づく国際人道法違反の調査や仲介を担う「国際人道事実調査委員会」の受入れを認める宣言を行っている。また、ガイヤールによれば、「一九九〇年一〇月、RPFは我々に対して公式に、国際人道法、ICRCの任務を尊重することを約束していた」<sup>18</sup>。

ジェノサイド後の平和構築において国際刑事法をはじめとする国際規範はようやく機能を始めた。一九九四年九月二八日、ルワンダ政府はジェノシデール(ジェノサイド実行者)を裁判に付すため、国連に対して国際法廷の設置を正

式に要請した。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)をモデルにした裁判所である上述のICTRが、安保理決議九五五に基づきタンザニアのアルーシャに設置された。二〇一一年末までにICTRでは、ジェノサイドの首謀者ら最重要人物六九人が裁かれ、国家元首であっても「不処罰を放置しない」という先例が明確に示されたことや、性的暴力やメディアによる憎悪の扇動など、国際社会の最も重大な犯罪と言われる「ジェノサイド…集団殺害」が具体的に何を指すのかが大きく明らかにされたことは上述のとおりである。これらの判例は、ICTYやのちに設立された常設の国際刑事裁判所(ICC)における審議にも影響を与えた。またICTRはとりわけ重要な主要戦争犯罪人の審議を主としていたことから、残りの案件をルワンダ国内に移送する必要が生じた。このことは、国際基準に則り審議が行われたICTRの規則との整合性を図る意味で、ルワンダ国内法上存続していた死刑が廃止される契機にもなった。<sup>19</sup> ICTRや国内法廷だけでは処理できない案件については、ルワンダの伝統的なコミュニティによる裁判制度「ガチャチャ(ルワンダ語で「芝生」)が導入された。住民参加による「ガチャチャ」では、判事、証言者、傍聴者などの役割で全員参加が義務付けられ、二〇〇六年七月から二〇一二

年の閉廷までに毎週「ガチャチャ」が行われその数は合計で一二、〇〇〇件、一二〇万人以上の人々に有罪が宣告されたという。<sup>20</sup>

こうした事実を我々はどう評価したら良いだろうか？再びジェノサイド後のルワンダとそこに生きる人々に目を向けてみたい。

### ジェノサイド後の赤十字——経済成長の陰で

一九九四年七月、ジェノサイド後のルワンダは人口の一角が死亡、三割が難民になり、女性が世帯主の世帯が全体の三分の一以上に達し、約一割の子どもが親を片方または両方を亡くしたと言われる。<sup>21</sup> 親がジェノサイド中に殺害されたり、逆に刑務所に入っていたりするなどの理由で子どもが世帯主となつている世帯が約一二万あるとも言われる。街にはストリートチルドレンがあふれ、HIV/AIDSに感染している子どもも多くいたという。さらには人口の約九五%が暴力を目撃した、もしくは参加したことで、多くの人々にトラウマやPTSDといった心の傷を与えた。<sup>22</sup>

こうした状況下においてルワンダ赤十字社は、国内三〇の支部と約九五、〇〇〇人の赤十字ボランティアの全国ネットワークを通じ、災害対応や防災、コミュニティヘルス活動、離散家族支援、また孤児や脆弱な人々への支援を行っている。ジェノサイドに関して言えば、孤児やジェノサイドの生存者(サバイバー)に対する生計支援や家屋の建設、生活必需品の配付などの支援を実施している。またルワンダ赤十字社では上述の慰霊碑を囲んで毎年慰霊祭が行われ、二〇一八年の例では約二五〇人が当時を偲び、生存者の証言に耳を傾けるなどの催しが行われている。<sup>23</sup> さらにルワンダ赤十字社のボランティアは定期的にジェノサイドサバイバーである单身世帯や孤児を訪れ、心理的サポートをはじめとした支援を行なっている。なお、同社にはベルギー赤十字社、スペイン赤十字社、デンマーク赤十字社、オーストリア赤十字社など複数の海外赤十字社が駐在員を置いて同社の活動を支援しており、その規模は同社財源の六割超を占めている。高い経済成長率の陰では依然として息の長い人道支援活動が必要とされている。

新政権はその惨状を克服すべく、出身部族を示す身分証明書書の廃止(一九九四)、女性の遺産相続を許可する制度改革(一九九九)、国民和解委員会の設置(一九九九)といった施策をジェノサイド後に次々と打ち出した。こうした取り組みもあり、二〇一七年からは年平均九・一%の経済成長を目標に掲げ、世界銀行の投資環境ランキングではアフリカ第二位という高い順位に位置している。<sup>23</sup>

他方、そうした経済成長が必ずしも貧困削減には繋がっていないという見方もある。ルワンダにおいて国際貧困ライン(二・九ドル/日)以下で暮らす人口割合は五五・五%である(世銀 World Development Indicators 二〇一六年データ)。また健康、教育、所得という三つの側面にかかる達成指標である人間開発指数(HDI)においてルワンダは一八九か国中一五八位であり、水因性疾患、下痢、マラリア、HIV/AIDSがあり、とりわけマラリア感染率はアフリカの中でも際立って高く、課題は多い。ルワンダの人口は年々増え、二〇一〇年には一〇〇〇万人を突破しており、人口密度は二〇一六年時点で一平方キロメートルあたり約四八三人とアフリカの中でも顕著に高い。<sup>24</sup>



貧困層の家屋再建を支援するルワンダ赤十字のボランティア

©Akihiko SAITO

## 「一ミリの人道」を育む——ルワンダ・ジェノサイドの教訓

災害や紛争など極限的な人道危機は、それが過ぎ去った後の社会に急激な変化を引き起こすことがある。そうした危機は、メディアの注目や政治的動機、これに由来する財政支援なども相まって、急速な社会変化を促し、しばしばそれは社会においても熱狂的に迎えられてきた。ジェノサイドという文脈に照らしていえば、ルワンダ、旧ユーゴスラビアの国際法廷による営みが常設のICC設立の原動力になった点で評価されたり、紛争後社会の正義のあり方や平和構築における国連の平和維持活動の見直しにおいて、ルワンダ・ジェノサイドの反省が実務、学術の双方の議論においても頻繁に言及されている。例えば上述の「保護する責任」といった国際社会全体の責任を訴えるような、ある意味「理想的」な提言が熱度を持って急速に結晶化する——そうした現象を我々はしばしば目にしてきた。しかし同時にそうした急速な社会変化は持続性に欠くことが珍しくない。例えばICCに関して言えば、アフリカ諸国の脱退大国が関与する紛争での戦争犯罪への疑いに対するICCの沈黙等、その存在意義をめぐる議論の再燃はそれを象徴

している。ルワンダ・ジェノサイドは確かに上に述べてきたような様々な社会変化の原動力となった。他方でそれ——国際規範の無力——は、実にルワンダがジェノサイド以前からジェノサイド条約をはじめとしたあらゆる国際人道法関連条約の順守をコミットしていたにも関わらず、このような事態が生じてしまった事実が何より雄弁に物語っている。我々はどうやってその熱度——負の遺産——をより確かなものとして次世代に継承していくことができるだろうか。国際社会のあらゆるプレイヤーにとって永遠の問題であり、模索し続けなければならない問いである。

赤十字の立場からは当面次のように応答できるだろう。つまり、赤十字にとってその紛争後の平和構築の営みにおいて「革新性」は必ずしも必要ではない。なぜならジェノサイド以前、渦中、そして現在にもおいても赤十字の役割は、苦しむ人がいれば「ただその人の苦しみの度合いを除いていかなる区別もなく(公平・中立)」「手を差し伸べる(人道)」ことである。仮にガイヤールが目にした「一ミリの人道」が誰の心にも内在するのであれば、それをどう守り、また一ミリ以上の人道に育て上げるかが我々に問われているのだと言えよう。最後にルワンダ・ジェノサイドを生き抜いた

二人の証言をもって本稿を結びたい。このような人道的な行動はどうして生まれることができたのだろうか。少なくともここにみるような「人間性」を次世代に継承していく営みにこそ、ジェノサイドを克服する根源的な力があるように思われる。

ある時、フツ系民兵がICRCの病院を訪れた。彼らは私(ガイヤール)に一人のフツ系の女性を差し出した。「彼女は看護師で、この病院で多少は使い物になるだろう。」こうした奇跡は確かに私のところに突き刺さっている。<sup>26</sup> (フィリップ・ガイヤール)

(ツチである)私が生き残ることができたのは偶然にも私を知っている二人のフツ兵士——彼らにはまだ人間性が残されていた——が私を助けに来てくれたことだ。忘れてはならないのは、あらゆる人間から「人道」が失われたわけではないことだ。二人は想像を絶する危険を冒した。彼らもまた単に人間であることを理由に殺された。しかし彼らはやろうとしたのだから。<sup>27</sup> (あるジェノサイドサバイバー)

(了)

## 注

- 1 同国の憲法が二〇〇八年五月に修正されたからは、同国においてジェノサイドは公式に「ツチに対する一九九四年のジェノサイド (the genocide against the Tutsi)」と呼称するようになってきている。なお、この名称は国連安保理でも正式に認められたこと。Edmund Kageye, “Genocide against the Tutsi: Its new official”, *The East African*, 1 February 2014; 鶴田綾『ジェノサイド再考』(名古屋大学出版会 二〇一八年)二七七頁。
- 2 M Verpoorten, *The Death Toll of the Rwandan Genocide: A Detailed Analysis for Gikongoro Province*, POPULATON 2005/4 (Vol.60)
- 3 Clement Uwirinyimana, *Rwanda honors those killed in genocide 25 years ago*, April 7, 2019, available at <https://www.reuters.com/article/us-rwanda-genocide/rwanda-honors-those-killed-in-genocide-25-years-ago-idUSKCN1R04Y> (visited at 31 July 2019)
- 4 Hassan Babacar Jallow, *The Contribution of the ICTR*, Phil Clark, Zachary D. Kaufman eds., *After Genocide: Transitional Justice, Post-Conflict Reconstruction and Reconciliation in Rwanda and Beyond*, p.271, (2009)
- 5 ICRC, Philippe Gaillard, “Rwanda 1994: Instatutions like that, it is vital not to let on that you are dead scared” 31-03-2004, available at <https://www.icrc.org/en/doc/resources/documents/misc/5xkca5.htm> (visited at 31 July 2019)
- 6 ICRC, Philippe Gaillard, “Rwanda 1994: ...kill as many people as you want, you cannot kill their memory”, 29-03-2004, available at <https://www.icrc.org/en/doc/resources/documents/misc/5xlnqy.htm> (visited at 31 July 2019)

- 7 Lieutenant-General Romeo Dallaire, *SHAKE HANDS WITH DEATH - THE FAILURE OF HUMANITY IN RWANDA*, DA Capo Press (2003), p.6
- 8 *Id.*, pp.389-390.
- 9 *Id.*, p.402.
- 10 *Id.*, p.334.
- 11 *Id.*, p.297.
- 12 *Sipita* note 6.
- 13 *Id.*
- 14 *Id.*
- 15 *Id.*
- 16 *Sipita* note 5.
- 17 The Prosecutor v. Nahimana, *Baryagwiza Ngeze*, ICTR-99-52-T, 3 December 2003, para.1099.
- 18 *Sipita* note 5.
- 19 BIC, Rwanda scraps the death penalty, 8 June 2007, available at <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/6755435.stm> (visited at 31 July 2019)
- 20 BIC, *Rwanda genocide: 100 days of slaughter*, 4 April 2019, available at <https://www.bbc.com/news/world-africa-26875506> (visited at 31 July 2019)
- 21 Human Rights Watch, “*Lasting Wounds: Consequences of Genocide and war for Rwanda’s Children*”, available at <https://www.hrw.org/report/2003/04/03/lasting-wounds/consequences-genocide-and-war-rwandas-children> (visited at 19 July 2019)
- 22 Kirby Pells, “*Building a Rwanda ‘Ti for Children*”, Scott Straus and Lars Waldorf eds, *Remaking Rwanda*, The University of Wisconsin Press, 2011, p.80.
- 23 外務省 ルワンダ共和国情報センター, available at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html> (visited at 31 July 2019)
- 24 World bank, “*Rwanda*”, Country Profile. Available at [https://databank.worldbank.org/views/reports/reportwidget.aspx?Report\\_Name=CountryProfile&Id=b450fd57&bar=y&id=y&xinf=n&zrn=n&country=RWA](https://databank.worldbank.org/views/reports/reportwidget.aspx?Report_Name=CountryProfile&Id=b450fd57&bar=y&id=y&xinf=n&zrn=n&country=RWA) (visited at 31 July 2019)
- 25 Rwanda Red Cross, *Annual Report 2017-2018*, p.7.
- 26 *Sipita* note 6.
- 27 IRC, *Surviving Rwanda’s genocide*, 14 April 2004, available at <https://www.irc.org/ar/news-and-media/news-stories/africa/rwanda/surviving-rwandas-genocide/> (visited 31 July 2019)

## 報告

## 国際医療救援活動と連携した国際人道法普及ストラテジーの可能性

益田 充

日本赤十字社和歌山医療センター医師(外傷救急部・外科・精神科)

## 1 はじめに

赤十字職員として国際人道法を普及させていくにあたり、その必要性をいかに動機付けていくかは、現場レベルでは大変重要な課題である。そのためには多くの工夫があると思われるが、ここで私はその一つとして、日赤の特徴である国際医療救援活動との連携を提案したい。

そのヒントとなったのが、私が二〇一八年一月から二月にかけて参加したバングラデシユ南部避難民支援事業である。当時はERUも第四班となっていたが、ここではバングラデシユ赤新月社(以下「バ赤」)の医療スタッフと、避難民からなるコミュニティボランティアとが、一体となつて

活動することが必要とされた。ここでは、そのための取り組みとして、赤十字原則と並んで国際人道法の精神を、現場から活用していくことにした。それは「赤十字」という旗印のもとに目の前の人を救おうという、私たちの活動の原点に立ち戻るものであったが、同時に私たちの新しい未来を切り開く灯ともいえる、大いなる可能性を秘めたストラテジーになるとも思われた。(また、その後に行われたパレスチナ難民医療支援事業においても、そこでの学びを生かすことができたので、併せて紹介する。)

## 2 国際医療救援の現場での国際人道法普及活動の実際①

—バングラデシユ南部避難民支援活動の例

この活動は、**図1**に示すように、ミャンマー国内のラカイン州に居住していた人々が、隣国バングラデシュに避難した際につくられたキャンプ内で、主に医療支援をするためのものである。



図1

ここでは、写真1のように、日本人スタッフがバ赤の医療スタッフと協力・指導していくために、コミュニティボランティアに通訳やドライバーとしての協力を求める、という活動形態がとられていた



写真1

しかし活動開始当初は、「自分の仲間のために」奮闘するコミュニティボランティアと、「支援に行っている」と考えるバ赤医療スタッフの間に、かなりの心理的距離感があるように思われた。特に一部のスタッフ間では、その距離感が医療活動現場におけるチーム形成に悪影響を及ぼし始めていた。たとえば、「あのバ赤医師の通訳はしたくない」と訴える通訳や、逆に「あの通訳は交代させたいほうが良い」というバ赤医師の声も聞こえ始めた。これは、「両者の架け橋とならなくてはならない日赤スタッフにとり、早急に解決しなければならぬ課題であった。

「彼らをチームとして一つにする方法はないものか？」  
そこで白羽の矢が立ったのが、私の国際人道法普及活動の実績であった。私は法学部出身であり人権NGOで国際人道法の普及・研究活動をしていたことに加え、赤十字職員となつてからも国際人道法普及講座を終えて院内外での活動経験があったが、そのことを知っていたスタッフより、「ここで国際人道法を使ってみては？」という提言があった。

正直私には、当初は国際人道法が医療支援の現場で使える、というアイデアはなかった。あくまで紛争地域で、兵士やその予備軍になる人に向けて普及していくもの、という固定観念があった。しかし、「赤十字基本原則と一緒に」

という使い方であれば、それは現実的かつ効果的になるものと思われた。(実際にジュネーブ第一議定書でも、文民への普及義務を締約国に課しているが、それは医療領域で特に重要と考えられている。)

そこでまず、バ赤スタッフ向けの定例の全体講義の中で赤十字基本原則の確認を行ったあと、「国際人道法って何?」と題して、それらの原則がどのように国際ルールになっているかを、具体例を挙げながら解説していった。例えば、傷病者を敵味方なく治療することは、人道・公平などの原則にかなうだけでなく、そのような活動を法的に保障するのが国際人道法であるという、実践的な内容を盛り込む工夫をしていった(写真2参照)。

また、それを現場に生かすため、およびコミュニティボランティアにも伝えていくため、毎朝の小ミーティングでも、それらの原則を確認していった。単に定義を述べるだけでなく、具体的な行動に反映していくための今日一日のテーマを設定していった。

例えば「今日の原則は公平です。患者さんの人種や宗教や政治的意見などに関わらず、治療の必要性だけを考慮して、トリアージ(治療の優先順位付け)をしていくようにします。」などである。終盤にはバ赤スタッフからコミュニティボラ



図2

私のバングラデシュでの学びは、二〇一九年二月から六月にかけて参加した、パレスチナ難民支援事業においても、活用されることとなった。この事業は、レバノン国内のパレスチナ難民キャンプにおいて、パレスチナ赤新月社が運

### 3 国際医療救援の現場での国際人道法普及活動の実例② ——パレスチナ赤新月社医療支援事業の例

ンティア向けにテーマの提示とその説明を行えるようになり、赤十字基本原則及び国際人道法を自分の頭で理解して、それをチーム一体化のために活用できる土壌ができてきた(写真3参照)。



写真2



写真3

営する五つの病院を支援するものであるが(図2参照)、そこでは特に状況不安定なキャンプにおいて、多数傷病者受け入れ体制の整備も活動対象とされた。

ここでまず問題となったのが、日常的に医師・看護師などの病院スタッフと、救急車を運営するボランティアとが、適切に連携できていないということであった。そのために、まずはトリアージ(患者搬送や診療の優先順位付け)を合同で行うトレーニングを実施したのであるが、それでも赤十字基本原則を冒頭で確認(特に公平・奉仕など)し、両者の協力を促した(写真4参照)。

また、多数傷病者受け入れ体制づくりに重要なポイントとなるのが、いかに病院やスタッフの安全を確保するかであるが、そこに生じうるジレンマについても、国際人道法の観点から講義において議論した。具体的には、一般の病院であればセキュリティ対応には軍を含めたすべての機関との協調を検討すべきことになるが(写真5参照)、赤十字基本原則(特に中立)の観点からは検討を要することになり、病院が軍事施設と誤認されて国際人道法の保護を受けられなくなるリスクも考慮に入れなければならないということである。

この問題は、ホスト国であるレバノン政府との調整も必



写真4



写真5 救急外来の搬入口。ここに軍がゲートコントロールすることの是非

要となることであり、病院の体制づくりにおいて引き続き検討されていくこととなった。また、赤十字内でも、病院内外の支援を協働している他の姉妹赤十字社たちや、赤十字国際委員会なども、足並みをそろえた対応が必要となった。そして、このような調整や協働の現場において、赤十字基本原則や国際人道法の精神が根底にあるべきことが、改めて浮き彫りにされたのである。

#### 4 リットと課題 国際医療救援の側から見たメ

今回の一連の取り組みを国際医療救援の側から見ると、そのもつとも重要なメリットは、「チームとしての一体感を醸成すること」である。「赤十字・赤新月」という同じ旗のもとに、人道の実現という同じ目標に向かって取り組むという作業は、それ自身にスタッフの気持ちを一つにする作用がある。それにより診療効率が上がり、患者や家族からの信頼を得ることができる。その積み重ねから赤十字という組織に対するコミュニティ全体の信頼につながり、それは危機管理という観点からも非常に有意義な観点となる。

ここであえて課題をあげるとすれば、それは取り組みに要する時間の問題であろう。診療活動がメインの現場で、

赤十字基本原則を含む国際人道法普及活動に充てられる時間はそう多くない。日ごろから国際人道法に携わることのできる人材を、研修などを通して十分に養成しておく必要がある。医療スタッフであっても「なんとなく聞いたことがある」から「他人にきちんと伝えられる」程度までには学びを深めておく必要がある。

#### 5 リットと課題 国際人道法普及の側から見たメ

国際人道法普及の側から見ると、今回の取り組みのメリットは、何といってもその「入りやすさ」であろう。普及の現場で難しいことの一つに、その動機付けをいかにするかという課題があるが、この取り組みの場合「目の前の患者さんにより良い診療を提供する」という目標がはつきりしているため、その必要性が見えやすいのである。また、医療支援活動の現場において、赤十字スタッフの再教育をすることができ、「国際人道法ってこういう意味なんだ」と現場で実感することができる。さらにコミュニティボランティアを通じて普及していくことで、そのボランティアがコミュニティに持ち帰り、そのコミュニティから次の世代や別のコミュニティに広がるといった、「普及ピラミッド」

「普及ネットワーク」のような構造が得意やすい。このメリットは、紛争地域やその予備地域での「通常の」普及活動と比べると、紛争の政治的コンテクストから比較的自由に普及できる点で、大きな意義があると思われる。

課題を挙げるとすればその逆で、公平性・中立性に関わることであろう。対立するA地域とB地域の双方で医療支援活動を展開しているなら、それに付随した国際人道法普及活動も、やはり双方に対して公平に、あくまで対立勢力の批判などに用いられないよう中立の立場を保って、行わなければならない。また、「国際人道法を学ばないと医療支援活動を受けられない」といった、不当な「ひも付き」の印象を持たれることも避けなければならない。国際人道法普及活動そのものが、赤十字基本原則に則って展開されなくてはいけないところに、また赤十字らしきがあるものだなあと、改めて実感する。

## 6 おわりに——今後の活動における可能性や提言など

感染症予防ツールとしてワクチンがあるように、紛争被害予防として国際人道法がある。

また感染症患者への対応として抗菌薬があるように、紛

争被害対応としても国際人道法は機能する。そんな「医療モデル」を参考に、これからも医療支援活動現場からの国際人道法普及に取り組んでいきたいと思う。そして、赤十字に所属する医療スタッフとしては、そのような取り組みに、一人でも賛同者・協力者が増えてくれることを強く望む。最後に、このような発見の機会を与えてくれた赤十字スタッフおよび現地避難民の方々に、厚く感謝の意を表する。

### 注

- 1 CRC: The obligation to Disseminate International Humanitarian Law/02/2003.

## 特集2：被爆75年の広島・長崎から

### 若い世代へいかに伝承するか

——被爆七五年の広島・長崎からのメッセージ

広島平和記念資料館 長崎原爆資料館両館長に聞く

世界一二カ国によって核兵器禁止条約が採択されてから三年。残念ながら世界で唯一の被爆国である日本は、この条約をまだ批准していない。しかし、現実的な外交政策の中で政府の考え方とは別に、直接の被爆地である広島と長崎は世界の人々とともに原爆の非人道性に対して強い警鐘を鳴らしている。昨年一月、長崎・広島を訪れたローマ教皇・フランシスコは、長崎で「核兵器や大量破壊兵器を所有することは平和と安定の望みへの最良の答えではない」と語り、広島では「戦争のために原子力を使用することは犯罪である」と世界に向けて核兵器廃絶を力強く訴えるメッセージを発した。

今年、被爆から七五年が経つ中で被爆体験者（被爆者健康手帳所有者）の平均年齢は八二歳<sup>1</sup>を越えた。毎年八月を迎



被爆75年を迎えた広島市の平和記念公園

えると、メディアを通じて被爆者の方々の声が伝えられるが、被爆体験の発信や伝承についても様々な課題や取り組みが報じられている。

### 滝川館長に聞く

二〇一九年四月にリニューアルオープンした広島平和記念資料館館長 滝川卓男氏にリニューアルに際してのコンセプトや次世代への伝承の取り組みについて伺った。

「リニューアルに際しては、あくまでも分かりやすく正確に伝えることを重視しました。言い換えれば実物資料が大事だということです。年代が経っても実物は実物であり続ける訳ですから。もう一つは、被爆者一人ひとりの苦しみ、悲しみを伝えることに重きを置きました。被爆された方の写真や遺品、そして手記を三つセットにして向き合ってもらおうと工夫しました。さらに被爆者が高齢化する中で、次世代にいかにも原爆の悲惨さを伝承するかも大事な課題です。被爆者本人による直接の伝承は効果が大きいです。が高齢の中で一時間近く話をするのは大変です。ビデオ制作も



滝川館長

取り組みの一つですが、肉声による直の伝承の効果も考えて、被爆体験を伝承者が語る事業を四年前から始めており、リニューアル後も継続しています。被爆者ご本人に成り代わって被爆体験を伝える人々を養成しているのです。師匠と弟子のように被爆者の方と一対一でペアになり、一年かけて証言を正確に受け継ぎ被爆者に成り代わって伝えていきます。背景の知識や話し方の技術習得なども含めて養成には三年をかけています。伝承者は現在一三〇人ほどおり、毎日この資料館で講話を行っています。

もう一つは、二〇〇七年度から広島市立基町高校の創造表現コースの協力を得て行っている事業です。被爆の実相を絵画として後世に残し、高校生が被爆者の思いを受け継いで平和の尊さを考えることを目的とし

たもので、生徒は被爆者から一対一で話を聞き、一年かけて記憶に残る被爆時の光景や体験を絵にします。描いた絵に対しては被爆者の方と何回も意見交換を重ねさらに修正を加えます。そうやって被爆者自身の記憶や思いを表現した絵は様々な場所で展示を行い、一冊の本にもなりました。子どもたちはその行為の中でしっかりと被爆の実相を継承し発信することになります。」

長崎原爆資料館でも広島と同様、様々な伝承への取り組みを行っている。特に青少年がいかに被爆体験を継承していくかという課題の中で、青少年ピースボランティアを育成している。一五歳から三〇歳未満を対象に研修を行い、現在一七〇名を超える登録者がある。平和記念式典時に毎年全国の自治体から五〇〇人ほどの中学生が派遣されてくるが、ピースボランティアも参加し、中学生のサポートや交流を行っている。

また被爆者の話を紙芝居にまとめ、それを使って被爆者自身が話をする取り組みや被爆者と交流のある若い世代を募って、被爆の実相を次世代に継承する『家族・交流証言』などの取り組みも推進している。

### 大久保館長に聞く

このように様々な取り組みを模索する背景には、二つの大きな課題があると長崎原爆資料館館長 大久保一哉氏は指摘する。

「一つは若い世代に原爆の非人道性をいかに伝えていくかという伝承の問題です。一番は被爆体験者の方から直に話を聞くということが大切なのですが、高齢になられて活動に参加される方も年々減ってきているうえに、若い人や子どもたちが、被爆された体験談の内容を実感としてイメージできないということもです。生活に必要なものがなければ、コンビニに買いに



大久保館長



広島平和記念資料館で展示に見入る人々



長崎原爆資料館に再現された被爆後の浦上天主堂

行けばいいのにと子どももいる時代ですから。実感を持ってもらえるようにいろいろ工夫はしています。が、うまくいかない部分もあります。

二つ目は、温度差の問題です。戦争や原爆の悲惨さを訴えるために広島と長崎が頑張れば頑張るほど、両県以外の人たちからは「頑張って下さいね」で終わってしまふような、ある種の温度差を感じる時があります。例えば長崎の高校で原爆の悲惨さを訴えていた生徒たちが東京や大阪の大学に行つてそのことを話すと、ちよつと変わった人という見方もされることもあるようです。そうするとその子どもたちも段々と活動から離れて行つてしまいます。原爆の怖さ……というところだけの固有の問題としてとらえられるかもしれませんが、それはいつ起きてもおかしくない戦争の結果として出てくるものです。原爆も戦争も最近の世界の情勢を見るときはや他人事ではないのです。」

### 展示を通じた取り組み

世界にはさまざまな博物館や資料館があるが、被爆をテーマにした資料館は広島と長崎のみである。その意味で

学習を目的に来館する外国人も少なくない。京都や大阪から近い広島は、厳島神社や原爆ドームと言つた世界遺産もあることから、広島平和記念資料館の来館者は三割を外国人が占める。特に欧米系の来館者も多く熱心に見学する姿が目立つ。

また長崎原爆資料館は豊富な観光資源も手伝つて、アジアをはじめとして客船で訪れる外国人が多く、バスツアーにも資料館が含まれる。両館長とも「訪れてもらい、被爆の実相を知ってもらい、平和の意味を感じてもらうだけで意義がある」と声を揃える。

— X — X —

リニューアルオープンした広島平和記念資料館は、東館から本館へと展示が続き、東館に入るとすぐに目に入つて来るのが、広島市の当時の航空写真やCG映像を地形模型の上に投影する直径五メートルの円形の展示物。上空で原爆が炸裂し、熱線や爆風により建物や家々が一瞬に破壊される様子を再現したシヨッキングな展示である。

本館の「被爆の実相」コーナーには、『八月六日の惨状』として被爆の瞬間に着ていた服やかばん、弁当箱などが展示されており、当時の爆発の衝撃がストレートに目に飛び込む。『魂の叫び』『生きる』など個々の被爆者にフォーカスし

た展示では、被爆後の個人のストーリーがクローズアップされ、「被爆者」として一括りで語るのではなく、そこに一人ひとりの人間が生きていたことを改めて見つめることとなり強く心を打つ。

また東館では被爆を経て現在の一〇〇万都市へと復興した歴史を振り返るとともに、国内外からの支援についても紹介している。

一方、長崎原爆資料館では、広島と同様「被爆の実相」を



核兵器廃絶の訴え（広島平和記念資料館）

示す展示のほかに、放射線の恐ろしさを解説するコーナーや核兵器開発の歴史についても触れ、長崎に投下された原子爆弾『ファットマン』の実物大模型が特に目をひく。圧巻は被爆した浦上天主堂の側壁（再現造型）の展示で、側壁に立つ被爆したマリア像が痛ましい姿でうつむき加減に立っているのが象徴的だ。

広島平和記念資料館、そして長崎原爆資料館を訪れた人は誰もが、このような惨劇が二度とあってはならないという深い思いを抱くに違いない。戦争、そして原子爆弾が人間の尊厳を真つ向から否定している事実を目の当たりにするからである。

資料館を訪れた人々からは様々な感想が寄せられている。

「広島に任んでいます、リニューアル後初めて訪れました。以前訪れた時よりも一人ひとりの人生がより生々しく、現実にあったこととして感じられました。写真を見ていく中で特に家族が崩壊していくさま、悲しみや苦しみ、理不尽さに心が痛みました。現在、世界各地で戦争が起っていますが、このような感情を繰り返さない平和な世界になることを祈りたいと思います。」

「丁寧に縫われたワンピース。愛情がたつぷりの家族が一瞬にしていなくなってしまう。生きていた印がそこあって、そのことを強く感じた。こんな戦争をしてはいけない。世界平和を強く望みます。」

（広島平和記念資料館訪問者の感想メモより）

## 核のない世界を目指して

二〇一七年七月に世界一二二カ国の賛成によって採択された核兵器禁止条約は、核兵器の全面廃止と根絶を目指している。その前文では全廃こそが核兵器が二度と使われない唯一の保証だと訴えている。同時にすべての国は、国際人道法や国際人権法などの国際法を常に遵守する義務があることを再確認している。

また核兵器の被害者に対する支援では、国連や各国、非政府機関などとともに赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字・赤新月社の役割にも触れている。同条約の発効には、五〇カ国・地域の批准が必要とされ、二〇一九年三月末時点では二二カ国が批准している。核保有国や核の傘にある国の批准が今後の課題となっているが、

日本は未だ批准をしていない。

広島平和記念資料館館長の滝川氏は次のように語る。

「唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約を批准していかないのは大変残念ですが、被爆県である広島と長崎が引き続き率先して核兵器廃絶を訴えていく使命を強く感じています。」

同館の『核の時代から核兵器廃絶に向けて』の展示コーナーにおいても核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶の必要性を強く訴えている。

戦争や核兵器の非人道性を強く訴えていく鍵となるのは、戦争や核兵器使用の結果として多数の人々が命を失うということだけではない。それまでに積み上げてきた一人ひとりの人生、生きてきた証を一時にして踏みこむものではないこと、思いをはせてこそ訴えていくことができるのではないだろうか。

## 注

1 二〇一九年三月末 厚生労働省。

（取材・畑厚彦 IHSスタッフ）

## 核兵器廃絶に向けて

## ユースアクション・フォーラムを開催

赤十字もその実現に大きく貢献した核兵器禁止条約が国連で採択されてから二年目を迎えた二〇一九年七月。この年は国際赤十字・赤新月社連盟の設立一〇〇周年の記念の年にもあたる。これを機に日本赤十字社は、核兵器廃絶の議論をリードする国や核実験被爆国の赤十字社一二社の一五人の赤十字ユースボランティアを広島に招待、七月一日(月)〜七月三日(水)にかけて「核兵器廃絶に向けたユースアクションフォーラム」を開催した。

参加者は、広島平和記念資料館や広島赤十字・原爆病院等を訪問、原爆投下直後に被爆者の救護活動に従事した当時の赤十字看護師からの証言等を聞き、長期にわたる核兵器の非人道的な影響を学んだ。参加者の一人、マーシャル諸島赤十字社のボランティアは家族が核実験の被爆者だった。フォーラムの最後に彼女は「私の両親は核実験の被爆者で、私自身も甲状腺のがんを患いながら生きています。日本で被爆者の方のお話を聞き、似た境遇の一人として共感し、勇気づけられた。核兵器廃絶に向け

たこのように取り組みを行う仲間に出会ったことにもとても感謝している。私一人の力では変えられない、皆さんの力が必要だ」と語った。核兵器のない世界の実現に向け、赤十字の取り組みは今後も続いていく。(詳しくは日本赤十字社ホームページ、赤十字国際ニュース「日本だけではない、被爆国」[http://www.jrc.or.jp/activity/international/news/190807\\_005824.html](http://www.jrc.or.jp/activity/international/news/190807_005824.html)をご覧ください。)



マーシャル諸島赤十字社ボランティアの Dilia さん

## 特集2：被爆75年の広島・長崎から

## あの日と今をつなぐ

## ——リニユールオープンした広島平和記念資料館

ここに一枚の写真がある。写真に写る学生服やワンピースは被爆当時亡くなった人が身につけていたものである。撮影した場所は、広島平和記念資料館の収蔵庫内部。通常は一点一点和紙で包み、桐製のたんすに収めてある。現在でも毎年のように資料の寄贈があり、その数は約二万点にのぼる。遺品は遺族にとって亡くなった人そのものである。資料館に預けた資料を見に訪れる時は、亡き家族に会いに来る心境である。そうした大切な資料を資料館へ託すのは「亡くなった人の存在と被爆の状況を伝えてほしい」という強い思いからだ。一九四五年(昭和二〇年)一二月末までに広島原爆により亡くなった人は約一四万人という数字がある。遺品を前にするとその数字の中に一人ひとりの被爆の



広島平和記念資料館提供

滝川卓男  
広島平和記念資料館館長

実態があり、一人ひとりの思いがあることを実感する。

今年で被爆から七十五年を迎える。被爆者が高齢化し、戦争体験のない世代が多くを占めるようになった今、八月六日のあの日の出来事は、遠い過去となりつつあるのかもしれない。自分たちと切り離されたものではなく、より身近に自分のこととして考えてもらうにはどうしたら良いのか。

## 被爆者の視点で展示

二〇一九年(平成三二年)四月二五日にリニューアルオープンした広島平和記念資料本館の展示はあの日を体験した被爆者の視点で一人ひとりの人物像に焦点をあてた。遺族の人たちが遺品を前に亡くなった家族の姿を思い浮かべるように、展示から人の姿を思い浮かべ、被爆者や遺族の思いを汲み取ること、自分にとってより身近な出来事として捉えることができるのではないかと考えたのである。

この展示コンセプトに合わせて展示構成が大きく変わった。従来の展示では熱線、爆風、放射線という物理的な影響によりコーナーを分けていた。いわば人の視点ではなく科学的な視点に立つ展示であった。しかし実際には熱線、爆風、放射線が別々に作用したのではなく複雑に絡み合い

ながら甚大な被害をもたらしたのである。リニューアル後は人の視点で伝えることができるように「八月六日のヒロシマ」と「被爆者」の大きく二つのゾーンで展示を構成した。

「八月六日のヒロシマ」は被爆当日、原爆のさく裂により広島街に何が起きていたのかを伝える展示である。「被爆者」のゾーンは一人ひとりの姿とその被害の実態を伝える展示である。

展示資料の中心となるのは、冒頭でも紹介した遺品などの被爆資料、写真、被爆者が描いた原爆の絵といった実物資料である。遺品の展示には人の姿が想像できるように工夫を重ねた。長く展示を続けていると資料の劣化を招く恐れもある。大切な資料を永く伝えていくことができるように、また収蔵する資料からできるだけ多くの人の姿を伝えることができるように遺品は定期的に入れ替える方針を立てた。

写真は当時の光景が来館者に迫ってくるように鮮明にこだわった。高解像度のデータを基にパネルを製作し汚れや傷などを修整した。

原爆の絵は、被爆者自身が脳裏から何年経っても離れない惨状を描いたものである。八月六日当日の人の被害の様子を撮影した写真が少ない中、原爆の絵にはその光景が描

かれている。人々の痛ましい姿に思いを寄せ、その存在を伝えたい気持ちを絵筆に込めた。「水を与えれば良かった。」「家の下敷きになった人を助けられなかった。」「思い出すのも辛い記憶と向き合い描かれた絵もある。従来の展示より数を増やし、新たに原画を展示するコーナーも設けている。複製パネルは写真と同様に鮮明さを求め、8Kカメラで撮影した高解像度のデータを基に製作した。

## 実物資料で惨状を伝える

展示全体として原爆から放出された熱線による温度や爆風の大きさなど客観的なデータを伝える内容は避けた。そうした内容は本館よりも先にリニューアルオープンした東館展示に盛り込んでいる。本館展示は文章を読んで知識として頭に入れるのではなく、実物資料と向き合い被害の実態をどう受け止めるか来館者の感性に訴える展示を目指したのである。

では実際の本館の展示を紹介したい。

東館から渡り廊下を通り本館へ向かう。本館へ近づくとつれて正面に被爆から三日後に撮影された焼け跡に立つ少女の表情が見えてくる。以前の展示ではアメリカ軍が上



被爆した少女(右)

河野政人(ナカサアンドパートナーズ)撮影



子どもたちの遺品  
広島平和記念資料館提供

にする建物疎開という作業が行われていた。被爆当日広島でもこの作業が行われ、大人たちだけでなく現在の中学校一、二年生の年齢にあたる多くの子どもたちが動員され犠牲となった。この展示では、それぞれの被爆状況を伝える説明文は省いている。ぼろぼろになった学生服やシャツから当時の惨状を感じ取ってもらうためである。人の姿を想像できるように、衣服に膨らみを持たせたり、しわを寄せて、

展示室に入ると初めに「八月六日のヒロシマ」のゾーンがある。このゾーンでは破壊された街の様子と数多くの人々が傷ついたことを体感できるよう資料の集合展示を行っている。壁面に沿って、熱線を受けて変色した墓石、強烈な爆風で折れた鉄骨の梁などの大型資料が並ぶ。展示台の床面には地上が瓦礫で埋め尽くされた状況がイメージできるように大火災の高熱で溶けて固まった瓦の塊を大量に置いた。当初、これらの資料は展示ケースに入れる計画であった。しかし、ケースに入れると距離感が生じる。資料を間近に見ることで廃墟の中にいるかのように感じてほし

空から撮影したときの雲の写真があった。今回は上空からではなく、地上にいた人の視点で伝える展示である。その事を入口から意識してもらうため、人の姿が写る写真を展示したかった。少女は当時一〇歳で原爆の熱線を受け右手に火傷を負い、飛び散ったガラス片で傷を負った。やがて、少女は成長し結婚。二人の子どもにも恵まれ、幸せに暮らす。しかし、がんに侵され、四二歳で亡くなった。被爆直後の影響に加えて、放射線がその後の人生も苦しめる。彼女の生涯が、本館の展示全体で伝えようとする原爆被害の実態を物語ることも選定の決め手となった。



集合展示  
河野政人（ナカサアンドパートナーズ）撮影

い。そのため、オープンな形で展示することにした。中央には建物疎開作業に動員され、亡くなった子どもたちの遺品が並ぶ。日本各地でアメリカ軍による空襲が激しくなると、建物をあらかじめ壊し、火災が広がらないよう

傷つき避難する様子を表現するような動きをつけた。名前が記されているものは、持ち主が分かるようになるべく名前が見えるように展示している。その中にわずかに焼け残ったブラウスがある。戻って来ない我が子を探し回った父親は作業現場近くで遺体を見つけ、ブラウスの襟に刺しゅうされた名前が子と確認することができた。

### 無差別に命奪われた人々

子どもたちの遺品の展示ケースをまわると人への被害を伝える写真と原爆の絵が壁面に並ぶ。原爆は性別や年齢に関係なく無差別に人々を襲った。写真は火傷を負い苦しむ一人ひとりの姿を撮影したものを選んだ。原爆の絵は、炎の中を逃げまどう人たち、家屋の下敷きになり助けを求める人々の声が伝わってくるものを選んだ。写真と絵をそれぞれ固めるのではなく、入り混じる形で展示した。原爆の絵の色をモノクロの写真に、写真に写る人の姿を原爆の絵に重ね合わせて見てもらえることでより当時の惨状が伝わってくる考えた。

もう一つの「被爆者」のゾーンでは遺品と被爆状況を記した説明文、遺影を合わせた展示がある。遺影はこれまで

また原爆の犠牲者には海外出身の人たちも含まれる。朝鮮半島出身の人々、日系アメリカ人、東南アジアからの留学生、捕虜となったアメリカ軍兵士など。オバマ前アメリカ大統領が広島を訪れた時、被爆したアメリカ軍兵士がいたことが話題になったが、こうした人々が原爆の被害を受けたことは十分に知られていない。今回の展示では新たに外国人被爆者のコーナーを設けた。資料館で所蔵する実物資料はわずかだが、当時身に着けていたもの、原爆の絵などを基に被爆の実態を伝えている。被爆したことは同じだが、戦後、故国に帰った人々はより厳しい境遇に置かれた。朝鮮半島出身の被爆者が「被爆者はどこにいても被爆者」と訴え支援を求めなければならなかった状況が、困難に直面したことを物語る。

### 外国人被爆者コーナーも新設

思いに共感する。これは、日本人だけでなく海外の人も共通する。実際に展示室で目頭を熱くする姿も見られた。日常の暮らしや自分の大切なものが一瞬で奪われてしまったら。想像することで改めて平和の大切さを強く実感してもらうことができると思う。



写真と原爆の絵  
河野政人（ナカサアンドパートナーズ）撮影

の常設展示にはなかったものである。資料の持ち主の顔や姿が分かることで、より身近に感じられると考えた。また亡くなった人の言葉、家族の言葉も合わせて展示している。資料それぞれにあるストーリーから自分とかけ離れたことではなく、今の自分たちが抱く思いと重ね合わせ、共感してもらいたい。

展示資料の一つに二歳の男の子がはいていたパンツが



遺品と遺影  
河野政人（ナカサアンドパートナーズ）撮影

ある。男の子は母親に背負われていた時に被爆し大火傷を負った。「あつい、あつい」と苦しみ「水がほしい」とねだった。しかし、母親は「水を飲ませると死ぬ」と聞いていたため、水を飲ませることができないまま、男の子は亡くなった。展示を見たある女性は、素直で本当にかわいい盛りの時期に我が子を亡くした母親の悲しみやつらさはどれ程のものであったかと思いを寄せた。自分の身におきかえ、母親の

被害は被爆直後だけではない。「被爆者」のゾーンでは現在まで続く放射線による障害や悲しみ、不安を抱えて生きる人々の姿も伝えている。「原爆小頭症——親子の歩み」では、母親の胎内で被爆して原爆小頭症を発症し、知的障害を持つ息子と母親の姿を展示している。同じ被爆者だった夫をがんで失い、営んでいた商店も火災で焼失する困難に見舞われながら母親は我が子を必死で支えた。母親の手記には、自分がいなくなった後の我が子の将来を心配する気持ちなどが記されている。

本館展示を締めくくるのは、被爆の翌年に生まれた女の子を抱く母親の写真である。母親はとても幸せそうな表情をしている。実はこの母親は一歳の息子と共に路面電車の中で被爆し、息子を原爆症で失っている。母親は娘が無事に育ってくれることを願う一方で、傷つきながらもいつかりと笑った息子の顔を忘れることはなかった。

年月が経っても被爆当時の記憶や想いは容易に消えず、複雑な感情が自ずと希望や祈りに昇華することはない。被爆者や遺族が日常の中で感じる不安や悲しみ、心に抱える消えぬ想いを感じ取り、持ち帰ってほしい。展示に込めたメッセージである。

## 「あの日」の思いをつなぐために

本館の展示を見終わったら後、平和記念公園を望むギャラリーへ出る。ギャラリーには来館者が展示の感想などを記す「対話ノート」が置いてある。それを読むと、来館者は被爆者の苦しみに深く思いを寄せ、平和な世界を求めていることが伝わってくる。それが国籍を問わず共通の思いであることに大変勇気づけられる。来館者が資料館で目の当たりにしたあの日、の光景は決して過去のものではない。今なお、世界中には数多くの核兵器が存在する。いったん使用されれば再び同じ光景が繰り返される。

遺品を託した人たちは「もう誰も自分たちと同じ辛い思いをすることのないように役立ててほしい」と強い願いを持っている。

遠く切り離された世界ではない。

資料館もまたあの日の人々の姿と思いを現在の人々の心につなぎ、伝え続けたい。

## 特集2：被爆75年の広島・長崎から

## 広島赤十字・原爆病院の歴史と被爆者支援について

古川善也

広島赤十字・原爆病院院長



## はじめに

Seventy-one years ago, on a bright cloudless morning, death fell from the sky and the world was changed. 「七十年前、雲一つない明るい朝、空から死が落ちてきて、世界は変わった。」(平成二八(二〇一六)年五月二七日バラク・オバマアメリカ大統領の広島演説より。)

昭和二〇(一九四五)年八月六日午前八時一五分に、一発の原子爆弾がこの地に投下されました。この一発の爆弾で、十数万ともいわれる尊い命が一瞬にして奪われ、多くの方々が傷つき、そして、今も残る障害に苦しんでいます。七万戸に及ぶ建物が破壊され、ここ広島の地は廃墟と化し

ました。

現在、広島は一〇〇万人以上の人口を有する中国四国地方最大の都市に復興していますが、あの日を忘れることは出来ませんし、決して忘れてはいけません。

当院には、いまだに多くの方々が慰問に訪れていただいています。また、小中高生の平和教育にも協力しています。慰問していただいた方々に、当院の説明を行うとともに、原爆の事実を伝えるために、「平和学習」核兵器のない平和な世界の実現に向けて」という小冊子を作っています。

表1 人的な被害状況（人）※院外被爆者も含む

区別	総員数	死亡者	重軽傷者	行方不明者
医師	27	5	250	なし
看護婦	34	3		
看護婦生徒	408	22		
薬剤師	6	3		
その他職員	79	18	109	
計	554	51		
入院患者	約 250	5		

宿舎は全壊。収容中の軍患者は二五〇人のうち五人が被爆死し、一〇九人が負傷しました。病院職員や看護婦生徒らも五人が殉職しました(表一)。

このような被害にも関わらず、生き残った職員たちは不眠不休で救護活動を行いました。なお、翌日からは日本赤十字社岡山支部、山口支部、鳥取支部の救護班が広島市に順次到着し、被爆者への救護に尽力してくれました。

二二日間の救護に従事した救護員は延べ七九二人、患者は延べ三一、〇〇〇人に上りました。

今回、この小冊子の中から、当院の歴史、当院で行っている被爆(爆)者支援の活動等を取り上げ説明するとともに、被爆患者さんの診療実績と現況について述べてみたいと思います。

## 1 広島赤十字・原爆病院のなりたち

昭和一四(一九三九)年五月一日、現在の広島赤十字・原爆病院の前身である日本赤十字社広島支部病院が開院しました。当時は診療科一科、病床二三七床、職員は一七六名でした。

当時は救護看護婦の急速な増員が要請されている時であったため、開院と時を同じくして院内に救護看護婦生徒養成部を開設しました。同年、広島陸軍病院赤十字病院と改称しましたが、昭和一八(一九四三)年には広島赤十字病院と改称しました。

## 2 被爆時の状況——救護を中心に

昭和二〇(一九四五年)八月六日午前八時一五分、B・29がウラニウム型原子爆弾「リトルボーイ」を投下、広島県産

業奨励館(現・原爆ドーム)付近の上空で炸裂しました。

### (1)原爆の威力

爆発直後、小型の太陽ともいえる灼熱の火球の中心温度は摂氏一〇〇万度を超え、爆心地周辺の地表面温度は約三〇四、〇〇〇℃となりました。爆心地から一km以内では、屋根瓦が泡状の水ぶくれをおこし(被爆瓦)、爆心地から三・五kmに及ぶ範囲の人々が露出部にやけどを負いました。

爆風により、爆心地から五〇〇m以内では鉄骨建造物さえ破壊され、木造家屋の倒壊は二km以遠に及びました。熱線と爆風により、広島市の六七%の建物が全焼・全壊し、二四%が半焼・半壊以上の被害を生じました。爆心地から一km以内に人間の五〇%が死亡するとされる四グレイの放射線が降り注ぎました。原爆の投下により、市内に三五万人前後いた人々のうち、同年一二月末までに約一四万人(誤差±一万人)が死亡したと推定されています。

### (2)極限状態での救護活動

当院は爆心地より約一・六kmの所に建っています。このため、当院も原爆により壊滅的な被害を受けました。鉄筋コンクリート造の本館建物は残ったものの、隣接した木造の寄

## 3 救護活動をした職員の証言

当時、広島赤十字病院外科病棟で看護婦長心得として勤めていた久保文子氏の証言を転記します。

——原爆が投下されたときはどうされていましたか？

朝食が終わって看護婦の詰所に帰ると、B・29の爆音が聞こえ始めたので非常持ち出しの書類を急いで袋に入れるよう指示しました。その時、*「バツッ*という輪郭のはっきりした異様な音がし、振り返ると強烈な黄金色の光が広島の街を押しさえつけている感じでした。そしてアツという間もなくすさまじい爆音です。帽子も飛び、髪も引きちぎられそうでした。あたりは真っ暗になり、しばらく気を失っていました。どのくらい時間が経ったのか視界が薄暗い闇から次第に明るくなり、気を取りもどすと白衣が真っ赤です。触ってみると顔中傷だらけというありさまです。

——そんな状態で救護活動を始められたのですか？

はい、*「ごう*してはいられない」とすぐに救護を始めました。髪が逆立ち、顔が血で真っ赤で鬼のようだったそうです。無我夢中でした。

——その頃にはもう被害者がたくさんやってきていたのですか？

ええ、一面焼け野原になった中で日赤病院が、さながら観音様が立っている姿に見えたそうです。数えきれないほどの人が押し寄せてきました。みんなザンバラ髪で、着ているものはボロボロ。ズルズルはがれた皮膚をたらし、両手を胸に当てて、足を引きずるようにしてたどり着いてきたのです。

——病院内も相当な被害を受けていたのでしょうか。

建物の中は落ちた壁や天井、壊れた机や椅子、ガラスの破片などでいっぱい。医療器具もそのまま使えるものはほとんどありません。

——被爆者にはどのような手当をしたのですか？

熱線による火傷がほとんどですが、その状態は被爆した場所、着ているものなどによってさまざまです。少数の医師と看護婦による非常時の手当てですからなかなか行き届いたことはできません。

——大変な激務だったのですか。

何が何だかまったくわからずに、働いて働き続けていました。目の前にいる傷ついた人をただ懸命に看護していただけで、病院全体のことは把握できませんで

か月以内に死亡しました。また、致死的な被曝線量を浴びなかった方には、被爆直後から短期間の間に下痢、脱毛などの急性期の症状が現れましたが、二〜三か月でおさまり、いったんは放射線の影響はこれで終わったと考えられました。しかし、現実には被爆五年後頃から悪性腫瘍などの後障害が発症し、この影響は現在まで続いています。

## (2)原爆医療の始まり

この爆弾が通常の爆弾とは異なるとの認識は、直接救護した職員の中では比較的早期からありました。そして、このことを原爆症としてまとめ、いち早く世界に発信したのが重藤文夫先生です。

重藤先生は広島に原爆が投下される2週間前に、広島赤十字病院副院長に就任しました。原爆で重傷を負った竹内院長の代わりに病院の指揮を執り、自らも被爆しながらも不眠不休で被爆者の治療を行いました。昭和二三(一九四八)年には広島赤十字病院二代目院長に就任しました。

重藤院長をはじめとする当院の医師たちが原爆症を世界に発信する中、放射線障害の重大さに気が付いた医師、学者、文化人らによって、被爆者に対する様々な援助が行われまし

した。日にちや時間の感覚はなくなってしまつて、夜になって仕事ができなくなつたらやめる。朝が来たら働く、その繰り返しだったのです。当時のことを思い出そうとしても、痛みを訴える声や、苦しみながら死んでいった人のことが脳裏をめぐり、胸をしめつけられるような悲しみだけがいつまでも残ります。

——当時、原爆特有の症状があるということはわかっていましたか？

無傷の人が次々と死んでいくので、変だとは思いました。たくさんの人を見ていくうちに、皮膚の斑点、出血、発熱、頭髪の脱毛が死の徴候だとわかってきました。しかし、他方で深い傷を受けながら薬もなく、劣悪な衛生状態にもかかわらず、回復していく人もいました。

## 4 原爆病院の完成と原爆被爆者に対する支援

### (1)長期に及ぶ原爆の影響

原爆はほかの爆弾では発生しない大量の放射線を周囲に放出し、人体に放射線障害を起こす特徴があります。爆心地付近にいた人は致死量の放射線を浴び、即死あるいは一

「原爆症研究の父」と呼ばれた東大の都築正男氏は、治療法の研究を続け被爆者医療に大きく貢献しました。川端康成氏や阿部知二氏ら日本ペンクラブの人たちはケロイドの治療を訴えました。また、谷本清牧師とノーマン・カズンズ氏は原爆乙女(原爆によってケロイドを負った若い女性たちを渡米させ、治療の道を開きました。

### (3)広島原爆病院の設立

昭和三一(一九五六)年、多くの人々の協力により広島赤十字病院構内に世界で初の原爆被爆者専門病院である広島原爆病院が開設されました。完成した広島原爆病院は鉄筋コンクリート三階建て、被爆者の治療と健康管理に必要な最新設備と一二〇の病室が備えられていました。

### (4)被爆者医療の拡充

開院翌年の昭和三二(一九五七)年には原爆医療法が制定され、被爆者に被爆者健康手帳を交付し、健康診断が実施されるなど、ようやく本格的な医療対策が開始されました。

その後も広島原爆病院には、原子力放射線障害対策研究所など様々な施設が増設され、原爆医療の最前線として診療が続けられました。

(5)赤十字病院と原爆病院の統合(最高の医療を提供するために変わり続けるということ)

原爆病院は老朽化に伴い、開院から三〇年後の昭和六一(一九八六)年に取り壊されました。そして、昭和六三(一九八八)年、広島赤十字病院の原爆医療部門として整理・統合され、広島赤十字・原爆病院として再出発しました。また、被爆時より診療に使われていた旧本館は老朽化が進み、診療に支障が出るようになったため、平成五(一九九三)年七月一日取り壊し、その敷地に新たな診療棟を建設しました。

この際、病院内にこの旧本館の一部や慰霊碑等をモニュメントとして設置し、患者さんや道行く人に原爆の悲惨さを訴え続けました。

さらに、平成二五(二〇一三)年には病院の主要機能を担っていた主要診療棟が築二五年以上を経過し、目指すべき医療の提供が困難になってきたこと、そしてその他病棟が最新の耐震規格を満たしていなかったこともあり、最新の医療提供を行うために病院再整備事業を開始しました。

この事業に伴い、病院敷地内に設置してあった旧本館の一部などは日本赤十字社広島県支部旧社屋跡に移設し、メ

上の写真の左に映っているのは、旧本館の3階北端にあった鉄製の窓枠です。

爆心地との東西南北の方向関係は当時のままです。原子爆弾の投下後、強烈な爆風が吹き抜けたため、爆心地側(北側)の窓枠は内側に、また西側の窓枠は外側にそれぞれ大きく湾曲しました。

②窓ガラスの破片が突き刺さった痕が残る壁(写真2)

これは旧本館階段室の壁の一部です。階段室の窓ガラスは原子爆弾のさく裂による強烈な爆風によって破碎し、飛散しました。ガラスの破片が1階から屋上までの壁に突き



写真2

モリアルパークとして整備しました。

## 5 メモリアルパーク

当院から道路を挟んで南に位置するこのメモリアルパークは、原子爆弾投下により多くの殉職者を出しながら、献身的に被爆者の救護にあたった当院の職員や看護婦学生の赤十字精神を後世に伝えると共に、殉職者の慰霊と被爆体験の継承を通じて平和を希求する拠点として整備したものです。

主な内容を以下に示します。

①爆風でゆがんだ鉄製の窓枠(写真1)



写真1

刺さり、無数の傷あとを残しています。

③原爆殉職職員慰霊碑

④赤十字国際委員会委員長(レオポルド・ポアシエ)碑文

⑤原爆殉職職員並びに戦時事変戦没者合祀「平和への祈り」

⑥原爆の絵「動員学徒の碑」(写真3)



写真3

被爆経験者が生きている内に、その記憶を後世に残そうという運動から発生した「被爆者が描いた絵を街角に返す会」により平成一七(二〇〇五)年八月六日建立されました。

この碑に描かれている絵は、原爆投下の朝、勤労動員中に原爆の犠牲になり、翌日広島赤十字病院玄関前(当時)の円形花壇に並べられた中学生の遺体の絵を陶板にしたものです。

- ⑦旧看護学校記念碑
  - ⑧献身の人の碑
  - ⑨マルセル・ジュノー博士(赤十字国際委員会駐日主席代表)の碑
- このメモリアルパークでは毎年八月六日に原爆死没者慰霊式を執り行っています。

## 6 現在の状況(被爆者医療、国際活動・救護・教育、国内活動)とこれから

当院では現在でも一般医療のほかに被爆者のための支援事業を行っています。国内外の原爆・放射線被爆者に対する健診などの活動を行うとともに、被爆者医療に携わる医師等を対象とした研修を、当病院や被爆被害のあった国や地域で実施しています。

昭和六一(一九八六)年のチェルノブイリ原子力発電所事故に対しては、平成二七(二〇一五)年までに医師二二人、看護師一人、技師一人、事務職三人をロシア、ペラルーシ、ウクライナに派遣しました。また、これらの地域から研修のために五四人の医師を受け入れています。

### (3)放射線被爆者医療国際協力推進協議会(HICARE)への参加協力

HICAREに参加協力するとともに、平成三(一九九二)年度から平成三〇(二〇一八)年度までの間に、韓国、アメリカ、ブラジル、アルジェリア、フィンランド、ペラルーシ、ラトビア、ミャンマーなど、世界中の国々から合計二八七人の医師や看護師などを受け入れました。

### (4)当院の被爆患者(被爆者健康手帳所持者)の現況 平成三〇年度の概要(図1)

被爆後七五年が経ち、当院で診療している被爆患者さんは高齢化が進んでおり、平成二七年度より平均年齢が八〇歳を超えるようになりました。また、入院患者数・外来患者数とも一〇年間で約三五%減少しています。

当院は、原爆病院として歴史的に白血病などの血液疾患

### (1)国内活動

原爆被爆者の健康診断を行うため、昭和三二(一九五〇)年から平成三〇(二〇一八)年度までに、全国一〇九県に延五八回、七五人の医師と看護師を派遣しました。また、平成二三(二〇一一)年に発災した東日本大震災では、福島県内に被曝健康アドバイザー一五人(医師六人・放射線技師九人)を順次派遣しました。

### (2)国外活動

①国外への医師等の派遣  
当院は国外の被爆者を援護するため、国外に医師や看護師を派遣し、被爆者の健診を行っています。

派遣先は北米・南米・韓国です。平成三〇(二〇一八)年度までに北米に一四人の医師を、南米に一八人の医師を、韓国に二三人の医師と一人の看護師を派遣しました。

②在外被爆者の受け入れ  
在外被爆者の受け入れも行っており、平成三〇(二〇一八)年度までに北米から四九人、南米から五六人、韓国から二九人の患者を受け入れました。

### ③チェルノブイリ原子力発電所事故被災者の救護

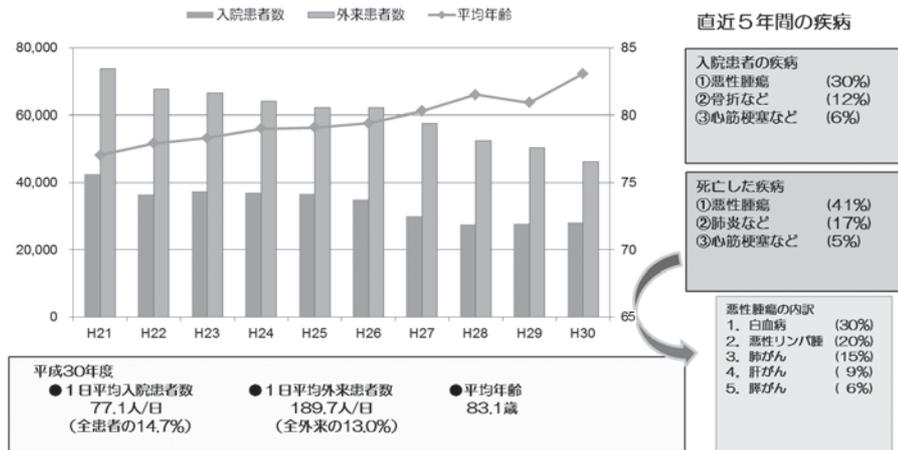


図1

や悪性疾患を多く診療していますので、疾病分類にもそのことが反映されていますが、近年では骨折などの高齢化に伴う疾患が増加しており、時代とともに被爆患者さんに対するきめ細やかな対応が必要と考えています。

#### (5) 当院の被爆学習

ここ広島の中でも、被爆体験は風化しつつあります。当然全職員に直接の被爆体験はありませんし、毎年一〇〇名前後の新規入職職員がいますので、職員対象の被爆学習も重要となっています。

当院では毎年八月六日午前八時より慰霊式を執り行っています。また、最新の原爆や放射線の知識を取り入れるため、放射線影響研究所の協力を得て講習会を開くようにしています。さらに、被爆時の救護体験の継承のため、当院で被爆当時、救護活動に当たった先輩看護師や看護学生の講演会を開いています。

#### おわりに

私の母は被爆者です。私は被爆二世になります。母に聞いたところでは、原爆医療法が制定され被爆者健康手

帳が交付されるようになった当時、放射線に対する誤った知識から差別を受けるのではないかと危惧し、被爆を隠す方も多くいたとのことでした。

現代においても、福島の原子力発電所事故後、他所に移られた方に対して心ない言葉がかけられたことや、農作物に対する非科学的な取扱いをして輸入制限をしている国があること等を聞くにつけ、いまだに放射能に対する正しい知識が不足しており、これからも啓蒙が必要であると感じています。

当時のことを直接的に体験した被爆者の方も徐々に減少してきています。被爆当時のつらい記憶を思い出したくないと言われる被爆者の方も多くいる中、「被爆者が描いた絵を街角に返す会」のようなこの記憶を残そうという運動も出てきています。当院の諸先輩方が、どのような思いで活動されたかを知るにつけ、この体験を風化させることなく後世に残すことが、当院の責務であると感じています。

世界初の原爆被爆者専門病院として原爆の事実を伝える続けることで、核兵器のない平和な世界の実現に向けて少しでも役に立ちたいと思うと同時に、微力ではありますが、放射能に対する正しい知識の啓蒙に寄与したいと考えています。

### 特集2：被爆75年の広島・長崎から

## 原子爆弾と日本の形成外科の誕生

——形態異常とハンディキャップ

#### はじめに

広島と長崎への原子爆弾（以下、原爆と略す）投下から七〇年以上が経過し、高齢化の進む原爆被爆者（以下、被爆者と略す）は今なお被爆の影響に怯えながら生活している。現在では原爆後障害といえは放射線障害を意味し、放射線によって損傷されたDNAが人体に及ぼす影響、特に悪性腫瘍の発生が長年注目されてきた。しかし、被爆者は放射線障害にとどまらず、熱傷後の傷跡にも苦しめられた。熱傷後にこぶのように盛り上がった傷跡（肥厚性瘢痕）と引き攣り（瘢痕拘縮）は長らく原爆ケロイド（以下、ケロイドと略す）と呼ばれ、原爆後障害の代名詞とされた。このケロイドが形態の醜さ

平野明喜  
日本赤十字社長崎原爆病院院長



から多くの被爆者を悩ませ、当時の日本にはなかった形成外科の必要性を知らしめることになった。そこで、形成外科的な立場から原爆ケロイドを振り返ると共に、原爆がわが国の形成外科誕生に与えた影響について考察を加える。

#### 1 原爆の被害

広島に投下された原爆はウラン型であり、長崎原爆はプルトニウム型原爆である。いずれの原爆もそれまでの通

常爆弾と大きく異なるのは、爆風の他に多量の熱線と放射線を発することである。原爆から発せられたエネルギーの五〇％は爆風として、三五％は熱線として、そして一五％が放射線として放出されたと考えられている。原爆から放出されたエネルギーの半分を占める爆風は爆心から外側へ向かって強烈な衝撃波となって瞬時に伝播・拡大し、続いてその反動として爆心へ向かう強い空気の流れが起こり、これによって爆心では激しい上昇気流が生じ、空気中と地上の多量の核分裂生成物質や中性子線などで放射化された物質を巻き上げ、いわゆるキノコ雲を形成した。その後これらの放射能を帯びた物質は黒い雨となって周辺地に降り注いだ。原爆から発せられた熱線は全エネルギーの三五％を占め、中でも赤外線が人体に最も大きな影響を与えた。爆発の瞬間には爆心地では地表温度が摂氏三〇〇〇度に達したと考えられている。広島・長崎のいずれも爆心から一・二km以内で無遮蔽での被爆では致命的な熱傷を受け、露出した皮膚では熱線による熱傷が爆心から四km地点でも起こったと考えられている。さらに、建物火災や着衣の燃焼に伴う熱傷も少なからず存在したと考えられる。残りの原爆エネルギーの一五％が放射線として放出された。爆発の瞬間に放出されたγ線と中性子線、および爆発一分以内

の悪条件が重なった。

- ①熱傷面には挫創などの機械的損傷や急性放射線皮膚障害が合併した可能性がある。
- ②受傷後に熱傷創の冷却や保護は行われず、医薬品が不足しており、不衛生が創の治癒を遅延させた可能性が高い。
- ③八月という高温下で、熱傷患者に必要な不可欠な輸液の欠如に加えて、放射線腸炎による下痢や川の水などの不衛生な水摂取による下痢などが重なって熱傷後の脱水は一層増悪し、熱傷創が重篤化した。
- ④急性放射線障害に伴う骨髄抑制によって免疫力は低下し、低栄養と抗菌剤や抗生剤の欠如から熱傷創の感染が起こりやすかった。

このようないくつもの悪条件が重なり、受傷直後は浅かった熱傷創も次第に深くまで皮膚損傷が進行し、結果として肥厚性瘢痕を形成し、これらが原爆ケロイドと呼ばれるようになったものと思われる。原爆ケロイドは女性や子供の顔面や手などの露出部に残って、長期間にわたって患者を苦しめることになった。被爆から一〇年後の昭和三〇年頃、被爆者にとって最も大きな問題は白血病などの悪性腫瘍の増加、小頭症などの先天異常発生への恐怖、および

に核分裂生成物から放出された放射線が初期放射線として分類され、これは全エネルギーの五％程度とされる。残り一〇％がいわゆる残留放射線と呼ばれ、初期放射線が土壌や建築資材の原子核に降り注ぎ、放射能を帯びたものとされ、β線やγ線を放出したとされる。

## 2 原爆による皮膚損傷

被爆当時の広島市と長崎市では成人男性の割合は少なく、被爆者の中心は女性と子供であった。赤外線は遮蔽物でブロックされるが、原爆投下が八月であったことから身体の高い範囲が露出されており、顔や上肢などの露出部が熱傷を受けた。また、多くの被爆者では熱傷に加えて爆発による機械的損傷および急性放射線障害を合わせて受傷した。熱傷の原因が赤外線であったことから高熱ではあっても熱の作用時間は短かったために、生存できた被爆者の熱傷創の深度は比較的浅かった人が多かったのではないかと推測される。多くの被爆体験談や体験記<sup>2</sup>には「焼けただけた皮膚」とか「剥がれた皮膚」という表現が多く用いられており、これらは2度熱傷であったことを疑わせる。しかし、受傷後の被爆者では創傷治癒に関しては以下のような多く

ケロイドであった。

## 3 原爆乙女プロジェクト

原爆ケロイドは熱湯などでの熱傷後に生じる肥厚性瘢痕と変わりはない。しかし、日頃これらの瘢痕を目にすることの少ない一般人にとって、多くの被爆者の顔や手に残された盛り上がった瘢痕と拘縮に伴う変形は大変衝撃的であった。原爆ケロイドが形態異常もまた患者にとって重大な障害であることを知らしめた。その契機となったのが原爆乙女と称されたひとつのプロジェクトである。以下はケロイドの治療をアメリカで受けた広島的女性被爆者の記録をこのプロジェクトの主権者であるノーマン・カズンズの証言<sup>3</sup>や中条一雄の著作<sup>4</sup>から抜粋引用する。

一九五一年(昭和二六年)に広島の流れ川教会の谷本清牧師が顔や手などにケロイドを有し心身に深い傷を負って教会を訪れた被爆女性の自力更生会を立ち上げた。この運動を契機に被爆女性の救済のために宗教団体や平和団体などが中心となってケロイド再建手術のために募金活動が行われた。集められた募金によって東京大学整形外科などで手術が行われ、マスコミにも原爆乙女として大々的に報道され

た。しかし、当時の日本にはこのような治療を専門に行う診療科は存在しなかった。原爆孤児の救済活動を行っていた平和活動家でアメリカの雑誌編集者であるノーマン・カズンズは谷本牧師の仲介で原爆乙女たちと面会した。カズンズは彼女たちを形成外科の先進国であるアメリカで治療を受けさせるために尽力し、ニューヨークにあるマウント・サイナイ病院が彼女達の治療を無償で行うことになった。この病院はニューヨークでも有数の大病院であり、治療の中心となったのは形成外科の権威であったアーサー・バースキー教授<sup>5)</sup>である。バースキー教授は来日して診察を行い、最終的に二五名の若い女性被爆者が広島から選ばれた。選考基準は顔や手などの露出部に醜いケロイドがあり、目や口などに拘縮による機能障害を伴うものであって、これらが形成外科手術によって劇的な改善が見込まれるものであった。さらに、カズンズは駐留米軍のハル司令長官に米軍機での彼女たちの輸送を依頼した。こうして一九五五年(昭和三十一年)五月五日に岩国の空港から全員が米軍輸送機で出発し、ハワイなどを経由して五日後に漸くニューヨークに到着した。アメリカ滞在中の彼女たちの宿舎探しや世話などを中心となって支援したのはクエーカー教徒のイーダ・デイである。デイの努力によって原爆乙女たちは二人一組



写真1 原爆乙女としてアメリカで治療を受けられた笹森恵子さん。第61回日本形成外科学会・総会で自らの体験について特別講演をされた。後ろは学会会長の清川兼輔久留米大学教授、隣が司会を担当した筆者。

裕福という訳ではなかったようであるが、被爆者の彼女たちは日本とは違って生活を謳歌しており、心のこもったサポートを受けたと記されている。さらに、滞在中の彼女たちの生活費のための募金が行われ、多額のお金が寄せられた。この乙女基金は半分以上が残り、その一部が後述する日本からの形成外科留学に使用された。

となって二人の篤志家の家にホーム・ステイし、手術スケジュールに沿って順番にマウント・サイナイ病院に入院し、治療を受けた。このようにして一年半の間に二五名の原爆乙女に対して合計一三三回の手術が行われ、麻酔事故で死亡した一名を除き一年半後の一九五六年一月までに全員が帰国した(写真1)。

このプロジェクトは全て善意で行われたと言われている。アメリカ政府にとっては逆宣伝になるためにこのプロジェクトに反対であった。したがって、国防省は米軍輸送機による彼女たちの輸送に反対して軍用機の使用中止命令を出したが、ハル長官が意図的にこれを無視して輸送が実現したとされている。また、無償で治療を行ったマウント・サイナイ病院はユダヤ系の病院であり、手術を行ったバースキー教授はロシア系ユダヤ人である。ヨーロッパでユダヤ人を大量虐殺したドイツと枢軸国を形成していた日本の被爆者のためにユダヤ系の病院が手を差し伸べた。日本の二〇倍と言われる米国の医療費のなかでも形成外科の手術料は特に高額であり、一年半にわたって一三三回もの手術と入院費は莫大な金額であった。また、彼女らを一年から一年半にわたってホームステイさせて入院前後の生活を支援したのはクエーカー教徒の篤志家である。全ての家庭が

#### 4 日本からの形成外科の留学

長崎大学整形外科に所属する難波雄哉は被爆当時、長崎医科大学の学生であった。昭和二〇年八月は授業が継続されていたが、難波は休みの許可を得て郷里の岡山へ向かった。しかし、広島の手前に差し掛かった時に広島原爆に遭遇して岡山にはたどり着けずに長崎へ引き返した。そして、長崎に到着する直前で長崎へ原爆が投下されたため、広島と長崎のいずれにおいても直接被爆を免れた。難波は長崎大学を卒業後に外科へ進み、そこで一時期、原爆被爆資料室の担当となった。その後、外科から新しく創設された整形外科へ移動していた。昭和三二年に外科教授から原爆乙女の帰国後の診察に広島を訪れていたバースキー教授の診療助手を勧められ、広島で診療の手伝いを行った。この際にバースキー教授から形成外科研修のためのアメリカ留学を勧められた。当時の我が国にはなかった形成外科研修のために難波は昭和三三年にニューヨークのマウント・サイナイ病院に留学し一年間の研修を受けた<sup>7)</sup>。これが我が国最初の形成外科留学であったが、この基金は原爆乙女の滞在中に集められた募金が利用された。続いて、広島から一名と

東京大学から鬼塚卓弥がマウント・サイナイ病院へ留学した。その後、難波は長崎大学形成外科教授、鬼塚は昭和大学形成外科教授として創世期の日本の形成外科を牽引した。

## 5 我が国の形成外科学の誕生

一九世紀以後、近代化に伴って兵器は急速に発達し、特に二〇世紀の戦争では大量殺りく兵器が用いられるようになったため、戦傷も古典的な切創や刺創から、爆発による組織欠損や広範囲の熱傷が増加してきた。これらの戦傷を治療するために急速に発達したのが形成外科学である。しかし、戦前の我が国には形成外科は存在せず、現在の形成外科で行われている領域の診療は既存の外科、整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、あるいは歯科などにおいて行われていた。戦後の我が国で形成外科治療のニーズが高まると、既存の診療科で形成外科に興味を持つ医師達が集まって形成外科研究会が各地で行われるようになった。昭和三三年に東京大学整形外科の三木威勇治教授が中心となって、ようやく日本形成外科学会が設立された。しかし、学会設立時には形成外科という診療科はまだ我が国には存在せず、これを専門とする医師もいなかった。なお、三木教

授が一九五五年(昭和三〇年)にストックホルムで開催された第一回国際形成外科学会で発表した演題は「日本における原爆熱傷の治療経験」というものであった。

## 6 考察

身体の運動機能や視力や聴力などの感覚器機能は数値として詳細に把握することができ、これらの機能障害は誰もが容易に理解することができる。これに対して、ハンディキャップとしての形態異常(醜形)は機能障害のように明確に規定しにくいことが特徴である。それは形態における正常範囲のとらえ方、美醜の判断、そして醜形であっても病的であるか否かなどが個人の主観に基づいており、一律ではないことによる。また、形態異常は機能障害に比べて軽視されることが多く、機能障害を伴わない形態異常の治療はすべて美容であるかのような意見や形態異常を悩むことを否定するような不理解が患者を一層苦しめる。しかし、洋の東西を問わず形態異常はしばしば蔑視、嘲笑や差別の対象となってきた。

ハンセン病と結核は同じ抗酸菌に属する細菌によって起こされる感染症である。結核は戦前の日本では死因の一つのように理屈抜きの偏見や差別の対象となってきた。熱傷は人類が火を利用するようになって以来直面した外傷であり、身体表面を覆う皮膚の最大の外傷である。熱傷の治療後に生じる熱傷瘢痕と瘢痕拘縮は形態異常の最もありふれた原因の一つである。原爆では多くの被爆者が熱傷を受けた。真夏であったため身体の広範囲を露出しており、特に顔や手などの目立つ部位に熱傷を受けた。しかも被爆後は過酷な環境で満足な治療を受けることもなく、このため熱傷創は重症化し、その結果、露出部に醜く隆起して拘縮を伴ったケロイドを形成し、手足では瘢痕による関節運動の制限、首や口唇や眼瞼に拘縮に伴う運動障害も生じた。これらの変形と醜形によって周囲から差別され、将来を悲観した生活を余儀なくされていた。しかし、形成外科という新しい分野の治療によって変形が修復され、それが正当な医学的治療であることが多くの人に認識されるきっかけとなった。形成外科的な治療によってケロイドが全く元の状態に戻る訳ではないが、治療による症状の軽快によって精神的な自信が得られるきっかけとなった。朝日新聞の

位を占めていた疾患であり、現在でも世界的にはHIVに次いで二番目に死亡率の高い感染症である。感染力も強く、現代においても多剤耐性菌などがあって容易には完治させにくい疾患である。これに対してハンセン病の起炎菌であるらい菌の感染力は非常に弱く、特效薬が開発されて完治させることができる疾患である。それにも拘わらず同じ感染症である両疾患の患者取り扱いには大きな差が見られた。感染症である両疾患に対しては明治以来、隔離施設が作られたが、結核患者の隔離は緩やかで正岡子規のように最後まで自宅で療養を続けた者も少なくないのに対して、ハンセン病患者の隔離が極めて厳格に行われ、一九四〇年代には既に特效薬が発見されたにも拘わらず、我が国では一九四八年には優生保護法の対象疾患となり、一九五三年にらい予防法を制定して一九九六年まで隔離政策が維持されてきたのは記憶に新しい。両疾患に対する差は人類の有史以来のハンセン病に対する偏見と恐怖心に基づいていると考えられる。この疾患に対する恐怖はらい菌による皮膚病変、顔面神経麻痺や手の神経麻痺による変形、更に知覚障害のために外傷や熱傷を受けやすく、瘢痕や拘縮などが重なって顔や手の形態異常として現れることがその一因ではないかと推測される。顔や手などの体表の形態異常はこ

被爆七〇年特集記事(平成二七年八月二日)に広島と長崎の五九〇〇名の被爆者へのアンケート調査結果が掲載されているが、それによると最近一〇年間に差別や偏見に苦しん

だと回答した被爆者はまだ四三八名(七六%)にのぼっていた。パラリンピックを今年に控えて障害者福祉に関心が高まっているこの時期に、形態異常というハンディキャップについても多くの人が理解する努力が必要と思われる。

#### 参考文献

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会：原爆放射線の人体影響(第三版)、文光堂、東京、二〇一二年。
- 2 中条一雄：原爆乙女、朝日新聞社、東京、一九八四年。
- 3 Cousins N :Hiroshima maidens, Hibakusha Stories, (<http://www.hibakushastories.org/Hiroshima-maidens/>)
- 4 注と参照。
- 5 Bartsky AJ, Simon BE, K Sidney: Plastic Surgery in the Hiroshima Atomic Bomb Patients, Fortschr Kiefer Gesichtschir, 84-90, 1962.
- 6 Hughes CD, Bartsky E, Hagander L, et al: Better to light a candle -Arthur Bartsky and Global Plastic Surgery, Ann. Plast. Surg., 71(2), 131-134, 2013.
- 7 難波雄哉：私の形成外科学事始め、日本形成外科学会創立五〇周年記念誌、一九九二〇一、春恒社、東京、二〇〇七年。
- 8 三木威勇治、難波雄哉、大森誠一、他：アメリカの Plastic Surgery を語る―難波博士をむかえて(座談会)、形成外科三巻、一七五―一八七、一九六〇。
- 9 大森清一：形成外科と三木威勇治先生(追悼文)、形成外科九巻二号。

#### 特集2：被爆75年の広島・長崎から

## 化学・生物・原子力等(CBRN)災害に対する赤十字国際委員会(ICRC)の人道対応の枠組み

### はじめに

化学・生物・放射線・原子核(CBRN)物質が意図的、または誤って放出される事態、あるいはCBRN物質を放つことで危害が及ぶよう特別に設計された兵器が使用される事態は、その放出物質にさらされることにより、多くの人々の生命、健康および福祉に直接的な影響を及ぼすおそれがある。また交差汚染(cross-contamination)のように物質の放出・拡散後に間接的に影響を及ぼす場合もある。武力紛争時には、特に物質の放出・拡散の影響が不確実なため、影響を受けた人々を援助する組織にとり様々な複雑な課題が浮上する。CBRN兵器の使用の疑惑や脅威は安全保障、

グレゴール・マリヒ

元ICRC CBRN救援対応部長

ロビン・クープランド

元ICRCフィールド外科医

ステイーブ・ドネリー

ICRC/ CBRN技術顧問

ジョニー・ネーメ

ICRC/ CBRN統括責任者

法、政治およびメディアに影響を与えるため、対応の複雑さが一層深刻になると考えられる。

こうした認識の下、ICRCは、二〇〇七年にCBRN兵器の使用に関する世界的なリスク評価を行い、この領域における過去の経験の研究および他機関や調整機構の対応能力の評価を行った。この取り組みの結論は次のようなものだった。

(これら災害の)被害者や潜在的被害者に直接利益を与え、なおかつ救援要員の安全を十分確保する効果的な国際救援対応は現時点では不可能である。私たちが知る限りでは、いかなる政府、国際組織(ICRCや国際赤十字・赤新月運動の他の構成員を含む)もNGOも、あるいは他の協力組織もそうした対応を国際的に展開するための現実的な計画も能力も持ち合わせていない<sup>2)</sup>。

これは後に『現実に対応可能か(what's doable)』と題された論文として刊行され、CBRN事態の被害者を支援する国際レベルの計画がないことが議論され、そうした対応に含まれる事項に関する勧告がなされた。これまで、勧告で指摘されたことに対して異議は唱えられていない<sup>3)</sup>。リスク評価やICRC自身の経験、CBRN事態への国際的な人道支援能力の欠如、『現実に対応可能か』論文のどれを見ても、いかなる組織であれ、場当たりの対応は無益であることが示唆されている。つまり事前に十分検討し、合理的で統制のとれた、そしてCBRN事態の現実に根ざした、適用可能なアプローチが求められた。

これを受けて二〇一〇年、ICRCは、少なくとも小規模のCBRN事態に適切に対処する恒久的な能力を導入、かどうかは問わない)、または放射性物質や工業薬品を兵器として使用した攻撃の結果としても放出される可能性がある。そのため、武力紛争時には、工業用の有毒化学物質や放射性物質によるリスクも生じ得ることをICRCは特に認識している。結果として、ICRCの対応能力は、工業用有毒化学物質、放射性物質および神経ガスに主眼を置いたものとなる。

今日までの経験でICRCが得た教訓の最たるものは、CBRN対応の枠組みを事前に定め、組織内の幹部の合意を得ておく必要があるということである。また、きわめて重要なことは、資源の外部ネットワークの構築であり、中でもICRCにとり最も重要なことは、数多くの各国赤十字・赤新月社およびスイス政府の専門機関である。

本稿では、二〇一三年にICRC事務局で合意されたCBRN対応の枠組みについて解説する。この枠組みは、CBRN事態に対応するための組織の指導原則とCBRN部門を核に組織された内外のネットワークからなるCBRN対応専門能力を加味して構築されたものである。

ここで強調しなければならないのは、ICRCは、あらゆるCBRN事態、とりわけ大規模なCBRN事態の被害者の効果的な支援に備えるだけの能力は保持していないと

整備、確立するためのプロジェクトを開始するため、この問題に精通する二人の専門家を任命した。プロジェクトでは、必要な組織的枠組みも設置し、あらゆる複雑な事態にも対応できる準備を行い、特に展開可能な人材や物資の調達、意思決定の調整を行う。

この新たな専門的知見は、プロジェクト発足からその有用性をいかに発揮した。二〇一一年の福島での原子力発電所事故で、また二〇一一年以降、現在までの北アフリカや中東の騒乱で神経ガスや塩素ガスが使用されたときれる事態等において、CBRN事態関連のリスク評価に加え、顧問団や救援活動スタッフの派遣を実施した。

このように、初期のCBRN対応能力と現在の制度的枠組みは、実際の事態への対応という実践を通して徐々に発展してきた。その過程で重視されたのは、ICRC職員や一般市民に対して、最も現実性の高いCBRNの危険要因がもたらすリスクである。この場合、そのリスクがCBRN兵器の配備によるものか、他のCBRN事態によるものかは問題ではない。有毒化学物質や放射性物質は、工業化学物質や放射性産業廃棄物の誤った管理、産業事故、武力紛争中の原子力施設や化学プラントの予期せぬ損傷、関連物質を放出する原子力施設や化学プラントへの攻撃(意図的

いうことである。本稿で解説する枠組みは、ICRCがCBRN事態に直面したときに、救援活動を継続し、組織がその安全配慮義務を負う者——たとえば、ICRC、国際赤十字・赤新月運動(以下「各国赤十字」、およびICRC以外の要員——を必要ないリスクにさらさず適切に対応できるようにすることを目指している。しかしながら、どのようなリスクをどの程度受容できるかは、事態の状況やICRCの対応の目的により異なる。そのため、何が「不当ないリスク」であるかは、ICRCのCBRN対応の枠組みの規定に沿い、個別の状況により初めて定めることができる。

## 定義

ICRCのCBRN対応専門能力を議論する前に、いくつかの基本的用語を定義し、組織の指導原則を紹介しなければならぬ。ICRCの対応能力の目的に関して、以下の用語定義を用いる。

「CBRN物質の放出と拡散」は、以下のケースがあり得る。

・意図的でないもの——たとえば、自然発生的な病気の流行、自然災害、輸送段階または産業施設での事故、

武力紛争時の付随的損害、過去の物質使用による残存物・汚染物質等。

・意図的なもの——たとえば、殺傷、一時的な無力化、あるいは恐怖を与えることを目的とした、専用装置や即席の装置を用いた、個人または集団による、標的を定めた、または無差別な軍事活動や攻撃等。

「CBRN事態」とは、さまざまな特性や由来をもつ危険物であるCBRN物質の放出や拡散につながる可能性のある行為または事件である。ICRCにとって問題となる事態は状況によって異なり、以下のいずれかが該当する。

- ・ CBRN兵器使用の確証物、疑惑、もしくは(明示的・默示的な)脅威
- ・ 武力紛争その他の暴力を伴う事態におけるCBRN物質への暴露の確証、疑惑、あるいは暴露の(明示的・默示的な)脅威<sup>4</sup>
- ・ ICRCが保護する義務を負う者がCBRN物質にさらされるリスクがあるその他の状況

「CBRN対応」とは、CBRN事態によるリスクの管理

## 任務と保護責任に基づく目標

武力紛争、その他の暴力を伴う状況においてCBRN事態へ対応することは、ICRCの使命である。また、ICRCが雇用する人々、そして職員の家族や各国赤十字の要員、その他の救援活動のパートナーの安全に配慮するのも組織の責務である。要員の健康および事故あるいは攻撃からの安全について、ICRCは、組織の安全配慮義務がインフォームドコンセント、リスク軽減、社会保障等にあることを認識し、事態の状況と問題となるCBRN物質固有の健康被害を考慮することとしている。

CBRN事態は予測不能で、各々の物質ごと、あるいは複数の物質の組み合わせごとに異なる固有の状況がある。そのため、CBRN対応の枠組みの根幹には、ミッション遂行の要請と要員等に対する安全配慮義務とをICRCがいかに両立させるかがある。したがって、CBRN事態へのいかなる対応においても主たる目標は三つある。優先順位は、(一)ICRCが安全配慮義務を負う者の健康および事故あるいは攻撃からの安全に対するリスクの最小化、(二)組織の一体性と活動の継続性の確保、(三)可能な範囲での

を意味し、予防、準備および事後対応からなる。また、武力紛争の一または複数の当事者の国際法上の義務に関して、当局に見解を表明したり一般に広く知らせたりすることも含む。

## 組織の指導原則

CBRN対応能力は、十分な予算配分、技術的な専門知識と物資の取得以上のものを必要とする。全体を網羅し、指導原則に基づく組織的枠組みが必要である。これは、CBRN事態を懸念する理由を認識し、組織の任務と安全配慮義務としてCBRN事態に対応する主たる目標を記し、目標達成に必要な能力を定義し、困難な意思決定を行う際に検討すべき基本事項をまとめる必要性を提起している。ICRCのCBRN対応の枠組みが依拠する指導原則は、目標、基本的前提、意思決定、そして対応そのものに関連する。

被害者への支援提供である。この優先順位は、ICRC職員や各国赤十字の要員、その他の組織関係者(ICRCが安全配慮義務を負う者)の安全が確保されなければ、組織の規範と活動の継続性を確保することはできない、というICRCの本質的論理から生まれる。また被害者への支援の提供には欠かせない前提条件である。これらの目標を達成するため、ICRCは、各国赤十字・赤新月社の対応能力の整備により赤十字・赤新月運動の支援も行っている。

## 基本的前提

CBRN事態から生じる主な懸念は、そのような兵器や物質にさらされたときに生じるおそれのある健康被害である。軽症から重症あるいは死に至るまで、問題の物質の特性に応じて被害は多種多様であり、それがリスクの理解不足から生じる心理的作用と結合することもある<sup>5</sup>。心理的作用の問題は、多くのCBRN物質の検出や認識が困難であるという事実によりさらに深刻化する。物質にさらされた時点では、それがいつ、どのように起きたのか、放出された物質はどこに拡散していったのか、拡散した物質はどれくらいの時間影響力を有するのか、といったことが明確で

はない。したがって、CBRN事態は、放出の時点で直接さらされた人々だけでなく、事態に対応しようと現場に急行した者をはじめ、予期せず汚染された環境に身をさらしてしまったその他の人々にもリスクを及ぼす。

これらを考慮すると、前述の目標を達成するためにICRCに必要なことは、CBRNリスクを十分な情報に基づき事前評価することや、対応方法を迅速かつ的確に決定すること、またその意思決定を実行するための資源を効果的に動員する能力を保持することである。そのような能力を有する組織を立ち上げるには、一体的なプロセスを適用しなければならぬ。CBRN対応の組織的管理リスクに基づく意思決定を含む)や確立された救援活動手順、必要な資源の確保とそれへのアクセスなどである。これは、CBRN事態が予測不能であるからこそ必要であり、CBRN事態発生時の責任分担や指揮系統、その他の対応管理をその都度決定しなくても、プロセスが既に機能していれば、組織は迅速かつ効果的に対応する準備を整えることができるからである。同様に、CBRN事態が発生した後初めて、どのような活動が最適か、どのような資源が必要か、その資源をどこで入手できるか、それらを現場にいかにして届けるかを議論するようなことがあつてはならないのである。

## 意思決定

CBRN事態への対応に関するあらゆる意思決定は、入手可能で最適な情報の分析に基づく。ただちに生命確保のための行動が必要とされる状況で、現場で意思決定を行わなければならない場合を除き、この分析はICRCの兵器汚染ユニットのCBRN部門、現場を拠点とする兵器汚染担当顧問および外部ネットワークの専門家により提供される。ICRCの意思決定プロセスでは、意思決定者、意思決定の時期および考慮対象の情報が事前に定められている。ICRCがこのプロセスで考慮する点は三つある。

第一に、CBRN事態へのいかなる対応においても、政府や当局(民軍双方)、市民社会、国際組織その他赤十字・赤新月運動の構成団体の政策、能力および認識を考慮すること。第二に、ICRCは、CBRN事態の性質上、職員健康、安全および安全保障のリスクを最小限に抑えるために、人道支援を縮小あるいは放棄しなければならない場合もあるということ。

第三に、CBRN事態の性質によっては、ICRCが記録、処理、共有あるいは発表において慎重に取り扱わなければならない。CBRN救援対応のもう一つの原則は、発生した状況に応じて活動を準備し、計画しなければならないことである。つまり、利用可能な人材や物資が、既存の救援活動実践の要件に適合しているか、計画された活動の実施場所、時間、期間が適切か、また既存の不測の事態に対する準備が適切かを検討することで、事態に対処する者の保護を最適化しなければならないことを意味する。職員の健康、安全および安全保障に関してCBRN事態への対応は、できる限り一貫性があり、公正でなければならない。

ICRCのCBRN対応部門は、(いまだ未完ではあるが)既定の範囲で想定された救援活動を実施するための展開能力を保有している。これらの活動に実効性を持たせるには、スキル、機材および手順の点で特殊な資源が必要であり、逆に利用できる資源によりCBRN救援対応に必要な最小限の能力が決定される。この水準を下回る能力で対応した場合、効果がないばかりか、対応に従事する者にとり、より深刻な危険が生じやすくなる。

## 専門対応能力

指導原則を尊重し実践するために、ICRCはCBRN

ればならない非常に機密性の高い情報を、関連する組織の方針に沿って、調査、入手、あるいは保有する場合がある。これはCBRN兵器使用の疑惑に対してICRCが行動を起こす、あるいは起こさないことが、疑惑の是認または否認と解釈されかねないということを意味する。

## 救援対応

CBRN事態への救援活動のリスクを、当該活動によってもたらされる利益と比較する必要がある。期待される利益の評価方法としては、CBRN事態時の医療支援に関連するものがある。『Emergency Medicine Journal(救急医療ジャーナル)』の論文において、マリヒ、クープランド、ドネリーおよびベーカーは、まず、CBRN物質により命にかかわる急性症状を呈する負傷者には、広く受け入れられている生命維持の基本原則を適用できると指摘する。次に、汚染された環境または汚染の可能性のある環境で中毒症状を呈する負傷者には、医療従事者以外であっても訓練を受けた者が救急処置を施せば救命できる可能性が高い、とも指摘する。これは、事後に病院での治療が受けられた場合もそうでない場合も同様である。

事態への対応能力を模索している。この能力は、現場に拠点を置くCBRN兵器と通常兵器の専門家ネットワークと、ICRC内の兵器汚染ユニットを中心に構築された外部対応ネットワークで構成されている。技術力の提供と管理機能を担うCBRN部門は、ICRCのCBRN対応のあらゆる側面の全体的な調整を担当している。同部門は、CBRN事態への対応が組織的に運営され、実際の活動が決定され意義のあるものであること、そして人材や物資が持続的かつ利用可能であることを確実にする役割を担っている。

### リスクに基づく意思決定等のマネジメントに対する体系的アプローチ

ICRCの対応能力のマネジメントと意思決定の要素は、あらゆるCBRN事態への対応の四つの段階すべてに適用される。四つの段階とは、(一)問題の事態の認識と通知、(二)関連情報の分析と対応に関する勧告の発出、(三)必要な資源の承認(または却下)と準備、(四)優先順位を付けた目標に沿った対応の実施と調整である。

CBRN対応の枠組みの整備以降、CBRN事態へのICRCの対応に関するマネジメントは常に四段階すべてを網羅してきた。これらの対応は、ICRCの救援活動に影響

を与えたり、与える可能性のある現在進行中の事態に関連するとともに、他方、各国赤十字の内外の代表や活動のパートナーへの助言による支援や能力構築も含まれる。

これら四段階すべてについて、既存のマネジメントや救援活動の慣行を必要不可欠な分析能力や運用能力の提供などにより適切なCBRN対応に移すためには、各分野の専門知識が組織内に必要である。たとえば、不測の事態への対応計画に関してICRCにとり懸念される状況には次のようなものがある。特定のCBRN物質の入手、放出、拡散あるいは暴露に関するリスク、これから発生、または現在発生している武力紛争での特定のCBRN兵器の使用や使用の脅威といった地域的なCBRNリスクである。そのような状況では、不測の事態への対応計画にリスク評価とリスク低減を組み入れねばならず、またリスク軽減のため、関係するICRC現地事務所と協力して行われる意思決定には内部のCBRN専門家が取りまとめや情報提供を行うべきである。

### 確立された救援活動の手順

ICRCのCBRN対応の枠組みは、次のように明確

に定義された機能を果たす展開能力を最小限想定している。第一に要員のCBRN物質の影響からの自己防衛、第二に人道支援に対するCBRN専門家のサポート(特に安全な場所に事務所を設営するための助言的役割やICRCが支援活動を計画している場所などの調査、汚染の検出、モニタリング、管理および対応のための待機医療サポート)、第三に最終的な役割として、CBRN事態に関連した人道支援、特に戦地医療遺体の管理、備蓄兵器や不発兵器、廃棄兵器の管理である。

これらの機能の実効性と安全性を確保するため、必要なスキル、機材および手順のすべてが標準化されている。それぞれの機能について、求められる技能や研修計画、さらには身辺防護や特定のCBRN対応業務のための機器の詳細も含め、研修および物資に関する基準の概要を表1に示す。前述の内容は最小限の能力を記したに過ぎない点を強調しておく。というのも、多くの人々が直接的、間接的に影響を受けるCBRN事態において、すべてのニーズを満たすには不十分であると思われるからである。したがって、ICRCは、少なくとも小規模のCBRN事態(その脅威や疑惑を含む)への対応で救援活動を実施する備えをする一方、他の関係者とも連携しながら、さらに幅広いCBRN対応に向けた能力構築を支援し、推進している(表1参照)。

### 特殊な資源

CBRN事態へ対応するために必要な資源は、大別して情報、人材および物資に分類できる。ICRCの対応管理およびCBRN対応のための展開能力の維持に必要な資源は、ある程度予測できる。ただし、状況によっては、対応のさまざまな段階で追加の資源が必要になることもある。

### CBRN部門・組織内の分野別専門性

CBRN事態への対応が複雑であること、またCBRN事態に備えるいかなる組織も利用可能な資源が限られていることに鑑み、ICRCは、対応能力の中核機能として、要求に対応できる持続可能な体制——CBRN専門部門——を設立した。その対応能力は、ICRCの他の部門およびICRCのCBRN対応と緊密な協力関係にあり、CBRN部門の調整下にある外部のサービス・プロバイダで成り立っている。このためCBRN部門は、CBRN対応に関する調整、医療に関する助言、技術的助言などの不可欠な機能を担う専門スタッフで構成される。

表 1 ICRC の CBRN 対応のための救援活動の機能 - 訓練および物資に関する要件

救援活動での機能	訓練		物資	
	求められる技能	プログラム	人員保護キット	タスク別 CBRN キット
自己防護				
個人およびチームの保護	CBRN に対する認識、緊急時の保護		緊急時自己防護・除染 (ESPD)	緊急時被害者除染 (EVD) (該当時のみ)
人道支援				
現地での医療遺体管理 備蓄、不発兵器・および廃棄兵器の管理	CBRN に対する認識、緊急時の保護 + CBRN 対応の枠組み、救援活動コンセプト、標準的な保護、(CBRN に対する) 救急処置 + 機能別技能	CBRN 対応に関する基礎訓練コース + CBRN 医療/遺体管理/兵器汚染管理についての訓練 セミナー + 派遣前説明	標準要員保護キット (SPPE)	救急処置 医療 EVD

CBRN 専門家サポート*				
助言	CBRN 対応の枠組み	助言チュートリアル + 派遣前説明	ESPD	検出とモニタリング (該当時のみ)
視察、検出、モニタリング、汚染管理 + チーム医療サポート	CBRN 対応の枠組み、救援活動コンセプト + 機能別技能	助言チュートリアル + 視察/検出、モニタリング、汚染管理/医療のための CBRN 救援活動の習熟と訓練 + 派遣前説明	SPPE 強化型個人保護装備 (調査のみ)	視察 検出とモニタリング 環境サンプリング チーム除染 被害者除染 医療

\* CBRN 専門家サポートタスクを実施することが見込まれる者は、文民保護に関する職務訓練を受ける必要があり、かつ (または) 初期対応ユニットや軍隊のような CBRN 対応の幅広い救援活動の経験が必要とされる。

同部門の任務は、CBRN 事態への ICRC の対応が組織的に行われ、できうる最良の活動となるようにすることにある。これらの任務には、早期の警告、救援活動と不測の事態への対応計画、重大事態の管理、迅速な展開、事故あるいは攻撃からの安全に関する協議、および ICRC 要員その他の人道支援要員や地域住民の教育研修に寄与することも含まれる。CBRN 対応のための ICRC チームや ICRC に登録されている専門家に対する研修は、専門組織と密接に協力して実施され、さまざまな研修課程においてアイルランド軍と合同での CBRN 基本対応、シュピーツ (SPIC) 研究所と合同での CBRN 調査、CBRN 医療対応などに取り組んでいる。さらに、必要に応じて他の人道支援要員や地域住民に対しても研修や指導を提供している。

### 内部資源ネットワーク

ICRC 内部ネットワークは、CBRN 部門に加え、通常の役割や責務が CBRN 事態にも関連するユニットや CBRN 対応に備えた救援活動の訓練を受けた個人、また必要により特別諮問機関により構成される。通常の役割や責務が CBRN 事態にも関連する ICRC 内のユニットとは、

次の業務を担当する部署である。すなわち人材および要員の健康、事故あるいは攻撃からの安全、地域および現地の活動、緊急出動、特定兵器の使用防止と文民保護に関する研究的立場と法的調査、医療支援、遺体の管理、兵器汚染管理、一般公開情報の分野別調査とスキヤニング、内外のコミュニケーション、調達、物流支援、在庫管理の担当である。CBRN 対応に備えた救援活動の訓練を受けた個人とは、医療支援、遺体管理、あるいは備蓄兵器や不発兵器廃棄兵器の管理を担当するユニットから召集されることが考えられる。特別諮問機関とは、ICRC の健康に関する指針、組織の信頼性、CBRN 兵器使用の疑惑が活動に与える影響とその法的問題などの視点を考慮し、CBRN 対応の医療面に関与するユニットの代表で構成される機関が考えられる。

これらのユニット、個人および諮問機関は、CBRN 対応に関する特定の業務を担っており、それぞれの業務を遂行する能力を有することが期待される。他の ICRC ユニッツトは、ICRC にとり問題となる CBRN 事態の必要に応じて、通常業務を調整する。ICRC の CBRN 専門部門は、救援活動と不測事態への対応計画の範囲内で、実際の CBRN 事態において ICRC のさまざまな意思疎通メカニズ

ム(CBRN発生地点の特定やCBRN戦略方針協議グループや本部救援活動タスクフォースの設立など)を通じて、これらの資源の調整を行う。

## 外部資源ネットワーク

研修やCBRN対応能力の維持および実際に事態が発生した際の救援活動に必要な膨大な資源は、ICRCの内部だけでは調達できない。したがって、これを補充する外部資源が必要であり、正式な契約あるいは定期的な専門機関との連携により、専門的な資源を提供できる適切な組織や個人と調整を図ることも必要である。

一般的に、ICRCのCBRN対応能力を補充する組織や個人は、想定上もしくは実際のCBRN事態に関する情報を提供するか、もしくはICRCの調査を支援する。また、CBRN対応能力を構築・強化する情報、人材、そして資材を支援する。これらは実際のCBRN事態の調査のための人材や資料、ICRCのCBRN対応時の展開能力を補充する。救援活動に関しては、ICRCが要求される役割を果たすために必要な能力の要件を満たすことと資材の仕様要件(表1参照)に準拠することが重要である。

あらゆる分野でCBRN事態に対応すべく選定されたイスの複数の専門機関は、ICRCの外部CBRN対応ネットワークの中核的存在である。これらの機関は、その分野の最先端技術へのアクセスを規定の方法で提供し、必要に応じてICRCに必要な資源を提供する。

ICRCの外部CBRN対応ネットワークのもう一つの中核的グループは、一部の赤十字・赤新月社で構成される。彼らは国内の事態に備えて独自の対応能力を有するか、そうした能力の整備に関心を持っている。ICRCはこれらの赤十字・赤新月社のほか、国際赤十字・赤新月社連盟と提携して、各国赤十字内でCBRN専門家の交流を推進、支援している。また、ICRCのCBRNワークショップや研修コースなどを通じて各国赤十字社での能力構築などCBRN対応に向けて各国赤十字社で一致したアプローチを行っている。たとえば、現在策定中のCBRN部門が管理する専門家名簿には、対応能力を有する各国赤十字社から選ばれたボランティアも含まれる。

ICRCは、CBRN対応のさまざまな局面での対応を専門とする個人の外部ネットワークを有する。このネットワークの主たる機能は、研修や評価技能を提供するとともに、実際の事態に関する情報にアクセスできるようにす

ることである。このネットワークには、専門機関、国連機関、非政府組織、研修・研究施設および機器メーカーなどの民間企業が含まれる。

## 結論

ICRCは、少なくとも小規模のCBRN事態に対応する能力は構築してきた。この対応能力には、優先目標とICRC幹部が承認した包括的枠組みにそって救援活動を展開する能力も含まれる。本稿で解説した枠組みは、CBRN事態におけるICRCの任務にも、また要員その他の安全配慮義務にも沿う方法で事態に対応できるものである。

国際人道支援を担うコミュニティがCBRN事態への対応を検討する際には、さまざまな機関やその他関係者内部の枠組みだけでなく、これら機関相互の枠組みの双方に基づいたアプローチをとることにより、CBRN事態に対する各機関の対応能力の調和を図ることを筆者は強く推奨する。CBRN事態対応の枠組みには、目標、任務、安全確保の方針が必要であり、そして最も重要なことは、いつ、どのように、誰が意思決定を行うかについての完全かつ共通の理解が是非とも必要になる。情報管理、技能、研修お

よび物資に関しては、CBRN事態への対応能力の調和のはかり方について、できるだけ早い機会に議論を開始することを推奨する。この要請には、二〇一一年から現在まで北アフリカと中東で数々の暴力的事態が発生している状況の中で、多くの機関から反応が寄せられており、さらに核兵器が使用された場合の人道支援について、二〇一四年に国連軍縮研究所(UNIDIR)が発表した研究でも、その必要性が指摘されている<sup>9)</sup>。

CBRN事態への人道対応は進歩しているが、筆者らは、ICRCの二〇〇九年の「現実に対応可能か(Feasible)」<sup>10)</sup> およびCBRN事態の被害者に対する医療に関して、その責務を負う可能性もありながら実際の経験はほとんどないという事実を思い起こす<sup>11)</sup>。さらに、近年発生している、CBRN兵器の確認された使用、使用の脅威、あるいは使用の疑惑は、これらが及ぼす非人道的結末に対処すべきだという認識を一層高めている一方で、実効的な国際的な人道対応能力が確立される兆しはない。現実には、CBRN事態への対応について、国際レベルでより大きな取り組みが求められているが、CBRN兵器の大規模使用の被害者に有効な支援を届けられる可能性はゼロに近いと筆者らは考えている。これには、CBRN事態の発生を国際社会が何

としても防止するという、不断の努力が重要かつ正当なことであり、緊急を要することだと強調したい。

※本稿は、International Review of the Red Cross (2015) 掲載 “Chemical, biological, radiological or nuclear events: The humanitarian response framework of the International Committee of the Red Cross” をICRC駐日代表部が翻訳したものである。翻訳にあたっては、京都大学大学院法字研究科教授の瀧本正太郎氏の指揮・監督のもと、河合慶一郎氏、栗木駿氏、小宮士門氏、前田原作氏が法的見地から監修していただいた。なお、編集部にてオリジナルを一部平易な表現に編集した。

## 注

- 1 Dominique Loye and Robin Coupland, “Who Will Assist the Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological or Chemical weapons – and How?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 866, 2007, available at: [www.icrc.org/eng/assets/files/other/irrc\\_866\\_Loye.pdf](http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/irrc_866_Loye.pdf) (インターネット上の参考文献はすべて二〇一五年十二月にアクセス)
- 2 *Ibid.*, p. 343.
- 3 Robin Coupland and Dominique Loye, “International Assistance for Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological and Chemical Weapons: Time for a Reality Check?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 91, No. 874, 2009, available at [www.icrc.org/eng/assets/files/other/irrc-874-coupland-loye.pdf](http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/irrc-874-coupland-loye.pdf).

*Declarations for United Nations Humanitarian Coordination and Response*, United Nations, 2014.

- 10 R. Coupland and D. Loye, above note 3.
- 11 G. Match, R. Coupland, S. Donnelly and D. Baker, above note 8.

4 パンデミックまたはパンデミックとなり得る感染症蔓延は、武力紛争との関連が証明される場合には、ここに含まれる。パンデミックと武力紛争の関係についてのさらなる情報は、次を参照。G. Dennis Shanks, “How World War I Changed Global Attitudes to War and Infectious Diseases”, *The Lancet*, Vol. 384, No. 9955, 2014.

5 「放出・暴露レベルの不確実性」は、予期されるリスクと身体への悪影響に関する一般的な認知の欠如を考慮する。CBRN物質放出の脅威や現実の放出は、被害にあった人々の間で強い恐怖や心理的反応を誘発する可能性がある。これにより、実際に身体的な傷や病を持つ人と、「心配性なだけの人」との区別を困難にするおそれがある。CBRN事態の恐怖は、いくつかの事例において自身の反応を引き起こしており、落ち着いたマドマンスと医学的モニタリングで過度の反応に対応する人々が重要であると提言されている」  
ICRC, *Chemical, Biological, Radiological and Nuclear Response: Introductory Guidance*, 2014, p. 12, available at: [www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p4175.htm](http://www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p4175.htm).

- 6 *Ibid.*
- 7 救命処置の原則は、優先順位の高い順に、気道確保、呼吸支援、止血、循環の支援である。
- 8 Gregor Match, Robin Coupland, Steve Donnelly and David Baker, “A Proposal for Field-Level Medical Assistance in an International Humanitarian Response to Chemical, Biological, Radiological or Nuclear Events”, *Emergency Medicine Journal*, Vol. 30, No. 10, 2013.
- 9 UNIDIR, *An Illusion of Safety: Challenges of Nuclear Weapon*

# コントの「人道教」がめざしたもの

——実証主義哲学者が夢みた理想社会

井上忠男

日本赤十字国際人道研究センター所長・日本赤十字秋田看護大学特任教授

〈はじめに〉 いかにして社会秩序を再構築するか

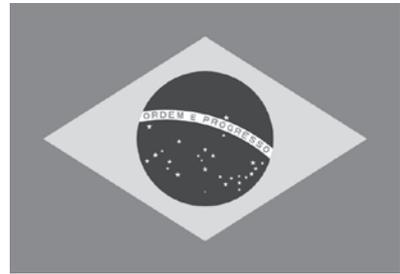
秩序なき混沌とした社会をいかなる原理で秩序立て再構築するか。自由・平等・友愛を旗印に旧体制(アンシャンレジーム)を打倒したフランス革命(一七八九〜一七九九)。その後のフランス社会は政治的混沌と恐怖政治が支配した。そんな時代を背景に観察と経験的事実にのみ基づく科学的な思考を重視する実証哲学を提唱し、晩年には人道(人類を至上の価値とする特異な宗教「人道教(人類教): Religion de l'Humanité」を創設し、自ら大司祭となり、独自の社会理論により世界を秩序立てようとしたのがフランスの哲学者オーギュスト・コント(二七九八〜一八五七)であった。

人道教は、神といった超越的存在ではなく、人類愛を基調とした普遍的宗教として構想された、いわば「宗教のエスペラント語」とでもいえる人工宗教だった。結局、この特異な宗教は伝統宗教のように世界中で受容されることはなかった。しかし、コントが夢見た人道(Humanité)を基調にした社会の構築は、「人道の力(Power of Humanity)」を掲げて行動する国際赤十字・赤新月運動の理念とどこかで通じるように思う。また冷戦後に紛争が多発し、グローバルズムの中で格差が拡大し、世界の分断が進む現代は、コントが経験しなかった深い混沌の中にあり、世界を秩序立てる国際的な秩序の構築が希求される時代でもある。

今日、コントの思想は、わずかにフランスとブラジルの実証主義者に継承され、一八八九年にブラジル国旗

の中央に描かれたコントの言葉「秩序と進歩(ORDRE ET PROGRES)」に偲ばれるのみである。しかし、混沌とした社会を秩序立て、統合するための哲学を模索したコントの問題意識は、時代は異なるにせよ現代の国際政治や哲学に課せられたテーマでもあるように思う。

本稿では、諸学者の研究を参照しながら、コントの「人道教」を概観し、国際社会を秩序立てる原理としての人道(Humanité)または人道主義を再評価しようとするものである。なお、清水幾太郎など研究者の多くが、la religion de l'Humanitéを「人類教」と訳すが、広辞苑や精選版日本国語



コントの言葉を配したブラジル国旗

辞典<sup>1</sup>はともに「人道」の項で「人道教」を解説し、また人道教と表記する文献や辞典<sup>2</sup>もみられること、さらに赤十字の基本原則(仏語版)の Principe de l'Humanitéは「人道の原則」の語を充てるのが通例であることから、本稿では敢えて「人道教」の呼称を用いることとする。

## 1 人道教の概要

実証哲学とともに社会学の創始者として知られるコントを日本に最初に紹介したのは江戸時代後期から明治期の哲学者・西周(一八二九〜一八九七)とされ、西は自身が人間学と呼んでいた *Sociology* を明治一五年頃に「社会学」と訳しなおしたとされる<sup>3</sup>。他方、西洋では、フランスの哲学者アランが「疑いなく今迄の最も優れた頭脳の一つ」<sup>4</sup>と評するように、コントは無類の碩学として知られ、その最も偉大な業績は実証哲学の確立であった。彼は前期の代表作『実証哲学講義』全六巻の中で人間精神の発展は、「神学的段階」から「形而上学的段階」を経て、最終的には科学的な思考重視の「実証的段階」に至るという「精神発展の三段階説」を説いたことで知られる。アランが「わたしたちは好むと否にかかわらず、その豊かな遺産を発展させている」<sup>5</sup>と述べているように、総じて近代社会は科学的思考を重視するコントの実証主義の影響下にある。こうした思想の下、コントは実証的科学的学問領域を単純(抽象的)なものから複雑(具体的)なものへと序列化し、数学、天文学、物理学、化学、生物学の頂点に社会の現象を科学的に解明する社会学

(Sociology)を位置つけた。後年、七番目に倫理学を科学の最高峰に置き、「真の人間学」と呼んだが、自由放任を是とする経済学と神秘的で非科学的方法と思われた当時の心理学はこれを科学とは認めなかった。

実証的・科学的思考を唱道したコントが、晩年に至り、いかにして人道教の開祖へと変貌を遂げたのか。その切っ掛けについて多くの研究者は、コントの個人的な恋愛体験が影響したと考える。

売春街を彷徨い、結婚生活は破綻し、精神を病み、自殺を試みるなど、アランが「拙劣に生きた」と評するコントが晩年に巡り合った最愛の女性クロティルド・ド・ヴォー夫人との死別は彼の人生、思想を大きく転換させた。以後、コントは科学的な知の世界から情が織りなす世界的重要性を強く感じるようになる。人道教の愛を体現する象徴として女神像がイメージされたのも彼女への思慕の情に起因するといわれる。

### (1) 社会を秩序立てる人類統合の宗教

一般的に宗教は科学的精神を超越した主観的な感情の領域に属すると考えられるが、コントの晩年の精神は前者から後者へと急激に変貌するが、コント自身は人道教こそが

真に科学的実証的な宗教だと考えた。その概要を記したのがコント後期の代表作『実証政治学体系——人道教を創設するための社会学概論』(全四巻)である。

人道教の創設にかけるコントの思いは、秩序なき社会を統御する人類集団の縁(よすが)となる宗教の創設であった。社会には個々の人間を強固に結び付ける秩序が必要であり、その核を形成するために、かつて自身が決別した宗教(カトリック信仰)の力を再認識し、人類統合の教理として人道教を創設し、社会を組織立て統合を図ろうとした。その教理の核は人類の崇拜あるいは人類に普遍的に見られる人類愛(ヒューマニテイ)であり、人類への奉仕を徳目とする道徳律や祭儀がこの宗教の体系となる。

コントと親交のあったイギリスの哲学者ジョン・スチュアート・ミル(二八〇六—一八七三)は、人道教の「宗教教理の多くがカトリックの教理からの引用や応用である」と指摘し、人間の価値や死後の審判の基準を人類の幸福に寄与したか否かで決する教理は、「すべては神の栄光のためになされなければならず、義務によりなされなければ何であれ罪であるという、カルビニズム神学と同じ過ちを犯している」と痛烈に批判した。現代の多くの研究者も、人道教は科学とカトリック教の混合であり、宗教ではなく道徳律

にすぎないとみなしている。

英国の東洋学者ロバートソン・スミスは、「宗教は(中略)、——社会の各員がその社会の安寧秩序を維持する力に対する共同の関係である」と見ているが、コントの人道教は、まさに社会秩序を維持するための紐帯としての宗教だといえる。

### (2) 基本的教義

人道教は「偉大なる存在 (le Grand-Être)」としての人類全体を最高価値とする宗教である。ここでいう「人類」とは、単に同時代を生きる人間集団としての人類ではなく、時間と空間を超えて連綿と繋がる人類の営み(歴史、文化を含む)の総体としての「人類」である。その教義についてワーニツクは、「キリスト教その他のあらゆる宗教から世俗教理を抽出し、愛を倫理の核に据え、人道(人類)をキリスト教の神の真理として位置付けた」<sup>10)</sup>と評している。

人道教を構成する要素は、教義、道徳律、宗教儀礼の三つである。それらは人類への崇拜を基礎に、人類への利他的な愛の実践が道徳的義務とされ、女性はこの義務を最もよく体現する象徴(守護天使)とされ、特に母親は人類全体の道徳・美徳の鏡となる。さらに妻と娘がその下位に位置

付けられ、この三人はそれぞれ人類の過去、現在、未来を象徴する。

また人類への献身、奉仕という道徳的規準により個々の人間は人類全体の仲間入りができるか否かが決せられる。人類への献身、利他愛、奉仕という評価からコントは多くの歴史上の偉人、例えば、恐怖政治を行ったロベスピエールや古代ローマの暴君ネロ、ナポレオンなどを人類とは認めなかった<sup>11)</sup>。

人道教を核に形成される社会は、一種の神権政治社会であり、聖職者が主導する宗教的カリスマと隣人愛を中心に秩序立てられる社会であり、人類全体に対する敬意がこの宗教のあらゆる公式儀礼で表現される。ミルは、そこに権威主義的、抑圧的な構造を見てコントを批判した。

### (3) 司祭制度・宗教儀礼

人道教の信仰と儀式の体系は、社会、政治制度の中枢を担う聖職者(司祭)を中心に構成される。彼らは市民の選挙で選ばれ、その頂点に立つ大司祭はコント自身が務めることとなる。聖職者は清貧を旨とし、財産をもたず少額の給与のみ受け取り、その他のいかなる報酬も受けない。彼らは単に霊的指導者であるだけでなく政治を含むあらゆる分

野の助言者であり、労使問題の調停者でもある。また青年教育を担い、人間を全人的に理解する者として医師も兼ねる。宗教儀礼の核となる礼拝は、祈りと追悼記念儀式から構成される。礼拝は毎日二時間、朝、勤務時間の間、就寝前の三回行うこととされ、公式礼拝は記念式典や祭礼など最低週一回、年間八十四回行われ、これらの礼拝は「人類への賛美」に捧げられる。またカトリックの聖会暦を模した実証主義暦」を定め、フランス革命の年である一七八九年を紀元元年と定め新しい時代の幕開けとした。また人類への偉大な功績者を記憶するためその名を月名に冠し、モーゼの月(二月)、ホメロスの月(二月)、アルキメデスの月(三月)などと呼称した。こうした人物名は各週各日にも充てられる。

聖別式では司祭による九つの聖礼典があり、生誕、就学、結婚、就職、死など人生の転機に献身儀礼が行われる。特に死は故人が不死の存在として人類の仲間に加えられ、崇拜の対象となる転機であり、人類のために生涯を捧げた故人は死後その名が記憶されることで報いを得る。死後七年以上最後の聖別式があり、司祭により故人の審判が行われ、それに値すると判断されれば、「偉大なる存在(人類)」に連なるものとして合祀され、故人の遺体は市民墓地から人道教の寺院墓地「神聖な森」に埋葬される<sup>12</sup>。これらの宗教儀

礼は、殉教者を聖人に列するカトリックの儀礼や偉人を神として祀る日本の人神信仰ひとがみ——豊国大明神(豊臣秀吉)や東照大権現(徳川家康)——にもみられるものである。

(4)愛と徳育の基盤としての家庭

人道教にとり家庭は社会、国家の基礎であり信仰生活の愛を体現する基盤である。その基本的家庭像は、夫と妻と子どもたち及び夫の両親から成る。家庭の統治者は夫であり、妻は夫を支え、実証主義(科学)教育が開始される十四歳になるまで子どもの家庭教育を担い、家庭の霊的、道徳的力の抛り所となる。夫の母親が生きている場合は彼女がこの役割を担う。つまりこの宗教では、利他愛を育むための家庭教育から実証主義の信仰を培う国家の教育に至るまであらゆる段階での教育が重視される。

女性は生計のために働いてはならず、夫や男性親族の世話になり、そうした男性がいない場合には国家が女性の世話をする。女性は財産をもたず、相続権は法的権利として認められるが道義的にそれを行使することはない。また再婚も法的障害はないが、実際には道義的見地から認められず、市民としてまた信仰者として結婚した二人は、どちらかが先に逝った場合には生涯やもめ暮らしをすることを誓う。こ

の徹底した一夫一妻制が夫婦の完全なる融合には不可欠とされ、永遠の貞節が結婚の本質だとみなされる。男の定年は六十三歳とされ、退職後は息子に家督を譲るものとされる。

(5)産業資本家が担う政治機構

コントの描いた実証主義社会は、人道教を国家宗教とした神権政治社会である。政治の中枢は市民の選挙で選ばれた産業資本家からなる聖職者(司祭)が担い、これら資本家や銀行家などの富裕層が政治の中枢を担う。コントは彼らを貴族(Gentle)と呼んだ。それは社会的責任を担う者は、弱者への献身や自発的な奉仕が実践できるよう一定の裕福さが必要だと考えたためである。したがって有能だが事業資金が乏しい産業資本家は寄付を募ったり、場合によっては国家が彼らを支援すべきだと考えた。

同時に富裕層は政治の中枢を担う者としての高い徳性や騎士道精神が求められる。彼らは自分が財産(資本)の絶対的所有者と考えるはならず、過去の人類が成し遂げた遺産の一部を現在と後世の人類のために管理を付託されているにすぎず、その資本を損なうことなく次世代に引き継ぐ責任がある。資本家はそれらの資本を散財する権利も自らの享楽のために使用することも許されない。また自身の得た

利潤でさえ自身のために使用する権利はない。さらに自ら妥当と考える収入についても社会への説明責任を考慮して自身で適切に判断し、余剰利益が出た場合には、その利益は事業の効率化や労働者の健康改善のために使用すべきだとされた。コントの社会理論は、本質的に社会主義者のそれに近い。

また、地主階級は将来的に消滅し、農業や土地の開発を自ら管理する資本家になるとコントは考えた。資本はより広範な事業を管理できるように少数の資本家に集約され、彼らは労働者を管理し教育する役割を担う。これは資本家を公務員、つまり国家の公的役割を担う者と考えるコントの思想から導かれる。

こうした社会にあっても富裕者と貧者の格差は存在する。そこで富裕層の使命はいかに貧しい者に最大可能な分配を可能にするかになる。そして双方の溝が深まり、ストライキが起きた場合にはそれを調停するために司祭が介入する。労働者には最低賃金が保障され、月給制の固定給と週給制の出来高賃金が支給され、住居(三世代同居が前提のため七部屋とされる)も確保される。しかし、労働は社会に対する市民の当然の義務であり無償の行為であるため、給料は労働への対価ではなく生活への補償と見做される。

(6) 小共和国を理想とする国家論

コントの構想した少数のエリート層(資本家などの富裕層)により統治される国家像は、フランスのみならず当時の欧州諸国の将来像にも適用される。

彼は自国フランスで実証主義政府を樹立するには三十三年を要すると考えた。最初の七年は実証主義教育を公教育で実施し、次の五年で皇帝ナポレオンとその後継者を退位させ、後継に実証主義者の代表三人による暫定的な三頭政権を樹立する。暫定政権は二十一年かけて三人の主要な銀行家による実証主義政権を樹立する。その政権下でフランスを十七の共和国に分離し、各共和国は最終的に三人の銀行家の独裁政治に委ねられる。これらの銀行家は国民の選挙ではなく前任者から任務を継承し無給で奉仕する。

コントは、既存の国家は小共和国に分離すべきだと考え、その規模は最大でもベルギー、ポルトガル、トスカナの規模を超えるべきではないとした。大きな国家は愛国心の強化に必要な国民の欲求や感情の統合が困難になると考えたからである。それらの小共和国の運営も富裕層である銀行家による独裁体制となる。この独裁の暴走を抑止するために完全な言論、出版、結社の自由が保障される。また重要な法案は事前に十分な議論がなされるよう公布のかなり

前に公表される。こうしたシステムと宗教的権威の影響力が悪政に対する唯一の抑止力となる。結局、各国の統治は三人の銀行家と宗教権威を支配する一人の教皇により行われる。コントはこの国家システムを人類の進化の最終的かつ最高の到達点であると考えた。ミルはその本質は、国民の奴隷化に等しいとしてコントを強く批判した。

2 コントの理想と現代社会

コントは、人道教を日本を含むアジア、アフリカへと拡大し、世界宗教になることを夢見て世界の諸共和国の世界同盟を構想した。それは各国の指導的聖職者を統括する七人の都市大司祭(イタリア、イギリス、スペイン、ドイツおよび三人の植民地布教担当)が世界を指導し、その頂点にパリ大司祭が君臨する。それは極めて奇異で空想じみており、結局、人道教は世界宗教となることはなかった。

コントは、社会の基盤には秩序が必要であり、その秩序を形成するのは個人を強固に結び付ける宗教の力であると考えた。その発想はルソーが『社会契約論』の最後で提起した国民を統合するシンボルとしての『市民宗教』の概念を彷彿とさせる。しかし、社会を秩序だて安定化させるには宗

教の力だけでは不可能である。コント自ら認めるように実証主義社会にあっても資本家と労働者の軋轢は生じ、労使問題も起こる。だとしたら社会秩序を回復し、安定化させるには格差の解消や平等、公平、公正といった社会的正義の実現こそが重要になるともいえる。また宗教には個人の

コントの人道教と彼が構想した理想社会は、ある意味で実証主義とはかけ離れた極めて観念的で空想的な世界であり、高山峻は、「コントは晩年に至り、自ら気づかずして一種の形而上学を説いてゐる」と評している。<sup>14</sup>

(1) 行動主義を貫いた実証哲学者

コントの宗教の名を借りた社会運動といった色彩が強い。さらにゆるる宗教の本質的要素は、人間を超えた神や自然・宇宙の摂理といった超越的な存在の神秘的な力に帰依する信仰にあるのではないだろうか。人道教が伝統宗教のように人々に広く受容されなかった理由はそこにあつたのではないか。コントが「真に実証的な宗教を求めたこと自体が宗教の本質を見誤つたものといわざるをえない。科学の実証主義の本質は結局、ニヒリズムに行き着くのであり、それは人々が宗教に求める現実世界を超えた至福の感情を生み出すこととはできない。ミルは、「コントは後継者となるべき弟子を一人も残さず六〇才で没した。そして現在、実証主義大学があり、実証主義の指導者はいるが、人類の大司祭は存在しない」<sup>13</sup>と、コント亡きあとの人道教の状況を記している。

コントの人道教の教義にはこれまで見てきたように奇異な点が少ない。それでもコントは西洋哲学の中で極めて特異な存在感を放っているように思う。デカルト、カント、ルソーなど多くの偉大な哲学者はその深淵な思索とその著作により歴史に名を刻んだが、コントはこれらの単なる思索家であることには飽き足らず、理想世界の実現のために現実社会を変革しようと行動したといえる。彼が啓蒙思想家を哲学者と呼ばず、「文士」や「法律家」と呼んで蔑視したのは、彼らの哲学が単なる「精神の戯れ」<sup>15</sup>に過ぎないと考えたからである。

哲学者から宗教家へと変貌したコントのような例は、特異なわけではない。例えば、日本では文学者から行動家に変貌した三島由紀夫があげられるだろう。三島の戦後の日本への失望感とコントが抱いていた革命後のフランス社会への危機感には通じるものがあるように思う。クーデター

に失敗し自刃した三島は、日本人が「国民の精神を失ひ、(中略)自らの空白状態へ落ち込んでゆく」(檄文より)のを座視できなかった。三島は天皇中心の国家への回帰によりこの虚無を克服しようとし、一文学者として終わるのではなく、「楯の会」を起こして行動に出た。コントも一哲学者で終わることなく人道教の開祖となり、教会権威を強固な基盤とした中世的な秩序の再構築を試みようとした。人間心理には過去を美化する傾向があるが、両者に共通するのは過去の秩序へのノスタルジーと自らが信じる社会を実現しようとする強い行動力である。

哲学の最終到達点が宗教であると考えた西田幾多郎は、『善の研究』の中で、「知識においての真理は直に実践上の真理であり、(中略)深く考える人、真摯なる人は必ず知識と情意との一致を求むる様になる」<sup>16</sup>と書いているが、コントの人道教はまさに彼の哲学的な「知」と「情意」が一致融合したものである。

## (2) 混迷する現代世界とコント

コントが生きたフランス革命後の社会は、科学の発達と産業革命後の資本主義の台頭により資本家と労働者階級の断絶が際立ち、社会の分断が進んだ時代だった。それから

一五〇年経た現在、世界はグローバル化の加速とIT技術などニューテクノロジーの急速な発展を来した。そしてその恩恵に預かる者とそうでない者との格差は拡大し、宗教的、民族的アイデンティティへの回帰が衝突と混乱を招き、こうした社会を秩序立てる原理の空白が続いている。この空白は、ニーチェが示唆した神を殺した近代以後の超越的、絶対的権威を欠いたアナキーなグローバル世界の当然の帰結でもある。

コントの時代の社会矛盾から社会主義が生まれたように現代でも貧困化するアメリカで社会主義への関心が高まっていると言われる。コントが希求した人道的な社会は、今日、コントの時代よりもはるかに進歩したといえる。例えば、民主主義、人道主義、人権尊重主義が国際社会共通の普遍的価値とみなされていることも指摘できる。しかし、世界の現実はこの理想とはかけ離れている。私たちは引き続き、社会を安定化させる「何らかの秩序」を構築する実効性ある方法を探らねばならない。その方法は、複雑多様な現代世界の事象を考えれば、コントが辿り着いた宗教的方法では無力である。とはいえ、今日、グローバル経済を牽引する企業家・金融資本家の多くが自己利益の追求のみに汲々としている様をみると、コントが企業家に求めた社会的責

任の自覚と高い倫理性、そして利他的行為は大いに顧みられるべきではないだろうか。

## 〈おわりに〉問われるヒューマニティの力

コントの社会思想は、権威主義的、独裁的、反民主的かつ男女差別観など現代では到底、受け入れ難い特質を持つ。しかし、その社会は強権的な力で統治する社会ではなく、あくまでも人々の愛や道徳心を基礎にした共同体意識により成り立つ社会である。それは、コントの師サン・シモンの人道主義的な空想社会主義の影響を受けていると言われる現代では、M・サンデルやM・ウォルツァーなどのコミュニタリアンの思想にも通じるものがある。だがコントの宗教では、共同体の一員となるのは人類のために寄与した者だけであり、その他の者は人類から除外される。

結局、彼が描いた理想社会は、非現実的で夢想的な試みで終わった。とはいえヒューマニティを至高の価値と信じ、その具現化が究極的に人類社会を秩序立てる縁(よすが)になると考え、そのために愚直に行動したコントのエネルギ―は敬服に値する。その理念は、現代の国際人道秩序構築論者<sup>17</sup>や人道的世界の実現を目指す国際赤十字・赤新月連

動の願いともどこかで通底するものがあるように思う。今日の国際社会は、人権と人道の確保を人類共通の利益と認め、その実現を図るための人道的秩序の構築を希求している。それはコントが夢想した宗教的なアプローチではなく、人類の理性と地球共同体としての自覚から生まれる共生意識が基礎となる。そうした意識をすべての人間が共有するために尚且つ克服すべき課題は多い。

コントが人道教に託した夢を評するとすれば、それは村上春樹がカタルーニャ国際賞受賞式(二〇一一年)のスピーチで述べた一節に要約できるように思う。

あなた方や私たちが等しく「非現実的な夢想家」になることができたなら、そのような国境や文化を超えて開かれた「精神のコミュニティー」を形作ることができたら、どんなに素敵だろうと思います。それこそがこの近年、様々な深刻な災害や悲惨極まりないテロルを通過してきた我々の、再生への出発点になるのではないかと、僕は考えます。我々は夢をみることを恐れてはなりません。そして我々の足取りを、「効率」や「便宜」という名前を持つ災厄の犬たちに追いつかせてはなりません。我々の力強い足取りで前に進んでいく「非現

実的な夢想家」でなくてはならないのです。人はいつか死んで、消えていきます。しかしヒューマニティは残ります。それはいつまでも受け継がれていくものです。我々はまず、その力を信じるものでなくてはなりません。 (二〇二一年八月九日ロイター、一部省略)

これらの言葉は、あたかもコント自身の言葉であるかのようである。

注

- 1 広辞苑(岩波書店)は二〇一八年一月第七版、精選版日本国語辞典(小学館)は二〇〇六年版を参照。
- 2 「人道教」と表記する文献としては高山峻著『フランス実証哲学』創元社(一九五〇)一三頁・二〇一三頁、東京帝国大学哲学講座創設二五周年記念会編『宗教学論集 同文館(昭和五年)六六一―六八頁、朝永三十郎編『哲学辞典全』宝文館(明治三十八年)などがある。しかしながら、コントの宗教を精確に解するならば「人類教」の訳がより適切であることは疑いない。
- 3 宮永孝「日本におけるオーギュスト・コント」(法政大学学術機関リポジトリ、二〇一〇年三月) <http://hdl.handle.net/10114/5366> 参照。
- 4 『アラン著作集』第二巻(創元社、一九五三年)第二十五章参照。
- 5 『アラン著作集』第六巻(白水社、一九六〇年)第二章参照。前掲書第二十五章参照。
- 6 John Stuart Mill, *August Comte and Positivism*, 1865; e-book, Release Date: October 9, 2005 [EBook#16833] <http://www.gutenberg.org/ebooks/16833>; accessed on 20 Jun 2019 参照。
- 7 ウイリアム・ロバートソン・スミス(一八四六―一八九四)はスコットランドの東洋学者、旧約聖書学者、神学者。
- 8 西田幾多郎『善の哲学』の第四編第二章「宗教の本質」の中の西田の引用。二二九頁参照。
- 9 Andrew Wernick, *August Comte and the Religion of Humanity: The Positive Program of French Social Theory*, Cambridge University Press, 2001. 参照。
- 10 清水幾太郎著『オーギュスト・コント』(ちくま学芸文庫、二〇一四年)参照。
- 11 アンドレ・クレソン著/川口篤訳『フランス哲学思潮』(白水社、一九五一年)参照。
- 12 John Stuart Mill, 前掲書。
- 13 高山峻著『フランス実証哲学』(創元社、一九五〇年)参照。
- 14 清水幾太郎著『オーギュスト・コント』の中のアンリ・グイエの言葉。同書一六二―一六三頁参照。
- 15 西田幾多郎著『善の研究』(岩波文庫)、第二編実在第一章考究の出立点、六三頁。
- 16 国際人道秩序を説くマイケル・バーネット(*The International Humanitarian Order* 2008)、「人道的レジームを説くメアリー・カルダー」(『グローバル市民社会論―戦争への一つの回答』二〇〇七)のほか人道的統治(R・フォーク)、国際人道主義(D・フォーシス)などの提唱する論者を指す。

特集3：ナイチンゲール生誕200年

ナイチンゲールが残した知られざる八つの業績

金井一薫  
ナイチンゲール看護研究所・所長/徳島文理大学大学院・教授

はじめに ― 伝説化されたナイチンゲール

二〇二〇年五月一二日は、ナイチンゲール生誕二〇〇年にあたる記念すべき日です。すでにWHO(世界保健機関)は、第七二回総会(二〇一九年五月二四日)において、二〇二〇年を「国際看護師・助産師年」とする提案を採択しました。東京オリンピック開催の年とも重なり、日本の看護界は至る所で社会にアピールする企画を立案しています。

さて、フローレンス・ナイチンゲール(一八二〇―一九一〇)は、看護を創設した人物として広く知られており、伝記も数多く出版されて、看護師という職業は少女たちのあこがれの1つとなっています。しかし彼女の素顔や業績

について真に理解している人は、そう多くはないようです。むしろ彼女の生涯はある側面が誇大視され、歪められて伝えられています。

第一に、ナイチンゲールが戦場で敵味方なく看病したという記述はどこにもありません。

戦場で敵味方なく看護にあたったのは、赤十字社を創設したアンリ・ジュナンです。ナイチンゲールはアンリ・ジュナンと重ねてイメージされているところがあります。第二に、ナイチンゲールは「看護師は自己犠牲を借しま



ぬ白衣の天使であるべきだ」と強要した人ではありません。彼女は「看護の仕事は、快活な、幸福な、希望に満ちた精神の仕事です。犠牲を払っているなどとは決して考えない、熱心な、明るい、活発な女性こそ本当の看護師といえるのです」と書き残しています。この言葉こそ、ナイチンゲールが看護師たちに望んだ資質だったのです。

第三に、ナイチンゲールには一生を臨床で身を粉にして献身的に働いた女性というイメージがありますが、三六歳の時にクリミア戦争から帰還したその後の五四年間は、ほとんどベッド上の生活を余儀なくされ、看護師としてユニフォームを着て働いたのは、九〇年の生涯でなんと三年弱しかなかったのです。

しかし、ほとんど外出がかなわないう状況にありながら、この間にナイチンゲールが成し遂げた仕事こそ、クリミア戦争での活躍をはるかに越えて、後世に残る偉業だったのです。

本稿では、ナイチンゲールが書き残した膨大な著作を紐解き、そこから浮き彫りにされるナイチンゲールが残した知られざる八つの業績<sup>1)</sup>について紹介していきます。



ロンドンに立つナイチンゲール像

## 1 著述家としてのナイチンゲール

クリミア戦争末期に感染症(ブルセラ病<sup>2)</sup>)に罹患したナイチンゲールは、それを原因とする症状に長年苦しめられ、

帰国してからの大半の人生を一室に籠って仕事をすることを余儀なくされました。

ところが、ロンドンのマンションで起居する彼女の自室は、現代でいえば、さながら国民の健康と医療の制度について探求・研究する「シンクタンク」のようでした。自らの提言で政府内に様々の諮問委員会(時には勅撰委員会を組織し、情報を収集し、調査表を作成し、それらを整理してまとめ、そして報告書を書く……)という仕事を、何人かの才能ある親しい人々の援助は受けていましたが、基本的には自らの意思と企画によって成し遂げていきました。しかもそれらは際限もなく続き、眠る時間さえないほどの仕事量のために、衰えた体力は回復せず、体調不良の状態は慢性化していき、とうとう二度とユニフォームを着て病院という現場に立つことはなかったのです。

ナイチンゲールが手がけたテーマは、病院や看護組織の改革の問題、看護師教育創設の問題、陸軍兵士の健康問題、植民地インドにおける人々の健康と幸福の問題など、実に多彩でした。国民にとって重要と思われるテーマについては著書を出版して啓蒙し、依頼された原稿や講演録を執筆し、政府に向けて膨大な提言書を書くというぐあいで、結果的に彼女が書き残した著作物は、大別して、一五〇点に

もおよぶ「印刷文献」と優に一万点を超えるといわれる「手稿文献」(手書きで遺された書簡類やメモや日記など)とに類別されます。それらの大半はカナダ・ゲルフ大学名誉教授のリン・マクドナルド博士(社会学)によって、二〇年をかけて世界各地から収集され、全一六巻の『ナイチンゲール著作集成』<sup>2)</sup>として出版されています。

著作の内容は今日的視点から見ても決して色褪せて古びたところなどなく、それどころかそれらは不朽の名著の数々であり、この事実からナイチンゲールは、まさに「偉大な著述家」であったと言うことができるのです。

## 2 看護の発見者としてのナイチンゲール

ナイチンゲールは、『看護覚え書』(初版一八五九年)において、人類史上初めて「看護とは何か」を明らかにしました。それは当時の最新の生命科学の知見を土台にして提言されたもので、看護界を今日までリードしてきている思想です。ナイチンゲールが『看護覚え書』のなかで述べた「看護の定義」は以下の内容でした。

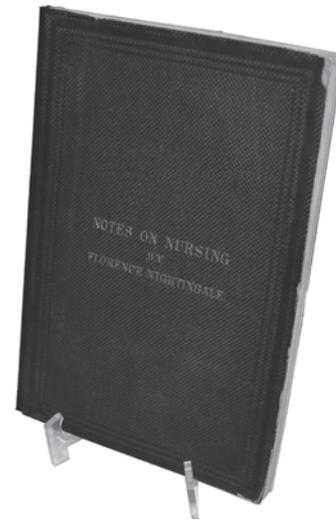
・定義……看護がなすべきこと、それは自然が患者に働きかけるのに最も良い状態に患者を置くことである。



晩年のナイチンゲールと弟子たち（姉が嫁いだクレイドンハウスにて）

・定義2…看護とは、新鮮な空気、陽光、暖かき、清潔さ、静かさなどを適切に整え、これらを活かして用いること、また食事内容を適切に選択し適切に与えること、こういったことのすべてを患者の生命力の消耗を最小にするように整えること。

ここでナイチンゲールが強調したのは、人間は生まれながらにして体内に「自然治癒力」や「回復のシステム」を備えているという点でした。体内でそのシステムを十分に発動させることで、病気からの回復をはかることが看護の働きであると言い、そのためには患者を取り巻く生活のすべてを、最良の条件に整えることが看護師の仕事であると明言しました。



『看護覚え書』初版本（1859年出版）

ここに近代看護の方向軸が定まりました。看護は医師の指示を受けて働く助手ではなく、看護の視点で患者を観察し、患者の生命力の消耗を最小にしながら、病気や症状からくる生活の不自由や制限による苦痛を取り除くように、生活を健康的に創り変える専門家としてデビューしたのでした。

### 3 教育者としてのナイチンゲール

クリミア戦争から帰還したナイチンゲールの元に、国中からその業績を讃えて寄付金が寄せられました。金額はおよそ四五、〇〇〇ポンドであったと言います。現在の価格では、一ポンドを二万円として換算しますと、およそ九億円になります。そこでナイチンゲールの希望を取り入れて「ナイチンゲール基金管理委員会」が設立され、この寄付金を元手にした「ナイチンゲール看護師訓練学校」が開設されました。開校日は一八六〇年六月二四日でした。

ナイチンゲールは世界で初の看護師訓練学校に相応しい教育者と訓練場所を選定するのに苦労しました。特に訓練を授ける実習場として「優れた看護を展開している病院」を探すことは困難だったようです。結果として「セントマス病院」

が指名されました。

学生たちは「ホーム（寄宿舎）」に住み暮らし、座学と実習とにエネルギーを注ぎました。カリキュラムはきちんと整理され、教員（シスター）たちもナイチンゲールと綿密に打ち合わせをしながら、学生を育てていきました。

一八七一年にテムズ河沿いに新聖トマス病院が設立されると、それに伴って入学者は一五名から三〇名に増員され

ました。一九世紀末には、三二名の定員に対して、一年に一五〇〇名もの志願者があつたほどに人気が高かったようです。卒業生の評判は高く、「ナイチンゲールナース」と呼ばれて、国内外に指導者として赴任していきました。

ナイチンゲールは病床にあって直接教育に携わることはありませんでしたが、常に学生たちの動向に気を配り、相談相手になっていました。晩年になると一年に一回、在校生と卒業生に向けて、長い書簡を書き認めています。一八七〇年～一九〇〇年の間に一四編の長い書簡があることがわかっています。今ではこれらの書簡はすべて日本語に翻訳<sup>3</sup>されており、書簡からはナイチンゲールの想いが伝わってきます。看護に悩んだとき、私たちはいつでもナイチンゲールの声に耳を傾け、看護師のあるべき道を確かめることができるのです。

### 4 優れた看護管理者としてのナイチンゲール

ナイチンゲールが女性としての自立を果たし、自らが抱いていた長年の希望を叶えて看護師の職に就いたのは三三歳の時でした。初体験はロンドンのハーレイ街一番地にある「恵まれない境遇にある女性家庭教師たちのための病院」

における総監督という仕事です。

この病院は富裕層がお金を出して設立したボランタリー病院ですが、「反目し合う『貴婦人委員会』と『紳士委員会』により病院の経理は乱脈を極め、さらに病院の管理運営のあり方も混乱を極めており、崩壊寸前にありました。委員会がナイチンゲールに寄せた期待は、病院の建て直しとその健全な運営の回復というたいへん重いものでした。ナイチンゲールは嬉々としてこの任につき、就任にあたって両委員会に以下のことを求めました。

- ① 温水用の配管を各階に引くこと
- ② 患者の食事を上階に運び上げるための「巻き上げ機」(リフト)を設置すること
- ③ 現在のナースコールの原型である「弁付き呼鈴」を設置すること

これらはどれも画期的な提案ですが、実現にこぎつけたようです。

この病院での経験はわずか1年でしたが、彼女は病院経営に力を注ぎ、傾きかけていた病院を再建させただけでなく、自ら模範的な看護実践をして看護の質の向上にも寄与しています。<sup>4</sup> この民間病院における「優れた看護管理者」としてのナイチンゲールの顔は、これまでほとんど知られて

いません。

さらに一年の延長を契約しようとしたとき、クリミア戦争が勃発しました。戦場の惨状を新聞で知ったナイチンゲールは、これこそ自己の使命であると直感し、淑女病院での仕事を辞退して三八名の看護師を募って戦場に赴きました。クリミア戦争におけるナイチンゲールの活躍は、多くの書物が語っていますからここでは詳細を省きますが、クリミア戦争においてナイチンゲール看護団が存在しなかったならば、兵士の死亡率はさらに高くなり、惨たらしい状況が報道され続けたことでしょう。さらに看護師という職業も現在のような発展はなかったかもしれません。

大きな功績を残したナイチンゲールですが、彼女自身は私記の中に「私は地獄を見ました。私は決して忘れない」<sup>5</sup>と何度も何度も書き記しています。クリミア戦争に出征した英国兵士の数は、約九万八〇〇〇人でしたが、うち二万八〇〇〇人が死亡しました。<sup>6</sup> 短期間に多くの死者を出した実体験は、その後のナイチンゲールの生き方に大きな影響をもたらしました。ナイチンゲールの社会改革への情熱は、まさにクリミア体験がもたらしたものであったといえるでしょう。

## 5 衛生改革者としてのナイチンゲール

クリミアから帰還後のナイチンゲールの著作を紐解きますと、随所に当時の英国の、とりわけ都市部における生活環境が、いかに不潔で不衛生きわまるものであったか、またそれによる国民(特に貧困階層)の死亡率が、いかに高かったかを指摘した文書に出会います。

この点に関心を寄せたナイチンゲールの後半生の仕事の大半は、不衛生で不健康な生活環境に対する国民の意識を改善し、具体的な衛生対策を提言し、それを政府や議会を通して具体的に実現させるといったものでした。<sup>7</sup> すべて国民を健康にすることが彼女の目標でした。ナイチンゲールは「実力ある衛生改革者の一人となったのです」。

一九世紀においては、国民の死亡原因の第一位は「感染症」によるものでした。しかもその死亡率は生半可な数値ではなかったのです。コッホによって結核菌が発見され、感染症には必ずそれを発症させる病原菌が存在するところが証明されて、予防というテーマが形をなすようになるのですが、それらはすべて一八八二年以降のことです。

一八八〇年代以前にあって、ナイチンゲールは終始一貫

して「感染症は予防できる」と主張していました。そのためには清潔で健康的な生活環境と、健康的な暮らしの営みが不可欠であると説いたのです。現代ではごく当たり前になっている発想が、当時の一般の人々の間では、まだ浸透していませんでしたから、ナイチンゲールは、国民が信じて疑わない古い風習や古い思想と、真つ向から戦わなければなりませんでした。

ナイチンゲールの『感染防止策』は以下のようでした。

- a.. 開け放した窓から、新鮮な空気を取り入れること
- b.. 部屋の清潔を保つこと
- c.. 陽光を取り込むこと
- d.. ひとつ屋根のもとに、多数の病人を密集させないこと
- e.. 室温を下げないこと(寒がらせないこと)
- f.. 病院が本来の機能を発揮し、感染を防止するために

は、病院の構造や立地条件などを考慮すること

実に単純明快でわかりやすい内容ですが、人類の多くが長年にわたり苦しめられてきた感染症の実態を見つめてみますと、その根っこにあるものは、不潔、貧困、無知であることに思い至ります。それゆえに、ナイチンゲールの指摘は実を射たものであり、時と場所を超えて実践して

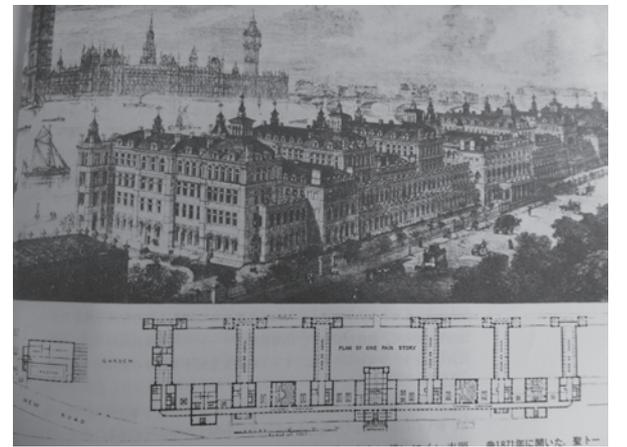
いかなければならない、普遍的な見解であると納得できるのです。

## 6 病院建築家としてのナイチンゲール

「感染症は予防できる」と考えたナイチンゲールが、当時最も心を痛めていたのは、本来病人を病氣から回復させるための施設であるべき病院が、その病人の詰め込みや、病院管理のあり方の誤りや、そして何よりも病院の建築構造そのものの欠陥によって、却って病状を悪化させ、さらには二次感染（院内感染）を誘発する温床となつて、死亡率を上昇させているという現実についてでした。

そのためにクリミア戦争から帰国後の彼女は、陸海軍の病院だけではなく、一般の公立病院や民間病院の実態に目を向け、とりわけ病院建築のあり方について考察を深め、数々の提言を行つていきます。病院建築のあり方に関するナイチンゲールの指摘や提案の要点は、『病院覚え書』<sup>7</sup>という著作にまとめられ、冒頭には「病院がそなえているべき第一の必要条件は、病院は病人に害を与えないことである」と記されています。

ナイチンゲールは徹底的に国内外の病院建築様式を研究



1871年に新築された聖トマス病院全景

るデザインです。

パビリオン式の病院構造を推奨したナイチンゲールの病院に対する考え方は、その後英国のみならず様々な国で取り入れられ、ナイチンゲールの「病院建築家」としての実力は、その道の専門家たちに広く知られるところとなりました。ナイチンゲール著『病院覚え書』は、今も病院建築の専門家の間では、病院建築の原点を示す古典として高く評価されています。

## 7 統計学者としてのナイチンゲール

若い頃から数学や統計学という領域に強い関心を寄せて、その研鑽を積んだナイチンゲールは、当時としては最先端の知見と技術を修得し、かつて誰も手をつけなかった英国陸軍の衛生問題全般に対する適格な指摘を行うことができたのでした。

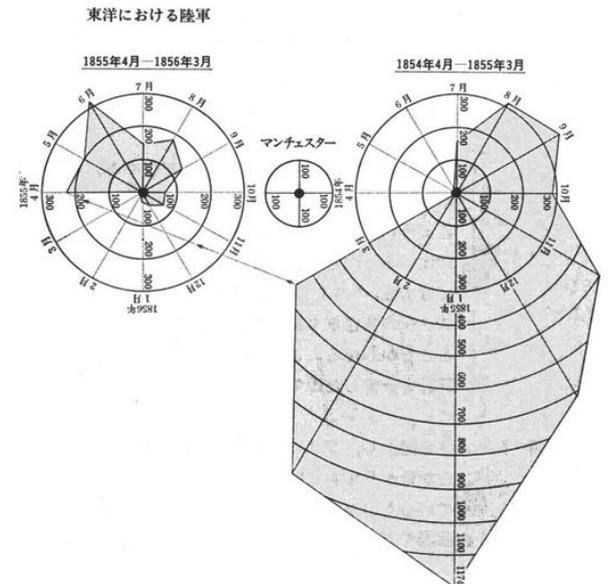
統計学者としてのナイチンゲールという側面は、クリミア戦争における英兵士たちの死亡の原因究明を、統計学的に立証したこと、および病院統計という考え方を確立したという点に求めることができます。

統計学的手法を用いてある事実を明らかにしようとする

研究方法は、現代ではごく当たり前ですが、ナイチンゲールの時代にこうした手法を使う人はきわめて稀でした。例えば、ナイチンゲールは死亡率を視覚に訴えようとして「バット・ウイング」(こもり翼)というグラフを作成しました。それによって兵士の死亡率がいかに高かったかを証明したのです。さらに別の円グラフを作成して、死亡原因は感染症であることも示しました。当時は、まだ棒グラフや円グラフが一般的に認知されていない時代であつて、ナイチンゲールは独創的な図表を数多く考案しているのです。

次頁の図は一八五四年四月から一八五六年三月までの病院における東洋の陸軍の一、〇〇〇人あたりの年換算死亡率を示しています。いちばん内側の円は「もし仮に陸軍の死亡率率が、英国で最も不健康な都市マンチェスターと同じ死亡率であつたなら、死亡率はどれくらいになるか」を示しています。このように表示することで、クリミア戦争でいかに多くの兵士が亡くなったのかを証明しました。

統計学的才能を遺憾なく発揮したナイチンゲールは、統計学者として高く評価され、一八七四年一〇月には、米国統計協会より名誉会員に推薦されてその業績を讃えられたのでした。



ナイチンゲール作図のバツ・ウィングのグラフ<sup>8</sup>

## 8 社会改革者としてのナイチンゲール

ナイチンゲール四〇歳代最後（一八六九年）の著作に、『救貧覚え書』という短い寄稿論文がありますが、これはナイ

になったのです。この法律はその約八〇年後に「ゆりかごから墓場まで」と謳われ、世界の保健医療福祉のモデルとなった「国民保険サービスマ」につながる第一歩として位置づけられるほどに価値があるものでした。今日につながる看護と福祉の制度を創設したのはナイチンゲールだったと言えるのです。ナイチンゲールのこうした業績は、日本の看護界だけでなく社会福祉界においても、これまでほとんど知る人はいませんでした。

### おわりに——理想を高く掲げて

ナイチンゲールの幅広い業績を8つに分類し、知られざる業績として紹介してきました。その一つひとつの業績は、どれも鮮やかで奥深く、時代の先端をいくものです。そこにはナイチンゲールが目指した「人間が人間らしく生きていける社会の創造」と「国民の病からの解放と健康の増進」、さらには「清潔で健康的な暮らしの実現」という目標がありました。この目標は本来の看護がめざすべき方向や理念と完全に一致したものです。

チンゲールの社会改革者としての側面を見事に示しています。

貧富の差が激しさを増し、貧者を人間として認知しないという長年の社会風潮の中で、ナイチンゲールが本著で強調したことは、すべての人間の対等性についてであり、人が社会的弱者に対して援助するときの基本は、物や金を与える「慈善行為」にあるのではなく、「自立と自己実現」を目指す援助のあり方にあるとした点でした。ナイチンゲールのこの姿勢は、時代を一〇〇年以上も先取りしたものでした。

一方で当時の政府は、従来の「救貧法」という法律を改正するなど、必要な対策を立てていたのですが、莫大なお金をつぎ込んで、一向に貧困者の数を減少させることはできず、彼らの生活を向上させることは至難の業でした。そこでナイチンゲールは「救貧院」の実態調査を行い、貧困者を「病气や老いによって働けない人々」と「働ける健康な体を持った人々」とを区別し、彼らには各々異なるケアが必要であると訴えました。それは当時の慈善事業を根底から改革する提案であり、このナイチンゲールの提案は、一八六七年に「首都救貧法」の制定となって姿を現しました。これにより英国の福祉（慈善事業）は大きく転換することに



聖マーガレット教会にあるナイチンゲール家の墓

### 注

- 1 浜田泰三訳：ナイチンゲール書簡集、一〇〇頁、山崎書店一九六四
- 2 McDonald Lynn, *The Collected Works of Florence Nightingale*, 16 Vols, Wilfrid Laurier University Press, Waterloo, Ontario, Canada, 2001-2012
- 3 湯横ます他編訳、新訳・ナイチンゲール書簡集―看護婦

- と見習生への書簡、現代社、一九七七。
- 4 F・ナイチンゲール、薄井坦子他訳、病院監督から貴婦人委員会への季刊報告「ハーレイ街病院の看護管理」一八五三〜四年(看護小論集、八一〜一四頁)、現代社、二〇〇三。
  - 5 セシル・ウーダム・スミス、武山満智子・小南吉彦訳、フロレンス・ナイチンゲールの生涯(上巻)、三五三頁、現代社、一九八一。
  - 6 オーランド・ファイジズ、染谷徹訳、クリミア戦争(下)、二七四頁、白水社、二〇一五。
  - 7 F・ナイチンゲール、湯楨ます監修、薄井坦子他訳、病院覚え書一八六三年(ナイチンゲール著作集、第二巻、一八五〜三三三頁)、現代社、一九七四。
  - 8 『総合看護』第二四巻、第一号、二五頁。
  - 9 F・ナイチンゲール、金井一薫訳、救貧覚え書(ケアの原形論、二二六〜二七三頁)、現代社、二〇〇四。

### 参考文献

- F・ナイチンゲール著、湯楨ます・薄井坦子他訳、『看護覚え書』第7版、現代社、二〇一〇。
- 金井一薫・ケアの原形論、現代社、二〇〇四。
- 金井一薫・実践を創る 新・看護学原論、現代社、二〇一〇。
- リン・マクドナルド著、金井一薫監訳、島田将夫・小南吉彦訳、実像のナイチンゲール、現代社、二〇一五。

### 特集3：ナイチンゲール生誕200年

## フロレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナン

### —その類似点と相違点

訳／注釈：廣渡太郎(日本赤十字秋田看護大学教授・IHS研究員)  
ピエール・ボワシエ

本稿は、いまだに赤十字運動の先駆者として混同されることがあるフロレンス・ナイチンゲールを、アンリー・デュナンとの関係性で比較・分析を試みたピエール・ボワシエによる論考の全訳である。原著は、一九七三年五月、ICRCが発行する *International Review of the Red Cross*, Vol. 13, Issue 146 に発表された。それからすでに半世紀近くが経過し、内容には若干の事実誤認や、その後の研究によって明らかになった知見が反映されていない部分があることは否めないが、その根底に流れる深い見識に裏打ちされ洞察に満ちたボワシエの主張は、いまもなお、まったく色褪せていない。

この論考には、ナイチンゲール生誕百五十周年を記念して、一九七〇年五月二二日づけの *The Swiss Observer* 紙(一九一九年から一九八四年まで、ロンドンで発行されていた在英スイス人向け機関紙)に発表された初期段階の原稿が存在する。これにボワシエ自身が手を加えて推敲したものが本稿の原文である。なお、*The Swiss Observer* 紙に掲載の原稿は、かつてボワシエ本人から直接許諾を得た橋本祐子氏が日本語に訳出し、「アンリー・デュナン」教育研究所から発行されたものの、現在は入手困難である。

## はじめに

フロレンス・ナイチンゲール(一八二〇—一九一〇)とアンリー・デュナン(一八二八—一九一〇)、この二人の名は特に赤十字や陸軍の保健衛生に関する文脈において、共に関連づけて扱われることが多い。ところが、この二人の傑出した性格を比較した文献はほとんど見当たらない。二人は似ていたのか、それとも、まったく違うのか？ 二人の關係性に関して、その真実はいったいどこにあるのだろうか？

本稿では、それを整理してみたい。

まず、いくつかの事実をあげよう。

二人の主人公が遠く離れたイギリスとスイスで、両親の愛情に包まれて健やかに暮らしていた幼年時代に、それぞれの広大な邸宅のすぐ外の世界では、いったい何が起こっていたのだろうか。

一九世紀初頭のヨーロッパでは、鉱山や工場や製粉所で一〇歳にも満たない幼い子どもたちが、ともすれば日に一六時間も働かされ、皆が親方から鞭で打たれるのは当たり前だった。その母親たちも工場や鉱山で働き、小馬すら入れない狭い坑道で手押し車を押ししたり引いたりしていた。

は、馬一千頭に対して獣医が四・五人だったのに、兵士と軍医の数の比率は、兵士一千人に対して軍医はわずか〇・八人というありさまだった。

その原因のひとつは、フランス革命以降にヨーロッパ全土に徐々に広まりつつあった徴兵制に負うところが大きい。金をかけずに兵士を集められるとなれば、兵士への関心自体も薄くなる。しかも、戦場は故国から遠く離れていることがふつうだから、誰にもその実情はわからない。戦地に赴いた兵士が帰還しなければ、誰もがお国のために身を賭して戦死した英雄だと考える。しかし実のところ、多くの兵士は上官の怠慢のせいで命を落としていたに過ぎなかった。軍隊では、どんな意見であろうと一兵士が上官に物申すことなど決して許されず、代弁者もいなかった。兵士の利益を代弁するフリードリヒ・エンゲルス<sup>1</sup>は、軍隊にはいなかったのである。

この閉ざされた誰も知らない軍隊の世界に、まずフロレンス・ナイチンゲールが、その数年後にはアンリー・デュナンが、それぞれ身の危険を冒して踏み込むことになるのだった。二人は、戦争という魔物の虎穴に身を投じ、それに抗って孤軍奮闘し、打ち負かそうとした。この二人が兵士の命の在り方を一変させたのである。

間断なく動き続ける機械のペースに合わせて働きずくめの労働者たちが、ようやく仕事を終えて薄暗い不健康な作業場から出てくる時には、老いも若きも皆すっかり疲れ果てて、スラム街に帰る途中で倒れる者も多かった。

当時の労働者階級の人々の境遇ほど哀れな状況はないし、それよりひどいことなどありえないと思うかもしれない。だが、実はそうではなかった。

当時の兵士は、さらに悲惨だったのである。

## 兵士たちの現実

一九世紀初頭、イギリス軍やフランス軍の兵舎は選り抜きの屈強な若者であふれていたのに、その死亡率は総人口の死亡率と比べて、なんと二倍に達していた。これが戦場の軍隊ではどうだったのか？ 当時ようやく取り始められたばかりの統計によれば、敵に殺された兵士一人に対し、七八人の兵士は、愚かな兵站部の怠慢か過失で死亡していた。つまり、当時の軍隊は、自ら自国軍の兵士を殺していたのである。軍医と衛生兵はごく少数しかおらず、しかも、比較的少数の負傷兵と大多数の病兵を治療する医療品もことごとく不備だった。フランス陸軍での馬と獣医の数の比率

ナイチンゲールとデュナンは、二人とも、その他にも実にいろいろなことに挑んだ。

フロレンス・ナイチンゲールはその活動の場を民間の病院へと広げ、全身全霊を注いで看護師の養成に着手した。また、飽くことなくペンをとり、何冊もの哲学的あるいは理論的な著作を残した。アンリー・デュナンも同様で、国際仲裁、平和主義やフェミニズムの萌芽を精力的に支持し、また、多くの著作を記した。

だがここでは、二人のさまざまな改革運動には触れずに、その共通点であり、二人が全生涯をかけて大きな目的とした、兵士の命をめぐる問題に絞って考えていくことにする。

## 二人の出発点

フランスの百科事典には、フロレンス・ナイチンゲールを赤十字運動の先駆者の一人として挙げているものが少なくない。これは本当だろうか？ フロレンス・ナイチンゲールの仕事は、アンリー・デュナンの仕事と相補い合うものだと言えるであろうか？ この疑問を解くために二人の仕事ぶりを比較してみよう。ちなみに、そうすることによって、実はそれに続くもつと興味深い目標が見えて

だが、学んだ理論は実践する必要がある。そのために、ナイチンゲールはまたもや知恵を絞らなければならなかった。自分の思いを叶えてほしいと、いつも旅行で留守がちな両親を説得してなんとか病院で働けるように密かにこちらで画策した。看護への思いは、ロンドンの社交界にはまだ伏せたままだったが、両親はフローレンスがドイツのカイザースヴェルトにある「デアアコニッセ」<sup>2</sup>養成学校で、2度にわたって訓練を受けることをしぶしぶ承諾した。彼女はその養成学校の厳格な教えを守り、過酷で長時間の仕事で嬉々としてこなしたのである。

はじめ、あまりの恐ろしさにうろたえた。それが病人の看護だったからである。当時そんな仕事に就くのは、もっとも下層階級の人間にすら敬遠されていた。病院での看護は、たいていは飲んだくれで野蠻極まりない不道德な女性がするものと相場が決まっていたのだ。

家族を気遣って、ナイチンゲールはとりあえず対面は取り繕うことにした。だがその裏でこっそりと、看護や病院経営に関する本ならなんでも片っ端からむさぼり読んだ。その無味乾燥な書物が彼女を虜にした。優美で上品な淑女が、とてつもなく膨大な知識を系統立てて学んでいるようには、一体誰が想像できただろうか。

くる。それは二人の業績を比べることではなく、それぞれの気性と運命を比べることである。

まず思い浮かぶ事実は、フローレンス・ナイチンゲールもアンリー・デュナンも、戦争の真つただ中にいきなり飛び込んだということだ。ナイチンゲールは三四歳、デュナンは三二歳だった。良家の子女が、あるいは永世中立国の青年が、ある日突然に戦場にいるなどということは、ふうはありえない。当人たちにとってもそれはある意味でまったく予想外だった。だが、それぞれ方法は違っても、戦争の恐怖に直面し、それゆえに人生が一変してしまふことを、二人は無意識のうちにはわかっていたのではないだろうか。

ナイチンゲールとデュナンは、二人とも自分の生い立ちに決別することが出発点となっている。

### ナイチンゲールの苦悩

フローレンス・ナイチンゲールにとって、自分の生い立ちに決別することは、デュナンよりもずっと困難で、より悲痛で、勇気のいることだった。なぜならナイチンゲールは上流階級の出身だったからだ。家柄がよく、とても裕福で才色兼備のナイチンゲールの前途には、すでに決められ



フローレンス・ナイチンゲール  
(1820 - 1910)  
© CR Royaume-UNI/ICRC Archives

た輝く人生があり、成功に必要なものはすべて揃っていた。本人のたつての希望で、ギリシャ語とラテン語を勉強することはなんとか許可されたものの、両親が彼女に期待した役割は、社交界で光り輝く存在になることだった。ナイチンゲールは仕方なしにそれを受け入れ、舞踏会で踊り、上流階級の遊びにも興じたが、心はそこにはなかった。一七歳のとき、奉仕せよと神から啓示を受けた。しかし、誰のために、どう奉仕すればよいのか？ まだ皆目見当がつかなかったが、そのとき彼女はすでに別の次元の人になっていたのだ。

周囲の人々は、次第に彼女のめざす仕事が何かに気づき

しかし、そうやって世間の目を欺き続けることに道徳的にも精神的にも堪えかねたナイチンゲールは、そんな状態に終止符を打つべく、病院の管理者として就職することに決めた。一八五三年、ロンドンにある大きな病院の監督職に就いたのである。ミス・ナイチンゲールが他の誰よりも仕事に精通していることは、着任後すぐに職員の間にも患者の目にも明らかになったので、その指示に逆らう者は誰もいなかった。

### デュナンの葛藤

若き日のデュナンにも、神がかり的な思いに支配されていた時期があった。それは、ゴースン牧師という変人で狂信的な信仰復興論者がいて、ありえない寄せ集めの予言で若者の頭をいっぱいにしたせいでもあった。それでも、フローレンス・ナイチンゲールと同じく、アンリー・デュナンはジュネーヴの銀行に就職することで、意気軒昂たる社会人としてのスタートを切った。

しかし、やがてジュネーヴでの生活にも帳簿の管理にも飽きてしまい、彼は地中海を渡りアルジェリアに向かった。勤めていた銀行が、植民地アルジェリアの町セティフで農



アンリー・デュナン (1828 - 1910):「ソルフェリーノの思い出」初版出版の頃  
© ICRC Archives

産会社の経営にも触手を伸ばしていたからだ。だがそこで挫折を味わうことになる。現地労働者が、ひどい待遇で過酷な労働を強いられていることがどうしても許せなかった。デュナンは、それを巡ってセティフの支配人との間で暴力沙汰を起こし、会社を辞めてしまった。そして自分で農産会社を設立することに決めたのだった。

デュナンは、自分が雇う現地労働者には幸せになってもらい十分な報酬を与えると宣言した。労を惜しまず現地の人々を理解しようと努め、その人々をこよなく愛するようになっていたからだ。アラビア語を学び、アルジェリアのみならず、当時まだフランス軍が侵攻中だったチュニジア

にも足を延ばし、一八五八年にはチュニジアについての本まで書いた。そこには、デュナンのイスラムの対する深い畏敬の念が見て取れる。

地中海に近いアルジェリアの山岳地帯カリビアで、自分の事業用地を厳選したデュナンは、そこを「モンヌ・ジェミラ」と名づけた。小麦の製粉機も、ロンドンから上等なものを取り寄せた。残っていたのは土地と水利に関する権利の許可だけだった。それがなければ、小麦の栽培も製粉機の水車を回すこともできないのである。ふつうなら、入植者がそのような権利を得るのには何の苦勞もいらなかったし、万一、現地の人々が抵抗を示そうものなら、軍隊がどう「鎮める」かをわかっていた。

ところが、その当時、デュナンが「モンヌ・ジェミラ」で現地労働者の待遇を改善し報酬を高くすると声高に公言したことは、実はとても軽はずみな行為だったのである。他の入植者たちや植民地政府は、デュナンのような厄介者の存在を許せば労働市場が崩壊するとして、即座に拒否反応を示した。こんな人物は成功できないし、成功させてはならないのである。そのせいで、デュナンの求めた権利の許可は得られず、彼にとって過酷な苦難の時代が始まった。

## 自由であることの意味

どのような運命が自分たちを待ち受けているようと、それをものともせず、フロレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナンはそれぞれの天命に向かって突き進んだ。そして、とりわけ自由であろうとした。自らが束縛されることをいかなるときも決して許さなかった。それこそが二人の性格の重要な特徴であり、特に生涯独身を貫いたことが、それを如実に示している。この独身主義は純潔とさえ呼んでもよいかもしれない。だがそのせいで、二人は、かのオスカー・ワイルドが大きな代償を支払ったのと同じ傾向があるのではないかという、根も葉もない、まったく理不尽な誹謗中傷にさらされることになるのだった。

## 戦争の闇との遭遇

兵士の境遇を改善するには、まずは実態を確かめなければならぬ。フロレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナンは、過酷な条件の場所へと向かった。ナイチンゲールはクリミアへ、その三年後にデュナンは北イタリアへ。

## 「クリミア戦争」とナイチンゲール

クリミア戦争<sup>4</sup>については、広く知られているので詳細については触れないが、ここでは、いくつかの事実を押しえておこう。

一八五四年、トルコの港町ガリポリに上陸したイギリスとフランスの両軍には、二つの共通点があった。兵士の勇猛果敢さと、兵站部の途方もない愚かさである。その愚かさは、保健衛生をまったく無視した部隊の状況を見れば明らかだった。兵士らには、満足な食事はおろか衣服や寝る場所さえ与えられず、病兵に対する感染症や伝染病予防の対策も、負傷兵を手当てる医療用具の準備も皆無だった。存在しないにも等しい数の軍医が必要とするわずかな医療物資すらほとんどなく、フランス軍の外科医にいたっては、コンスタンチノープルの蚤の市中古の手術器具を買いそろえるような始末だった。

ついに避けがたい事態が生じた。「壊血病」である。原因はよくわかっていて、予防も簡単なはずであったにもかかわらず、兵士に多数の犠牲者が出た。同じように、チフスやその他の病気でも多くの兵士が命を落とした。そのほとんどが、軍隊の劣悪な衛生状態が原因であった。病兵は伝

染病に感染していようが、負傷兵といっしょに病院とは名ばかりの巨大な施設に押し込まれた。伝染病と瘰癧が蔓延し、軍政部の管理のまずさがその状況をさらに深刻にした。

しかし、イギリス軍とフランス軍では対照的な点もあった。フランス軍は、戦場での不祥事が本国に漏れるのを防ぐために、驚くべき辣腕をふるって行った対策が功を奏した。「キャビネ・ノワール(黒い部屋)」と呼ばれる検閲局を立ち上げ、大将の書簡の文面まで、すべての手紙を情け容赦なく検閲したのである。そのおかげで問題は何一つ漏れず、フランス国民にも、皇帝ナポレオン三世にさえも何も知らされなかった。一方で、イギリス軍はタイムズ紙の従軍記者を受け入れており、前線の状況は次々に銃後に向けて送られていたので、「病院での瘰癧」の悪臭のことまでイギリス本国に筒抜けだった。

その惨状はフロレンス・ナイチンゲールの耳にも届き、彼女はすぐにクリミアに行こうと心を決めた。旧友で、当時イギリスの戦時大臣だったシドニー・ハーバートにナイチンゲールがその決意を書き送ると、入れ違いにハーバートからは最高の権限を持ってクリミアに従軍してほしいと要請する手紙が届いたのだった。

「ランプの貴婦人」で知られるナイチンゲールの功績はあまりに有名である。想像を絶する状況下で昼夜を問わず働き、軍政部の上官たちからの敵意をもとめせず、イギリス軍兵士を救うことに尽力した。次の二つの数字の対比が、それを如実に物語っている。クリミア戦争で二回目の冬を迎え、セヴァストポリ要塞<sup>5</sup>が陥落して実質的に停戦になるまでの間に、フランス軍は疾病と保健衛生の不備により、二一、一九一人が戦病死した。他方イギリス軍は、兵士の総数はフランス軍の三分の一程度<sup>6</sup>だったが、戦病死者数は六〇六人だった。この違いこそ、フロレンス・ナイチンゲールの功績である。これは人類の戦争史上でもっとも卓越した業績であると言っても過言ではない。

### 「ソルフェリーノの戦い」とデュナン

デュナンを北イタリアでの戦争の現場に導いた状況は、ナイチンゲールの場合とどう違っていたのだろうか。

一八五九年、「モンヌ・ジェミラ」製粉会社の社長であったアンリー・デュナンは絶望の淵にいた。植民地アルジェリアの役人もパリの大臣たちも、こぞって博愛主義の入植者デュナンを敵視し、小麦栽培の土地利用や水利権の許可を拒んでいた。万策尽きたデュナンに残された最後の道は、頭を抱きかかえて最期の願いに耳を傾け、包帯の代わりに負傷兵自身のシャツの切れ端を不器用に切って使った。その後、再び旅路についたデュナンだったが、ナポレオン三世に謁見する目的は果たせぬまま、パリに戻ったのだった。

### 二人の相違点と——スクタリとソルフェリーノが与えたもの 類似点

こうして見てくると、我々の主人公の間には歴然とした相違点があることがわかる。フロレンス・ナイチンゲールは、負傷兵の救護のためにクリミアに向かった。必要な装備と看護師の一回と資金と権限とをすべて手中に収めていた。八カ月間に渡って行う任務に相応しい十分な資格を備えていたのである。一方のアンリー・デュナンは、まさにその対極にあった。皇帝に会うための商用旅行の途中で、偶然おびただしい数の負傷兵に遭遇し、救護に不慣れた素人のまま、わずか数日間を負傷兵と共に過ごした。しかし、二人が見た光景は同じだったのである。カステイリオーネは、デュナンにとつてのスクタリ<sup>10</sup>だったのだ。

一方で、この二人の間には根本的な類似点もある。もし二人が遭遇したのと同じ戦争の悲惨さを目の当たりにしたら、多くの人々は帰国後にその記憶を早く消そうとするだ

権力の頂点にいる皇帝ナポレオン三世に直訴することしかなかった。だが、こともあろうに皇帝はその時、北イタリアのロンバルディアでオーストリア軍と戦闘状態にあったのである。こうなつてはデュナンも後を追うしかない。それで、一八五九年六月二四日の夕刻<sup>7</sup>、カステイリオーネという小さな町を通りかかることになるのだった。この町には、「ワートルローの戦い」以降、ヨーロッパで最悪といわれた大会戦「ソルフェリーノの戦い」<sup>8</sup>の負傷兵が運び込まれていた。デュナンはここで、運命に導かれるまま、その時まさに終わりつつあった戦争の闇の部分を目の当たりにしたのである。

カステイリオーネの町でデュナンが見たのは、ほぼ完全に見放された多くの負傷兵の姿だった。九千人もの負傷兵が、街路や広場や教会に放り出されたままになっていた。軍医は五人いたものの、補助する衛生兵もおらず、手当する用具もなく、救護しようにもなす術がないありさまだった。寝具はおろか、与える食事すらないのである。デュナンは医学については素人だったが、高潔の人であった。自分の商用旅行を中断して、できることはなんでもやろうと、一週間近く、不眠不休で負傷兵たちの救護にあたった。喉の渴きを訴える者には水を汲んできて飲ませ、死にゆく者の

ろう。だが、二人は決して忘れようとはしなかった。それ以降、二人の人生は負傷兵のためにあったのである。二人の人生の目的はただ一つ。社会の体制を変え、愚かさを知性に、無関心を思いやりに変えるということだった。だが、目的はそっくり同じでも、これまでに見てきたように、選んだ方法はまったく異なっていた。同一の光景に遭遇した経験から導き出されたのは、際立って対照的な方法だったのだ。

フロレンス・ナイチンゲールの考え方は単純だった。軍政部の組織は機能不全に陥っている。だから再編すべきだ、というものだ。彼女は勝ち目が無いと思われた戦いに挑み、そして勝利した。ナイチンゲールの働きで、イギリスの病院は生まれ変わった。その影響力は、南北戦争の時のカナダの要塞やインド大反乱の時期のインドにも及んだ。その対極にいたデュナンに話を戻そう。ナイチンゲールと同じように、デュナンは軍政部がどう機能するのかと、その体質の無能さを目の当たりにした。ここから、彼は二つのことを確信した。軍政部の改革は不可能である。ゆえに民間の団体を立ち上げなければならない。この民間団体の力が軍政部の欠陥を補うはずだ、というのである。

デュナンの考えも単純明快だった。世界各国に団体を創設し、平和な時代には、デュナンのいう「ボランティア救護員」を訓練しながら、手術器具、包帯、救急車<sup>11</sup>やその他の設備をできるだけ多く整備して備蓄する。そして一度戦争が起これば、その団体がただちに活動を開始するのである。その団体はすぐに戦地に赴いて、あらゆる手段を用いて救護活動を行うと共に、各国軍の衛生部隊と協調して戦場から負傷兵を救い、傷の処置を行って後方へと送る、というものである。

デュナンが提案したような救護団体の創設は、一個人の力では到底できるものではない。そこで、デュナンの周りにジュネーヴ在住の四名の有力者が結集して「五人委員会」と呼ばれる委員会を立ち上げ、デュナンの構想を実現するために国際会議を招集しようと決めた。「五人委員会」がヨーロッパ各国の元首や国王に呼びかけて、代表や専門家をジュネーヴに送るように要請したのである。その国際会議は一八六三年に開催され、「赤十字」が産声をあげた。

それから瞬く間にヨーロッパ各地に救護団体が生まれ始めたが、最初はその名称はまちまちであった。正式に「赤十字社」の名称が採択され、また、この運動を創始したデュナンの小さな「五人委員会」が「赤十字国際委員会」となるのは、その誕生から二〇年も後のことだったのである。

フロレンス・ナイチンゲールを尊敬してやまなかったデュナンは彼女にも著書を送った。すると、常に齒に衣着せぬ物言いのナイチンゲールは、きつぱりと反対の意見を表明してきた。一八六三年一月にデュナンに送った書簡の中で、「このような組織は、各国政府が本来負うべき義務を自分で引き受けるようなものです」と記し、加えて、「政府だけが取り得る立場にある責任を、政府以外に任せよう

と望むのは誤りだ」とまで言ってきたのだ。だが、この点については彼女が間違っていた。多くの国々は、自国軍の保健衛生の改革に手間取り、改革は遅々として進まなかった。その一方で、「赤十字」はいち早く戦場に駆けつけるために、それよりもはるかに整備された組織で、洗練された装備を有し、人員はよく訓練されていた。そのおかげで、赤十字がなければ失われたであろう非常に多くの負傷兵の命が、現実に救われたのである。

ナイチンゲールの『看護覚え書』(Nursing)と同じく、デュナンもその考えを本にまとめ、『ソルフェリーノの思い出』(Un Souvenir de Solferino)と題して出版した。これは、専門家だけを対象にしたものではなかった。すでに軍部に自分の考えを納得させることはあきらめていたので、デュナンは広く世間に向けて発表することにしたのである。著書を出版することによって、現在と未来の兵士の親たちに、そして兵士たちを抱えるヨーロッパ各国の王族に向けて直接語りかけたのだった。その筆致は明快であり、内容は重厚で、描写は時に耐えがたいまでに鮮烈だった。本はその目的を達成し、大成功をおさめた。デュナンのおかげで、これまで誰も語ることもなかった戦争の持つ闇の部分が白日の下にさらされ、誰もが自由にそれを論じ合える状況が生まれ

かんでいた。デュナンは、負傷兵とその救護にあたる人々との特別な関係について、当事者である交戦国にも十分に認識が深まってきたと気づいたのである。負傷兵もその救護者も、戦闘に参加していないのであるから厳密には敵ではない。そうだとすれば、彼らが過酷な戦争に翻弄される理由はないのではないか？ 事実、交戦国はこの問題について互恵関係が保証され、負傷兵のためだけに使用される車両や建物を簡単に識別できるのであれば、その人々を戦争から除外してもよいという心づもりはできていた。ここで、またもやデュナンは単純明快で現実的な解決策を思い

ハイデンに到着した。そして、ある福祉施設に身を寄せた。

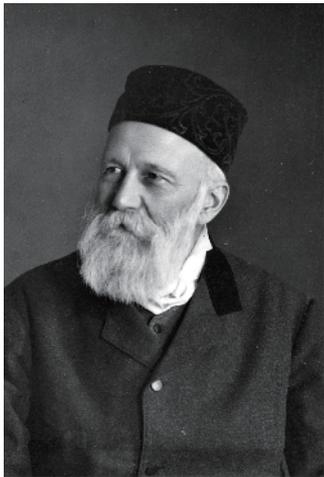
だがその後、世間はデュナンのことを忘れ去った。

それから長い年月が流れた一八八七年のある日、デュナンは、スイス北東部に位置し、ポードン湖を臨む小さな町

年あまりにわたり世界中から注目を浴び、名声をほしいままにした。だが、そんな彼を不運が待ち受けていた。負傷兵の保護に奔走している間、デュナンは自分がアルジュリアで経営する会社の事業をまったく顧みることがなかった。経営は悪化の一途をたどっており、突然に破綻の時を迎えた。資金を借り入れていたジュネーヴ信託銀行が倒産したのである。その結果、デュナンも破産して無一文となった。パリに逃れたデュナンは、公園のベンチや駅の待合室で夜を明かし、飢えと寒さと屈辱に苛まれる日々を余儀なくされた。一八七〇年から七一年の普仏戦争における「パリ攻囲戦」や「パリ・コミューン」の時には、デュナンは果敢にも見事な復活を遂げ、負傷者を救護し、コミューン派と臨時政府軍との間を取り持つ交渉まで行う活躍をした。

それがその後、世間はデュナンのことを忘れ去った。

それから長い年月が流れた一八八七年のある日、デュナンは、スイス北東部に位置し、ポードン湖を臨む小さな町ハイデンに到着した。そして、ある福祉施設に身を寄せた。



晩年のデュナン、1896年

© ICRC Archives (ARR)

あまりに貧しく、着替えすら一枚も持っていなかった彼は、下着を洗濯する日には、ベッドにもぐりこんで過ごさねばならなかった。それからの二三年間を、彼は世捨て人としてこの地で過ごすことになるのだった。

誰もがデュナンはずっと昔に死んだものと思っていたのだが、一八九五年、偶然、若いドイツ人の新聞記者が、赤十字の創始者がスイスのアッペンツェル州のこの町に住んでいることを発見した。記者が急いで現地に向かうと、そこには長く白い髭をたくわえ、赤い部屋着を羽織ったデュナンがいて、『血みどろの未来』(The Future of Blood)という戦争に反対する本の執筆に没頭していた。何たるスクープだろう

## デュナンの不運とその晩年

デュナンの解決策とは、全世界のどの軍隊に対しても通用する、シンプルな標章を作るというものだった。その標章とは、どこでも同一であり、誰もが知っているもので、野戦病院や救急車や医療要員を識別できるものだ。そして、条約を締結して各国が相互にその標章を尊重するのである。その考えはすぐに実行に移された。一八六四年、ジュネーヴ市庁舎において外交会議が開催され、「戦地にある軍隊の傷者救護のための一八六四年八月二二日のジュネーヴ条約」(別名「赤十字条約」)が採択された。救急車、野戦病院、医療要員は「局外中立」とみなし、交戦国はこれを保護し、侵害してはならない」とされた。そして、「明瞭に識別される統一旗」、すなわち、白地に赤十字が採択されたのだ。

これは人道史上で特筆すべき出来事であった。それまでは、戦争と法は相容れない対極に位置するものとみなされてきた。つまり、戦争の勃発は国際法の失敗を意味していた。しかし、デュナンと赤十字の創設者たちは、その反対に、戦時にも法が影響を及ぼすことができ、少なくともある分野では、戦闘員の行動を統率することが可能だと考え

た。これが、戦時国際法、すなわち、ジュネーヴ諸条約とハーグ諸条約の起源である。

ここまで、フローレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナンが同一の前提からスタートしながら、別々の異なる道歩んだことをみてきた。不適切な軍の保健衛生に關して、ナイチンゲールは組織改革を行い、デュナンは新たな組織を生み出した。

さらに言えば、ナイチンゲールは自国のために尽くした。イギリス陸軍のためを思い、軍がよりよい組織になる提案をした。一方で、デュナンは最初から国際的な視点に立っていた。その関心は「世界中の国々」に向けられていた。世界中のどこであろうと、緊急のニーズがあるところには救護団体が必要だと考えた。そしてジュネーヴ条約も、世界規模とすることにこだわった。これが、二人が完全に相違する点である。ナイチンゲールの仕事は自国のためであり、デュナンの計画は世界のためであったのだ。もちろん、ナイチンゲールの名誉のために言えば、その仕事は、彼女がそれを求めていなかったにせよ、瞬く間にイギリス帝国の国境を越えて世界の国々に影響を与えた。アメリカ南北戦争時の北軍をはじめとして、各国でナイチンゲールのやり方が手本とされたのである。

うか！ すぐに各国の新聞が、アンリー・デュナンがまだ生きていたという驚くべきニュースを報じた。一夜にして彼は再び栄光に包まれ、各国の元首をはじめ、世界中からたくさんの方々が彼の下に寄せられた。そしてついに第一回ノーベル平和賞を受賞し、最高の榮譽に浴したのである。

デュナンの遺書には「遺骸は茶毘に付し……葬儀は一切無用」と、しっかりと筆跡で書かれていた。こうして一九一〇年一月三〇日、アンリー・デュナンはその生涯を終えた。それは、同じような遺書を残したフロレンス・ナイチンゲールが亡くなってから、2カ月半後のことであった。

## 忘れ去られた二人

破産というスキャンダルのせいで、一八六七年、アンリー・デュナンは世界の表舞台から姿を消した。時を同じくして、フロレンス・ナイチンゲールもまた自らの力の限界を知り、自宅に引きこもるようになった。病床にありながらも精神的に執筆活動に励んだが、デュナンと同じく表舞台からは完全に姿を消してしまっただけで、世間は

見当たらないのである。

自分の持つすべてを捧げ尽くし、神から授かった目的を果たした人々には、表舞台から去らなければならないという、漠然とではあるが、しかし、避けることのできない感覚がわかるとも言うのだろうか。そして、自分が始めた仕事は、他の誰かによって受け継がれ、完成されていくのだということが暗黙の裡にわかるのであろうか。

## おわりに

これまで見てきたように、フロレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナンは、多くの兵士の在り方を変革するために、正反対とは言えないまでもまったく異なった方法を選んだ。したがって、フロレンス・ナイチンゲールを赤十字運動の先駆者と呼ぶことはできない。ナイチンゲールにふさわしい真の呼び名は、近代における軍事保健衛生の改革者である。これは決して彼女の名誉を汚すものではない。

だが、二人の亡き後の世界を見れば、その仕事は相補い合うものであったことは明らかである。それは、救急車や病院船を見るだけでも十分であり、ナイチンゲールが提唱



晩年のナイチンゲール

© ICRC Archives

彼女も死んだものと思うようになっていた。こうして四三年間にわたり、デュナンもナイチンゲールも自室に閉じこもり、人々の記憶から忘れられた存在となったのだ。二人のこの類似点の真相もまた、気になる部分である。

三九歳の男子であれば、いかなる不運に見舞われようと決して立ち直れないはずはない。しかも、デュナンのように深い学識があり、友人や支援者たちにも恵まれていればなおさらである。同様に、ナイチンゲールも、たとえクリミア戦争への従軍で精魂尽き果てたとしても、決して回復不能ではなかったはずであると、多くのナイチンゲール研究者が認めている。彼女が世捨て人となる理由はどこにも

した考えが、たゆまぬ努力で進化してきたことの証である。しかし、この救急車や病院船を仮想の敵の攻撃から守る標章が何であるかと言えば、デュナンの考案した赤十字の標章なのである。こうして、二人の人生の歩みは再び交差し、今日、二人が人類にとつての恩人として、人々の記憶の中で結びつけられる理由だと言えるだろう。

## 注釈

- 1 フリードリヒ・エンゲルス(一八二〇—一八九五) …ドイツの社会思想家。カール・マルクスと「科学的社会主義」を提唱し、世界の労働運動と共産主義運動の発展に指導的な役割を果たした。
- 2 ディアコニッセ …女性執事。ここでは、一八三六年にドイツのカイザースヴェルトで、ルター派の牧師テオドル・フリートナーが創設したディアコニッセ養成学校「カイザースヴェルト学園」の出身者のこと。プロテスタント教会での奉仕に専念する女性の職務で、終生独身で共同生活を営みながら、看護や奉仕活動に従事した。
- 3 オスカー・ワイルドが大きな代償を支払ったのと同じ傾向…オスカー・ワイルド(一八七八—一九〇〇)は、一九世紀末のイギリスで活躍したアイルランド出身の詩人、作家、劇作家。人気絶頂期に、当時のイギリスでは非合法であった同性愛を咎められ、年下男性への「猥褻罪」で有罪となり収監された。破産し、服役後に再起を期してパリに渡るが不遇

のまま没した。

4 クリミア戦争：一八五三年から一八五六年、クリミア半島を主戦場に、南卜政策を進めるロシアと、イギリス、フランス、オスマン・トルコ、サルデーニャの四か国連合との間で起こった戦争。二年余り経っても決着がつかず、ロシア軍一三万人、連合軍七万人という膨大な死者を出し、史上稀に見る「愚かな戦争」として知られる。

5 セヴァストポリ要塞：セヴァストポリは、クリミア半島南西端の黒海北岸に位置する港町で、ロシアが市街地を要塞化したためこう呼ばれた。一八五四年から一八五五年にかけて起こったクリミア戦争での「セヴァストポリ包囲戦」で、英仏を中心とする連合軍の激しい包囲攻撃を受け陥落した。

6 フランス軍の三分の一程度：Chenu (一八七〇)によれば、このときの戦地でのフランス軍兵士の総数は一〇六、六三四人で、イギリス軍の総数は二七、三八四人であったとされる。

7 一八五九年六月二四日の夕刻：デュナンがカステイリオオーネに到着した日時には諸説あり、翌日の六月二五日とするものもある。

8 ソルフェリーノの戦い：第二次イタリア独立戦争中の一八五九年六月二四日、イタリア北部のソルフェリーノを中心に行われた戦闘。フランス・サルデーニャ連合軍とオーストリア軍が激突し、連合軍が勝利した。死傷者の数は、連合国軍が一、〇〇〇人以上、オーストリア軍が二、〇〇〇人以上にのぼった。

9 一週間近く：デュナンの書簡などに基づくその後の研究から、実際にデュナンがカステイリオオーネに滞在し精力的に救護活動を行ったのは3日間と考えられている。

10 スタタリ…トルコ・イスタンブール近郊の地区「ユスキュダル」の旧名。クリミア戦争に従軍したナイチンゲールは、この地にあったイギリス軍後方基地の野戦病院で精力的に看護を行った。

11 救急車：救急搬送専用の車両は、一九世紀初頭から戦争の近代化と共に一般化した。フランス語の ambulance は元来「移動病院／野戦病院」の意味だったが、一九世紀初頭の「ナポレオン戦争」を機に、傷病兵を運ぶ救急搬送用車両の意味に転じた。英語の ambulance は、クリミア戦争時に「救急搬送用車両」の意味で定着した。

## 参考文献

- Barley, K. T., (1990). *The Ambulance: The Story of Emergency Transportation of Sick and Wounded Through the Centuries*. Load N Go Press.
- Boissier, P. (1985). *History of the International Committee of the Red Cross, Volume I: From Solferino to Tsushima*. Henry Dunant Institute.
- ボワシエ, P., 廣渡太郎訳 (一九一八). 赤十字の創始者アンリー・デュナン伝：赤十字はこうして生まれた。日本赤十字国際人道研究センター。
- ボワシエ, P., 橋本祐子訳 (一九七四). フローレンス・ナイチンゲールとアンリー・デュナン、アンリー・デュナンに関する三部作。デュナン教研二〇一七—一八。「アンリー・デュナン」教育研究所。
- Boissier, P. (1970). *Florence Nightingale and Henry Dunant*. The Swiss Observer, Vol. 56, No.1593.
- Chenu, J.-Ch. (1870). *De la mortalité dans l'armée et des moyens d'économiser la*

*ie humaine, extraits des statistiques médico-chirurgicales*. Hachette.

Durand, R. (2011). *Henry Dunant*. Humanitarian Geneva.

佐々木秀美 (二〇一七). ドイツにおけるディアコニッセ養成がナイチンゲールに与えた影響について。看護学統合研究一九 (二) '一〇—二一。

Small, H. (2017). *A Brief History of Florence Nightingale and Her Real Legacy: a Revolution in Public Health*. Robinson.

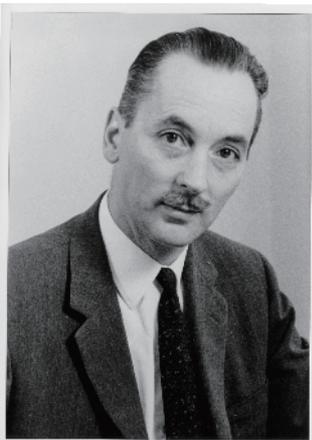
## 著者略歴

ピエール・ボワシエ (Pierre Boissier)

一九二〇年、ジュネーヴ生まれ。ジュネーヴ大学で法学を修めた後、一九四六年からICRCに参加し、一九七二年までの間に、フランス、キプロス、イスラエル、ヨルダン、レバノン、インドの各地で、捕虜の保護や難民問題を中心にさまざまな任務を精力的に遂行した。

一方、一九六六年からアンリー・デュナン研究所所長を兼務し、ICRCの歴史書編纂をはじめ、デュナンや赤十字の研究・教育活動に深く携わる。さらに一九七三年にはICRCの理事に選出されたが、一九七四年、スイスの兵役訓練での不慮の事故により五四歳の若さで逝去。

主な著書に「Henry Dunant (1974)」「Histoire du Comité International de la Croix-Rouge: De Solferino à Tsushima (1985) 452p」。



ピエール・ボワシエ (1920-1974)

© ICRC Archives (ARR)

## デュナン——カステイリオーネの六日間

——パラッツォ・ボンドニ・パストリオ財団の記録から

森 正尚

日本赤十字社大阪府支部振興部青少年・ボランティア課長／IHS 研究員

### 1 はじめに

二〇一七年九月、私は冊子「赤十字の歩き方 赤十字とアンリー・デュナンの足跡を訪ねる旅」(日本赤十字国際人道研究センター、二〇一八年)の取材のため、北イタリアの赤十字誕生の地を訪問した。

カステイリオーネ・デッレ・ステイヴィエーレ(Castiglione delle Stiviere)、以下、カステイリオーネでは、デュナンが救護活動を行った「キエザ・マジョーレ(Chiesa Maggiore)」教会(大きな教会という意味。現地では「ドゥオモ(Duomo)」と呼ばれている)を訪問した。入口付近の記念プレートには「この教会で、アンリー・デュナンが傷ついた人たちを差別なく救護し、

これが赤十字発想の基となった」旨が記されている。

その教会を後にして坂道を五〇メートルほど下ると、左手に今回の舞台「アンリー・デュナンが宿泊した家」が建っている。扉は閉じられており、普段は予約者のみが見学可能である。今回は事前に連絡してあり、「扉をノックすると、中から建物を管理する「パラッツォ・ボンドニ・パストリオ財団(Fondazione Palazzo Bondoni Pastoro)」の代表ジュリオ・ブッシ(Julio Bussi)氏が現れた。彼は私を快く招き入れ、案内してくれた。建物の二階、正面から見て左端のバルコニーのある部屋が、デュナンの宿泊した部屋である。部屋には、多くの貴重な資料が展示されていた。その際、ブッシ氏から財団刊行の書籍を一冊いただいた。

そのイタリア語の書籍は「オリエンタリストであり旅

行者 カステイリオーネ・デッレ・ステイヴィエーレでのアンリー・デュナン(Orientalista e Viaggiatore, Henry Dunant a Castiglione delle Stiviere)」と題されている。約百ページ、二〇一〇年の刊行である。非売品で、在庫も残り僅かとのことであった。

帰国後、オンライン翻訳を活用して内容を確認した。この家に残る記録や、長年語り継がれたデュナンにまつわる数々の知られざるエピソードが描かれていた。家の記録や言い伝えが中心であるため、明確な裏付け資料に欠ける部分もあるが、デュナンの「ソルフェリーノの思い出」の記述



写真1 キエザ・マジョーレ(ドゥオモ)



写真2 ドゥオモ内の記念プレート



写真3 デュナンの宿泊した家



写真4 財団発行の書籍

と一致する部分が多く、信憑性は高いと思われる。何よりも、デュナンがカスティリオーネに滞在した六日間の動きが、鮮明に蘇ってきた。しかも、本人ではなく、受け入れ側の視点で描かれていたのが大変興味深かった。

本稿の企画案をブッシ氏に照会したところ、現地で撮影した写真の使用及び書籍の内容の引用について快く許可をいただいた。本稿で触れる「パストリオ家の記録や言い伝え」は、すべてこの書籍の著者であるブッシ氏と、マリア・シモネッタ・ボンドニ・パストリオ(Maria Simonetta Bondoni Pastorio、二〇一二年逝去氏)による論文が引用元である。ここに、心より御礼申し上げたい。

## 2 デュナンが宿泊した家と姉妹

デュナンが宿泊した家は、古くから地元の名家として知られるパストリオ家が一五世紀末から所有する建物である。後に、パストリオ家の親戚筋であるボンドニ家が建物を相続したため「バラツツォ・ボンドニ・パストリオ(ボンドニ家、パストリオ家の邸宅)」と呼ばれている。

ソルフェリーノの戦いがあった一八五九年、この家には二人の独身姉妹が住んでいた。姉のルイジャ・パストリオ(Luigia Pastorio)は一八〇八年生まれの五一歳。妹のカロリーナ



写真5 パストリオ姉妹(上ルイジャ、下カロリーナ)

ナ・パストリオ(Carolina Pastorio)は一八二二年生まれの四七歳であった。

姉妹は流ちょうなフランス語を話せたため、突然訪ねてきたデュナンを受入れ、部屋を貸し、彼の通訳として活動に参加した。このときフランス負傷兵を手当てした功績がナポレオン三世に評価され、戦いの翌年、二枚の銀メダルを授与されている。その実物は、現在もデュナンの宿泊した部屋に展示されている。

## 3 ソルフェリーノの戦い、その前後のカスティリオーネ

まずは、カスティリオーネが救護活動の拠点となった経緯を整理してみたい。

当時は、第二次イタリア独立戦争の真ただ中にあった。ナポレオン三世率いるフランス帝国軍と、ウィットーリオ・エマヌエーレ二世率いるサルデーニャ王国軍の連合軍が、オーストリア帝国軍と戦っていた。

一八五九年六月四日のマジエンタの戦いで敗れたオーストリア軍は、その後戦力の再編成に着手した。一方、連合軍は、敵の再編成が完了する前に攻撃しようと試みた。両軍は互いの位置の詳細を把握しないまま戦闘態勢を整え、

結果的に六月二四日早朝、予想以上に接近した状態で互いを発見、なし崩し的に戦闘に突入した。これが約四万人の死傷者を出した、一九世紀最大の激戦と言われるソルフェリーノの戦いである。この戦いでは、フランスサルデーニャの連合軍が勝利した。

パストリオ姉妹は、戦いの二日前(二三日)に訪ねてきたフランス軍将校に宿を提供している。まだこの時点で戦闘が近づいている切迫感はなかった。その将校も「戦闘は月末ごろ、もっと遠い所で起こるだろう」と話していた。翌二三日は、比較的平穏な一日だった。

六月二四日の午前三時ごろ、太鼓の大きな音が聞こえてきた。フランス軍の移動を知らせる合図で、同時に戦争が始まる合図でもあった。将校は姉妹に深くお辞儀して馬に乗り、部下の兵士を率いて去っていった。その後まだ暗いうちに最初の破裂音が聞こえ、そう遠くない場所で戦闘が始まったことが分かった。早朝、激しい戦闘がソルフェリーノ周辺の丘で行われているという知らせが入った。

カスティリオーネは戦場にならなかつた。しかし、ソルフェリーノは一〇キロも離れておらず、しばらくして負傷兵が病院に運び込まれ、すぐ満床となった。その間も、大砲の音が鳴り響いていた。午後四時ごろ、空が急に掻き曇り、

雷雨と強風が吹き荒れた。この時、パストリオ邸の庭に生えていた樹齢百年の木が折れ曲がった。この嵐は「ソルフェリーノの思い出」にも「五時ごろ：雨、あられ、稲妻、雷鳴、戦場をおおう暗黒のために、はげしい戦いはいたる所で中断される」と描かれている。

二四日夜遅く、パストリオ邸に負傷したフランス軍将兵が運び込まれた。姉妹は手当に追われ一睡もできなかった。町に負傷兵を運び込む馬車の音が、絶え間なく聞こえていた。書籍には、これ以降、二五日夕方までの記述はない。「ソルフェリーノの思い出」には、「カステイリオ—ネも混雑はいいようなないほどになっている。町全体がフランス、オーストリア両軍のための大きな臨時病院になってしまっている。：病院、教会、修道院：は負傷者で満員になっている。個人の家もやがて占領され、：や、土曜（二五日）の日中、負傷兵の列があまりにおびただしくなったので、管理部も住民もカステイリオ—ネに残された部隊も、悲惨なできごとの数に全く応じきれなくなった」など、多くが記されている。突然野戦病院と化したカステイリオ—ネは、運び込まれる負傷兵の数に圧倒され、混乱の極みであったことが伺える。

こうした中、二五日の夕方、一人の旅行者がパストリオ

邸にやってきた。この人物こそが、アンリー・デュナンである。彼は北イタリアの都市ブレシアで「小さな馬車を雇い、危険をも顧みず、カステイリオ—ネに向かった」（「赤十字の誕生——人類への愛国心」アンリー・デュナン著、太田成美訳、人道研究ジャーナル六号、六〇二二〇一七年）と記している。

#### 4 デュナンがカステイリオ—ネに到着したのは六月二四日？それとも二五日？

パストリオ家の記録では、デュナンは「二五日の夕方」に到着している。しかし伝記の多くは「戦い当日の夕方」、二四日に到着したと書いている。どちらが正しいのだろうか。インターネット上の英文サイトの多くは、二四日となっている。「ソルフェリーノの思い出」を翻訳した木内利三郎氏は、解説に「二四日カステイリオ—ネについて」と記している。また、アンリー・デュナン研究所の所長を務めたピエール・ボアシェ氏（Pierre Boisset）の「アンリー・デュナン」（International Review of the Red Cross, Vol.14, No.161、一九七四年）や「赤十字の父 アンリー・デュナン」（エーテル・コッハー／ハンス・アマン著、九頭見和夫訳、春風社、二〇〇五年）も二四日到着としている。

一方、アンリー・デュナン協会（Société Henry Dunant）の公

長を務めるロジャー・デュラン氏（Roger Durand）の「アンリー・デュナン」（二〇一〇年、Editions Slatkine）と、日本赤十字国際人道研究センター所長の井上忠男氏の「戦争と救済の文明史」（PHP新書、二〇〇三年）、吹浦忠正氏の「赤十字とアンリー・デュナン」（中公新書、一九九一年）は、二五日であるとしている。また、ボアシェの「アンリー・デュナン」邦訳版（日本赤十字国際人道研究センター、二〇一八年）を翻訳した日本赤十字秋田看護大学の廣渡太郎教授は、町が大混乱のさなかにデュナンが到着したタイミングを考慮してデュランの記述に従い、その脚注で「実際に到着したのは、六月二五日の夕方だったとされる」と記している。

今回の書籍には、パストリオ家の記録を裏付ける資料が示されている。それは、ジュネーブの図書館が所蔵するデュナン直筆の「日記の断片」である。自筆で「私がカステイリオ—ネに到着した二五日には、負傷兵の列があまりにおびただしくなったので、フランス軍の管理部も住民もカステイリオ—ネに残された少数の部隊も、悲惨なできごとの数に全く応じきれなくなった」とフランス語で記されている。ここでは図書館の了解を得ていないため掲載は控えるが、書籍に掲載された写真にはローマ数字「二五」が確認できる。

そのため本稿は、六月二五日として書き進めていく。

#### 5 デュナンが過ぎた、カステイリオ—ネでの六日間

デュナンがカステイリオ—ネに滞在した六日間は、どのような日々だったのか。書籍に記されたパストリオ家の記録と「ソルフェリーノの思い出」をもとに、振り返ってみたい。

##### (1) 六月二五日（土曜日）

夕方、一台の馬車が建物前で止まった。そこには、フランス語の手紙と通行証を持った男性が立っていた。姉妹は驚いたが、迷わず宿を提供することにした。彼はとても疲れているようだったが、落ちついていて信頼できる若者であると思えた。

ドウオモに通じる唯一の通りに面した二階の角部屋が、デュナンの部屋としてあてがわれた。部屋を整える間、姉妹はこの外国人と言葉を交わした。彼は、旅行者としてイタリアに來たと話した。姉妹は恐らく別の理由があると思っただが、あえて聞かなかつた。彼は少し休息しようか考えたが、部屋のバルコニーから見える、坂道を登った先にある教会前広場の恐ろしい光景を一目して、考えを改めた。急いで白いリネンのスーツに着替え、外に飛び出していった。

多くの負傷兵は、嵐で泥まみれになった場所で、血まみれになりながら何の治療も受けられず、食料や水を与えられることもなく、一夜を過ごしていた。デユナンは彼らに慰めの言葉をかけた。

次第にパストリオ邸も負傷者であふれかえり、姉妹はシートやタオルを包帯として使用した。外は大混乱だった。ドウオモに続く坂道は車両で大渋滞し、周囲には血の匂いで集まってきたハエの大群が群がっていた。医者は重篤な患者にかかりきりで手が回らず、消毒液や包帯、医薬品す



写真6 部屋のバルコニーから見たドウオモに続く坂道

べてが不足していた。そんな中、姉妹は休みなく活動をつづけた。

「ソルフェリーノの思い出」には「私は最も救助の欠けているように思われた地区の救助作業をできるだけ組織的にすることをいそぎ、カスティリオーネの教会の中の一つをとくに選んだ。これは、たしかキエーザ・マジヨレという名であった。そこには五百人ちかい兵士が詰めこまれ、さらに、少くとも百人ばかりが教会の前の、日光を防ぐために張られた幕の下のわらの上にもいた」と記されている。



写真7 デユナンが活動を行ったドウオモの内部

デユナン伝記の多くは「凄惨な光景を目の当たりにし、馬車を飛び降り、キエーザ・マジヨレ(ドウオモ)に直行して救護活動を始めた。彼は三日三晩、不眠不休の活動を行った」と記されている。しかし、実際デユナンはまずパストリオ邸を訪ねて部屋を確保し、そのバルコニーから見えた凄惨な光景が彼の心を揺り動かしたことで、休息をとる間も惜しんで負傷兵のもとに向かった様子が伝わってくる。

### (2)六月二十六日(日曜日)

この日は、さらに多忙な一日だった。教会には、ひどい状態の兵士があちこちらにいた。その数は五百、おそらくそれ以上。町には、いたる所に亡くなった兵士が横たわっていた。デユナンは、町の人に声をかけ、死者の目を閉じよう協力を求めた。しかし彼はイタリア語をあまり理解できず、パストリオ姉妹に通訳を依頼した。この時、カロリーナとデユナンが隣り合い互いに笑顔で活動する姿が目撃されている。そのため、地元では今でも二人の恋の噂が伝わっている。しかし筆者は、二人の年齢差が一六歳であること、また、カロリーナ自身が信心深い女性であったことから、単なる噂話であるとしている。

「ソルフェリーノの思い出」には「どこの家庭も収容した

将校の手当になかなか忙しかったが、それでも私は、日曜の朝には、幾人かの一般の婦人を集めることに成功した。負傷者救護の努力をできるだけ手伝ってもらうためである」とある。また、救護活動の様子は「飢えとかわきに死にかかっている人たちに、食べ物と、まっさきに水を与えなければならぬ」。その次には、傷に包帯をし、泥と虫のついた血だらけのからだを洗ってやる、「婦人たちはどのかわきをやらせたり、傷をしめすための水をいれたつぼや水筒を持って、ひとりからまたほかの人へと走りまわる」と記している。

この水は、多くがパストリオ邸の井戸水であり、「少年たちが何度も教会に届け、教会にいる女性が負傷兵に水を与えた」と書籍には記されている。

### (3)六月二十七日(月曜日)

この日の朝、ドウオモ周辺の救護活動は、より整然と行われるようになった。周辺の村から大勢の女性がデユナンのもとに集まった。パストリオ姉妹は、彼女らに軍服の色や話す言葉の違いにかかわらず、すべての人の面倒を見るのが正しいこと、そして白いスーツの男性(デユナン)を見習うよう伝えた。この頃には、女性たちの間で「私たちは皆、

兄弟 (Sano mio fratello)」という言葉が使われていた。

「ソルフェリーノの思い出」には「私が国籍の差別をまったくしないのを見て、これにならない、…みな異国人である兵たち全員に同じ親切を見せるのである。『みんな兄弟です』と彼女たちは感動をこめてくりかえすのであった」と記されている。

しかし午後六時ごろ、デユナンは疲れ果ててしまい、数時間その場を離れる決心をして、馬車を準備させた。姉妹は反対したが、彼はどうしても旧知のマック・マオン元帥に面会したいようだった。その夜、彼は戻ってこなかった。戦いの前に泊めていたフランス軍将校の戦死を知った姉妹は、デユナンの身にも何か起きるのではないか、気が気でなかった。周辺の道はとても危険で、何が起きてもおかしくなかった。

「ソルフェリーノの思い出」には「疲労でやりきれなくなり、眠ることもできなかつたので、二七日の午後：カスティリオーネのどこへ行っても身のまわりを離れない哀れな光景からこの時間だけのがれて、少し休むために、六時ごろ出かけた」とある。その後彼は、道に迷いながらもフランス軍の野営地を巡り歩き、一夜を過ごしたようである。

直な心情を記している箇所がある。この日見せたデユナンの苛立ちや口数の少なさは、こうしたことが理由なのかもしれない。

#### (6)六月三〇日(木曜日)

朝、彼は馬車に荷物を載せ、出発の準備をしていた。ドウオモやパストリオ邸には、ほとんど負傷兵は残っていないかった。すでにブレシアなどの病院に送られていた。デユナンは「ジュネーブに戻る前にそちらに立ち寄り」と話していた。徐々に、本当にゆっくりと、カスティリオーネは日常を取り戻していった。

これ以降、姉妹がデユナンと再会した記録はない。「しばらくして、イタリアの日々を描いた本を出版したと聞いた」とだけ記されている。

「ソルフェリーノの思い出」には「六月三〇日にはブレッシェにいた」とあり、カスティリオーネでみた患者にも再会している。

## 6 デユナンが宿泊した家、部屋の様子

最後に、デユナンが宿泊した部屋の訪問記で本稿を閉じ

#### (4)六月二八日(火曜日)

デユナンは、午後三時に戻ってきた。姉妹は、安どの表情で彼を出迎えた。

「ソルフェリーノの思い出」には「二八日朝六時、私はマック・マオン元帥から、この上もなく親切で好意のあるもてなしを受けていた。…二〇時には、カヴリアーナの屋敷にいた。同じ日の午後三時には、カスティリオーネの兵隊たちのところへもどったが、負傷兵たちは私と再会することに喜びの色を見せた」とある。姉妹の心配をよそに、彼は楽しい時間を過ごし、リフレッシュして戻ったことが伺える。

#### (5)六月二九日(水曜日)

デユナンはもう一日、カスティリオーネに滞在した。一日はあつという間に過ぎた。負傷兵を癒すためにやるべきことは山ほどあつたが、女性たちは食事もとらずほぼ徹夜で立ち仕事を続けており疲労困憊だった。彼は一日中、負傷兵の手当を行っていた。しかし夜になって苛立つているように見え、普段より口数が少なかった。

「ソルフェリーノの思い出」にはこの日の記述は見当たらないが、「このように異常な厳粛な場合に自分の力がまるでありないと、いいようもない苦しみを感ずる」などと、正

ることにしたい。

彼が宿泊した家「パラッツォ・ボンドニ・パストリオ」は、ドウオモのすぐ近所にある。内部は博物館として整備されており、事前予約があつた場合のみ公開されている。財団の代表ブッシ氏はベルリン自由大学の教授であり、普段は地元にはいないため、イタリア語か英語の電子メール (info@fondazione-bondonipastorio.it) で見学日程の調整が必要である。

外壁には記念プレートがあり「この家には、一八五九年六月二四日の戦いのもと、アンリー・デユナンが宿泊していた。彼は、近くのドウオモで、すべての国籍の負傷者を救護した有名な活動を鼓舞し、その慈善的な行為から、国際赤十字創設の発想を得た」と記されている。

デユナンが宿泊した部屋は「アンリー・デユナン・ルーム」と呼ばれ、彼の没後百年である二〇一〇年から公開されている。内部は大変きれいに整えられており、部屋に入るとすぐ左側の壁にはデユナンの写真が飾ってあつた。また、入って正面に設置された飾り棚には、「ソルフェリーノの思い出」の初版から第三版までの実物が展示されているなど、目を見張る内容であつた。

財団はデユナン直筆の手紙も保存している。普段は公開していないが、今回特別に実物を見せていただき、写真撮

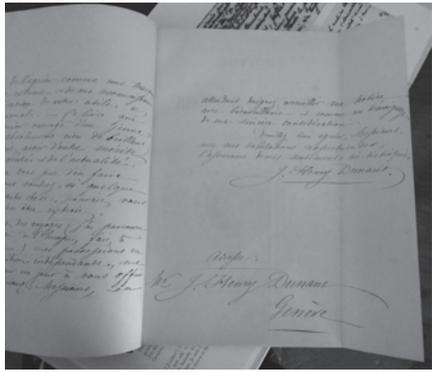


写真15 デュナン自筆の手紙とサイン



写真13 部屋の様子



写真14 部屋の様子

影の許可を得た。手紙の最後には、デュナンのサインがはっきりと見て取れる。手紙はデュナンが一八五八年に自費出版した「チュニジアの国政に関する報告『Notice sur la Régence de Tunis』」に差し込まれたもので、日付は同年二月一四日。パリの『Illustration journal universel』社(フランスのイラスト週刊誌。一八四三年から一九四四年まで発行)の編集者宛となっている。その内容は、チュニジアのイラストが掲載された号を見たデュナンが、自らの著書を献本しつつ、「必要に応じて引用するなど、役に立ててほしい」と要望している。



写真11 ソルフェリーノの思い出  
左から初版、第2版、第3版



写真12 デュナンはこの窓から外を見て活動を始めた



写真8 デュナンが宿泊した家の壁に掲げられた記念プレート



写真9 デュナンの写真



写真10 ブッシ氏とデュナンの部屋の展示物

参考文献

- アンリ・デュナン著、木内利三郎訳『ソルフェリーノの思い出』日本赤十字社、一九六九年。
- アンリ・デュナン著、太田成美訳『赤十字の誕生—人類への愛国心』人道研究ジャーナル六号、六一—二頁、二〇一七年。
- 井上忠男著『戦争と救済の文明史』PHP研究所、二〇〇三年。
- スイス赤十字親善使節招聘実行委員会監修、アンリ・デュナン博物館(ハイデン)監修、エーテル・コッハー/ハンズ・アマン著、九頭見和夫訳『赤十字の父 アンリ・デュナン』春風社、二〇〇五年。
- 日本赤十字国際人道研究センター『赤十字の歩き方 赤十字とアンリ・デュナンの足跡を訪ねる旅』二〇一八年。
- ピエール・ボアシエ著、廣渡太郎訳『赤十字の創始者 アンリ・デュナン伝 赤十字はこうして生まれた』日本赤十字国際人道研究センター、二〇一八年。
- 吹浦忠正著『赤十字とアンリ・デュナン』中央公論新社、一九九一年。
- 榎原孝・森正尚著『世界と日本の赤十字』東信堂、二〇一四年。
- “Henry Dunant” Roger Durand, Editions Slatkine, 2010.
- “Henry Dunant” Pierre Boissier, International Review of the Red Cross Vol 14, No. 161, 1974.
- “Orientalista e Vagabond Henry Dunant a Castiglione delle Stiviere”, Fondazione Palazzo Bondoni Pastori, 2010.

## 東京パラリンピックと赤十字語学奉仕団

畑 厚彦

元日本赤十字社広報主幹／IHSスタッフ

今年はいよいよ東京オリンピック、パラリンピックが五六年ぶりに開催されます。当時パラリンピックはオリンピック開催後の一月八日から一月一二日まで五日間開催されました。

しかし当時の日本では、障害者に対する理解は決して充分であったとは言えなかったようです。障害者が積極的に体を動かすという考え方は普及しておらず、車いすの選手などはそれまでいなかったと言われていました。

当時、パラリンピック通訳奉仕団(現在の赤十字語学奉仕団)に参加してボランティアとしてパラリンピックの海外選手への支援を行った事務局長の若井亜紀子さん(七七歳)は次のように当時を振り返ります。



若井亜紀子さん

など選手の要望に応じて活動を行いました。日本の多く選手が施設から来ていることと、競技以外あまり目立った動きをしなかったのに対して、海外の選手は

自立した生活を送っていることに驚きました。」

通訳奉仕団は、当時、日本赤十字社で青少年課長をしていた橋本祐子さんが橋本さんのところに集まっていた三〇名ほどの青少年赤十字メンバーを中心に結成されました。日本では青少年赤十字は、学校教育の一環として取り入れられており、幼稚園・保育園から高等学校まで多くの学校が加盟しています。また、岩井さんは次のようにも語っています。

「パラリンピックでの支援活動にあたっては、一年前から研修を実施しました。英語能力の向上について



事前の研修

は、団員の住む場所に合わせて東京近郊の七カ所で団員の家庭を開放していただき、英会話の練習場所にしていました。講師にはアメリカ赤十字の職員の協力も得ました。また車いす介助などもそれまで経験していない団員がほとんどで、国立療

期間中は、競技前後の付き添いだけでなく、銀座への買い物や歌舞伎鑑賞、自国の大使館からの招待への同行など選手から出される様々な要望に応えることになったと言います。夜になって食堂が閉まった後に、空腹を覚えた選手のために簡単な食事を提供したことも。その場その場での気づきで臨機にボランティアな対応をしていく必要があったようです。

養所や施設などに介助法を学びに行ったんです。自分たちでパラリンピック用の辞書も作成し、専門用語にも慣れるようにしました。」



選手団とレセプション会場へ向かう

日本選手と海外選手の交流の場として設けられたインターナショナルクラブで活動した奉仕団員の郷農彬子さん(七六歳)は次のように語ります。

「期間中、日本選手団はほとんどクラブには来ませんでした。そのため



郷農彬子さん

自分の大学の友達を呼んで日本人を集めたこともあります。大学のジャズクラブ、ハワイアンバンド、室内楽やグリーククラブなどの協力を得て演奏してもらいました。私はバンドの紹介や通訳などをしました。そのうちにフランス選手がギターを弾いてみんなで歌ったこともあります。」

スイスの選手団についての団員の稲田睦子(七六歳)さんは言います。

「パラリンピックでのボランティア経験は、一つひとつが発見で愉快でした。お互いが文化の違いに驚き、またお互いが喜びを共有できたことがうれしかった。選手からお土産にもらった帽子がうれしくて、期間中どこに行くにもかぶっていました。」

ボランティアで大切なことは、こちらが何をしたいのではなく相手が何を希望しているかを先ず考えるこ



稲田睦子さん

アをされる方は、明るい笑顔で新しい出会いと学びを楽しんでいただきたいと思います。」

かつてパラリンピックを通じてこのように大きな経験を得た通訳奉仕団は、現在は日本赤十字社本社直轄の語学奉仕団として二五〇名を超えている団員を擁するまでになりました。赤十字事業の支援、障害者への英語学習、外国人障害者向けのタウンガイド『アクセシブル東京』の発行など語学を生かした活動を今も続けています。



銀座で買い物

## 赤十字と歴史

### 首都直下地震に備える

——日赤災害救護史最大の「関東大震災」に学べ

山澤将人

株式会社パソナグループ／前日本赤十字社事業局救護・福祉部長

#### 1 はじめに

平日に両国駅近くにある横網町公園を訪れると、そこは地域の人々の憩いの場のような雰囲気です。しかし九七年前、ここで日本中を、いや世界を震撼させる出来事が起こりました。一九二三(大正一二)年の関東大震災において四方の人々が火災によって焼死した大惨事の現場が今は平和な公園として利用されています。

関東大震災は、時の総理が発災直前に急死し政治的空白期での災害であったこと、そして巨大地震が発生した時間帯がちょうどお昼時で多くの家庭などで火が使われていて、加えてその日は台風の余波でとても風が強くて大火災の惨

事を招いたこと、また災害対応に当たる日本赤十字社(以下「日赤」)も本社事務所などが全焼する非常事態のなかで救護活動にあつたことなどまさに神のいたずらかと思えるほど想定外の連続でした。

この地震での死者・行方不明者は日露戦争におけるわが方の被害に匹敵する一〇万人を超え、住宅被害数は五六万戸に上り、電気、水道、道路、鉄道等のライフラインにも甚大な被害が発生しました。(日本赤十字社社史稿第四巻では被災家屋五六二、〇〇〇余戸、死者九九、〇〇〇人、行方不明三八、〇〇〇余人、傷者二〇三、〇〇〇人、計二四一、〇〇〇人という数字を示しています。以下、本稿では主に社史稿第四巻に記載されている数字を用いることとします。)

三〇年以内に七〇%の確率で発生するといわれる首都直



ビルの被害状況（9月7日、京橋銀座通り）  
内閣府報告書「1923 関東大震災」より引用

下地震は、関東大震災ほどの巨大地震ではないと言われて  
いますが、その被害想定は死者・行方不明者においても住  
宅被害数においても東日本大震災を超えるものと見積もら  
れています。

関東大震災は過去に日赤が直面した最大の災害であり、  
日赤の災害救護史のなかで最大の試練でもありました。こ  
の震災を振り返り、その教訓を現代に活かすことは将来間  
違いなく起こるであろう首都直下地震に備えるためにも意  
義あることであり、ここに本震災の特徴と日赤の救護活動  
を紹介するものであります。



被服廠跡の地図  
内閣府報告書「1923 関東  
大震災」より引用

横網町公園)での惨事でした。隅田川にあった橋は全部焼け  
落ちて、本所、深川方面の被災民で火に追われて逃げてき  
た者は大川(当時、隅田川のうち、吾妻橋から下流は大川の名で  
親しまれていました。)でせき止められ逃げ場完全に絶たれ  
ました。約四万人の避難民は陸軍省被服廠跡の広場に寄り  
あつまって火を避けました。しかし、浅草を襲った猛火は  
大川を越え、深川、本所を焼きつくそうとする火は旋風に  
あおられて東から、南から、北から一つの大きな渦(い  
わゆる火災旋風)となって被服廠跡を目がけて襲いかかりま  
した。このように一つの場所で四万人の人々が折り重なっ  
て焼死することは歴史上にもない大惨事でした。

## 2 関東大震災の被害状況

### (1)首都圏をM七・九の大地震が襲う

一九二三(大正一二)年九月一日午前二時五八分、突如  
として関東地方一帯の東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、  
静岡、山梨の一府六県にわたってM七・九の大地震(大正関  
東地震)が発生しました。この地震による災害を関東大震災  
といいます。

### (2)悪条件が被害を拡大

特にこの災害による被害が大きかったのは、大都市東京  
と横浜でした。横浜は全市の九割五分を失い、二万三千人  
の死者を出し、東京は地震によって多くの家屋が倒壊する  
とともに市内九〇か所から火災が発生し、強風にあおられ  
て、たちまち大火災となりました。三昼夜にわたって火は  
逃げまどう市民を追って八方へ燃え広がり、東京は全市の  
六割四分を失い、六万七千人の死者を出しました。

### (3)火災旋風の恐怖

特にひどかったのは陸軍省被服廠跡(現在の東京都墨田区

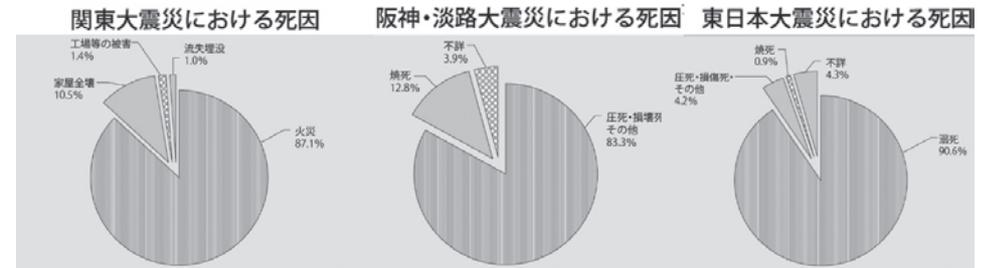


写真引用 Robert\_L\_Capp

### (4)被害分析

次に示すグラフは、関東大震災、阪神・淡路大震災、東  
日本大震災における主な死因を示したものです。関東大震  
災での死因は圧倒的に火災の占める割合が多いものの、阪  
神・淡路大震災時の圧死・損壊死や東日本大震災時の津波  
による溺死のような要因も含まれています。

また、火災による被害を拡大したのは、昼食の準備のた  
め火を使用している家庭や食堂、職場が多かったことに加  
え避難する人々が家財道具を積んだ大八車などに次々と火



消防庁「東日本大震災記録集より」

が燃え移り道路や避難場所までが火災現場となってしまうことです。

首都直下地震では、条件によっては都内数千か所まで火災が起ると試算されており、東京の住宅街・オフィスビル周辺などで被服廠跡の惨事のように巨大な火災旋風が発生するおそれがあります。また、大渋滞のなかガソリンを積んだ自動車などへの引火により被害の拡大が予想されます。あらためて、わが国のすべての重要機能が集中している首都圏の脆弱さをどう改善させていくか、防災の観点から被害の分散策について国をあげての検討が急がれるべきです。

### 3 当時の政治状況

#### (1) 政治的空白を狙う

関東大震災当時、大正天皇はご健康を崩され日光田母沢御用邸に滞在されていました。加藤友三郎内閣総理大臣は現職のまま八月二四日に死去し、内田康哉外務大臣が総理を臨時兼任することとなりました。二八日には山本権兵衛に後継内閣の組織が命じられたのですが、組閣は難航し、組閣作業中に大地震が発生しました。

新内閣が未成立のため、内田臨時首相が加藤内閣の閣僚を率いてとりあえず初期の救護活動にあたることになり、二日夜になって第二次山本権兵衛内閣の親任式が行われ、被害と混乱が拡大する中、ようやく正式の内閣が発足したのでした。

気象条件に加えて、地震は政治権力の空白をも襲ったのです。政治の不安定が国民の間に印象づけられ、被災者の不安と動揺を一層大きくする要因として作用しました。

#### (2) 政治力が弱いときは要注意

阪神・淡路大震災は社会党首班内閣(自社さ連立政権)のと

きに起こっており、東日本大震災も統治経験の乏しい民主党政権のときに起こっています。大地震というのは、なぜか政治が荒れているときや政治力が弱いときに起こる傾向があるといわれています。赤十字は政治的なコメントをする立場にはありませんが、災害対応において行政を補完する立場でもありますので政治的混乱期には特に注意が必要かもしれません。

## 4 日赤の救護活動

### (1) 迅速な初動対応

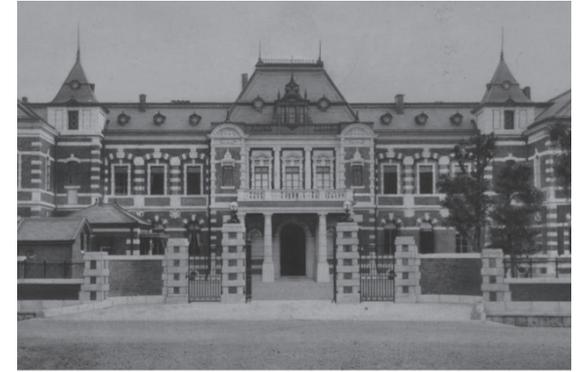
この震災に対して、日赤は発災直後から被災民の救護にあたりました。

九月一日、激震襲来後すぐに東京府庁前に臨時救護所を設置し、午後二時には東京支部救護班によって救護活動を開始しました。また、午後三時には、皇居外苑にも臨時救護所を設置し、午後五時から救護活動が開始されました。

東京では、臨時の救護所が五一か所設置され、救護所の他にも巡回救護班を編成して市内各避難所をまわって救護活動を行いました。東京に設置された五一の臨時救護所で救護した被災者の実員は計一七万人を超え、延人数は



皇居外苑の日赤臨時救護所での救護活動  
五姓田芳柳(二世)画(日本赤十字社蔵)



関東大震災で全焼した本社事務所が旧に復したの  
1926（大正 15）年 3 月のことでした

写真 日本赤十字社蔵

四一万人強でした。

ところが、この災害対応にあたる日赤の状況はと言いますと、芝大門にある日赤本社は、発災と同時に本館と倉庫などを焼失しております。本社事務所、倉庫、その他の付属建物は鉄骨レンガ造りでしたので、当初大きな被害はありませんでした。しかしながら、本社構内には被災民が続々と避難してきて夜になると人の数は一層増え、被災民が持

ち込んできた家財道具は構内に山と積まれ足の踏み場もない状況でした。

そうしたとき赤坂方面から延焼してきた猛火は夜半になって愛宕町を包む一方、新橋方面からの猛火と合流して火勢を一段と強め、烈風にあおられてたちまち本社構内に積んである避難民の荷物に燃え移り、これが導火となつて本館、倉庫その他の付属建物を類焼してしまいました。この火は二日午前二時まで燃えつづけわずかに文庫、薪炭庫の二棟を残して全部を焼きつくし、ようやく鎮火したのでした。

時を同じくして、神奈川県支部でも震災と火災で事務所が全焼しております。

(2)非常時の明確な意思決定

こういった非常時のなか、日赤本社では臨時震災救護部を設置して、当時の平山成信社長自ら部長として災害対応の指揮をし、全国支部のほか朝鮮半島や満州にある赤十字にも救護班の出勤を命じました。

日赤においては、戦時救護は本社が主体、災害救護は支部中心の事業という位置づけのなかであつて、関東大震災においては難局に対処するために臨時の規則が作成され、

本社を中心とした救護を実施することとなりました。

震災救護予算も明治の日本が命運をかけてロシアと戦つた日露戦争（この戦争で日赤救護員一〇一名が殉職しています。）に費やした救護費に匹敵する五〇〇万円を計上したのであります。ちなみに、社内で立案した最初の予算総額は三〇〇万円でしたが、常議員会に諮つた際、石黒忠憲常議員から修正の発議があり、これに全員が賛成して五〇〇万円に増額することになり、更に桑田熊蔵常議員の発議によって、この予算の執行については緊急必要の場合には会計に關する規定にこだわらず適當の処置がとられることが決議されました。

臨時震災救護部の設置に関しても、巨額な臨時救護予算の編成に際しても、まさにマネジメントとガバナンスの両面において非常時の対応を迅速に意思決定したのでした。

(3)日赤の総力を挙げての救護活動

関東大震災に対して、日赤全体の活動として救護班で総数一九三三班（これは、当時の常備救護班数一七九班を超える数であり、また、救護班の編成は現在の一個班六名基準に対して一個班二名基準の大人数体制でした。）に達し、一九二四（大正一三年三月末までの活動期間中に救護した被災者数は実

員で五六万人を超え、延人数では二〇〇万人を超えました。まだ記憶に新しい東日本大震災における日赤救護班の患者取扱数七五、八九二人に比しても凄いな数値であり、まさに、日赤の総力を挙げての災害救護活動でした。

日赤本部事務所は全焼したので直ちに仮事務所を渋谷の本社赤十字病院内に設けました。時を移さず東京支部と神奈川県支部に命じて応急救護に当らせ、本社病院、産院を監督して救護活動に当らせると同時に全国の地方支部に命じて救護班の来援を要請しました。



日赤は東京に 51 の臨時救護所を設置した。そのうち黒丸の救護所では実員 1 万人以上を救護しました。

地図は関東大震災当時の東京市 15 区内閣府報告書「1923 関東大震災」より引用

東京府庁前の救護所では実員五、四〇〇人を救護しました。皇居外苑には京橋、日本橋、神田方面の避難民が集まり一時一〇万人を数えました。従って患者数も多く外苑救護所では実員一〇、六〇〇人を救護しました。東京の五一か所の臨時救護所で救護した被災傷病者の実員は傷者五九、〇七二人、病者二六、三九九人、計一七五、四七一人の延人数は四二一、六二一人にのぼりました。

特に実員一万人以上を救護したのは、皇居外苑の第一臨時救護所、下谷桜木町の第二臨時救護所、芝公園の第二八臨時救護所、浅草公園の第三五及び第三六臨時救護所、日比谷公園の第三八臨時救護所でした。

神奈川県下の震災は東京よりも激しく神奈川県支部も第一震で倒壊しました。それにもかかわらず、速やかに神奈川県御殿臨時救護所が開設され、翌日には本社の来援によって支部仮事務所と横浜第一中学校内に臨時救護所が開かれ、震災がもつとも激しかった小田原町には神戸港から海路来援した兵庫県支部救護班によって高等女学校内に臨時救護所が開かれました。

#### (4) 応急対応後の防疫事業

迅速な初動対応の後、次に警戒を要するのが感染症対策



アメリカ国内での赤十字  
義援金募集ポスター

写真 東京都復興記念館蔵

リカ赤十字社が義援金を募るポスターが展示されています。国際間の相互援助は赤十字の使命であります。アメリカのみならず、世界中の人々が日本の復興を願い温かい支援の手を差し伸べてくれました。この同情が精神的にも物質的にも日本人の復興の一部かてとなったのは間違いないと思います。

## 5 おわりに

関東大震災は地震の大きさもさることながら、当時の気象条件や発生の時間帯などの悪条件が重なって甚大な被害

でした。日赤では本社病院と東神奈川病院に伝染病院を付設するほか、洲崎と板橋の二か所に臨時伝染病院を建てて患者を収容しました。

震災後二〜三週間経過したころから赤痢と腸チフスが発生し、九月下旬には流行の兆しを示しましたが大事にいたらず、東京府下で赤痢二、五〇〇余人、腸チフス三、三〇〇人のレベルでくい止めることができました。

防疫に必要なことは早期予防と早期発見・治療であり、日赤は患者収容施設を整備するとともに一般公衆に対する伝染病への注意喚起のため「悪疫予防心得書」を三〇万枚印刷して一般市民に配布しました。

#### (5) 諸外国からの温かい支援

この大惨事に対して諸外国はすみやかに反応しました。災害が空前の大惨害であっただけに、期せずして集まった世界の同情も多大であり、国際赤十字からの支援は合計で二七七、二八三、九〇五スイスフランにのぼり、当時の日本円換算で一億円を超える額でした。(この記録は二〇〇四年のスマトラ島沖地震に対する支援まで破られませんでした。)

現在、陸軍省被服廠跡地にある横網町公園には東京都慰霊堂や東京都復興記念館があり、そこを訪れますと、アメ

をもたらししました。

さらに不幸なことに、その当時の政局が極めて不安定であったことで、民心の不安が一層高まり、朝鮮人による暴動説などの流言がはびこり人災による惨事にまで発展してしまつたのです。

この震災の教訓は、いつ、どこで、どのような状況で災害が発生するかによって災害の様相が大きく変化し、条件によっては複合災害として被害が拡大することを実証しています。当時と今とでは、耐震、耐火、対津波などの防災対策が格段に強化されているとは言え、自然条件はそれをもしのぐ怖さがあり、国レベルから個人に至るまで、何を重点に対処すれば身を守るかの見定めがとても大事であります。できる限り地域の特性を考慮しながら、市民レベルであらかじめ被害を軽減する施策を講じておくことが必要でしょう。

さて、日赤の救護活動を検証しますと、この震災は各支部レベルでの対応には限界があり、すみやかに本社主導の対応体制を確立しました。そして、日赤のガバナンス機構として、規則や予算を含めて日赤の総合力をもって対応することを決定し、それを運用面で具体的に実行した好例であったと言えます。

現場レベルにおいても、次から次へと患者が押し寄せるなか不眠不休で対応に追われる場面もあれば、単独の救護班が一日平均一〇〇名を超える患者対応を数日間続けることもありました。日赤救護員に焦点を当てると、その多くが自分の家のことはさておき、万難を排して被災現場に赴き救護活動に従事しました。日赤救護活動の基礎単位である個々の救護班や救護員の使命感とその対応能力が高くなければできないことであり、現在にも十分通じる模範と位置づけられます。

最近の救護を取り巻く環境は、さまざまな団体が活動を活発化しており、日赤によるオンリーワンの時代ではなくなりつつあります。そのことは決して悪いことではなく、わが国の防災力を高める意味において奨励すべきことだと思われまふ。被災者を救うため、より多くの団体が連携して一つの方向性に向けて対応していくことが大事であり、日赤はそういった調整分野でも期待されています。

平時には個々の救護能力を高める努力を継続し、いざ非常災害時には日赤としての対処方針を明確にして、持てる総合力を十分に発揮し、本物の救護団体として存在し続けて頂きたいと思えます。

今回の関東大震災の振り返りが今後の首都直下地震や南

海トラフ地震対応に参考になることを願います。頂きます。

#### 参考文献

- 日本赤十字社編 『日本赤十字社史稿』
- 日本赤十字社編 『日本赤十字社史稿第四巻』
- 日本赤十字社編 『東日本大震災―救護活動から復興支援までの全記録―』
- 日本赤十字社編 『一九二三年の関東大震災の折の国際赤十字からの支援について』
- 日本赤十字社編 『赤十字の動き一九八八年九月号 世界が動いた関東大震災』
- 中央防災会議編 『一九二三 関東大震災報告書』
- 総務省消防庁編 『東日本大震災記録集』
- 堀口修 『関東大震災と摂政裕仁親王』

## 赤十字と歴史

# 近代における赤十字看護婦生徒の災害救護活動

吉川龍子

元日本赤十字看護大学図書館司書

## はじめに

明治維新が始まる日本の近代には、たびたび対外戦争が勃発し、その中で赤十字看護婦の戦時救護が行われた。「日本赤十字社看護婦養成規則」(一八八九年、明治三年)では、「卒業後戦時ニ於テ患者ヲ看護セシムル」として卒業後二十

年間は本社の召集に応じる義務があったのち十二年になる。召集した看護婦の人員が不足した場合は、修学中の看護婦生徒も赤十字看護婦とみなされて戦時救護に従事した。すでに日清戦争(一八九四〜九五年、明治二七〜二八年)の際には、日本赤十字社病院(現・日本赤十字社医療センター)に収容された清国人捕虜傷病者の救護を看護婦生徒も担当した。

日露戦争(一九〇四〜〇五年、明治三七〜三八年)では看護婦長以外は看護婦生徒で編成された救護班が戦傷病者の救護に従事した例がある。

近代には自然災害も各地に発生した。西欧諸国の赤十字活動にしろ、戦時救護を目的として創設された博愛社の時期に、すでに諸国の赤十字社が災害救護も実施し始めたことが伝えられていた。一八八三(明治一六)年に渡欧した内務省御用掛の柴田承桂は、博愛社の依頼で各国赤十字社の救護活動について調査し、翌年の社員総会で「欧州赤十字社概況」と題する帰朝演説の中で、「水災、火難、地震、流行病等二際シテ赤十字社ノ力ヲ施シタルノ例少ナカラズ」と諸国赤十字社はすでに平時にも救護活動を実施していることを明らかにした。

社名を日本赤十字社と改称後の明治二十年代は、国内に大災害が相ついだ時期であった。磐梯山噴火（一八八八年、明治二年）に始まり、トルコ軍艦の紀州沖沈没事故（一八九〇年、明治三年）、濃尾地震（一八九一年、明治四年）と続く中で、日本赤十字社が社則にない災害救護を実施したのは、「人類共愛ノ至誠」に基づく『日本赤十字社史稿』は述べているが、これには初代社長佐野常民の人命尊重に対する熱心な行動力があつた。

一八九二（明治二五）年四月の社員総会で、社則を改正して、災害救護事業を社業に加えた契機は、その前年の濃尾地震における救護班の活動が世に知られたことに由来している。また「看護婦養成規則」を一八九三（明治二六）年九月に改正し、「卒業後戦時又ハ天災ニ係ル傷病者ヲ看護」する義務を定めたのも、同様の契機による。

## 1 日本赤十字社病院の看護婦生徒の災害救護活動（明治期）

### 濃尾地震

一八九一（明治二四年）一〇月二八日朝に発生した濃尾地震は、愛知、岐阜両県下に大災害をもたらした。両県知事からの救護員派遣の要請電報を受けた佐野社長は、皇后の

内旨を受けた上で、直ちに日本赤十字社病院の医員と看護婦の派遣を開始した。両県に派遣された看護婦二十名の内十名は、病院内の看護婦養成所で、一年半の修学を終えた直後の第一回生全員であつた。すでに卒業試験に合格し、「養成規則」に定められた二年間の実務についた直後で、まだ卒業証書は受けていなかったが全員が赤十字看護婦として派遣された。

救護班の出発にあたり、佐野社長は特に看護婦への訓示を行い、「至誠・奮勉・節操」の三要件を守ることが求め、「看護婦ノ勤行如何ハ本社ノ体面ニ関係」すると述べている<sup>1)</sup>。そのうち「至誠以テ救護ニ従事スベキ事」の要件としては、次のように説明している。

（前略）此等ノ患者ハ貴賤貧富ヲ分タズ一斉ノ懇遇ヲナスコト、恰モ負傷兵ヲ敵味方ノ別ナク救護スルガ如ク人生共愛ノ主義ヲ拡充シ、只管其ノ苦患ヲ軽減シ、其心意ヲ安慰スルコトニ勉メ、万事至誠ヲ以テ懇篤ニ看護スベシ<sup>2)</sup>。

第一回生たちは一カ月にわたり、災害地で寝食を忘れて負傷した住民の救護に従事した。翌年五月三十日の第一回卒業証書授与式で、佐野はこの災害救護にふれ「諸氏ハ其学ビ得タル術業ヲ以テ実地之ガ救護ニ従事シ、日夜怠ラズ

奮勵シテ能ク看護ノ効益ヲ見ハシ」と述べている<sup>3)</sup>。

### 明治三陸津波

濃尾地震から五年後の一八九六（明治一九）年には、三陸地方に津波による大災害が発生した。地元の日本赤十字社宮城支部・青森支部・岩手県委員部の救護班派遣と共に、東京の日本赤十字社病院からも救護班が派遣された。その中には卒業前の看護婦生徒第七回生も加わっていた。

当時は盛岡と沿岸部を結ぶ鉄道はなく、徒歩で山越えをして宮古へ行き、設置された臨時病院で多数の被災者の救護に従事した。患者は、津波により侵された傷口が腐敗するなどの惨状を呈していたが、生命を救うために懸命の救護を続けた。

これら明治二十年代の災害救護の体験を経て「日本赤十字社天災救護規則」（一九〇〇年・明治三三年）が制定された。その中で看護婦の臨時招集が整わない場合は、臨時救護員の雇用が認められた。さらに十一年後に制定の「日本赤十字社災害救護規則」（一九一一年・明治四四年）では、「実務練習中ノ生徒ハ救護看護婦、救護看護人ニ充ツルコト」が認められた。当時は男性の看護人の養成も行われていた。

なお救護看護婦の名称は「日本赤十字社救護員養成規則」

（一九〇九年・明治四二年）制定の際から使用され、生徒も救護看護婦生徒が正式名称となつた（本文では看護婦生徒とする）。

## 2 日本赤十字社支部看護婦生徒の災害救護活動（明治期）

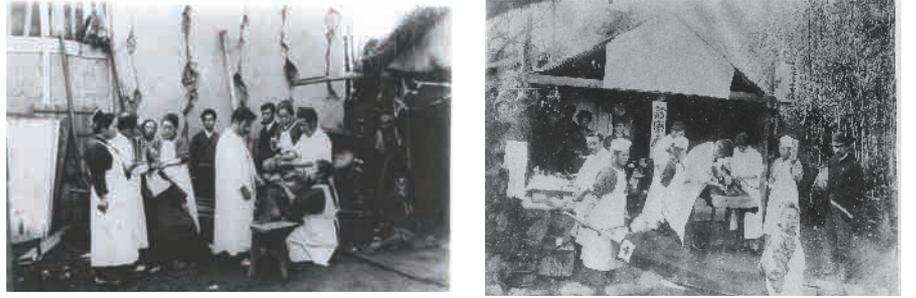
看護婦生徒の災害救護事業参加は、日本赤十字社各支部においてもすでに明治期から幾多の事例をみる事ができる。なお当時の支部名には府県の文字はなかつた（但し神奈川県だけは県支部と称した）。

一八九六（明治一九）年

### 【秋田支部】

明治三陸津波の二カ月後の八月三十一日夕刻に秋田県内に六郷地震が発生し、県の内陸南部に災害が多発した。翌九月一日は秋田支部の看護婦養成所で最初の入学式が挙行された。しかしその日の午後には第一回生の内五名が教員一名と共に災害地へ赴くこととなった。この五名は、その以前に秋田看護婦人会の看護法講習会を受けていたため臨時救護員とされたのである。

看護婦生徒一行は、秋田市からわらじばぎで出発し、地面の亀裂や倒木などのある危険な夜道を歩いて被災地へ赴



濃尾地震救護にあたる看護婦生徒

※当時はこの白エプロンを看護衣と呼んでいた

き、治療所を設けて負傷住民の救護に従事した。負傷者は、倒壊した家屋から逃れる際の打撲が半数を占めていた。<sup>4</sup>なおこの地震の際には東京の本部からも救護班が派遣された。

一八九八(明治三二)年

〔長野支部〕 この年の夏に県内に赤痢が流行し、支部から看護婦生徒一四名が患者の救護に従事した。<sup>5</sup>

〔岩手支部〕 九月一日から岩手県下に強雨があり、各地に洪水氾濫が発生した。県中央部には山崩れが発生し、死傷者多数の報に支部は医師・事務員と共に看護婦生徒二名を加えた救護班を派遣した。小学校分校を救護所にあて、戸別の巡回救護も行い、懇切な治療を行ったので、村人たちは赤十字事業の趣旨を初めて了解したという。<sup>6</sup>

〔香川支部〕 一〇月二五日夜に多度津の沖で船の衝突事故が発生し、汽船宮川丸が沈没して乗組員の内に生死不明者が半数あったため、近くの郡長から支部の看護婦養成委員長に救護員派遣の要請があった。委員長は直ちに看護婦生徒六名と共に出張し、軽症者数十名に応急手当を行い、重傷者一名は養成所に収容して治療をした。<sup>7</sup>

一八九九(明治三二)年

〔富山支部〕 八月二二日早朝に富山市に大火災が発生し、市立富山病院内の富山支部看護婦養成所では看護婦生徒を集合させて患者の移送にあたった。やがて養成所も焼失したが、支部では医師と看護婦生徒一〇名を召集して被災地の巡回救護を行い、九六名の負傷者を救護した。<sup>8</sup>

〔神奈川県支部〕 八月二日夜に横浜市でも大火があり、負傷者発生のため、支部は医師と看護婦生徒八名を召集して各避難所に配置し、一四日までに二九名の患者を救護した。<sup>9</sup>

〔徳島支部〕 八月二八日には県下に暴風雨の被害が発生し、九月二日になって県西部に多数の負傷者が出たことが判明した。支部では医師・看護婦取締と共に看護婦生徒二名を救護員として派遣した。途中二泊ののち、すべての家屋が損壊を受けた被災地に到り、臨時救護所で救護を開始した。山間の僻地のため医師不在で負傷者の他に内科患者も診療した。<sup>10</sup>

〔岡山支部〕 八月二八日には岡山県下にも暴風雨による被害が発生し、看護婦を召集する暇もなく看護婦生徒五名を主事・事務員と共に現地へ派遣した。負傷者を救護したのち三〇日に引き上げた。

しかし内陸部では負傷者がまだ多いのに医師不足の所があり、救護員の要請があったので、九月六日に看護婦生徒四名を含む救護班を派遣して一日まで救護を続行した。<sup>11</sup>

〔千葉支部〕 九月七日に台風のため千葉県下に津波による災害があり、死者七名、重軽傷者一〇〇余名との報告が一日になって支部に届いた。そのため一二日に生徒取締、書記と共に看護婦生徒二名を派遣し、安房地方の救護所で救護を行った。同月一六日には再び津波が発生し、看護婦生徒は二四日まで救護に従事した。<sup>12</sup>

一九〇〇(明治三三)年

〔富山支部〕 六月二七日午前、高岡市内に火災が発生し、負傷者続出の報に支部は翌朝に看護婦生徒六名を含む救護班を派遣した。高岡市内の商業学校内に救護所を設置すると共に、市内の避難所の巡回も行うなど、七月一日の救護所閉鎖まで救護に従事した。<sup>13</sup>

一九〇五(明治三八)年

〔千葉支部〕 八月二八日午後、千葉県下志津で陸軍技術審査部大砲射撃試験中に負傷者が発生し、支部に救護の要請があった。そこで直ちに医師三名と看護婦生徒五名が千

葉駅を出発した。七名の重傷者は火傷・爆発創・挫傷・盲管傷などで、その内急を要するものに施術し、その他は安静が必要のため看護は日夜多忙を極めたが、九月一七日に東京予備病院渋谷分院へ移送したので全員引きあげた<sup>14</sup>。

一九〇七(明治四〇)年

【山梨支部】 八月二日夜から二五日にかけて山梨県下に豪雨があり、二〇〇余名の死者と無数の負傷者が出た。交通途絶のため救護員の召集が困難となり、代わりに看護婦生徒一二名が救護班に加わり、最も惨状を極めた石和町をはじめ各地で九月一〇日まで救護に従事した<sup>15</sup>。

### 3 関東大震災における看護婦生徒の救護活動(大正期)

関東大震災と日本赤十字社救護班

一九二二(大正一二年)九月一日午前一時五八分に発生した大震災(M7.1)は、近代に発展した首都圏に最大の被害をもたらした。東京市東部・横浜市を中心に被害は一府六県に及び、その上各地に火災が発生して、一〇万人以上の死者・行方不明者を出し、負傷者も一〇万人以上に及んだ。被害を受けた関東各府県の日本赤十字社支部は、被災後

直ちに救護員を召集し、臨時病院・臨時救護所を設置して被災者の救護を開始した。東京市内には、臨時産院・臨時乳児院・臨時児童収容所も設置された。さらに皇居前外苑には大テントの救護所が開設された。

関東以外の地域の支部は、二日になって大震災の被害を知った場合が多く、各支部とも本社からの要請を受ける前に救護班を編成し、交通機関の混乱する中で被災地へ向けて派遣した。全国四六支部からの救護班派遣は、いずれも数回に及び、救護従事者は四四六四名にのぼった<sup>16</sup>。

この支部救護班の中には、看護婦生徒が計一五三名含まれていた<sup>17</sup>。災害救護に全員が従事した東京の日本赤十字社病院の看護婦生徒三〇七名と合わせると総数は四六〇名に及んだ。その他に日本赤十字社産院で養成中の産婆生徒二五名も罹災した母子の生命を守るために活動した。『大正十二年関東大震災 日本赤十字社救護誌』の「救護班ノ召集」の章にみえる各支部の救護班報告の中で、生徒数を明記した例は少ない。当時は支部病院数が少ないため、他支部の病院に養成を委託している支部の救護班では、東京へ向かう途中で委託生徒を加えている例もみられる。

日本赤十字社病院の看護婦生徒

当時は東京市の郊外であった渋谷町の日本赤十字社病院では、本館が烈震のために破損したが、外来診療所や各病棟は無事であった。地震発生と同時に各病棟では、看護婦と実務練習中の看護婦生徒が直ちに患者の安全につとめた。

半年前に入学した第一学年の生徒は、夏休み後の初めての実務練習を開始して三日目であったが、先輩たちの指導のもとに患者の身体を守った。さらに生徒たちは市中から次々と搬送されてくる負傷者の看護に従事した。当時第一学年生徒で、のちに同病院の看護婦監督(のち看護部長と改称)となった飯塚スツは、自伝の中で当時の体験にふれている。

被災者は地震で負傷した人と火傷の人が多く、実に悲惨な状態で、およそ筆舌に尽くすことができない。(中略)正常な状態ならとてもやらせてもらえないことも、教えられながらなんとかこなした。まだ教室で勉強していいこともよく指導してもらった。(中略)瀕死の状態で入院された方々が、その後毎日次々と亡くなられた。とうとう「一年生も最後の処置を実習せよ」ということになった。命ぜられるまま夢中で一生懸命に清潔に最期の厳粛なお仕事をさせてもらった<sup>18</sup>。

病院の敷地内に臨時バラック病舎が建設されたので、看護婦生徒たちも引き続き負傷者の救護を担当することになった。この病院内での救護は、震災当日から翌年三月末まで一日の休みもなく続けられた。「九月中ノ如キ院内殆ど一笑語モナク、職員以下顔容憔悴シ全ク別人ノ觀ヲ呈セリ」と記録されたほどであった<sup>19</sup>。

その中で愛知支部委託生の第二学年生徒が「勤務二因スル病ノタメ」死去した。死因は腸チフス感染のためであった<sup>20</sup>。

支部救護班に加わった看護婦生徒

【富山支部】 第一次救護班は医員四名、薬剤師一名、書記四名、看護婦長一名、看護婦三五名の計四五名で、この内一五名が看護婦生徒であった。四日に出発して五日夜に赤羽駅に到着し、駅構内で仮泊し、六日から日暮里第四小学校内救護所を担当することとなった。午前七時から午後九時まで診療に従事したが、一〇日を過ぎても診察を受けるものは多くなる状態であった<sup>21</sup>。

救護班に加わった看護婦生徒の一人は、当時の体験記を残していた。それによると、救護班は三班に分かれ、救

護所内の傷病者の看護、巡回診療、戸別訪問を交替で実施し、防疫にもつとめた。患者収容室は床上にむしろを敷いただけであり、班員たちも小学校の廊下に毛布一枚を敷いて着のみ着のまま睡眠をとった。食事は炊事当番が担当し、洗面器一杯の水で身体の清拭をするだけであった。

巡回診療班になった時は、上野の山や駅などを八キロも歩き続けた。この年の九月は特に暑く、炎天下で水が欲しくても井戸には毒薬が投げ込まれている恐れがあるので注意というはり紙があり、恨めしい思いをしたという。<sup>22</sup> 第一救護班は二二日まで救護を続けたのち、第二救護班と交替した。

【神奈川県支部】 横浜市内はほぼ全市火災となり、支部事務所も一日夕方に焼失し、召集すべき救護員たちも罹災者となった。そこで支部主事は、鉄道の線路沿いに徒歩で東京に向かい、二日の午後郊外の渋谷町の日本赤十字社病院に到り、同病院内で委託養成中の支部生徒八名を召集した。

翌三日早朝に生徒八名と医員、看護婦の計一〇名とともに再び徒歩で横浜へ向かい、途中で救護材料を購入しながら午後三時に支部に帰着した。

一行は、被災地の乱雑きわまる道を歩き続けて、疲労が動を続けた。<sup>25</sup>

【地方における被災者救護】 関東大震災の救護活動は被災地に限らず、全国主要都市でも行われていた。家を失い傷ついた人びとが各地へ避難して行ったからである。鉄道は避難者であふれ、主要駅に臨時の救護所が設置され、地元の日本赤十字社支部病院から救護員が派遣されたので、その中に看護婦生徒が加わった例もある。茨城支部では水戸駅前の臨時救護所に看護婦生徒七名を派遣した。<sup>26</sup>

また支部病院の看護婦の多くが震災救護に出動したため、看護婦生徒たちが病院勤務を担当した場合もあった。たとえば大阪支部病院では、震災救護に看護婦が出動した上に、東京からの被災者や、東京の救護所から転送された負傷者を多数収容したため、院内の養成所の生徒全員が医療現場の勤務に従事した。<sup>27</sup>

#### 4 関西大風水害における看護婦生徒の救護活動(昭和前期)

##### 関西大風水害

一九三四(昭和九年)九月二日朝、阪神地方を中心として襲来した猛台風は、高潮の襲来を伴い、大阪市をはじめ近畿地方各地に大災害をもたらした。室戸台風とよばれて

著しかったが、直ちに支部の臨時救護所で被災者の救護に従事した。さらに五日にも生徒八名が帰着した。神奈川県支部の委託生徒たちが、救護の任務を終えて渋谷の病院に戻ったのは、翌年の三月下旬であった。<sup>28</sup>

この間における同支部で任用した救護員のうち、「生徒ヨリ任用救護看護婦」は一八名であった。<sup>24</sup> 被害の大きかった横浜市内をはじめ、神奈川県各地に設置された救護所では、各地の支部から派遣された救護班が救護を続けていた。

【広島支部】 第一救護班の内九名は、五日夜に広島を出発し、宇品を経て呉から軍艦野島に乗船し横浜に向かった。残りの人員は六日夜に出発し、神戸で大阪支部病院で委託修学中の看護婦生徒九名と共に長崎丸に乗り、八日に横浜港につき、市内の南吉田町救護所を担当した。

一八日に小田原町へ移動することになり、二〇日に出発、雨中の難路を歩き夕刻に小田原町に到着した。小田原町は震源地に近く、被害の程度は大きく凄惨を極めたという。町は火災で大部分が焼失し、海陸の交通は杜絶し、その中で患者は日増しに増加していた。

「惨状未ダ甚ダシク宿スルニ屋ナク」という状態で、わずかに存在した郡役所のバラック建築の一部を借りて宿舍とし、露天に仮屋根を張って診療所とし、二八日まで救護活

いる。注目されるのは、当時木造建築が多かった小学校校舎の倒壊が多発したことで、全壊一九校、半壊九六校にのぼり、それに伴って学校職員・児童の死者六四〇余名、負傷者二五〇〇余名にのぼった。日本赤十字社大阪支部病院では、直ちに救護班を編成して、近くの倒壊した小学校へ派遣し、救出された児童に応急手当をしたのはじめ、当日中に被害者のでた小学校二〇校と女学校一校へ救護班を派遣した。<sup>28</sup>

さらにその後も二カ月間にわたり、毎日一〇班内外の救護班派遣を続行した。大阪支部病院内では、災害発生直後から搬送された患者の収容、治療に追われた。骨折七八名の入院患者のうち、大多数を占めたのは児童であった。<sup>29</sup>

救護事業は一月末まで続き、四五三名の救護員が従事したが、その内、看護婦生徒は一〇八名が救護班員に加わっていた。<sup>30</sup>

##### 昭和前期の災害救護

昭和前期には、奥丹後地震(一九二七年・昭和二年)・昭和三陸津波(一九三三年・昭和八年)・鳥取地震(一九四三年・昭和八年)・東南海地震(一九四四年・昭和一九年)・三河地震(一九四五年・昭和二〇年)などがおこり、戦時救護に派遣さ

れる看護婦が増える中でも災害救護は続けられ、看護婦の人員不足の場合は看護婦生徒も救護員に加えられた。

また太平洋戦争の末期には、各都市が空襲による大被害が発生し、多数の死傷者が発生したため、看護婦生徒もその救護活動に加わった。中には遺体処理を担当した生徒もいた。<sup>31)</sup>

〔奥丹後地震〕 一九二七(昭和二年)三月七日夕刻に、京都府東北部の奥丹後地方に大地震があり、日本赤十字社京都支部・大阪支部などから救護班が派遣された。京都支部救護班の中には看護婦生徒一〇名が加わったと記録されている。<sup>32)</sup>

〔枕崎台風〕 一九四五(昭和二〇)年八月二五日に太平洋戦争が終結したが、国内各地の軍病院へ派遣された赤十字救護班はそのまま救護活動を続けていた。しかも戦後になっても、新たに戦後処理のための臨時救護班が編成されていた。島根支部では、中部軍管区から臨時救護班四班の編成が要請され、浜田と鳥取の軍病院へ派遣された。そのいずれの班にも看護婦生徒が数名ずつ加わっていた。そのうちの島根第四班は広島県の大野陸軍病院へ転属した。この病院は厳島神社のある宮島の対岸にあった。

八月六日の広島への原爆投下により被爆者が次々と搬

送されてきたので、島根支部救護班の看護婦生徒たちも被爆者の救護に従事した。ところが、九月一七日に大型の枕崎台風が広島市を襲い、多大の被害をもたらした。大野陸軍病院の本館は大規模な山津波(王右流)に襲われて倒壊し、患者と医療従事者に多くの犠牲者を出した。その中には島根支部救護班の看護婦生徒二名もいた。この二名はその夜、被爆患者の病棟で当直勤務中であつた。<sup>33)</sup> 災害から患者の身を守ろうとして共に犠牲者となり、戦後を生きることはできなかつた。

## 5 災害救護と赤十字看護婦生徒

一九一一明治四四年に出版された『救護員生徒教育資料』(日本赤十字社編)は、「災害救護事業」という章を設けて解説し、赤十字救護員の特に注意すべき点として、「災害地に派遣せられ、咄嗟(とつさ)の間に救護所を開設する場合に於いては、最も敏活なる処置と最も周到なる思慮と尚且つ懇切とを要することは是れなり」と述べ<sup>34)</sup>、さらに次のような心がまえの必要性を説いている。

災害の救護なるものは、咄嗟混雑の場合に救護を

実施するものなれば、治療看護上の施設意の如くならざるは勿論、救護員それ自身の動作に於いてさへも甚だ不自由を感ずることあるべし、されば救護員たるものは如何なる災害救護に遭遇するも狼狽(ろうたい)することなく、沈着にして敏活に処置し能く簡単に応急の施設を為し、以て常に罹災の負傷者を救護するの心懸けあるを要す。<sup>35)</sup>

この書物の出版は、初代社長佐野常民の永眠後であるが、すでに佐野の在世中に出版された『看護学教程』(一八九六年・明治二九年刊)の序文には、赤十字看護婦の守るべき十カ条の教訓がみられる。そのうち次のような項目は、特に災害救護に欠かせない教訓といえよう。

忍耐ニシテ事ニ屈セザルコト

周密ニシテ作業ニ敏活ナルコト<sup>36)</sup>

また一八九八(明治三二)年に佐野社長名で発布された「日本赤十字社看護婦訓誡」の後半部にある二十カ条の教訓には、戦時救護にかぎらず災害救護の場合にも守るべき条項がみられる。

一 治療ノ介補ハ敏活ニシテ、且ツ静肅ヲ守リ、傷病者

ヲ看護スルニ当タリテハ、愛憎偏頗ノ心ナク忠良易直、懇篤親切ヲ旨トスベシ

八 艱苦(こんく)ヲ忍ビ欠乏ニ堪フルハ、救護員タル者ノ本分ナレバ、宿舍ノ陋隘、食物被服ノ粗悪ナル場合、或ハ劇務夜ヲ徹スル等ノコトモアルモ、決シテ不平ヲ鳴ラスベカラズ。<sup>37)</sup>

このように赤十字看護教育では、早くから実務教育と共に精神教育を重視したので、たとえ修学中の看護婦生徒であつても、突然の災害救護派遣にも応じることができたのである。

明治・大正期の看護婦生徒の入学資格は、高等小学校卒業の学力をもつ者(現在の中学二年終了と同等)で、年齢は明治期は二〇歳以上(のち二六歳以上になる)から三〇歳まで、大正・昭和期は一六歳から二十五歳であり、同学年でも年齢の幅があつた。

また高等小学校卒業後も、さまざまな職業学校(看護婦・産婆・教員など)で学んだ者、職業体験のある者(看護婦・産婆・教員・事務員など)も多かつた。したがって入学前にすでに社会人としての体験をもつ者が多かつたので、突然の災害救護活動で、一般住民に接する上に役立っていたと考え

られる。

昭和期になると高等女学校卒業が入学資格となり、卒業後すぐに入学する者が増えていったが、年齢の上限は二五歳であったから、社会生活体験者はまだかなり存在した<sup>38)</sup>。

看護職による災害救護活動は、二〇世紀末の阪神・淡路大震災(一九九五年・平成七年)を機に広まったが、赤十字看護婦と生徒はすでにその一世紀以上前から、交通不便な中を徒歩で被災地へ行き、設備が不十分な宿舍や食事の生活にもかかわらず、懇切な看護を続けていたのである。

初代社長佐野は、すでに磐梯山噴火や濃尾地震の際に自身も災害地へ赴き、被災者の状況と救護員の活動を見ていたので、救護班派遣に際しては常に具体的な訓示をおこなっていた。佐野は幼年期に佐賀に居住し、子年の大風とよばれる巨大台風(一八二八年・文政一一年)に伴う高潮被害のため、佐賀藩内で二万人以上の死者が出た大災害に遭遇したはずである(シーボルト台風ともいう)。この体験から、早くより災害救護にも関心が深かったのではないかと考えられる。

一八九三明治二〇年に日本赤十字社病院看護婦養成所の第一回生が三年半の修学と実務を終えて解散式を迎えた際の佐野社長告示の中の「平時ト雖モ天災ノ救護ハ何時ヲ

期ス可カラズ」の言葉は、その後の看護婦生徒の災害救護活動を支え、赤十字事業に寄与することとなった<sup>39)</sup>。

付記

近代における日本赤十字社看護婦の養成に関する規則のうち、修学中の疾病・傷害・死亡などに関しては、次のように記載されている。

「日本赤十字社救護員養成規則(明治四二年一月一日)

第二十四条 生徒及候補生疾病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹

リタルトキハ社費ヲ以テ之ヲ治療ス

第二十五条 生徒及候補生勤務ニ起因シタル傷痍疾

病ノ為メ廢疾不具ト為リ又ハ死亡シタル者ニハ第四表ノ手当ヲ給ス

「日本赤十字社救護員看護婦生徒 救護看護婦長候補生養成規則(昭和八年一月二日)

第二十二條 生徒及候補生疾病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹

リタルトキハ社費ヲ以テ之ヲ治療ス(下略)

注  
第二十三條 生徒及候補生傷痍疾病ノ為メ廢疾不具ト為リ又ハ死亡シタル者ニハ第四表ノ手当ヲ給ス

- 1 卒業看護婦ニ対シ佐野社長之諭旨(小冊子)一〇三頁。同右 一頁。
- 2 同右 四頁。
- 3 日本赤十字社秋田県支部編・刊 百年史(一九八八年)七七頁。
- 4 日本赤十字社編・刊 日本赤十字社史稿(一九一二年)一五七八頁。
- 5 同右 一六六六〜六七頁。
- 6 同右 一五九四頁。
- 7 同右 一七一〇頁。〜二二頁。
- 8 同右 一六七九〜八一頁。
- 9 同右 一六四〇〜四一頁。
- 10 同右 一七二六〜二七頁。
- 11 同右 一六九〇〜九三頁。
- 12 日本赤十字社編・刊 大正十二年関東大震災 日本赤十字社救護誌(一九三五年)七五四頁。
- 13 同右 七五四頁。
- 14 飯塚スヅ わたしの看護昭和史(一九八七年)日本看護協

会出版会 二八〇三三頁。  
16に同じ 一八五頁。

- 19 同右 一八六頁。
- 20 日本赤十字社富山県支部編・刊 支部百年史(一九九一年)二〇一〜二〇五頁。
- 21 日高一郎他 私は戦犯なのか―従軍看護婦物語(二〇〇九年)日刊現代 三八〇四二頁。
- 22 16に同じ 三三六頁。
- 23 同右 三四九頁。
- 24 同右 三四四頁。四一〇〜四二二頁。
- 25 日本赤十字社茨城県支部編・刊 百年のあゆみ(一九八八年)二一九〜二二〇頁。
- 26 大阪赤十字病院編・刊 大阪赤十字病院九〇年史(二〇〇〇年)二五六頁。
- 27 日本赤十字社編・刊 日本赤十字社史稿 第4巻(一九五七年)二六〇頁。
- 28 日本赤十字社大阪府支部編・刊 赤十字の旗なにわに百年(一九八九年)二九一頁。
- 29 同右 三四三〜三四六頁。
- 30 同右 二二九頁。
- 31 27に同じ 二五八頁。
- 32 日本赤十字社島根県支部編・刊 日本赤十字社島根県支部百年史(一九九〇年)七五六〜七五七頁。
- 33 日本赤十字社編 救護員生徒 教育資料(一九一二年)日本赤十字社発行所 三九三頁。
- 34 同右 三九四〜三九五頁。
- 35 日本赤十字社編・刊 看護学教程(一九八六年)四一五頁。
- 36

37 日本赤十字社看護婦訓誡(小冊子)(二八九八年) 八頁・十頁。

38 山崎裕二 他 戦前の日本赤十字社看護婦生徒の履歴(第一報)日本看護歴史学会第一二回学術集会講演集(二〇〇七年)六四〜六五頁。

川原由佳里 他 同右(第二報) 同会第三二回学術集会講演集(二〇〇八年)三五〜三六頁。

樋口佳栄 他 戦時中の日本赤十字社看護婦生徒の履歴

同会第三三回学術集会講演集(二〇〇九)四六〜四七頁。

39 卒業看護婦二対シ佐野社長之諭告(小冊子)一三頁。

インタビュー…日赤看護婦・戦時救護活動

病院船と横須賀海軍通信学校での救護

— 故高橋とよ氏(旧姓 渡辺)の戦時救護活動

インタビュー…新沼剛  
日本赤十字秋田看護大学講師、IHS研究員

令和元年度日本赤十字国際人道研究センターの事業の一環として、令和元年九月六日、元石巻赤十字病院看護婦で第四六救護班(日中戦争)および第五七〇班(第二次世界大戦)で戦時救護に従事した高橋とよ氏(旧姓 渡辺)について、三女の佐藤三代子氏および孫の佐藤ちひろ氏に聞き取り調査を行ったのでここに報告する。



高橋とよ氏

高橋とよ氏 プロフィール

- 一九一三年(大正二年)七月一日 宮城県石巻市で生まれる
- 一九三〇年(昭和五年)四月 日本赤十字社宮城支部救護員養成所入所
- 一九三三年(昭和八年)三月 同養成所卒業
- 一九三三年(昭和八年)四月 石巻赤十字病院勤務
- 一九三七年(昭和十二年)九月二二日 第四六救護班召集(看護婦)。病院船(筑波丸・竜興丸)勤務
- 一九三九年(昭和十四年)九月二日 召集解除
- 一九四四年(昭和十九年)四月一八日 第五七〇班召集(看護婦長)。横須賀海軍通信学校勤務
- 一九四五年(昭和二十年)七月二二日 横須賀海軍通信学校閉鎖に伴い、野比海軍病院東山分院(福島)に転勤。
- 一九四五年(昭和二十年)九月二二日 召集解除
- 二〇〇三年(平成十五年)一月九日 逝去

## 看護婦を目指すきっかけ

高橋とよ氏は、父、母、兄二人、姉三人、第一人の九人家族で育った。父は宮大工の棟梁であったが、とよ氏が幼少のときに亡くなり、貧しい家庭環境の中、家族全員で助け合いながら成長した。

学ぶことが好きで、経済的負担をかけることなく勉強ができる日本赤十字社宮城支部救護員養成所の存在を知り、「毎日新しい知識を得ることはとても運が良いことだし、願ってもない機会だ」と思い、「(養成所に)飛びついた」と後年語っている。

## 第四六救護班

既に兄二人が出征していたため、母は、「行かないで済むのなら、行かないでくれ」と従軍するのを泣きながら引き止めようとした。しかし、「いまこそ(養成所で)三年間学ばせていただいたご恩を返すとき。救護に行くのであつて、戦いに行くのではない」と言つて、母を説得した。とよ氏が出征中、母は毎日陰膳して無事の帰還を祈った。

第四六救護班では、看護婦として、病院船筑波丸と竜興丸に乗り、日本と中国を合わせて四四回航海した。第四六救護班には、のちにナイチンゲール記章を受章する加藤きん女史(一九五三年受賞)と細川ふみこ女史(一九七五年受賞)が看護婦長として配属されていた。

とよ氏は家族に従軍体験について多くを語らなかつたが、病院船で外科手術の助手を担当したときのことを振り返り、「(兵隊の)切断された片足のあの重みと手心えは忘れられない」、「ケガで切断するしかなかった兵士が、夜になると、もうないはずの手足を痛がり、さすってほしいと頼まれたこともあつた」と娘や孫に話していたという。

## 第五七〇救護班

第五七〇救護班召集の際、母は「前(第四六救護班)も無事に帰ってきたんだから、今回も大丈夫」と言われ、引き止めはしなかつた。

同班では看護婦長として横須賀海軍通信学校に勤務し、同校の練習生や下士官の健康診断・予防接種および入院患者の看護などに従事した。同校に勤務する軍医は概ね親切で、十分な食事が提供されるとともに、班員慰問として映

画鑑賞が許可されることもあつた。しかし、戦況の悪化とともに、救護員の業務は救護業務に止まらず、防空壕掘りや農耕作業などの業務も行うようになった。

本土爆撃が激しさを増す中、一九四五年七月一〇日、同校の閉鎖が決定され、翌日一一日、福島県の野比海軍病院東山分院へ転動することになった。同分院は旅館を接収して設置された。しかし、通信学校と異なり、食糧だけでなく医療資器材も不足していた。搬送される患者には栄養失調の者が多かったが、十分な食事や看護を提供できないことに班員たちは心を痛めた。

終戦は同分院で迎えた。とよ氏が作成した救護班総報告書には、「昭和二十年八月十五日勅書煥発セラレ悲涙ノ中ニ敵二降ル」と記述されている。佐藤正雄分院長(海軍軍医中佐)と班員たちとともに、玉音放送を聴き、涙した。

とよ氏は五一六日間無欠勤で看護婦長としての職務を全うした。同救護班では、気管支炎や腸炎などで体調を崩す班員が絶えなかつたが、一人の犠牲者も出さずに召集解除を迎えられたことを誇りに思っていた。

## 団結力

看護婦長として従軍した第五七〇班の班員たちは強い団結力で結ばれていた。同班の看護婦であつた石淵サツキ(旧姓大浦)は、以下のように証言している。

私たちが、甲、乙、臨時の区別なく、常に姉妹以上のつながりを持って活動出来たのは、ひとえに、特に注意を与えられなくとも、常に無言で態度、行動で示された婦長殿の姿だつたと思います。婦長殿を見ただけでも、「ピシッ」という緊張感があふれたのはどうしたものだったのか、人格とは恐ろしいもの、あれが私たち五七〇班を最初から最後までつつがなく任務を全うさせた、大きな力であつたと今なお感謝しつつ生きております。

このような素晴らしい婦長殿だからこそなごやかな心豊かな仲間が出来上り、一致団結我が班は何事にも臆することなく、心の優しさをたたえて周囲を明るくし、軍医長殿はじめ、軍医殿、衛生兵、患者ともども一家族のように過ごせたのだと思います。

戦後も第五七〇班の班員との交流は続いた。年に一度、元班員たちは宮城県や福島県で「婦長殿を囲む会」を開催し、

とよ氏は毎回楽しそうにしていたという。同班に看護婦として召集され、戦後、アメリカ人と結婚した佐々木たき子は、毎年アメリカから駆けつけ、参加していた。とよ氏が亡くなったときには、「婦長殿は大変立派で公平な方でした。私は若くてドジでしたが、かばってくださったことはあっても、一度も怒られたことはありません。陰で努力しているところを見てくれていました。誰にでも上下の区別なく公平に振る舞う方でした。本当に残念です。日本に帰っても、私には身内もないし、帰る目的がなくなりまして。婦長殿に会うために毎年日本に帰っていたんです。」と電話口で語っていたという。

## 細川ふみこ女史との親交

第四六救護班で上司だった細川ふみこ女史は宮城県沼田町(現登米市)出身で、一九二七年昭和二年三月、日本赤十字社病院救護看護婦養成所卒業後、一年六カ月間、聖ルカ国際病院の看護婦とともに訪問看護事業に従事し、我が国の保健師活動の萌芽に寄与した。また、第四六救護班のほか、第二次世界大戦中の第四三九救護班(一九四三年四月〜一九四六年四月)では中支(中国大陸中部地方)の野戦病院およ

び陸軍病院で救護活動に当たり、通算五年三カ月にわたり救護班の看護婦長として班員を統率した。戦後も、石巻赤十字病院看護婦監督として、いち早く完全看護を導入するとともに、石巻赤十字看護学院(現石巻赤十字看護専門学校)の設立にも大きく貢献した。

とよ氏は第四六救護班の看護婦として従軍中、細川女史から多大な薫陶を受けた。そして細川女史を深く慕い、終生「婦長殿」と呼んでいた。「従軍中に殉職した看護婦たちの墓参りを欠かさず続けられていて、あんな偉い人はいない。」とよく語っていた。そして、一九七五年、細川女史がナイチンゲール記章を受章したときは、自分のことのように心から喜んだ。

日本赤十字社宮城支部から派遣された救護員の証言をまとめた『道 日本赤十字社宮城県支部従軍看護婦の記録』(以下、『道』)の編纂では、ともに編集委員会の顧問を務め、戦時救護の体験を後世に語り継ぐことに尽力した。

二〇〇三年一月九日、とよ氏は細川女史よりも先にこの世を去った。細川女史は療養中の身でありながら、葬儀に参列するために仙台から石巻に駆け付け、茶毘に付せられる前のとよ氏の顔を見ながら、「とよさん、とよさん、駄目だよ、私より先に逝っちゃ。」と言い、とよ氏の手を握りな

がら、別れを偲んでいたという。

## 短歌

とよ氏は文化的で、書道や短歌を嗜んだ。書道は書家名鑑に名前が載るほどの腕前であった。短歌についても、六〇歳を過ぎてから石巻市内の「老人大学」という短歌クラブに通い学んだ。『道』にはいくつかの短歌が残されている。

若き傷兵病院船の食事に涙しつつ

現地の戦友に喰せたと言へり

台風の荒れ狂う海には傷兵は

「船を止めて」と力なく言いき

盲ひたる傷兵の食事の色と形

説きつつ介助す声を明るく

戦後、家族に従軍体験について多くを語らずとも、戦争で傷つき亡くなった兵士たちの惨状と戦争の中にも人道を実現しようと努力したとよ氏の姿がこれらの歌から浮かび

上がってくる。

## 継承される人道の精神

二〇一一年三月一日、とよ氏の自宅は東日本大震災で被災し、自宅に大切に保管されていた従軍看護婦時代の遺品をすべて流失した。

だが、とよ氏が実践した人道の精神は孫の佐藤ちひろ氏の中に生き続けている。ちひろ氏は、高校卒業後、ジュネーブに留学し、その後、国際赤十字赤新月社連盟に約九年半勤務し、二〇一四年から赤十字国際委員会本部に人事担当の職員として勤務している。ちひろ氏はとよ氏の生涯を振り返り、以下のように述べている

祖母の家には毅然とした日赤の救護服姿の祖母の写

真が誇らしげに飾られていて、幼少期から、祖母はた

だ者ではないと思っていました。また、祖母の病院船

での従軍体験は、当時子どもだった私にも戦争の悲惨

さが強烈に伝わる貴重な実話でした。このように、祖

母の存在は私の現在のキャリアに多かれ少なかれ影響を与えたのだと思います。私は二〇〇五年に夢であっ

た赤十字に貢献する仕事に就くことができ、間もなく一五年になろうとしています。もちろん私は大きな赤十字運動のほんの一部に過ぎませんが、それは私にとって大きな誇りです。一つだけ残念なことは赤十字に勤める姿を祖母に見せてあげられなかったことです。でも祖母は天国で喜んでいてくれるでしょうし、見守っていてくれると信じています。

とよ氏の人道の精神は、世代を超え、確実に孫のちひろ氏に受け継がれている。

#### 謝辞

この度、とよ氏の生い立ちについて、三女の佐藤三代子氏および孫の佐藤ちひろ氏にご証言いただきました。そして、とよ氏と同居されていた長女の高橋三枝子氏は多くの貴重な情報をご提供くださいました。また、日本



佐藤ちひろ氏

赤十字国際委員会本部にて2018年撮影

赤十字社看護婦同方会宮城県支部の活動を通し、細川ふみこ女史と交流のあった齋田トキ子氏(二〇〇九年ナイチンゲール記章受賞)からも貴重な証言を頂戴しました。さらに、金子氏(二〇一三年ナイチンゲール記章受賞)は聞き取り協力者として齋田氏をご紹介くださいました。本調査にご協力くださった方々に深く感謝申し上げます。

#### 注

1 失った四肢の位置に痛みを感じる「幻肢痛」と考えられる。

#### 参考文献・資料

日本赤十字社看護婦同方会宮城県支部(一九八四)・道…日本赤十字社宮城県支部従軍看護婦の記録、日本赤十字社看護婦同方会宮城県支部。  
石巻赤十字看護専門学校同窓会(二〇〇七)・看護教育八十年の歩み、石巻赤十字看護専門学校同窓会。  
日本赤十字社(一九四四)・第五七〇救護班 業務報告書。  
日本赤十字社看護婦同方会(二〇〇六)・博愛の道永遠なる歩み…ナイチンゲール記章に輝く人々、日本赤十字社看護婦同方会。

#### エッセイ

## 国際赤十字・赤新月社連盟アフリカ地域事務所での二年間を振り返って

永積健太郎

日本赤十字社事業局国際部主幹

二〇一七年六月から二〇一九年三月まで、筆者はケニアのナイロビにある国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)アフリカ地域事務所のパートナースhip推進部長として活動した。帰国してから六カ月以上経ち、次第にナイロビでの仕事や生活の記憶が薄れつつある中、ナイロビでの二年間の活動を振り返ってみたい。

### 1 ナイロビの連盟アフリカ地域事務所

ナイロビの地域事務所はサハラ砂漠以南のアフリカ(サブサハラアフリカ)四九か国を管轄している。マリ人の女性医師の所長の下に財政・管理、人事、IT及びセキュリティの四部及び法務アドバイザーが置かれ、副所長の下に災害

対応、保健、ロジスティクス、パートナースhip推進、広報及びポリシー・戦略・知識の六部が置かれ、総勢約八〇人である。また東アフリカ、中央アフリカ、南部アフリカ、アフリカ西海岸、サヘル及びインド洋の六か所のクラスター事務所とソマリア、南スーダン、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、シエラレオネ及びニジェールの各事務所も管下に置く。所長はマリ保健大臣や社会問題大臣を務めたのちWHOのコンゴ共和国やエチオピアの事務所長も務めた人物である。私の上司の副所長はアメリカ人で、連盟本部事務局の国際関係・戦略的パートナースhip課長や連盟のイスラエル事務所長を務めていた。同僚部長の国籍はネパール、イギリス・ケニア、ナイジェリアなど様々であった。



エチオピア、スーダン及びソマリアの救援説明のために、サウジアラビアのサルマン国王人道支援・救援センターを訪問。写真右が筆者



執務室で同僚たちと筆者（写真中央）

## 2 パートナリシップ推進部長の仕事

パートナーシップ推進部長の任務はサブサハラアフリカ四九か国の赤十字・赤新月社の救援や開発協力事業にかかる財源確保及びこれら各社の財源確保能力向上の支援である。また地域事務所のマネジメントチームの一員として、地域の長期及び年次事業計画・予算策定プロセスに参画し、また災害時には地域事務所のタスクフォースの一員として活動する。

具体的には、既存のパートナー団体との連携強化や新規救援のためのコンセプトノートを策定し、中国商務省に支援を要請した。

またサウジアラビアのサルマン国王人道支援・救援センターが連盟を通じたアジア・中東及びアフリカの社の救援事業の支援に関心を示したため、同国を訪問し、エチオピア、スーダン、ソマリアの救援における同国との連携を視野に援助のコンセプトについて協議した。

また教育が連盟の重点事業分野になったことに伴い、ナイロビのポリシー・戦略・知識部とも連携しながらケニア

パートナーとの関係構築、救援や開発協力のための財源確保とアフリカの各社の国内における財源確保能力の向上支援、連盟パートナーシップ推進部自体の組織強化がある。

### (1) パートナー団体との連携強化と関係構築

パートナー団体とは、連盟が調整する救援や開発協力への支援を行う団体であるが、既存のパートナー団体としては欧米、日本、香港の赤十字社や政府がある。特に既存のパートナー団体には、災害時など救援資金拠出にあたり必要な救援活動の状況や支援国社の資金拠出状況の情報などを積極的に提供する必要がある。

一方、新規パートナー団体の開拓も重要であり、中でもGDPで世界第二位の中国はアフリカへの投資を積極的に推進しており、連盟副会長でもある中国紅十字会会長は中国が推進する「二帯一路」政策に沿ってアフリカ各社への援助に関心を示している。

しかし、中国紅十字会は連盟が近年発表したアフリカの災害への緊急救援アピールに全く応えていなかった。そこで中国政府とのパートナーシップ構築のため、連盟アジア・大洋州地域事務所、東アジアクラスター事務所及び中国紅十字会と連携し、ウガンダ、タンザニア、ルワンダの難民

教育省、UNICEF、UNHCR、欧州委員会人道援助・市民保護総局（ECHO）、ケニア赤十字社の各代表の参加を得て人道教育にかかるワークショップを開催し、災害時における連携の必要性について確認した。

### (2) 連盟の調整している救援のための財源確保

私の在任期間、連盟はアフリカの災害、人口移動、疾病の救援活動のために一〇件の緊急アピールを発表した。発表直後、支援社に対して救援事業の戦略、進捗状況や課題などについて説明するため欧米、日本、香港などの赤十字社の代表、ICRCなどが参加してスカイプ会議を開催した。会議後、各社の具体的な質問に答えるために個別のスカイプ会議や電話会議を開催して支援国社の理解を深める努力を行った。

また支援社や政府等に対しては、救援事業の現場を見てもらい、加えて進捗状況や課題について定期的に報告するとともに、説明責任を果たし将来に渡って支援を促していくことも重要である。二〇一七年は、エチオピア、ソマリア、ケニアなど東アフリカの国々が干ばつ等による食料危機に見舞われ、連盟緊急アピールへの赤十字社や政府の資金拠出で救援活動が展開された。これに対し、連盟が調整

している救援や開発協力が年間一、〇〇〇万スイスフラン（約一〇億円）以上拠出している国々（日本含む）の支援国諮問グループ（Donor Advisory Group, DAG）の代表一行をエチオピア北部の救援現場に招待した。



カメルーンの国内避難民救援にかかるスカイプ会議に参加する連盟職員と筆者（写真右）

ヨーロッパの各社はアフリカへの多くの開発協力から撤退を余儀なくされた。その際、事業費や人件費などの多くをヨーロッパ各社に依存していたアフリカ各社は事業を継続できなかつたり、人件費の支払いが難しくなるなど大きな打撃を受けた。これを教訓として、アフリカ各社ではこれから資金を国内で確保することを強く意識するようになった。連盟はこうした各社の財源確保能力の向上を推進している。私はアフリカ西海岸、南部アフリカ、インド洋の各社の幹部会議等で財源確保活動に関するプレゼンを行った。例えば会費の使途報告や会員に対する適切な顕彰、また会費のような無指定の財源から主要事業以外の人件費や管理費等も充当することなどを助言した。一方大使館等の訪問に際しては、アニュアルレポートを持参すること、最初の訪問時は良好な関係構築や社の活動への理解に焦点を絞り、援助要請を行うのは二回目以降とすることなどを説明した。援助要請は入り口ではなく出口であるべきであること、有料の救急法講習の提供、不動産の活用等による資金醸成事業にあたっては、必ずキャッシュフロー分析を実施することなども助言した。

### (3) 開発協力事業のための財源確保

連盟はアフリカ各社の開発協力のために、各社のニーズをもとに、事業計画及び予算を作成し、援助要請を行ってきた。事業計画や予算を発表する前には、援助社とのやり取りを踏まえ、事前に援助国の赤十字社や政府等からの資金拠出額の見通しを立てる。また主要援助社・援助機関、今後援助を拡大する可能性のある社（訪問などを通じてフォローアップすべき社）などについても分析する。

年次の事業計画は、連盟内部向けの計画、モニタリング、評価、報告（P M E R）のツールとしては活用できるとしても、大部で写真も少なく資金醸成のツールとしては最適ではないこともあり、よりビジュアルに訴えるマーケティング・ドキュメント（セールス用の冊子）の策定も手掛けた。

また開発協力事業への戦略的な財源確保を検討するための財源確保検討委員会も立ち上げた。

### (4) アフリカの社の国内における財源確保能力の向上への協力

近年、連盟では、各国赤十字・赤新月社が国外のパートナー団体に依存することなく、いかに主要な活動費、人件費、管理費などを確保するかが重要な課題となっている。二〇〇七年から二〇〇八年の世界金融危機の余波を受け

### (5) 困難な職員採用

活動資金確保のためにはパートナーシップ推進にかかる連盟の人員強化も図らなければならない。この業務は、私のほかアフリカ地域事務所のケニア人シニアオフィサーやアフリカ西海岸クラスター事務所のアメリカ人シニアアドバイザーなど六人が担当したが、私の赴任中、アフリカ開発銀行との関係構築のために同行本部のあるコートジボワールのアビジャンにシニアオフィサーを配置した。

通常、オフィサーは公募による応募者の中から書類選考と業務関連の筆記試験に合格した者から面接を経て選ばれる。その際、業務分野の経験や実績、チームワーク能力、英語力などが評価される。

アビジャンのシニアオフィサーの採用は大変であった。アフリカ開発銀行関連の援助業務経験のほか、英語及びフランス語の堪能さや連盟の財政的制約から現地人であることなどの条件がある。また連盟が提示する給与が本人の希望に合わなかつたり、候補者が一人しかおらず、再度募集をかけなければならなかつたなど様々である。結局、採用に一〇カ月かかり、私の任期中には、アビジャン駐在のシニアオフィサーとは仕事ができなかつたのが残念だった。

### 3 二年間を振り返って——成果と課題

在任中、連盟幹部職員らとともに財源確保検討委員会を立ち上げたことは大きな成果の一つだった。また有料の救急法講習の実施や診療所の運営を通じたアフリカの社の国内における財源確保に寄与できたこと、UNICEF、UNHCR、ECHOなど国連や欧州連合機関と人道教育について協議ができたことも貴重な経験であった。さらに中国商務省やサウジアラビアのサルマン国王人道支援・救済センターにも支援要請の枠を広げられたことは、欧米や日本に偏りがちな支援国の裾野を広げる意味で重要なことであつた。

一方、長年、連盟を通じて防災・減災、保健衛生、赤十字・赤新月社の組織開発などアフリカ各社への開発協力を実施してきた西欧諸国の赤十字社や政府は、近年の財政難や援助方針の改定に伴い、優先分野を絞りこんで援助事業を実施する傾向にあり、援助対象から外れた分野に新たな援助団体を探するのが容易ではなかつた。

重点開発協力事業を定め、事業部門や広報部門とともにいかに対象事業の支援者を獲得するかがパートナーシップ光栄であつた。約二年間に渡り連盟のアフリカ地域事務所において活動するという貴重な機会を提供して下さった日本赤十字社に感謝し、原稿を締めくくることがしたい。



ケニアのマサイマラ国立保護区にあるマサイ族の村を訪ねて。(右から二番目が筆者)

推進業務の課題である。例えば、南部アフリカの防災・減災活動については、南部アフリカ開発共同体のようなアフリカの地域間機関と連携した事業を立ち上げるなどして、二国間の開発協力や他の援助機関が実施する開発協力との差別化をいかに図るかという課題もある。

また連盟が世界各地で調整している年次事業すべてに共通するが、提示している事業計画と予算は単年度分のみであり、欧州連合国際協力・開発総局(DEVCO)など大規模な開発事業への援助を確保するためには、五年程度の事業計画及び予算の提示が不可欠となっている。長期的な開発協力事業の策定は引き続き課題である。

#### 最後に

サブサハラアフリカは高い潜在的成長性を持つといわれるが、二〇一八年の人間開発指数(HDI)によれば、低人間開発国三八か国の内、三二か国はサブサハラアフリカの国である。保健、人口移動、災害などの面から多くの課題を抱え、人道支援ニーズの極めて高いサブサハラアフリカ。その四九か国の赤十字社の救済と開発協力にかかる財源確保活動に連盟事務局の立場から携わることができたことは

## 日本赤十字国際人道研究センター

## 【所長】

井上 忠男 (日本赤十字秋田看護大学特任教授)

## 【副所長兼研究員】

角田 敦彦 (日本赤十字看護大学講師)

## 【研究員】

根本 昌宏 (日本赤十字北海道看護大学教授)

廣渡 太郎 (日本赤十字秋田看護大学・短期大学教授)

齋藤 和樹 (日本赤十字秋田看護大学・短期大学准教授)

萩原 麻紀 (日本赤十字秋田看護大学・短期大学講師)

佐藤 美恵子 (日本赤十字秋田看護大学・短期大学講師)

佐藤 美佳 (日本赤十字秋田看護大学・短期大学講師)

新沼 剛 (日本赤十字秋田看護大学・短期大学講師)

川原 由佳里 (日本赤十字看護大学教授)

小林 洋子 (日本赤十字豊田看護大学教授)

鈴木 清史 (日本赤十字九州国際看護大学教授)

齊藤 彰彦 (日本赤十字社事業局国際部企画係長)

森 正尚 (日本赤十字社大阪府支部振興部青少年・ボランティア課長)

## 【客員研究員】

大川 四郎 (愛知大学大学院法学研究科教授)

河合 利修 (日本大学法学部法律学科教授)

## 編集後記

◆今年2020年は、オリンピック一色となりそうですが、一方で第二次世界大戦の終結から75周年にもあたります。戦後世代が8割以上となり、大戦の記憶も国民の間で薄れつつありますが、今日、私たちが享受する人権と人道の確保が世界の普遍的価値として決定づけられたのは、まさに第二次世界大戦の人類の悲惨な出来事が原体験となりました。その出来事の一つは今年75周年を迎える広島・長崎への原爆投下という無差別大量殺りくでした。そしてもう一つは、600万人以上のユダヤ人が犠牲になったとされるいわゆるホロコーストでした。その象徴ともいえるアウシュビッツ強制収容所が開設されてから今年6月で80周年を迎えます。「人類の負の遺産」とも呼ばれるこれら歴史上の出来事に、今年は世界の人々が今一度思いを馳せる年でありたいと思います。(T)

◆グローバル化が進んだ今日、地球環境問題は喫緊の課題の一つです。これら地球的課題への取り組みには、国家はもとより非政府組織(NGO)、市民など多様な担い手が必要です。対人地雷禁止条約や核兵器禁止条約が、国でなく市民の声から実現したように、地球を青いま将来の世代に引き渡すには、一人ひとりの想像力と具体的な行動が必要に思われます。核を武器やエネルギーとして利用しようとしてきた人間は、その制御が非常に困難な力に自ら圧倒されることを想像できたでしょうか。あるいは、地球の裏側で進む気候変動が、自らの生活に大きな影響を及ぼすことを想像できるでしょうか。残念ながら、便利な生活に慣れてしまった私たちの想像力は、より快適な生活をという利己心のカーテンによってその光を遮断されているようです。大戦後の節目となる今年、静かに、しかし確実に私たちのいのちや住むところを奪う大きな力について考えてみたいものです。(A)

◆今回もまた様々なご寄稿・ご投稿をいただき、第9巻目の「人道研究ジャーナル」発行の運びとなりました。発行にご協力頂いた皆様に心より感謝申し上げます。オリンピックが終わる頃には次号の作成に取りかかる予定です。より充実した内容をお届けできるよう努めて参りますので、さらに多くのご投稿をお待ちしております。(事務局)

## 人道研究ジャーナル Vol. 9

ISSN 2186-9413

2020年1月31日初版第一刷発行

◇編集 学校法人日本赤十字学園  
日本赤十字国際人道研究センター

◇発行 株式会社 東信堂

日本赤十字国際人道研究センター  
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-3  
(日本赤十字看護大学内)

Website: <http://www.jrc.ac.jp/>

株式会社 東信堂  
〒113-0023 東京都文京区向丘1-20-6  
TEL. 03-3818-5521 FAX 03-3818-5514  
e-mail [tk203444@fsinet.or.jp](mailto:tk203444@fsinet.or.jp)  
Website <http://www.toshindo-pub.com/>

ISBN 978-4-7989-1617-0 C3031

## 【論文投稿のお問合わせ・提出先】

国内外の人道問題研究者・実践者からのご投稿を歓迎致します。掲載の可否は当センター編集部にて判断させていただきます。投稿についての詳細は下記までお問い合わせください。

日本赤十字国際人道研究センター『人道研究ジャーナル』  
投稿論文受付係 [i.h.s@jrc.ac.jp](mailto:i.h.s@jrc.ac.jp)

## 【バックナンバー】

バックナンバー (Vol.1～Vol.8) をご希望の方は当センターのWebサイト (<http://www.jrc.ac.jp/>) をご覧下さい。

国際法新講〔上〕〔下〕	田畑茂二郎	二九〇〇円
ベインシック条約集(一九九九年版)	編集 葉師寺・坂元・浅田	二七〇〇円
ハインデイ条約集(第2版)	代表 葉師寺・坂元・浅田	二六〇〇円
国際環境条約・資料集	編集 坂元・高岡・田中・葉師寺	一五〇〇円
国際人権条約・宣言集(第3版)	編集 坂元・小栗師・徳川	八六〇〇円
国際機構条約・資料集(第2版)	編集 坂元・西・茂	三八〇〇円
判例国際法(第3版)	代表 安藤・仁・介	三二〇〇円
日中戦後賠償と国際法	代表 浅田・酒井	三九〇〇円
国際法(第4版)	浅田正彦	五二〇〇円
国際環境法の基本原則	浅田正彦	二九〇〇円
講義 国際経済法	松井芳郎	三八〇〇円
国連の金融制裁―法と実務	柳 秀編著	四六〇〇円
新版 国際商取引法	吉村祥子編著	三二〇〇円
国際民事訴訟法・国際私法論集	高 桑 昭	三六〇〇円
21世紀の国際法と海洋法の課題	高 桑 昭	六五〇〇円
国際海洋法の現代的形成	田 中 則 夫	七八〇〇円
国際海峽	坂元茂樹編著	四六〇〇円
条約法の理論と実際	坂元茂樹	四二〇〇円
北極国際法秩序の展望―科学・環境・海洋	稲垣 治 編著	五八〇〇円
北極海のガバナンス	奥脇直也 編著	三六〇〇円
国際立法―国際法の法源論	城山英明 編著	三六〇〇円
小田滋・回想の海洋法	村瀬 信 也	六八〇〇円
小田滋・回想の法学研究	小 田 滋	七六〇〇円
国際法と共に歩んだ六〇年―学歴として	小 田 滋	四八〇〇円
21世紀の国際法秩序―ポストウエスト	R・フウォーク	六八〇〇円
国際法から世界を見る―市民のための展望	川崎孝子訳	三八〇〇円
国際法入門(第3版)	松井芳郎	各二八〇〇円
国際法入門(新訂版)	大沼保昭	三六〇〇円
国際規範としての人権法と人道法	篠原 梓	三二〇〇円
戦争と国際人道法―その歴史と	井上 忠 男	二四〇〇円
人道研究ジャーナル5・6・7・8・9号	黒 澤 満	二〇〇〇円
核兵器のない世界へ―理想への現実的アプローチ	黒 澤 満	二二〇〇円
軍縮問題入門(第4版)	黒 澤 満編著	二五〇〇円

国連の金融制裁	吉村祥子編著	三二〇〇円
法と実務		
国連行政とアカウンタビリティの概念	蓮生郁代	三二〇〇円
国連再生への道標		
2008年アメリカ大統領選挙	吉野 孝 編著	二〇〇〇円
オバマの当選は何を意味するのか	前嶋和弘 編著	二六〇〇円
オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか	吉野 孝 編著	二六〇〇円
オバマ政権と過渡期のアメリカ社会	前嶋和弘 編著	二四〇〇円
選挙 政党 制度 メディア 対外援助	吉野 孝 編著	二五〇〇円
オバマ後のアメリカ政治	前嶋和弘 編著	二五〇〇円
二〇一二年大統領選挙と分断された政治の行方		
ホワイトハウスの広報戦略	M・J・クマー	二八〇〇円
大統領のメッセージを国民に伝えるために	吉牟田 剛訳	二八〇〇円
「帝国」の国際政治学―冷戦後の国際シス	山本吉宣	四七〇〇円
アメリカの介入政策と米州秩序	草野大希	五四〇〇円
複雑システムとしての国際政治		
国際開発協力の政治過程	小川裕子	四〇〇〇円
国際規範の制度化とアメリカ対外援助政策の変容		
国際関係入門―共生の観点から	黒澤 満編	一八〇〇円
国際共生とは何か―平和で公正な社会へ	黒澤 満編	二〇〇〇円
国際共生と広義の安全保障	黒澤 満編	二〇〇〇円
国際交流のための現代プロトコール	阿曾村智子	二八〇〇円
聖書と科学のカルチャー・ウォー	E・C・スコット著	三六〇〇円
概説アメリカの創造―生物進化論争	鶴浦裕・井上徹訳	三六〇〇円
現代アメリカのガン・ポリテイクス	鶴浦 裕	二〇〇〇円
暴走するアメリカ大学スポーツの経済学	宮田由紀夫	二六〇〇円
揺らぐ国際システムの中の日本	柳田辰雄編著	二〇〇〇円
開発援助の介入論	西谷内博美	四六〇〇円
インドの河川浄化政策に見る国境と文化を越える困難		
資源問題の正義	華井和代	三九〇〇円
―コンゴの紛争資源問題と消費者の責任		

## The Journal of Humanitarian Studies Vol.9 (spring) 2020

---

### Contents

1. Commemorate the 70th Anniversary of 1949 Geneva Conventions
  - 1) The 1949 Geneva Conventions 70<sup>th</sup> Anniversary François Bugnion
  - 2) Driving Force for the Development of International Humanitarian Law?:  
The ICRC's Commentaries Kyo Arai
  - 3) The Third Sea Force vs. Humanitarianism Katsuya Yamamoto
  - 4) The United Nations Security Council and Protection of Civilians  
Tomoya Kamino
2. Rwandan Genocide and the Red Cross : Humanity 25 Years On  
Akihiko Saito
3. The Possibility of International Humanitarian Law Dissemination Strategy  
Collaborated with International Medical Relief Activity Mitsuru Masuda
4. From Hiroshima and Nagasaki, 75 Years After Devastation of Atomic Bombing
  - 1) How Should We Hand Down the Facts of Bombing to the Next Generation
  - 2) Passing That Day on to the Present Takuo Takigawa
  - 3) History of Hiroshima Red Cross Hospital & Atomic-bomb Survivors Hospital,  
and Supports of Atomic-bomb Survivors Yoshinari Furukawa
  - 4) Plastic Surgery in Japan, Begun with the Atomic Bomb "Disfiguration of  
Conspicuous Parts as a Handicap" Akiyoshi Hirano
  - 5) Chemical, Biological, Radiological or Nuclear Events: The Humanitarian  
Response Framework of the International Committee of the Red Cross  
Gregor Malich, Robin Coupland, Steve Donnelly and Johnny Nehme
5. Comte's Religion of Humanity and His Dream of an Ideal Society  
Tadao Inoue
6. The 200th Anniversary of the Birth of Florence Nightingale
  - 1) Florence Nightingale Accomplished Eight Achievements Which are not  
Known Hitoe Kanai
  - 2) Florence Nightingale and Henry Dunant--Similarities and Differences  
Pierre Boissier

7. Henry Dunant's Six Days Stay in Castiglione delle Stiviere-From Documents  
and Records of Fondazione Palazzo Bondoni Pastorio Masanao Mori
8. Tokyo Paralympics and the Japanese Red Cross Language Service Volunteers  
Atsuhiko Hata
9. Lessons Learned from the Great Kanto Earthquake of 1923  
Masahito Yamazawa
10. The Disaster Relief Performed by Nursing Students of Japanese Red Cross  
Hospital in Early Modern Japan Ryuko Yoshikawa
11. 《Interview》 War-Time Relief Activities on the Hospital Ship and in Yokosuka  
Naval Communication School
12. Reflections on My Two-Year Assignment to the Africa Regional Office of the  
International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies  
Kentaro Nagazumi